

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5001	5001001	東京税理士会	1	A	資格取得の見直し	税理士資格取得制度の整備(税理士法第3条、第6条、第8条の総合的改正) 税理士法第3条による弁護士、公認会計士への税理士資格付与の廃止、同第8条の行政実務経験者の試験免除の見直し		1. 規制改革の重要項目としての資格取得の位置づけ 貴規制改革・民間開放推進会議におかれましては、その最終年度にあたり重点項目として「11. 資格取得の見直し」として次のように掲げられております。 問題意識 資格制度については、昨今の様々な事件に関連して、問題点も指摘されているところである。また、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点も含め、これまでに前身等の会議において策定してきた資格制度に関する基準・視点について、再検証する必要がある。 検討の方向性等 業務独占資格を中心に	税理士法第3条、第6条、第8条	財務省	○「要望理由」別途資料 ○添付資料 「税理士の資格取得制度及び試験制度に関する意見」
5002	5002001	シグマグループ (株式会社シグマテック、株式会社シグマフェリーズ)	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定として定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会を与え、日本の労働力強化に寄与する為に、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。	日系4世は、出入国管理及び難民認定法第7条、第一項の2の別表第2で、日系3世と同等の資格が付与されていないが、日本在住の一部の4世等(未成年時で3世の親との帯同での入国)には実質的認められている模様だが、不公平である。従い、すべての日系4世に対し日系3世と同等の地位を付与することを強く求める。	入管法	法務省・外務省	在日の日系4世については、3世の両親に帯同して来日している場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本語教育についてもその年齢層によっては、生活に支障をきたすレベルであり、日本での健全な生活を営むこと自体が、問題となっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5003	5003001	東京青年税理士連盟	1	A	税理士資格の特権的付与の廃止に関する意見書	国家試験である税理士試験合格による資格取得が、公平・公正であり、税務官公署職員に対する特権的資格付与は即刻、廃止すべきである。		<p>(1) 当連盟の資格取得制度に関する基本的考え方 ～公正な資格取得制度の確立へ向けて～ 当連盟は、税理士の公正な資格取得は、「国民のための税理士制度」確立のために最も重要なテーマであると考えている。税理士法第3条(税理士の資格)の規定によれば、税理士試験合格による資格取得が原則とされている。しかし、税理士試験合格による資格取得者は、平成17年度末の資料では、税理士全登録者の44.18%(添付参照)と、わずか4割程度にすぎない。さらに、平成17年度新規登録者に至っては、試験合格者の割合は37.41%(添付参照)と4割にすら届かない状況となっている。このことは、既に平成11年12月14日付で行政改革推進本部規制改革委員会が公表した「規制改革についての第2次見解」において指摘されていたところである。その後の改正により、修士については改善されたもののその他の優遇措置については、課題として残っている。このような現状は、税理士法第8条の税務官公署実務経験者に対する試験免除規定に大きく起因している。また、他の要因として、弁護士及び公認会計士には税理士の資質の検証を行うことなく、無条件で資格が与えられていることも挙げられる(税理士法3条3号及び4号)。税理士試験に合格した者に対して、税理士資格を付与するのが、公平・公正であり、原則として、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。税務官公署実務経験者に対する試験免除規定、弁護士、公認会計士に対する資格自動付与規定の存在は、税理士資格そのものの国民に対する信頼性を失うもので、即刻廃止しなければならない。</p> <p>(2) 税務官公署職員に対する特権的資格付与の廃止 税務行政実務経験者については、税理士法8条1項4号乃至10号において、税法科目・会計科目の税理士試験免除規定が設けられている。結果として、税務行政実務経験者については、1科目も税理士試験に合格することなく税理士の資格を取得することが出来ることになるのである。一方、一般受験生が税理士の資格を取得する場合、会計科目2科目・税法科目3科目の計5科目に合格しなければならず、しかもその合格率は約2%という難関試験である。税務官公署出身者が税法に関する事務に従事したことをもって、なぜ、約2%の合格率である難関国家試験である税理士試験税法科目の免除の特典を与えるのか、何故に税理士試験合格と同等以上の資質をもたらすといえるのか、客観的合理性がないうえに、一般受験生に比し著しく不公平であり、公正な資格取得制度といえない。では、「国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第一項に税金の知識がある人ではないのである。よって、その資格取得は「税理士となるのに必要</p>	税理士法第8条1項第1号乃至第10号	財務省	添付資料1 平成17年度末資格別税理士登録者数 添付資料2 税理士法条文(抜粋) 添付資料3 税理士試験合格率
5004	5004001	玉名市	1	A	文化庁の発掘調査基準の見直し(破棄、再考)	根拠法令中の「記6(1)中「この二点についての」以下を削除する。 「通知」の別紙2中(1)及び を削除する。 現長通知に基づき作成された各地方ブロックの「発掘調査基準」中の「基本事項」を廃止する。 今後は、「開発行為に係る埋蔵文化財は、掘削その他直接土砂を動かす行為の外は、いかなる場合であっても発掘は行わず、原位置保存とする。」に改める。	計画段階で埋蔵文化財を破壊しない設計図を作成できる。 文化財発掘に伴う試掘費用、本調査費用等開発者にとっても経費の節減ができる。 埋蔵文化財担当者文化財保護法の本来の目的である文化財の保護と活用に向かわせることができる。 規制改革後の発掘基準が明瞭化されるため、開発側と埋蔵文化財担当側との開発行為者における事前協議が円滑にできるため、目的達成にあたり時間短縮が図られる。	根拠となる法令等は、平成6年7月の「規制改革に関する閣議決定」及び「平成7年総務庁による勧告」に基づいて文化庁次長から各都道府県教育委員会に通知されたものである。この文化庁の趣旨は、規制改革に沿った通知の一面もあるが、それを受けて作成された各地方ブロックの「調査基準」は、むしろ後退し規制の強化になっている。各ブロックの方針は、総務庁勧告の趣旨に反し、発掘すべき基準を引き上げ、その結果発掘件数の増大につながっている。この中には土中保存や現地保存が可能であるにも関わらず、発掘により破壊された多くの遺跡が含まれる。そこで、これらの遺跡を保存し、かつ開発行為者の経費負担の軽減を可能とするために規制の改正による文化財の現地保存を求めるものである。	平成10年9月29日付け庁保記第75号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について(通知)」中の「記6(1)」による別紙2中(1)及び 上記に基づいて作成された平成14年3月31日付け「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」ほか各地方ブロックの調査基準の内「(別紙4)調査基準」	文化庁	添付資料1: 要望理由書 添付資料2: 平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知長あて通知 添付資料3: 平成14年3月31日埋蔵文化財保護対策等九州地区協議会「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」検討結果報告書

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5005	5005001	杉原 司郎	1	A	ハートビル法の一部解釈について 各省庁への通達の要望	床面積2,000㎡以上の福祉施設等で案内設備を設ける場合は、視覚障害者を道等から案内設備に円滑に誘導するための設備の設置が義務付けられている。この設備に線状ブロックや点状ブロックでなく高齢者、身体障害者にもやさしい設備(ソフトマット等)を用いる場合に法令に抵触しない旨を通達等で明確として頂きたい。	線状ブロックや誘導ブロックは多くの施設で敷設されているが、雨濡れによる高齢者の転倒、車椅子等への振動による障害等が問題となる場合がある。高齢者や身体障害者にもやさしい設備(ソフトマット等)が視覚障害者の誘導のための設備として普及すれば、多くの人々に安心感を与え、公共の福祉の増進に資することができる。	前回の回答において視覚障害者の誘導のための設備として、ソフトマット等を用いることは現行制度でも対応可能とのことであった。しかしながら法令には「線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。」となっているため、例示のあるブロックの設置が義務付けられているとの理解がされている事が多く、ソフトマット等の設置が進んでいない状況である。ブロックを用いず「音声その他の方法」のひとつとしてソフトマット等を設置する場合でも法令に抵触しない旨を通達等で明確にして頂きたい。	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律第3条第1項「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律施行令第14条第2項第1号(案内設備までの経路)」	国土交通省	添付資料 パンフレット(誘導ブロックに替わる視覚障害者歩行誘導ソフトマット) 2部 障害者団体からの推薦書 2部 敷設要領書 2部 敷設例 2部
5005	5005002	杉原 司郎	2	A	交通バリアフリー法の一部解釈について 各省庁への通達の要望	交通バリアフリー法に於いて、前回の回答で、現在バリアフリー法第4条に於いて、旅客施設の新設、大改良に際し、事業者に移動円滑化基準への適合を義務付けているところ視覚障害者を誘導する設備については、必ずしも視覚障害者誘導用ブロックである必要はなく、音声その他の方法もみとめている。との事ではあるが、いまだもって関係者(全国都道府県、市町村の建築関係者および建築設計事務所等)の間では、誘導ブロックでなければならないとの解釈が多いため、「その他の方法(ソフトマット等)を含め、回答内容の徹底の通達を要望します。	視覚障害者用ブロック以外の方法については、視覚障害者を連続的に誘導する機能を有していること等の回答で前回の要望については、事実認識との回答を頂きましたが、その回答が各省庁において認識されていないので、通達を要望します。	公共施設、特に、空港内施設、鉄道駅構内等(屋内)において、誘導ブロックの使用範囲の解釈の違いから、視覚障害者以外の人々(施設利用者)に対して、ユニバーサルデザインの観点から平等性に欠ける。	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)第4条 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成12年運輸省、建設省令10号)第8条	国土交通省	同上  視覚障害者用ブロックのJIS化が図られ、その敷設のルールも検討委員会で検討された旨の回答であるが、その他ブロック以外の方法であるソフトマットに関しては、新企画により、全国の障害者団体から推薦を受け、高齢者、身体障害者にもやさしい誘導路である。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5006	5006001	諏訪光司	1	A	一般道路の法定速度を自動車70km/h、原動機付自転車40km/hへ緩和する。	道路交通法施行令、第十一条を「……道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては七十キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時とする」に改正する。		特に北海道などの地域では広大な平野に人家連担のない見通しの良い直線道路が多くあり、大抵は速度規制標識が無く法定速度の60km/hですが、制限速度を60km/h以上に引き上げて交通危険性が增大しにくいと思われる道路が多いので、そのような道路は法定速度以上の速度規制標識を立てて緩和すべきですが、実際には交通警察は標識を新たに設置するための予算要求をしなくてはならないことや、ドライバーの緩和要望に対する現行の法定速度60km/hを盾にした見直し作業の怠慢で現状では進んでいません。よって、自動車の法定速度を交通安全性も考慮した実現可能だと思われる70km/h程度に改正し、速度規制標識を必要とすることなく緩和させるべきです。60km/h以下の制限が必要な道路は今まで通り速度規制標識で制限すれば良いわけです。	「要望理由の続き」 原動機付自転車の40km/hへの緩和についての必要性は、現状の市街地内の一般道路の多くは50ないし40km/h規制であるため、原動機付自転車と自動車との速度差が小さくなり、交通の円滑性、安全性が高まる事です。	警察庁	
5006	5006002	諏訪光司	2	A	住宅地、市街地内の一車線道路の30km/h制限の法定化。	道路交通法施行令、第十一条に「自動車、原動機付自転車共、一車線道路(センターラインの無い道路)を通行する場合の最高速度を三十キロメートル毎時とする」というような条文を追加し、改正する。	日本の市街地と郊外の境界がはっきりしない国土環境ではその基準で法定速度を変えることは無理なので、一車線(センターラインの無い)道路には30km/h程度の低い法定速度を新設規定し、二車線以上の道路には今までの法定速度を規定するという形の方策を採ればよいと考えます。そうすれば、狙いとする、速度規制標識の設置できない細かい住宅地、生活道路はまず一車線であるので、間違いなく法的に規制対象にできるわけです。実際の運用面でもドライバーには、「一車線(センターラインの無い)道路は法定速度30km/hで、二車線以上で速度規制標識の無い道路は今までの法定速度」という風に明確に認識出来るわけです。また、山村部などでセンターラインの無い1.5車線の道路が40km/h規制の道路もありますが、自動車については規制標識速度の方が優先されるため、法定速度の30km/hに下げて走らなければならないことも起こりません。	世界の国々の多く(特に欧米諸国)は、市街地を通行する際の道路の法定速度を定めています。ところが、日本の場合はその規定が全く無い為、速度規制標識を立てて速度制限されている市街地内幹線道路は問題ないものの、住宅地や市街地内にある細かい多くの一車線生活道路まではいちいち速度規制標識を立てる事が出来ないため、法定速度60km/hが合法化されてしまっているという矛盾が昔から生じ続けています。現実には、多くの良心的ドライバーは交通安全の事を考え、法定速度まで出さずような事はしません。しかし、合法化されている以上、交通警察はこのような住宅地、市街地内一車線道路を暴走する一部のドライバーを事実上取り締まる事が出来ないわけです。これは交通安全にとって大きなマイナスで、ぜひとも解消すべき問題です。	警察庁		

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5007	5007001	宿毛市	1	A	民間事業者による信書の配達	現在、「民間事業者による信書の送達に関する法律(以下、「信書便法」という。 )により、信書の配達等は日本郵政公社及び総務大臣の許可を受けた一部民間業者が信書便事業により実施しています。 しかし、今後の郵政民営化や民間業者の配送サービスの充実等に鑑み、信書の配達日本郵政公社以外の民間業者も許可制度によらず、実施できるよう規制の緩和を求め	同左	当該規制について緩和されれば、文書発送等に伴う予算の縮減が期待される。 また、左記のとおり日本郵政公社が民営化されれば、民間業者が参入しても何ら障害が発生しないと考えられる。	民間事業者による信書の送達に関する法律	総務省	
5008	5008001	市民が主役のまちづくり守山経世市民会議	1	A	地方自治法第74条第1項に係る直接請求要件の緩和	地方自治法第74条第1項に規定している条例の制定又は改廃の請求要件の緩和を要望します。 同条同項の(選挙権を有する者)「の総数の五十分の一以上の者の連署」の次に「又は議員の定数の十二分の一以上の者の連署」を加える改正をお願いするものです。	署名活動に伴う資源・労力・時間の節約を図り、当市民団体が所在する滋賀県守山市に自治基本条例をはじめ行財政改革を進めるのに必要な幾つかの条例の制定・改廃に係る直接請求を行います。	請求要件の緩和で節約できるエネルギーを行財政改革を推進するために用い、執行機関における旧い仕組みや取決めを改廃し、市民が主役と位置づける守山市自治基本条例をはじめ所要の条例を制定する必要があり、少数者の者の連署で直接請求の形が取れるよう請求要件を緩和することが必要だからです。	地方自治法第74条第1項参考 第112条第2項(議員の定数の十二分の一以上の者)	総務省	守山市自治基本条例 素案  当市民団体の会則  <a href="#">守山市民のひろば (行財政改革の推進)</a> 添付資料  <a href="http://www.selfdecl.jp/moriyama/hiroba.htm">http://www.selfdecl.jp/moriyama/hiroba.htm</a>  <a href="#">地方自治法 (第74条)</a>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5008	5008002	市民が主役のまちづくり守山経世市民会議	2	A	地方自治法第75条第1項に係る監査請求要件の緩和	地方自治法第75条第1項に規定している監査請求の要件の緩和を要望します。 同条同項の(選挙権を有する者)の総数の五十分の一以上の者の連署、次に「又は議員の定数の十二分の一以上の者の連署」を加える改正をお願いするものです。	署名活動に伴う資源・労力・時間の節約を図り、当市民団体が所在する滋賀県守山市におけるすべての事務の執行について関係する法令への適合性の監査請求を行います。	請求要件の緩和で節約できるエネルギーを行財政改革を推進するために用い、執行機関における古い仕組みや取決めが地方自治法の規定に適合していることを監査するにあたって少人数の者の連署で監査請求の形が取れるよう請求要件を緩和することが必要だからです。	地方自治法第75条第1項 参考 第112条第2項 (議員の定数の十二分の一以上の者)	総務省	守山市における最近の監査請求の例  当市民団体の会則  添付資料 <a href="#">守山市民のひろば(行財政改革の推進)</a>  <a href="http://www.selfdecl.jp/moriyama/ahiroba.htm">http://www.selfdecl.jp/moriyama/ahiroba.htm</a>  <a href="#">地方自治法(第75条)</a>
5009	5009001	特定非営利活動法人 環境ISO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN	1	A	介護サービス情報を自己調査・報告するシステムの確立[追加]	介護保険法第115条の29第1項に係る介護サービス情報の報告が厚生労働大臣が認めた方法によるものであるときは、同条第2項の調査を受けなくてもよいこととし、事業者が自己調査・報告する余地を与える規制の緩和を要望します。 同条第2項に「ただし、介護サービス情報を公正かつ適正に報告できるものとして厚生労働省令による方法で前項の報告をする事業者は当該調査を受けることを要しない。」旨の文言を追加し、報告に虚偽の疑いがあるときに限り同条第4項を適用するようしていただくようお願いします。	左の厚生労働省令による方法は、日本工業規格JISQの管理システム規格を用いて事業者が介護サービス事業の運営を管理し、継続的改善を行い、内部監査に厚生労働省の基準に適合するかどうかの確認を含め、事業者は、監査結果を当該省令で定める様式に取りまとめ介護サービス情報として報告します。当団体は添付資料で示す当該省令に適合する「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示支援ソフト」を提供し、事業者がこれを用いて日常的に継続的改善を進め、内部監査で得られる介護サービス情報を知事に報告するシステムを確立し、維持する支援サービスを提供します。	介護保険法第115条の29第2項の目的には介護サービスにおける悪意や劣悪さ、思い違い、など「負の側面」の排除も含まれる。この排除には年1回のスポット的な調査より「継続的改善」を主眼とするJISQ14001の管理手法が優れていると思われる。大多数の善良な事業者に定期的調査を受けることを強制するより、日常的に介護サービスの質の向上を目指す習慣を付けさせるよう管理する事業者を育成、誘導すべきと考えます。	介護保険法(平成17年6月29日法律第77号)第115条の29第2項	厚生労働省	<a href="#">介護・福祉サービスの質の自己評価・方法開示支援ソフト-モデル</a>  添付資料1: <a href="http://www.selfdecl.jp/NewSelAssess/hyouka000.htm">www.selfdecl.jp/NewSelAssess/hyouka000.htm</a> このモデルはJISQ14001規格をベースにして開発中のもので、これを事業者の事業運営の管理に用いてもらい、介護サービス情報の提供に活用してもらおうことを計画している。 効果的なものにするため、このソフトには社会福祉法に係る自己評価支援プログラムを含めている。  <a href="#">介護保険法 第77号(第115条の29)</a>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5009	5009002	特定非営利活動法人 環境ISO自己宣言 相互支援ネットワー クJAPAN	2	A	社会福祉法に係る福祉サービスの質の自己評価・開示方法の明示	<p>同法では、事業者は自らその提供するサービスの質の評価をすることとされている。現行では、第三者評価を受けることが「通知」で推奨されていることから、「自己評価」の法的位置付けが曖昧になっています。福祉サービスの質の自己評価基準及び自己評価方法並びに情報開示方法を厚生労働省令で定めて自己評価の法的位置付けを明確にし、事業者へ選択の自由を与えることを要望します。意図をもって不正確な情報を開示する事業者に対し、又は開示した情報に疑義あったときに限り第三者評価を受けさせるようにしていただきたいです。</p>	<p>左の厚生労働省令による自己評価の方法は、日本工業規格JISQの管理システム規格を用いて事業者が福祉サービス事業の運営を管理し、継続的改善を行い、内部監査に厚生労働省の基準に適合するかどうかの確認を含めます。事業者は、監査結果を当該省令で定める様式に取りまとめて福祉サービス情報として報告します。当団体は添付資料で示す当該省令に適合する「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示支援ソフト」(モデル)を提供し、事業者がこれを用いて日常的に継続的改善を進め、内部監査で得られる福祉サービス情報を報告するシステムを確立し、維持する支援サービスを提供します。</p>	<p>「サービスの質の評価」という文言には悪意や劣悪さ、思い違い、など「負の側面」の排除も含まれます。この排除には年1回のスポット的な第三者評価より「継続的改善」を主眼とするJISQ14001の管理手法が優れていると思われます。大多数の善良な事業者に第三者評価を受けることを推奨するより、日常的にサービスの質の向上を目指す習慣を付けさせるように管理する事業者を育成、誘導すべきだと考えます。</p>	<p>社会福祉法第78条第1項、第2項 参考 平成16年5月7日付「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」 【雇児発・社援発・老発第0507001号】</p>	厚生労働省	<p><a href="#">介護・福祉サービスの質の自己評価・方法開示支援ソフト-モデル</a></p> <p>添付資料1: www.selfdecl.jp/NewSelAssess/hyouka000.htm このモデルはJISQ14001規格をベースにして開発中のもので、これを事業者の事業運営の管理に用いてもらい、介護サービス情報の提供に活用してもらおうことを計画している。事業者には「自己評価だけでよいはずなのにどうして金と時間がかかる第三者評価を受けなければならないのか」といういたたまれない不満がある。</p> <p><a href="#">社会福祉法(第七十八条)</a></p>
5009	5009003	特定非営利活動法人 環境ISO自己宣言 相互支援ネットワー クJAPAN	3	A	国が著作権を有する著作物に係る規制緩和	<p>国家規格のように普遍的に使用される国の著作物については著作権法第13条でいう「権利の目的とならない著作物」として扱われるよう緩和を要望します。</p>	<p>当団体は「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示支援ソフト」を全国におよそ4万の事業所を有する介護福祉業界に普及させることを計画し、このソフトに国家規格JISQ14001を掲載することを考えています。</p>	<p>国の機関が業務上作成したものについて、あたかもその機関の占有物として著作権を主張するのは不当と思われるからです。 左に掲げるソフトは開発中ですが、これにJISQ14001規格を転載し、利用者が参照できるようにする予定です。</p>	著作権法第13条	文化庁	<p><a href="#">著作権法(第13条)</a></p> <p>添付資料 なし</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5009	5009004	特定非営利活動法人 環境ISO自己宣言 相互支援ネットワー クJAPAN	4	A	JISQ14001の適合性評価手続きに おける公平性の確保	JISQ14001の取組みを表明する方式には自己宣言方式と 審査登録(認証取得)方式があります。 何れ的方式であろうとJISQ14001環境保全活動に取組んで いるという事実を重視することを環境基本計画などに明記 することを要望します。 国等の公共機関は、JISQ14001の認証取得したという宣伝 をしないこと、競争入札参加資格基準など国等の文書にお いて審査登録方式だけを推奨・優遇しないこと、認証取得 する事業者だけに助成策を講じないことなどを要望します。	当団体はJISQ14001規格による環境保全活動の取組み を自己宣言方式で普及・啓発する活動を行っています。 全国におよそ4万の事業所を有する介護福祉業界に JISQ14001の自己宣言方式による環境保全活動の進め 方を組み込んだ「介護・福祉サービスの質の自己評価・ 情報開示支援ソフト」を提供し、環境保全活動の取組み の普及・啓発を行う予定です。	国等お上りが認証取得方式を優遇しているので自己宣言方式 は見向きもされない状態です。これは自己宣言方式の排除で あり、間接的な規制となっています。この片手落ちの推奨の あり方の改善をお願いするものです。	国の環境基本計画 など	環境省をはじめ 全庁	JISQ14001環境保全 活動の取組み支援 ソフトウェアモデル www.selfdecl.jp/TopTool/ToolTo p.htm
5010	5010001	株式会社 ヒロ	1	A	「濃縮温泉水」を温泉法に基づく温 泉として温泉利用許可対象として もらいたい。	・環境省においては「濃縮温泉水」は、ゆう出口における状 態を分析することにより「温泉」かどうか判断されることか ら、人工的に製造しているため成分の変更があるので、温 泉法に基づく温泉とは認めないとしている一方で、ろ過循環 及びタンクローリーでの温泉供給といった、源泉以外のもの に接触していることから明らかにゆう出口における状態から 温泉成分が変わると考えられる供給方法について、「温泉 の性状の変更はない」として、温泉法に基づく「温泉」と認め ている状況にある。このように矛盾のある運用を改め、濃縮 時に一時的に温泉成分を性状を強制変更させるが、使用 する浴槽等においてはろ過循環及びタンクローリーで供給 された「温泉」とほとんど性状の変更がない、「濃縮温泉」を 温泉として温泉利用許可対象としていただき、公衆浴場 においても利用可能としていただきたい。なお、以前、「自由」 に製造販売されている入浴剤等の中に温泉法上の「温泉」 のみを原料としているものについて、「何ら混乱を招いてい ない」現状では取って規制をかける必要性はないとの見解 をいただいたが、温泉法の趣旨において、「温泉を保護しそ の利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与すること をもつて目的とする。」とあり、「温泉」のみを原料とする入浴 剤の過剰な販売により、自然資源としての温泉保護ができ なくなる可能性も否定できず、「温泉」のみを原料とする入 浴剤を温泉利用許可制度に含めるといった措置は事前に 必要であると考えている。	現在、温泉利用許可申請書の提出に当たり、 タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を 利用する場合は、温泉水の輸送方法の詳細のわかる書 類を添付すること。 温泉スタンド、タンクローリー又はポリ容器により温泉 を公共の浴用に供しようとする場合は、利用施設の概要 のわかる書類を添付すること。 とされており、濃縮温泉を使用する場合においてもこれ に準じた取扱を行うこととする。	・「濃縮温泉水」は源泉温泉を人為的に加工し、水分のみを 蒸発させ、一次的に成分を指定された所定の濃度に濃縮す る単純なものである ・「濃縮温泉水」は使用する浴槽等において所定の倍率によ り、水道水等で希釈すれば元の源泉温泉になる。 ・「濃縮温泉水」は安全及び衛生面において、水の腐食等が ないために最も有効であり、レジオネラ属菌等の繁殖をしにく いために殺菌対策及び殺藻、防カビ対策にも役立つ。優れたも のである。 ・国内の誤った認識の下の温泉が全国の温泉の80%以上も 存在していることを、平成15年7月31日付けで、公正取引委 員会の報道発表があったが、未だに改善されていない。よっ て、天との恵みでもある温泉事業は、何処までも偽りが無い 本物温泉としてあるべきで、この点、我「濃縮温泉水」は、正 に本物温泉として正しく、誇りをもっている。偽りのない温 泉として温泉法に基づく温泉利用許可対象としてもらいたい。 ・アトピー - 性皮膚炎専門医及びアトピー - 性皮膚炎患者から 「濃縮温泉水」の公衆浴場使用早期実施を求める要望が多 数寄せられている。	温泉法 公衆浴場法	環境省・厚生 労働省	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5011	5011001	国民利便・負担軽減 推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)条項を相互に緩和する措置の 制定	各士業(弁理士、税理士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士等)は、個別の業法により業務範囲が定められているが、各々の資格者が受託した主たる業務に付随する範囲の業務(争訟性のない書類の作成・申請代理等)は、個別法で禁止されている業務範囲であっても、「正当な(主たる)業務に付随する場合」として「相互乗り入れ」を認めること。	例えば、行政書士が許認可を受託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合。司法書士がその登記手続きに関連して、権利義務・事実証明書類等の行政書士業務を行う場合。税理士が関与している法人の変更登記等を行う場合。行政書士、社労士等が記帳会計や賃金計算を行っている小規模法人の税務申告業務を行う場合。土地家屋調査士が、その表示登記に関連した権利登記を行う場合等、夫々の資格者が、受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(具体的には、各士業の業務制限条項に但書を付加する。但し、士、士、士がその正当な(主たる)業務に付随して行う場合を除く。)	我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の士業(隣接法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけでは、依頼案件が完了しないことが多々あり、国民は処理日数や手続費用等の面において、著しい不便や余分な出費を強いられている現状がある。また、各種の手続には、資格者よりも法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。(この場合に要求されるであろう専門的な知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の悪い資格者は自然淘汰される。)	弁理士法第75条、 税理士法第52条、 司法書士法第73条、 土地家屋調査士法第68条、 行政書士法第19条、 社会保険労務士法第27条、 海事代理士法第17条	経済産業省、 法務省、財務省、 総務省、厚生労働省、 国土交通省	
5012	5012001	鳥取県倉吉市	1	A	出生届の提出期間延長について	戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)第49条(出生届)出生の届出は、14日以内(国外で出生があったときは3ヶ月以内)にこれをしなければならない。これを28日(4週間)に延長していただきたい。	・14日を過ぎた出生届は、戸籍法規則第65条により所管簡易裁判所に戸籍届出経過通知をすることとなっているが、これが延長される。 ・14日を延長することにより、産後の肥立ちが良ければ夫婦同伴や母での届出がより可能となる。	出生届出者は父または母、同居者、出生に立ち会った医師、助産師、親族、知人でも届出可能だが、出来るものなら夫婦一緒や、産後の肥立ちが良ければ母にもおいでいただきたいもの。14日間の届出期間中、母の産後の体調を考えれば、実質の届出者は父が中心でそれ以外は同居者。また届出日は命名のこともあろうかと思うが後半の届出が多いのが実情です。母が同様の権利を行使するために、期間を延長し、選択の幅をもたすことは必要と考えます。	戸籍法 (昭和22年12月22日法律第224号)	法務省民事局	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5013	5013001	㈱環境開発研究所	1	A	商業系地域における自動車整備工場の制限の緩和	商業地域及び近隣商業地域で建設できない自動車修理工場の床面積を三百平方メートル超から二千平方メートル超に緩和する。 但し、緩和を受けるものは自動車などの販売機能を併設し、大規模小売店又は商店街と一体的であるものに限るものとする。		近年自動車販売店を系列を超えて集め、消費者の利便性を高めたオートモールという業態が出始めている。この業態は商業開発や中心市街地の魅力の向上に貢献するものと考えられるが、自動車販売店にはサービス施設である自動車整備工場部分が必須であり、これが複数集積することで現行の規制である300平米を超えてしまい、結果として中心市街地においては規制上設置ができなくなっている。 法規上は建築基準法48条による許可の申請が可能であるが、例えば再開発等促進区を定める地区計画により用途指定を定める場合には、将来変更される用途地域(見直し相当用途地域)の用途規制を前提として指導が行われるため、商業地域で建築できない大規模な自動車整備工場は設置できなくなっている。 従って、建築基準法の別表において面積要件を緩和することが必要と考えられる。 但し、緩和の本旨が商業開発及び地域の魅力づけにあることから、自動車販売店を併設し、また商業開発や商店街と一体的に整備が行われるものに限るものとする。またディーラーごとの作業場を防火区画で区切ることを義務付けるなど安全を確保するための規制等を検討する。	建築基準法別表第二(リ)項第二項	国土交通省	
5013	5013002	㈱環境開発研究所	2	A	商業系地域における工場の制限の緩和	商業地域及び近隣商業地域で建設できない工場の床面積の考え方を床面積の合計から区画された作業場の面積とする。		近年の大規模商業開発においては、単に物を販売し、飲食を提供するばかりではなく、さまざまなサービス機能が織り込まれるようになってきている。また商業開発の規模も立法時代に想定されている以上の規模になってきている可能性がある。そのような中、例えば店舗内のパン工場や洋服の直しなどの作業場の面積を合計すると、仮に全体の面積に占める作業場の割合は少なくとも総面積が大きいと150平米を超える場合が生じると想定される。 法の主旨としては一つの区画として150平米を超えず、かつその用途が建築物全体の中で割合を超えなければ商業系地域においても問題はないと考えられる。	建築基準法別表第二(リ)項第二項	国土交通省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5014	5014001	有限会社 嘉穂衛生	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	<p>浄化槽法第11条の定期検査に当たり、</p> <p>現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。</p> <p>浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。</p>		<p>浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当たり約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念される所であり、実際に、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。</p> <p>よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。</p>	<p>浄化槽法 及び関連通達(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長宛厚生省生活衛生局水道環境部長通知)</p>	環境省	
5014	5014002	有限会社 嘉穂衛生	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	<p>浄化槽設置工事検査の強化に当たり、</p> <p>7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。</p> <p>浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。</p>		<p>7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。</p> <p>よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。</p> <p>さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようになれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。</p>	<p>浄化槽法</p>	環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5014	5014003	有限会社 嘉穂衛生	3	A	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。 さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	浄化槽法第11条	環境省	
5015	5015001	有限会社 諫山環境開発	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。		浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当たり約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念される場所であり、実際に、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。	浄化槽法 及び関連通達(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長宛厚生省生活衛生局水道環境部長通知)	環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5015	5015002	有限会社 諫山環境開発	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。 浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようになれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	浄化槽法	環境省	
5015	5015003	有限会社 諫山環境開発	3	A	11条検査(以下、11条検査と称す。)	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。 さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	浄化槽法第11条	環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5016	5016001	株式会社フリール	1	A	レンタルCT搭載車・MRI搭載車、レントゲン車の取り扱いを全国で簡素化、統一。	医療機関がレンタルCT搭載車、MRI搭載車をレンタルする時に、添付資料1)群馬県医第229-3号「医療機関が診療用エックス線装置を搭載した車輛を断続的に使用する場合における医療法上の手続きについて」(要約:断続的に使用される限り、使用の当初以外は使用前検査がなされないこととなる)に添った対応を全国都道府県、政令指定指定都市に望む。 すなわち、医療機関がCT車、MRI車をレンタルする時に、初回のみ使用許可等を行い、レンタル契約(月1回、2回など)が継続しているかぎり、破棄届けを出さない。よってレンタル毎の使用許可等を行う必要性はない。また初回に限り手続き費用(約48000円)が発生し、契約が継続している限り以後は手続き費用は発生しない包括的手続き求める。	厚生労働省より、通知を全国都道府県、政令指定指定都市に出す。通知例:「CT・MRI車の取扱については医療法に則り、届け入れ、または構造変更許可、使用許可、X線装置届け入れが必要である。また使用をしなくなったら破棄届が必要である。」よって月1回、毎週、4回/年など継続されうものは破棄届の必要性はない。継続性がある場合の証明はレンタル契約書、年間計画書などを添付すれば十分である。」などの通知を全国に出す。 要望理由の続き: 行政も毎回、保健所の職員が毎回、朝より検査の立会いをしなければならない。業者がレンタル毎に他県、政令都市ごとに交渉しなければならない。細かい点は添付資料2)神奈川県対応資料[17年7月1日神奈川県医療課長より]添付資料3)神奈川県要望書、添付資料4)川崎市要望書 添付資料5)東京都要望書。を参考してください。厚生労働省の見解 医薬局 安全対策課 専門官 金井様(平成14年11月21日厚生労働省内) 「以前通達をだしたCT・MRI車の取扱については医療法に則り、届け入れ、または構造変更許可、使用許可、X線装置届け入れが必要である。また使用をしなくなったら破棄届が必要である。」と通達しただけである。以前の通知とは平成9年9月24日厚生省健康政策局指導医薬係より通知。 よって継続的に使用するもの(月1回、毎週、4回/年)と継続されうものは破棄届の必要性はない。継続性がある物(レンタル契約書、出来れば年間計画書などを添付)すれば十分である。との回答を受けるも通知を出して頂けず。	ヘリカルCTやMRIを車載して必要な場所に、必要な時、必要な期間、必要な人材と共に病院経営の負担を軽減しつつ医療機関などに貸与する「メディカルモバイルサービス」を展開して14年が経ちます。すでに全国で月約300ヶ所の診療所、病院が定期・不定期に使用されており、貸し出し先は全国の大学病院、国立病院、日本赤十字病院、県立病院、市立病院、から開業医まで多岐多様に渡っています。ヘリカルCT車は11台、MRI車は8台所有しています。17年度は約2000件/年、10年間で約18万日/年の稼働日の実績があります。平成18年12月にはPET搭載車を製作運用予定です。 諸外国の実例 アメリカではCT車1600台、MRI車1700台、PET車400台が既にあります。イギリス、ドイツ、オランダ、フランスでも固定装置の約5%は車載化されています。欧米諸国は1医療機関が高額な装置を持つのではなく、共同利用することにより、合理化、採算化するために使用されています。このような良いサービスですが、各県の医療法の解釈により規制を受けています。もっと受けやすくすべきです。 しかし現在、医療機関がCT車、MRI車を週1回、月1回など定期的にレンタルする場合には法令根拠通りの手続きが必要である。 群馬県は初回のみ提出と手数料は必要であるが、レンタル契約が継続している限り、それ以後は上記書類は必要なく、手数料も発生しない。(群馬県は厚生労働省とも協議済み)しかし、東京都、茨城県、川崎市、横浜市などは実地毎回に根拠法令1~4の手続きが全て必要である。(年12回レンタルなら12回手続きが必要) 神奈川県とさいたま市は毎回の必要生があったが交渉の結果、年に1回の手続きとなった。 神奈川県と同じ県下の川崎市(政令指定都市)では対応が全く違う。川崎市は厚生省より通知があれば直ぐに変更することです。問題点は 全国(同一県内でも)で法的解釈が違う。 毎回、10万円/回のレンタル料金に施設使用許可に伴う手数料が約4万円(レンタル料金の40%)も掛かることになり、レンタルが広がらない。手続きが煩雑である。以後	1. 医療法第7条第2項及び医療法施行規則第1条第3項 建物の構造概要及び平面図の変更許可 2. 医療法第27条施設使用許可 3. 医療法第27条手数料令一 187~89 施設使用許可に伴う手数料の発生 (病院は約42000円、診療所は約21000円) 4. 医療法施行規則第24条(CT車のレンタル時のみ) X線装置の設置及び廃止届け	厚生労働省	添付資料1)群馬県医第229-3号「医療機関が診療用エックス線装置を搭載した車輛を断続的に使用する場合における医療法上の手続きについて」、添付資料2)神奈川県に対しての要望書。添付資料3)川崎市要望書。添付資料4)東京都要望書。添付資料5)神奈川県対応資料[17年7月1日神奈川県医療課長より]各保健福祉事務所あて「エックス線装置等を搭載した車輛を医療施設に設置する場合の医療法の諸手続きの取扱いについて」]添付資料6)事業内容として株式会社フリールのパンフレット
5017	5017001	福岡県環境システム協同組合	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、 現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。 浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。		浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当たり約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念されることとあり、実際に、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。	浄化槽法 及び関連通達(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長宛厚生省生活衛生局水道環境部長通知)	環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5017	5017002	福岡県環境システム協同組合	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。 浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようになれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	浄化槽法	環境省	
5017	5017003	福岡県環境システム協同組合	3	A	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。 さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	浄化槽法第11条	環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5018	5018001	特定非営利活動法人 福岡県浄化槽水質検査協会	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	<p>浄化槽法第11条の定期検査に当たり、</p> <p>現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。</p> <p>浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。</p>		<p>浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当たり約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査することになり、実際に適正な検査が行われているか懸念される所であり、実際に、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。</p> <p>よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。</p>	<p>浄化槽法 及び関連通達(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長宛厚生省生活衛生局水道環境部長通知)</p>	環境省	
5018	5018002	特定非営利活動法人 福岡県浄化槽水質検査協会	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	<p>浄化槽設置工事検査の強化に当たり、</p> <p>7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。</p> <p>浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。</p>		<p>7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。</p> <p>よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。</p> <p>さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようになれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。</p>	<p>浄化槽法</p>	環境省	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5018	5018003	特定非営利活動法人 福岡県浄化槽水質検査協会	3	A	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。 さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	浄化槽法第11条	環境省	
5019	5019001	株式会社三井物産戦略研究所	1	A	危険物保安監督者の定めを要しない直接メタノール型燃料電池(DMFC)用メタノールの貯蔵所及び取扱所の設置	メタノールはDMFC用の燃料となるが、メタノールは消防法において危険物に指定されており、メタノールの貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者で、6カ月以上危険物取扱いの実務経験を有するものの中から危険物保安監督者を定め、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならないこととされている。DMFCの一般家庭への普及に当たってはメタノールの簡易な流通が不可欠であるが、こうした規定により、現状においては一般小売店で販売を行うのは困難となっている。そこで、メタノールを入れる容器の安全性の確保前提に、消防法及び危険物の規制に関する政令について規制緩和を求めるもの。	DMFC用燃料としてのメタノール購入が一般の消費者にも可能となるように、コンビニエンスストア等の小売店で販売を行う。なお、販売するメタノールについては、液漏れ等が発生しないよう密閉性の高い容器にメタノール取扱業者が注入する。メタノール消費後の容器は、メタノールを販売した小売店又はメタノール取扱業者が回収する。当該容器にメタノールを再注入する場合には、メタノール取扱業者がこれを行う。	燃料電池の燃料として利用されるエタノールの貯蔵、取扱等に係る規制の緩和を図ることにより、燃料電池の流通及び利用を促進し、もってエネルギーの消費多様化に資するもの。	消防法第13条及び危険物の規制に関する政令第31条の2	総務省消防庁	参考資料「直接メタノール型燃料電池(DMFC)に用いるカートリッジのイメージと安全対策」

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5019	5019002	株式会社三井物産 戦略研究所	2	A	毒物又は劇物の販売業の都道府県知事等への登録及び毒物劇物取扱責任者の設置を要しない直接メタノール型燃料電池(DMFC)用メタノールを取り扱う店舗の設置	メタノールはDMFC用の燃料となるが、毒物及び劇物取締法において劇物に指定されており、都道府県知事等の毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、これを販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならないこととされている。また、メタノールを直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、メタノールによる保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならないこととされている。DMFCの一般家庭への普及に当たってはメタノールの簡易な流通が不可欠であるが、こうした規定により、現状においては一般小売店で販売を行うのは困難となっている。そこで、メタノールを入れる容器の安全性の確保前提に、毒物及び劇物取締法について規制緩和を求めるもの。	DMFC用燃料としてのメタノール購入が一般の消費者にも可能となるように、コンビニエンスストア等の小売店で販売を行う。なお、販売するメタノールについては、液漏れ等が発生しないよう密閉性の高い容器にメタノール取扱業者が注入する。メタノール消費後の容器は、メタノールを販売した小売店又はメタノール取扱業者が回収する。当該容器にメタノールを再注入する場合にあっては、メタノール取扱業者がこれを行う。	燃料電池の燃料として利用されるエタノールの貯蔵、取扱等に係る規制の緩和を図ることにより、燃料電池の流通及び利用を促進し、もってエネルギーの消費多様化に資するもの。	毒物及び劇物取締法第4条及び第7条	厚生労働省	参考資料「直接メタノール型燃料電池(DMFC)に用いるカートリッジのイメージと安全対策」
5020	5020001	有限会社 田村環境開発工業	1	B	浄化槽法に基づく適正な検査の実施	浄化槽法第11条の定期検査に当たり、  現行の公益法人だけになっている指定検査機関制度を登録検査機関制度に改正する。なお、改正に当たっては、民間開放も考慮する。  浄化槽検査員(以下「検査員」)の受験資格から、各都道府県の推薦などの必ずしも能力に直結しない要件を除外し、一般の者でも能力の裏付けのある者であれば、検査員になれる制度に改める。		浄化槽の設置基数は全国で約8,640,000基に対し、浄化槽を検査する立場の指定検査機関の検査員は平成18年1月現在、全国で2,495人(設備産業新聞より)である。浄化槽法第11条において、現在ある浄化槽は、環境省令で別途定めるものを除き、1年に1回必ず検査を受けることとされている。計算上、1人当たり約3,460基を1年間、毎日10基以上を検査するところであり、実際に適正な検査が行われているか懸念される。受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるところ、浄化槽検査機関の増加を図ることが必要であるため。	浄化槽法 及び関連通達(昭和60年9月27日衛環第137号各都道府県知事・政令市長宛厚生省生活衛生局水道環境部長通知)	環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5020	5020002	有限会社 田村環境開発工業	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。 浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようになれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	浄化槽法	環境省	
5020	5020003	有限会社 田村環境開発工業	3	A	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。 さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	浄化槽法第11条	環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5021	5021001	高知県教育委員会	1	A	船舶検査証書の臨時変更が行える日数の見直し	<p>船舶検査証書の記載事項を臨時に変更しようとする場合の日数の合計について、現行の30日以内の制限を、90日以内(年間の約4分の1)まで緩和していただきたい。 (特に、水産・海洋高校の実習船(漁船)の旅客船への変更について)</p> <p>(参考) 船舶検査証書の「用途」が漁船の船舶を旅客船に臨時に変更するには、船舶検査証書の書換申請を行い、船舶検査を受ける必要があるが、30日を越える場合には、事実上、旅客船としての船舶安全法上の要件を備えていなければならず、変更ができない。</p>	<p>全国には水産・海洋系の高校が29校あり、それぞれ実習船を保有している。これらの船は、主に高校生の水産・海洋教育を目的に漁船として建造されているが、高校の実習期間外には旅客船として用途を変更し、小・中学生を乗せて体験航海を行い、実習船の有効活用を図っている。規制が緩和された際には、県内の全小学5年生を乗船させるなど、体験航海を大幅に拡充したいと考えている。海の持つ教育効果には高いものがあり、遅しさを、ルールを守る心、思いやりの心を育むことなど、現在の子どもの抱えている教育課題の解決に大きな役割を果たすことができる。また、団塊の世代の大量退職を控え、今後船員の不足が見込まれるが、子どもの時から海に慣れ親しむことは後継者育成にも効果があると考えられる。</p>	<p>現状では、これらの実習船に小・中学生などを乗船させることは、実質的に年間で30日以内しかできない。実習船に水産・海洋の高校生以外の者を乗船させるには、漁船から旅客船に船舶の用途を臨時に変更させる必要があるが、この日数の合計が1年間に30日を越える場合には、事実上、旅客船として建造された船でなければならないからである。このような制限があるのは、船舶の安全性の問題からだと推察されるが、実習船の復原性は沿海地域の旅客船並に高められており、これまで、小学生を乗船させる体験航海で問題が生じたこともない。</p>	<p>(船舶安全施行規則 第38条1項) 船舶所有者は、船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、すみやかに、.....管海官庁に提出し、その書き換えを受けなければならない。 (船舶検査心得抜粋)船舶検査証書及び船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合、.....臨時に変更しようとする日数の合計が、1月1日から12月31日までの1年間を通じて30日以内のときは.....原則として現状検査により航行に支障のないことを確認し、必要に応じて海上試運転を行うこと。</p>	国土交通省 海事局 検査測度課	宮崎県では、既に実習船を使った体験航海を30日の枠ほば一杯に活用しているが、航海日程の都合で、2日、3日単位で、旅客船への用途の変更手続を繰り返すことを余儀なくされている。また、一度手続をすれば、荒天等によるキャンセルも30日の範囲内とされており、規制が厳しい。
5022	5022001	株式会社インフォース	1	B	地盤・地質調査(ボーリング調査データ)等、データ著作権譲渡とデータの公開「新規」	<p>各省庁・機関でそれぞれ実施し保管している地盤・地質調査(ボーリング調査データ)等の著作権を譲渡するとともにデータの公開を促し、国・県・市町村・国民が全国に散在するそれぞれのデータを容易に確認閲覧できるようにすべきである。</p>	<p>過去、及び今後発生する地盤・地質調査結果は、その実施目的、発注機関を問わず、その著作権を民間に譲渡し、インターネットなどを使用し積極的に公開させる。これは各省庁、自治体がばらばらで実施したのでは効果が少なく、統一した支持のもと一貫した管理環境を構築し実施してこそ効果を発揮する。</p>	<p>地盤・地質調査は道路・橋梁・河川・トンネル・港湾・鉄道・下水・浄水等、様々な施設構築の目的で行われているが、その殆どが公共事業の一環として実施されている。このデータは発注者、すなわち各省庁機関の保有物となっているが、それぞれが著作権を主張し保管、管理しているため省庁間ではもとより、国・県・市町村がそれぞれのデータを確認しあう事が容易ではない状況である。昨今の風水害・地震災害の復興事業などには重要な基礎データとなりうる地盤・地質調査データを公開することは、復興事業及び災害対策に効果を発揮し、既存資料の有効利用から公共事業費の削減、さらには公共のデータ全てを公開することで民間事業の耐震偽造問題などの歯止めの一因にもなりうる。</p>		全ての省庁及び地方自治体	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5023	5023001	民間企業	1	A	災害緊急時の屋外告知板の設置とその運用について	日本は地震国である。また、周囲を海岸に囲まれ津波の国とも言える。住環境においても都心部に多くの人口が集中し、各都市間を高速道路や鉄道が結んでいる。このような環境下で、屋外で動いている人達への地震情報や災害情報は、自らが知ろうとしない限り目や耳に入っていないのが実情である。地域によっては、防災無線などで知らせる方法があるが大変憂慮する点である。これらの解決策として多くの告知板を電子化し設置しようとする、それぞれの都道府県市区町村の許可が必要となり、見解もそれぞれ違う。全国への告知板設置や常時動く運送車両への告知板設置協力など非常に困難である。また、仮にそれらが設置されたとしても、表示内容について各地域の条例や設置規制のほか担当者の見解が異なるなど、維持管理の費用を民間広告料で捻出しようと考えても民間で実施するには困難である。結論として、全国に設置する緊急災害通報表示装置の設置については、固定式、移動式を問わず設置場所及び設置期間を限定せずに認めて頂きたい点、そしてその運用についても無条件で認めて頂きたいと考えている。	緊急災害通報表示装置の設置が全国の繁華街や全国を走る運送車両などに設置されたとすると、緊急災害時に必要な情報を瞬時に、情報を必要とする場所に配信することが出来る。また全国一斉に情報を配信することもできることになり、高速道路の倒壊や周辺の災害の状況など屋外においても災害状況を知ることが出来る。さらに、その表示装置で適切な避難経路の表示や音声での案内などが可能となり、パニックを回避するてだてとなり二次災害を防止できる。しかしながら、この装置の維持管理については多くの費用を要する。其の維持管理の為に官民一体となった運用が欠かせず、平常時には屋外看板として表示装置を利用することによって維持管理費を賄えるような工夫が必要であり、全国バラバラな条例が排除されれば民間の維持、運用として緊急災害通報装置は全国で稼働可能となると考えられる。車両に取り付けた表示装置についても同様である。	屋外の看板などを設置する場合、各設置看板の設置住所を管轄する市区町村等に許可申請を実施し、内容確認を取りながら期間限定で設置していかなければならない。このような形では緊急災害時の情報発信設備とした場合、定位置が定まらず往来する人々の認識度が低くなる。ましてや安定した広告事業は出来ず、管理運用費を賄ってはいけなない。次に茨城県土木部都市局都市計画課の出したパンフレット「屋外広告物の手引き」を例に一部条例について項目を抜粋してみる。〔禁止区域〕 次のような地域・場所では、原則として広告物を表示することは出来ません。〔第一種禁止区域〕〔第二種禁止区域〕(条例第4条)〔許可地域〕 次の地域で広告物を表示するには、其の地域を管轄する市町村長の許可が必要です。(条例第6条)〔禁止物件〕〔禁止広告物〕〔適用除外広告物〕以上、これらの中で民間が運用しようすると大変狭い範囲での運用となり、規制が厳しく緊急災害通報表示装置としての相互乗り入れないし、コラボレーション的発想は創れないのが現状である。	屋外広告法、道路法、各地条例	国土交通省、都道府県市区町村	
5023	5023002	民間企業	2	A	航空運輸業務に関する平水区域の活用及び海岸ならびに漁港など平水面全般の利用に関する許可	日本は周りを海に囲まれており船舶を中心とした海運業については、古くから発展してきた。また、海の活用については戦前は水上機による輸送も行われており世界に誇れる水上機も生産された。しかし、戦後航空再開までにほとんどが復活できず日本から姿を消した。また、水上飛行場についても同じく姿を消した。日本に唯一残ったのが現在も飛行している海上自衛隊の対潜哨戒機(新明和製)と自衛隊の水上飛行場である。この度、この水上機による海上輸送について事業参入が容易に出来るように、各関係省庁、地方自治体等との調整を簡素化する必要がある。特に平水区域及び海岸、小規模漁港、河川、湖などの水域での活用に関して、施設設置及び運航について規制緩和をお願いしたい。	現在のインターネット技術の進歩はすさまじく、インターネットを利用した商取引は年々右肩上がりで伸びている。このような状況下で、人や物の移動時間や輸送時間の短縮は重要で、今後益々のIT技術の発展とともに日本の経済発展にとって、重要なファクターとなる。私たちは、人員の移動時間の短縮と少量多品種化する物品の輸送時間の短縮を目標に、水上と陸上を利用し、最寄りの陸上飛行場から海岸(漁港)河川、湖の水上飛行場へ、また其の逆にと行き来できる環境を作り、企業及び日本国民の有効な交通手段の一つとなってゆきたいと考えている。また、水上飛行場の設置費用は陸上飛行場に比べ安価で環境負荷も小さい。海に囲われた日本において航空機の種類にもよるが、活用地域は広がるものと思われる。同様に水上ヘリポートの活用にも新たな利用法が見出せるものと考えられる。	水上飛行機に関して航空法では、着水した時点で船舶としての規制で動くこととなっているなど、水上飛行場や水上ヘリポートは平水面を管理する監督官庁また、護岸を管理する自治体、河川を管理する監督官庁更に、その他漁業組合などと交渉し、多くの法律や通達を満たさなければならない。航空機の運航は1つの都府県内とは限らないために、他県にまたがる許認可も必要となる。このような交渉は、一中小企業が出来たものではなく、参入にあたり大きな障壁となっている。特に私たちは、東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、などの平水面に離着水を考えているため規制は大変大きなものがある。	航空法、港湾法、漁港法、海則法、漁船法、海岸法、河川法、その他	国土交通省、総務省、農林水産省、都道府県	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等		
5024	5024001	日本共済協会・共済生協懇談会	1	A	規制改革要望の課題の取扱いの適正化	<p>今日、生活協同組合が実施する共済事業に対し、「消費者保護」を大義とした保険業とのイコール・フットイングや規制強化の意見・要望が見受けられます。</p> <p>生活協同組合は、出資を行った組合員が事業を利用し運営に参加する組合員の自治・自律の組織であり、無条件に不特定の国民を対象とし、かつ実施主体の経済的利益の実現を目的とした業態とは、全く異なる目的を持った協同組織です。生活協同組合の果たしている社会的役割を捨象した不必要な規制は、国民生活の安定化とは逆行するものと考えざるを得ません。</p> <p>従って、これらの意見・要望は貴「規制改革・民間開放推進会議」での検討課題に馴染まないものとして、対応方を要望します。</p>		<p>1. 政府がすすめられる構造改革や「規制改革・民間開放推進」の取り組みは、規制緩和や自由化の促進をはかることや官業を民間に開放することにより、経済の活性化と雇用の創出によって活力ある経済社会の実現を図るとともに、消費者・利用者の選択肢の拡大を通じて質の高い多様なサービスを受受できる豊かな国民生活を実現するものと認識しています。</p> <p>共済事業に対する保険業とのイコール・フットイングや規制強化の意見・要望は、「要望内容」の通り「規制改革・民間開放推進会議」の目指している目的にそぐわないものと考えざるを得ません。</p> <p>2. 消費生活協同組合法では「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする(第1条)」ことや、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)」と規定しています。このような立法主旨にもとづき行っている生活協同組合の共済事業は、相互扶助の理念に基づいた自治ガバナンスにより運営がなされており、組合員・共済契約者の利便性の向上やその保護を図る措置については、法令などにより講じられているものに加え、現代の社会環境や消費者・生活者を取り巻く環境の変化に合わせ、自律的立場で更なる検討をすすめ、日本共済協会・共済生協懇談会は2006年3月に「消費生活協同組合における共済契約者保護についての対応策」を取りまとめ公表しました。</p> <p>なお、「共済の適正な推進に関する措置」、「経営の健全性を確保する措置」、「共済の健全性の判断指標」、「経営破綻時の対応」等についての「実施基準」や「考え方」を取りまとめ、「実施基準」については早急の実施を目指すこととしており、今日の生活協同組合の果たしている社会的責任・役割に鑑み、必要な措置については、引き続き、有識者、消費者からのご意見等も伺っていきたく考えています。</p>		内閣府	
5025	5025001	(社)情報通信設備協会、情報通信ネットワーク産業協会、(社)電気通信協会、(社)電子情報技術産業協会、(社)電信電話工事協会、(財)日本データ通信協会(注)幹事団体を先頭に、他の団体は50音順とした。	1	A	電気通信工事専任技術者要件に国家資格「工事担任者」を追加	<p>国家資格(総務省)である「工事担任者」は情報通信分野の高度な資格であり、建設業法第七条(許可の基準)第二号イ及び第二十六条(主任技術者及び監理技術者の設置等)でいう「主任技術者」に直ちに認めるよう要望する。</p>	<p>情報通信網は、電気通信事業者が行う情報通信設備工事のみならず構内における情報通信設備工事と一体となって始めてネットワークとして利用の用に供されるものである。しかも、構内における情報通信工事は、近年、IT化の進展に伴いビルの情報化設備は著しく高度化、大型化されているものが出現している。</p> <p>情報通信の建設工事を主体的に行うためには、建設業法上の専任技術者の確保は必須であり、情報通信工事を行うものにとって実務経験充足による要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である。</p> <p>IT革命は今やユーザの利用促進に関する環境整備の段階となっているが、ユーザサイドに立った情報通信設備工事に関する技術者確保の面で障壁となっている。構内情報通信設備の高度化に対応する規制緩和としては、平成17年6月建築基準法第二百二十九条の改正により既築ビルのエレベータ管路に光ケーブル導入を認める規制緩和がある。</p>	<p>建設業法第七条(許可の基準)第二号「その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く(者であること。）」とし、イにおいて「許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し高等学校を卒業した後5年以上又は大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有するもので在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの」とし、また、同法第二十六条(主任技術者及び監理技術者の設置等)「建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。」とし、更に、建設業法施行規則第一条(建設省令で定める学科)において「電気工業と電気通信工業の指定学科は電気工学又は電気通信工学に関する学科」とそれぞれ規定している。</p> <p>「工事担任者」の知識レベルは、総務省認可の指定試験機関による「工事担任者に関する試験事務規程」において、工事担任者第1種及び同第2種資格者については高等専門学校電気工学科修了者レベルとし、また、工事担任者第3種資格者は高等学校電気科修了者レベルとそれぞれ規定している。</p> <p>従って、工事担任者第1種及び同第2種資格者については、建設業法第七条(許可の基準)第二号イに規定する「高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有するもの」として、また、工事担任者第3種資格者は、同法規定の「高等学校を卒業した後5年以上実務の経験を有するもの」としてそれぞれ適用し、建設業法第二十六条の「主任技術者」に直ちに認めるよう要望する。</p>	建設業法第七条(許可の基準)第二号イ 建設業法第二十六条 建設業法施行規則第一条	国土交通省、総務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5026	5026001	個人	1	A	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。		相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条	法務省	
5026	5026002	個人	2	A	示談交渉の行政書士への開放	弁護士法第72条により、示談交渉は弁護士の専管業務とされているが、行政書士も示談交渉が行えるよう、規制を緩和すべきである。		交通事故損害額算定書の作成やクーリング・オフの通知、その他、和解契約書等、示談交渉に必要な書類は行政書士が作成しており、示談交渉の代理のみ、規制があるため本人が交渉を行うか、又は本人が弁護士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため煩雑さと負担を強いられている。また、現実には、弁護士に依頼する費用よりも少額の事件も多数存在し、泣き寝入りをしているケースも見受けられる。示談交渉の代理を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。さらに、国民の権利をより守ることも出来るようになる。なお、示談交渉の代理は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に交通事故損害額算定書等は作成されているため、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、弁護士法第72条は三百代言を防ぐためのものであるが、行政書士を三百代言として規制し、示談交渉の代理を弁護士に独占させることは、本来の弁護士法第72条の趣旨を逸脱しているものと考えられる。	弁護士法第72条	法務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5027	5027001	民間企業	1	B	国有情報通信施設運営の民間開放	国土交通省及び(財)水資源公団等の保有する自営通信施設の計画・運営事務を包括的に民間開放する。具体的には、設備は国有のままとし、その運営業務全般をアウトソースし、公設民営型の手法導入により、コストダウンを図る。	<p>国有自営通信施設に関する、無線設備、光ファイバ等有線設備及びこれらに付帯する設備について、例えば以下の業務を全国的かつ包括的にアウトソース化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産管理業務</li> <li>・ネットワーク設計業務</li> <li>・予算策定業務</li> <li>・無線免許手続業務</li> <li>・保守点検業務</li> <li>・運転監視業務</li> <li>・工事監理業務</li> </ul> <p>上記を個別に委託している場合は、その発注・管理業務</p>	<p>国等が設置する無線装置や光ファイバ等の電気通信設備は、民間の電気通信事業者等が設置しているもの基本的に同じであり、その管理運営については民間のノウハウの導入及び管理統合化によるコスト削減効果が高い。設備は国有のままとする公設民営形態であれば、災害時の輻輳等も起こらないため、高い信頼性を確保したままコストダウンが可能である。</p>	<p>・会計法第29条の11並びに予算決算及び会計令第79条等の規定</p> <p>・独立行政法人水資源機構会計規程第65条並びに第72条等の規定</p> <p>により、直轄事業の管理監督業務及び各種発注業務は国又は機構が行わなければならないとされている(前回の国土交通省殿他回答より)。</p> <p>また、国有資産の売却・譲渡を行うケースの場合は国有財産法(第18条)が問題となる。</p>	国土交通省	
5028	5028001	個人	1	A	地価公示鑑定評価員の新規応募資格の緩和	地価公示鑑定評価員の新規応募資格が実質的な不動産鑑定業の参入障壁となっているのみならず、不動産鑑定士を志す者に対し3年以上の低賃金での労働を強いる要因ともなっているため、その緩和を行うべきである。	新規応募資格の最近3年間の実績を求める要件の緩和をされたい。	<p>当該評価員になれなければ、不動産鑑定業に必要な資料等が入手できないのみならず、他の公的評価にも当該評価員でないことを理由に弾かれるため、大きな参入障壁となっており、このため不動産鑑定士を志す者が3年間以上の低賃金労働を強いられる要因となってきている。</p> <p>評価員が解任されるのは、同じ事例をダブリで使うというお粗末なケースのみであることから、新人ではできない程の高度の能力が求められているとは考えがたい。</p>	<p>地価公示法第2条</p> <p>平成19年地価公示鑑定評価員の応募要領</p>	国土交通省	<p>国交省の地価公示の担当者が、「現在のベテラン評価員の3割強は使えない。難化した現制度の試験を突破した新人の方が能力がある。」と話しているという声を業界内ではよく聞く。国交省の不動産鑑定士の鑑定官が独立開業した直後、3年間の算入に地価公示調査の審査業務が認められなくなったのは、恣意的な基準の変更といわざるをえない。</p>



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5029	5029001	(株)シンコー	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並に1000kW未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	蒸気圧力差を利用して蒸気タービンで発電すると省エネに寄与する。少出力ではメリットが少ないので、煩わしい手続きや経費がかかると実行されないので規制緩和により実行しやすくなる。	設置事前届出は、ガスタービンは1000kW以上、内燃エンジンは1万KW以上は事前届け出を要求されている。それに比べ、蒸気タービンについては出力に関係ない全てに要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳し過ぎる。せめてガスタービン並みにして頂きたい。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の 別表第二	経済産業省	
5030	5030001	株式会社KSGインターナショナル	1	A	電報受付番号「115番」を全ての電気通信事業者に開放する件	電報受付番号「115番」の使用許可について、希望する電気通信事業者に対し許可する件を要望します。 具体的には、「115番」の電話番号を利用することが出来る企業を、現在のNTT及びKDDI以外の電気通信事業者へ広げ、電報と同等の類似サービスである信書によるメッセージカードの受注・作成・送達サービスを提供しようとする全ての電気通信事業者が公平に「115番」を利用できるようにすべきである。 また、電報或いは電報と同等の類似サービスの利用者自身の判断で、より多くの電報或いは電報と同等の類似サービスと判断出来る信書によるメッセージカードサービスを選択できる環境を整えるべきである。	電報の受付番号「115番」をNTT、KDDI以外の電気通信事業者も利用できるように開放する。  国内に存在する全ての電気通信事業者が、電話回線およびIP電話を介して電報或いは電報と同等の類似サービスの受注を受付の際の受付電話番号を「115番」とし、利用者は、自身が加入する電気通信事業者(電話会社)が発信する公平なガイドライン等に従い、利用したい電報および電報に類似した信書によるサービスを提供する会社を公平に選択出来るようにする。	電報事業については、電気通信事業法附則5条にあり、現在で云うNTTとKDDIしか事業として行えない事になっています。さらに、電気通信事業法の電気通信番号規則によると、電気通信事業者が付加的な機能を用い提供する電気通信役務の識別番号(電話番号)の使用許可は、総務大臣への申請・許可をもって管理規制されていますが、既に許可された番号の中には、民間が電気通信事業へ参入出来るようになる以前にNTT等が取得している番号があります。 この既取得番号のうち、電報申込の番号である115番があります。 この番号は現在に至るまでの永きに渡り、国民に電報受付番号として周知されてきた電話番号であり、それ故に新規に、電報と同等の類似サービスを提供する企業が参入する際に「別の受付番号」を用いても競争力に大きな隔りがあり、NTTが行なう電報との市場競争を阻む大きな障害になっています。 そして、特定企業による市場独占の大きな要因になっていると考えられます。 また現在では、電報自体が郵便よりも緊急を要する電文の送達を行う手段として用いられていた時代は既に過ぎ去り、今では電報は慶弔を主とした冠婚葬祭での利用が殆どを占めるため電報事業を特定企業がほぼ独占する状態や、115番を緊急番号として国や一部企業が占有することは、特定組織の保護であり今の時代に合わないとも考えられます。 そして、本要望の要点である「115番」の電報受付番号の取扱いが、NTTとKDDIしか使用出来ない状況は、自由な競争を阻む特定企業に対する保護と捉えられ、国民の多くはこの構造を知らないままに、事実上、NTTが電報および類似サービス市場における価格の決定権を持つ、市場競争のない商品の利用を強いられていると考えます。 当社は、信書便法の許認可のもと特定信書便事業者として、信書による電報と同等の類似商品の受注・販売を事業として行なっておりますが、元来信書便が云う民間の事業参入は、市場の競争によって利用者利益をもたらそうと云う考え方であります。 しかし現実には、信書である電報の取扱を広く電気通信事業者との業務提携を行なう中で、電報受付番号の「115番」はNTTとKDDIしか利用できない状態であり、民間が工夫を重ね、新規に電気通信事業者が信書を用いた電報と同等の類似サービスを行なうにあたり、誠に参入しにくい規制・保護があり、信書便との矛盾を感じる次第です。 以上のことを踏まえ、115番を電気通信事業者が公平に利用できるようにして電報、電報および信書による電報類似サービスの事業において、正当な市場競争がはたらく環境を開き、利用者である国民に対し、利便性と経済効果をもたらしたく、要望を提出いたします。	電気通信事業法	総務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031001	都銀懇話会	1	A	銀行持株会社の子会社等の範囲の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行持株会社について、銀行法上に限定列挙されている業務以外を営む会社であっても、個別の認可を通じて子会社とすることが可能となるよう、子会社の範囲の規定を見直し。</li> <li>銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて他の会社と合併する場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるよう規定を見直し。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融グループの事業内容の見直し、業態を超えた提携・再編を進める上で支障となる規制の見直しによって、多様化する顧客ニーズへの的確な対応、質の高い金融サービスの提供等の実現に資することが期待される。</li> <li>銀行持株会社の下で、銀行とその他の会社が兄弟会社として存在する場合においては、銀行が子会社、関連会社を保有する場合に比べ、銀行に波及する他業リスクが一定程度遮断される効果がある。他業禁止の趣旨について十分配慮することが前提とはなるが、銀行持株会社の子会社等の範囲については、こうした効果や個別の事情を踏まえた柔軟な対応が認められるべき。</li> <li>保険業法においても、保険持株会社と保険会社との間には子会社等の業務範囲の内容には差がある。具体的には、保険会社は、銀行と同様、他業禁止の観点から子会社の範囲が限定列挙されているが、保険持株会社については、限定列挙された会社以外でも事前の承認を受けることにより子会社とすることが認められている。</li> <li>こうしたことから、銀行持株会社の子会社等については、金融庁の個別の事前承認を要件とし、銀行の子会社等に認められる業務以外の業務のうち、金融業務に関連性のある業務等の一定の業務を営むことを認めるべき。また、銀行持株会社と他の会社との合併時においては、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるべき。</li> </ul>	銀行法第52条の23、第52条の24	金融庁	
5031	5031002	都銀懇話会	2	A	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員契約規制を撤廃する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。</li> <li>形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客利便性の観点で問題。</li> <li>顧客勤務先の特定が困難なケースも多いなど(同名企業の存在等)、実務上の負担大。</li> <li>損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠く。</li> <li>銀行による保険商品の募集にあたっては、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制。</li> </ul>	保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031003	都銀懇話会	3	A	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃する。		・銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい。	保険業法第275条第1項第1号 保険業法施行規則第211条第2項第1号	金融庁	
5031	5031004	都銀懇話会	4	A	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和	・銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に全面解禁する。 ・銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行実務の観点から過度の規制とならないよう販売状況等に応じて見直しを行う。		・銀行による保険窓販は、保険商品の販売チャネルの多様化・効率化に資するとともに、利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるものであり、窓販可能な保険商品を幅広く解禁することで、顧客の利便性の飛躍的な向上が期待できる。 ・銀行・銀行子会社等や銀行持株会社の子会社等が保険代理店業務を営んでも、銀行経営の健全性が損なわれることはなく、むしろ銀行グループとしての効率的な経営資源の活用にも資するものであり、幅広い経営の自由度を確保する観点からも認めるべきである。 ・弊害防止措置については、それが過度の規制となれば、銀行の管理面での負担が大きく、顧客の利便性を損なうとともに、販売にあたって顧客理解を得られないなど実務的にワークしない虞がある。銀行による保険販売の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて見直しを行うべきである。	保険業法第275条、 保険業法施行令第38条、 保険業法施行規則第211条、 第211条の2、 第211条の3、 銀行法第16条の2第1項第9号、 同条第21項第4号、 第52条の23第1項第8号、 銀行法施行規則第17条の2第1項第2号、 第17条の3第2項第3の4号	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031005	都銀懇話会	5	A	都銀等による信託業務に係る規制緩和	・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。</li> <li>顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。</li> </ul>	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	金融庁	
5031	5031006	都銀懇話会	6	A	普通銀行に対する投資助言業務・投資一任業務の解禁	・普通銀行についても、信託兼営金融機関同様、投資助言・投資一任業務を解禁。		<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な金融市場に関する情報、投資ノウハウを有する普通銀行に、投資助言業務や投資一任取引を解禁することにより、COL(Currency Overlay、カレンシーオーバーレイ、為替変動リスクを総合的にヘッジする為の投資助言・投資一任業務)をはじめとする法人顧客の投資・運用に関する多様なニーズに対応することが可能になる。</li> <li>また、業態を超えた競争が促進されることによって、金融サービスの質の向上につながる。</li> </ul>	銀行法第10条、第12条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第23条	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031007	都銀懇話会	7	A	不動産投資顧問業者等の資産運用 アドバイス業者の銀行による子 会社化の解禁	・投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信 法施行令」という)第38条に定める「特定資産に係る投資に 関し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追 加。		<p>・銀行は、不動産を運用対象とする投資法人(いわゆるJ-REIT)に係る投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者を子会社とすることができるが、当該投資信託委託業者が投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という)第34条の10第2項に定める内閣総理大臣あての届出を行って投信法施行令第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」(以下「特定資産助言業」という)を兼業した場合は、子会社とすることができない。</p> <p>・投資信託委託業者による「特定資産助言業」の兼業のための手続が認可ではなく届出であるのは、その兼業に係る諸々のリスクが小さいと考えられることによると推測され、そうであるならば、銀行の子会社たる投資信託委託業者による「特定資産助言業」の兼業も特段の問題はないものと思料されるし、また、そもそも「特定資産助言業」を営む会社を銀行の子会社としても支障ないものと思われる。</p> <p>・金融資産に対する総合的な運用アドバイス業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイスを銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべきと思われる。</p>	銀行法第16条の2 第1項各号、銀行法 施行規則第17条の 3、主要行等向けの 総合的な監督指針 ( -3-3-1(3) 口)	金融庁	
5031	5031008	都銀懇話会	8	A	市場誘導ビジネスの対象拡大	・銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の 一部を代行することを認める。		<p>・企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等( )ができず、顧客利便性が損われる状況となっている。</p> <p>( )例 - 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディーラーの説明 - 上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと - 上記商品・サービス等の具体的条件の提示</p> <p>・また、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられる。</p>	証券取引法第65条 第1項(解釈) 証券会社向け総合 的な監督指針 - 2-3(1)、 -2-2- 3(4)等	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031009	都銀懇話会	9	A	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える。 証券会社の役員が親銀行等の役職員を兼ねること及び証券会社の役職員が子銀行等の役員を兼ねることを、証券法32条の改正により解禁。 非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止。 電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止。		株券には格付が付与されていないものの、上場・登録株券については上場審査を経て、マーケットによる評価である株価が日々形成され、また、上場・登録株券の発行者には事業年度ごとの有価証券報告書の作成が義務付けられており、指定格付機関による格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における客観性も担保されていると考えられることから、本規制の適用除外とすべき。 総合的かつ高度な金融サービスをタイムリーに行うためには、グループ横断的な、ノウハウの共有体制や金融商品開発環境、円滑なコミュニケーション・意思決定体制の構築が重要である。しかしながら、現状役職員兼務の禁止が、グループ横断的なサービスを提供するための体制整備や、人的資源の戦略的配分等を通じた効率的なグループ経営を推進する障害となっており、その結果、金融機関としての競争力向上の阻害要因となっている。証券会社の役職員による親銀行等又は子銀行等の役職員兼務自体が、銀行が原則禁止されている証券業務を行うことにはあたらないと考える。また海外(米国)と比較して過剰規制となっている。 本規制の趣旨は、詐害行為の防止(顧客の利益保護)、インサイダー取引の防止、顧客のプライバシー保護等にあるが、これらは、インサイダー取引規制や金融機関に存在する「守秘義務」、チャイニズウォールの設定で対応可能であり、本規制は廃止すべき。 コンピュータの共用に関する規制は金融機関の自己責任を重視するとの観点から、本内閣府令の過剰な規制は撤廃すべき。	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号 証券取引法第32条第1項、同条第2項 同内閣府令第12条第1項第7号 同内閣府令第12条第1項第8号	金融庁	
5031	5031010	都銀懇話会	10	A	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	銀行等の子会社が営むことのできる業務として「債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を認める。		現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に対応べく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に繋がる。	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 主要行等向けの総合的な監督指針-3-3-1(3)	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031011	都銀懇話会	11	A	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	<p>・銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・デビット等)については、その判断基準を明確化するとともに、プリカ法の適用対象外とする。少なくとも、銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の管理・報告事項を軽減・免除する。</p>		<p>・現行のプリカ法は、前払い、証券その他のものが発行されている、利用の際に使用できる、の3要件を備えたものを規制対象としている。その立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けること等により、前払式証券の発行者の倒産への備えや、悪意を持って発行見合資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。</p> <p>・一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の業務として位置付けられており、発行者たる銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点を踏まえれば、銀行等に対しプリカ法上の管理・規制を適用する必然性は乏しい。こうしたことから、銀行等が発行体となる電子マネーについては同法の適用除外とすべきと考える。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・デビット等)については、その判断基準を示すとともに、プリカ法の適用対象外とすべき。少なくとも、同法に基づく煩雑な管理・報告事項についても軽減・免除するよう要望する。</p>	前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、第3条、第7条、第11条、第13条、第16条、第17条	金融庁	
5031	5031012	都銀懇話会	12	A	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	<p>・コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加する。</p> <p>地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)</p>		<p>・コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。</p> <p>・また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる。</p>	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031013	都銀懇話会	13	A	信用保証協会の保証対象の拡大	・ 特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。</li> <li>・ NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。</li> <li>・ こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。</li> </ul>	中小企業信用保険法第2条	経済産業省	
5031	5031014	都銀懇話会	14	A	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売掛債権等の一定の種類に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、又は「特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除外)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限するよう「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。</li> <li>・ 民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外効を制限する規定を盛り込む。(併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債務者を過酷な取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分達成できる。</li> <li>・ 現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債務者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。</li> <li>・ 我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる。</li> </ul>	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律	金融庁、法務省	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031015	都銀懇話会	15	A	貸金業規制法に基づく書面交付義務に係る規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業規制法に基づき、適正に成立した極度貸付契約の極度枠内の個別の貸付取引について、17条、18条に係る記載内容の簡略化を許容。または、書面交付方法について、債権者と債務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付に加えて、「インターネットなどの情報通信機を用いた電磁的方法」による通知を認める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の個人向け金融市場が大きく変化の中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大しており、平成12年の出資法の上限金利の引下げ等、関連規制の見直しが進められてきている。</li> <li>こうした中、銀行においても、消費者金融市場の健全な発展に取り組むべく、新たな消費者金融商品の提供や既存の消費者金融会社への出資等の対応を進めている。</li> <li>現在、消費者金融市場においては、極度貸付契約に基づいた個別の貸付・返済にATMを利用する取引が、利便性の観点から、利用者の高い支持を得ている。しかしながら、ATM取引においては、例えば、外部のATMネットワークを利用する場合、貸金業規制法17条、18条で規定される書面交付の要件(=みなし弁済要件)を完全に満たすことは困難。</li> <li>近時の目覚ましいIT技術の発展で、インターネット、電子メールなどの電子手法の活用は一般的になっている。こうした中、貸金業規制法に基づき適正に成立した極度貸付契約に関し、極度枠内の個別取引をATMを利用して行うものについては、17条、18条に規定する書面の記載内容の要件を緩和し、または、債権者と債務者の双方の合意がある場合や十分な債務者保護措置が図られる場合には、書面交付の代わりに電子手法の活用による債務者への通知を認めたとしても、債務者保護の観点で問題はないものと思われる。こうしたことによって、金融機関を含む他社とのATM提携が促進されることで、取引チャネルの拡大を通じ、利用者の利便性向上に資する。</li> </ul>	貸金業規制法第17条、第18条、第43条	金融庁	
5031	5031016	都銀懇話会	16	A	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業規制法の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業規制法の規制が重複して適用されることは過剰であり、実務的な負担も大きい。</li> <li>また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難。</li> <li>業態を超える再編、提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。</li> <li>また、貸出債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、譲渡人が預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合には、通知を不要とすべき。</li> </ul>	貸金業規制法第17条、第18条、第24条	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031017	都銀懇話会	17	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	・債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。		<p>・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。</p> <p>・ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。</p>	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条	法務省	
5031	5031018	都銀懇話会	18	A	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	・サービサーや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。		<p>・企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められてきている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必然性はない。</p> <p>・協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。</p>	中小企業信用保険法施行令第1条の3、中小企業信用保険法施行規則第1条の3	経済産業省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031019	都銀懇話会	19	A	第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国証券法Rule 144Aに基づく適格機関投資家向け私募等、実質的に公募に近い発行形態で、機関投資家を対象として増資を行う場合、公募増資の場合と同様、第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除。</li> <li>・ 銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合も、第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督指針において、公募増資については相応のチェック機能が働くことから、内部管理態勢の確立に関するコンプライアンス・ルールの適用対象外とされているが、米国証券法Rule 144A等のように、形式的には私募であっても、引受証券会社が法定の開示基準に準じて作成された目論見書を用いて不特定多数の投資家を対象に勧誘を行うなど、実質的に公募に近い発行形態であり、且つ、勧誘対象が適格機関投資家に限定される場合も存在する。</li> <li>・ こうした増資形態においては、「資本充実の原則」、「優越的地位の濫用」、「商品性の適切な説明」、「適正なディスクロージャーの確保」等、内部管理態勢構築により法令遵守の徹底が求められている点に関し、不適切な対応が行われる可能性は僅少であり、公募増資と同等。</li> <li>・ また、銀行持株会社と子銀行は人的・資本的に緊密な関係にあり、両者の増資が同時且つ一体的に行われる場合も多い。こうしたことに鑑みれば、銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合は、「預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先に対し直接割当を行う」という通常想定されている第三者割当増資とは異なり、内部管理態勢構築により法令遵守の徹底が求められている上述の点に関し、銀行持株会社と子銀行の間で不適切な対応が行われる可能性はない。</li> <li>・ このような法令遵守上の問題が生じる可能性が僅少/皆無な増資形態について、通常の第三者割当と同様の内部管理態勢の構築を義務付ける意義は乏しく、非効率。当該増資形態による資本調達への阻害要因ともなり得る。</li> </ul>	銀行法第53条 主要行等向けの総合的な監督指針「-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス」	金融庁	
5031	5031020	都銀懇話会	20	A	永久劣後調達に係る届出簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永久劣後調達に係る届出を行う際、当該永久劣後調達の「パーゼル合意適合性」を担保するための契約文言が、過去に弁護士意見を取得した永久劣後調達の契約文言と同一の場合は、新たな弁護士意見に代えて、当該永久劣後調達の「パーゼル合意適合性」に関する銀行又は銀行持株会社による確認結果を添付することを許容。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 永久劣後債等の「パーゼル合意適合性」を担保するための要件は、平成10年12月の事務ガイドライン改正により明確化されており、当該要件を定めた契約が本邦民法上有効であるとの弁護士意見は確立している。また、当該要件を定めた契約文言は定型化している。こうしたことから、実態上、弁護士意見は、当該定型文言が契約等に明記されていることを形式的に確認しているに過ぎない。以上により、永久劣後調達に係る届出の都度弁護士意見を取得する意義は乏しい。</li> <li>・ しかしながら、現行制度では、永久劣後調達の都度、弁護士意見の取得が義務付けられており、銀行及び銀行持株会社にとって事務手続・弁護士費用といった負担が発生している。</li> <li>・ また、期限付劣後債/劣後ローンに係る届出の際は、弁護士意見の添付は求められていない。</li> </ul>	銀行法第53条、銀行法施行規則第35条 主要行等向けの総合的な監督指針様式・参考資料編別紙様式4-26・27注記	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5031	5031021	都銀懇話会	21	A	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする。</li> <li>主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引法においては、実質的に支配力・影響力のない先でも「親法人等」あるいは「子法人等」に定義され、また主要株主の定義が銀行法より広範であり、証券取引法第54条第1項第8号及び証券会社に関する内閣府令第46条に基づく届出事務が大きな負担となっている。</li> <li>また、証券会社に関する内閣府令第33条第1号により、証券会社は「関係会社(親法人等、子法人等)に関する報告書」を毎営業年度経過後4カ月以内に金融庁長官等に提出しなければならない、その事務負担も大きなものとなっている。</li> </ul>	証券取引法第32条第51項、第61項、証券取引法施行令第15条の4第1項第1号、同条第2項第1号	金融庁	
5031	5031022	都銀懇話会	22	A	証券外務員登録の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融グループ内で機動的な人材配置を行っていく中で、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込であり、日数に係わらず証券業務従事に支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである。</li> </ul>	証券取引法第64条の6第3項、証券外務員登録等事務マニュアル(特別会員用)。(平成15年5月1日改訂)	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5032	5032001	全国青年税理士連盟	1	A	税理士資格の特権的付与の廃止に関する意見書	<p>税理士は「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」(税理士法1条)を使命とする会計学・経営学等に精通した税金問題の法律専門家であり、単に税金の知識がある人ではない。その資格取得は「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」(税理士法6条)を目的とした税理士試験によるのが原則。税務官公署職員の勤務経験・指定研修による特権的税理士試験免除の制度は不公平・不公正・不合理であり、即刻廃止すべき。</p>	<p>一般受験生が税理士の資格取得の場合、会計科目2科目・税法科目2科目の計5科目に合格しなければならず、合格率は約2%。税務官公署出身者が税法に従事したことをもって、なぜ、約2%の合格率である難関国家試験である税理士試験税法科目の免除の特典を与えるのか、なぜ税理士試験合格と同等以上の資質をもたらすといえるのか、客観的合理性がないうえに、一般受験生に比し著しく不公平であり、公正な資格取得制度でない。税務官公署職員が指定研修を修了による会計科目の免除も合理的でない。税務官公署職員に対する研修は、税務官公署職員が税務行政に携わるために必要な知識を習得する目的で行われるべきもので税理士試験とは、本質的に目的を異にする。</p>	<p>税務行政実務経験者は税理士法8条1項4号乃至10号において、税法科目・会計科目の税理士試験免除規定がある。結果として、税務行政実務経験者については、1科目も税理士試験に合格することなく税理士の資格を取得出来る。指定研修は、「国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のもので習得することができるものと認めて指定した」(税理士法8条1項10号)研修であると、会計学免除の研修であるとの文言が付加。</p>		国税庁	特になし
5033	5033001	日本証券業協会証券評議会	1	A	証券会社の取締役等の兼職届出の見直し	<p>証券取引法第32条第4項において「証券会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合(他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が証券会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。)又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない」とされている。届出方法を、現状の「遅滞なく」から定期(例えば、証券取引法第49条第1項に規定する営業報告書に含め年1回の届出とする)に変更していただきたい。</p>		<p>本件は取締役等の本人が届出義務を負うが、取締役の兼職が平成10年の証券取引法改正により原則自由となった背景にも鑑み、取締役等の負担を軽減するためにも定期報告にすることが望ましいと考える(特に海外駐在取締役にあっては、都度報告は負担が大きいと思われる)。</p>	証券取引法第32条第4項、証券会社に関する内閣府令第14条	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5033	5033002	日本証券業協会証券評議会	2	A	「親法人等」及び「子法人等」の変更	<p>業務方法書別紙「関係会社」の変更の届出 証券取引法第30条第3項において、同取引法第28条の2第2項第2号の書類に記載した「業務の内容又は方法」に変更があった場合には、遅滞なく届け出ることとされている。日本証券業協会会員通知(日証協(会)10第140号)において、「業務の方法を記載した書類」(証券取引法第28条の2第2項第2号、証券会社に関する内閣府令第3条第1号に規定)の範囲は、業務方法書本文及び業務方法書を構成する「別紙」の規程等とされており、その「別紙」の一つとして「関係会社」(「親法人等」、「子法人等」、「自己資本府令上の関係会社」)を記した一覧表が位置付けられている。よって業務方法書別紙の「関係会社」に変更があった場合には、遅滞なく届け出る必要がある。</p> <p>「親法人等」、「子法人等」変更の届出 証券取引法第54条1項第8号(証券会社に関する内閣府令第46条第1項第4号)において、他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しなくなった場合には遅滞なく届け出ることとされている。</p> <p>また、証券取引法第49条第2項(証券会社に関する内閣府令第33条第1号)において、関係会社に関する報告書を毎営業年度経過後四月以内に届け出ることとされている。上記の「関係会社」については業務方法書の「別紙」の範囲には含めないこととしていただきたい。</p> <p>上記の「親法人等」、「子法人等」の変更の届出を「遅滞なく」届出から「定期」届出(例えば証券取引法第49条第2項の報告に包含する等。)に改定していただきたい。</p>		<p>【「関係会社」を業務方法書の「別紙」の範囲に含めない】 上記の「関係会社」については、業務方法書の「別紙」とすべき明文はなく、また「関係会社」の変更届出と「親法人等」、「子法人等」の変更の届出は、内容が重なるケースが多く、二重の届出となり事務負担が大きい。</p> <p>なお、「関係会社」を業務方法書の「別紙」の範囲に含めないとした場合、「自己資本府令上の関係会社」の変更が捕捉できないこととなるが、これについては「親法人等」、「子法人等」の変更の届出に「自己資本府令上の関係会社」を加えることで従来どおりの届出を担保すればよいのではないかと考える。</p> <p>【「親法人等」、「子法人等」の届出を都度届出から定期届出に改定】 現在の法令諸規則における「親法人等」、「子法人等」に該当する法人等の範囲は非常に広範で、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等も対象となるケースがある。このため、証券会社単独で届出の対象となる法人等を全て、遅滞なく把握することは困難であり、関係する法人等が本件法令諸規則を十分に理解した上で、証券会社に遅滞なく、適切に情報を提供することが必要となっている。これは証券会社のみならず、関係する法人等に多大な事務負担を課すこととなっており、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等にまでこうした負担を課すことは適当ではないと考える。</p> <p>「遅滞なく」届出から証券取引法第49条第2項の関係会社報告のような定期の届出とすることにより、少なからず証券会社が能動的に情報収集し、届出対象を把握することが可能となり、正確な届出と事務負担の軽減が図れるものと考えられる。</p> <p>なお、上記の規制が緩和された場合の弊害防止策については、証券会社の社内体制整備および検査等による事後チェックを行うことにより十分担保可能と考えられる。</p>	証券取引法第30条第3項 証券取引法54条1項第8号(証券会社に関する内閣府令第46条第1項第4号) 証券取引法第49条第2項(証券会社に関する内閣府令第33条第1項第1号) 証券会社に関する内閣府令第16条 証券会社に関する内閣府令第19条 証券取引法施行令第15条の4	金融庁	
5033	5033003	日本証券業協会証券評議会	3	A	「親法人等」、「子法人等」の対象範囲	<p>証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等が「親法人等」、「子法人等」に該当しないよう、法令諸規則を下記のとおり改定していただきたい。</p> <p>人的関係の判定にあたっては、施行令第15条の4第1項第2号、同2項第2号の「役員であった者」、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、同第19条第3項の「これらであった者」を削除し、現職の者だけを対象としていただきたい。</p> <p>証券取引法施行令第15条の4第1項第1号口、第2項第2号口から「主要株主」を削除していただきたい。</p> <p>証券会社に関する内閣府令第16条第2項及び同第19条第2項のみなしの範囲を一世代に限定していただきたい(「親法人等」については証券会社の親会社の親会社まで、「子法人等」については証券会社の孫会社までに限定する)。</p> <p>「親法人等」、「子法人等」から除く者として「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて意思決定を支配していないことが明らかな法人等」を追加を追加していただきたい。</p>		<p>現在の法令諸規則における「親法人等」、「子法人等」に該当する法人等の範囲は非常に広範で、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等も対象となるケースがある。このため、証券会社単独で届出の対象となる法人等を全て、遅滞なく把握することは困難であり、関係する法人等が本件法令諸規則を十分に理解した上で、証券会社に遅滞なく、適切に情報を提供することが必要となっている。これは証券会社のみならず関係する法人等に多大な事務負担を課すこととなっており、証券会社とは関係の薄い法人等にまでこうした負担を課すことは適当ではないと考える。</p> <p>また、「親法人等」、「子法人等」を把握すべき根拠は、弊害防止措置にあり、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等までこの対象に含めることは適切でないものと考えられる。</p>	証券取引法施行令第15条の4 証券会社に関する内閣府令第15条、第16条、第18条、第19条	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5033	5033004	日本証券業協会証券評議会	4	A	法上の募集の取扱い等に係る届出	投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」)上、投資信託の受益権、投資証券または投資法人債券(外国投資信託の受益証券、外国投資証券も含む。以下、総称して「投資信託等」という)の募集の取扱い等が行われる場合(国内投資信託については、投資信託契約締結が行われる場合、国内の投資法人についてはその設立の際)には、あらかじめ届出が義務付けられている(同法第26条、第58条、第69条、第220条)。投資信託等についても、証券取引法上の開示規制に一本化し、投信法上の届出義務を廃止していただきたい。		近年、投資信託等、その他の有価証券とともに、仕組み、性格、リスク等が多岐にわたっており、投資信託等のみについて有価証券取引法上の開示義務に加えて、別途の法令により届出義務を課す必要性は低くなっていること。 投信法上に基づく届出の内容は、投資家に開示されていないので、投資家保護の役割を十分果たしているとはいえないこと。 投資信託、投資法人の資産規模によっては、届出費用の負担によるパフォーマンスへの影響も無視できない場合があること。 流通市場にある投資信託等の場合には、迅速な取引実行が望まれるが、投信法上は発行市場と同様の届出義務が課せられているので、実務上取引の障害となっていること。 上記に加え、特に、外国ETFや外国REITについては、外国株式と同様に証券会社とその売買、売買の媒介、取次ぎまたは代理を行っているが、外国のETFや外国のREITについて投信法上の届出がなされていない場合には、届出の内容は開示されていないため、証券会社が外国ETF・外国REIT等の注文を顧客より受けるに際して、当該銘柄についての届出の有無を簡便に確認する方法がない。 一方で、MSCIインデックス等の指数には、かなりの数の外国REITが組み入れられており、これらの指数をベンチマークとして運用している年金、投信などの機関投資家はそのような銘柄に投資する必要があるが、上記理由により証券会社は当該注文をそのままでは受託できず、発注者および証券会社双方で、バスケット注文に含まれた銘柄を精査し、外国REITとみられる銘柄をバスケットから除くか、発注者自身がバスケットごと海外証券業者への発注を直接行うなどの措置をとっており、顧客および証券会社にとって実務上の負担が大きいものとなっている。また、誤って証券会社が投信法上の届出がない外国ETFや外国REIT取引を媒介等した場合、当該取引について開知していない発行者が法令に違反したこととなるが、発行者はその違反を自ら把握できない状況となっている。	証券取引法 第26条、	金融庁	
5033	5033005	日本証券業協会証券評議会	5	A	上の投資信託に関する運用報告書	投信法上、原則として投資信託財産について運用報告書の作成と受益者への交付が求められている(同法第33条、59条等)。ただし、適格機関投資家私募の方法により受益証券の取得の申込の勧誘が行われたものであって投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合、等には、運用報告書の作成交付義務が免除されている(同法第33条第1項但書)。 少人数向け勧誘(プライマリー・セカンダリーとも)の方法により勧誘される場合には、適格機関投資家私募の場合(同法第33条第1項第1号)と同様、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合には、運用報告書の作成交付義務を免除していただきたい。		少人数向け勧誘(プライマリー・セカンダリーとも)の方法により勧誘される投信等は、転売制限等が付され、限られた投資家を対象とするものであり、それらの投資家が投信法上の運用報告書の作成交付がなされないことを理解しており、かつ、運用報告書の作成交付がなされないことが投資信託約款に明記されていれば、適格機関投資家私募の場合と同様に、運用報告書の作成・交付義務を免除しても、投資家保護に欠けることはないと思われる。 特に、外国投資信託の場合は、その設立国の法令・実務に従った運用に関する報告書の作成が行われており、機関投資家はそれをもとに運用の管理を行っている。また、投信法上の運用報告書は、海外での運用に関する報告書の完成後、それを基に作成されるので、監査基準日からかなりの日数を経過したものが投資家に配布されているのが実情であり、投資家の運用管理に資する資料とは言い難い。その反面、作成の時間と費用が外国投資信託の関係者の負担となっている。	投資法人に関する法律	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)	
5033	5033006	日本証券業協会証券評議会	6	A	機関投資家流通限定少数私募の要	証券取引法施行令第1条の4第2項では、取得の申込の勧誘を行う場合の人数の計算から、250名以下の適格機関投資家を除外することができる旨定めている。また、所定の内容を記載した譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として申込の勧誘を行うことが求められている。 また、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の2第8項では、有価証券に転売制限が記載されていない場合には、有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称を付すことが求められている。 少数私募における適格機関投資家向け勧誘の場合においては、所定の内容を記載した譲渡に係る契約を締結することを条件とすることなく、適格機関投資家向け勧誘(同府令第5条第2項第1号)、少数向け勧誘(同府令第7条第3項第1号)の場合と同様、転売制限を有価証券の条件とし、かつ当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていることにより、条件を緩和していただきたい。 また、適格機関投資家向け勧誘の場合(同府令第5条第2項第1号)と平仄を合せて、名称の要件を廃止していただきたい。		国内投資家に有価証券を販売する際に売買契約等を締結しない場合が圧倒的に多いこと、一般に私募ないしは海外発行証券の少数向け勧誘の要件として契約の締結が求められていないこと、等の理由により、譲渡に係る契約の締結について投資家の理解を得ることが困難なケースが多く、少数私募における適格機関投資家向けの勧誘の多大な障害となっている。	条に規定する定義に	金融庁		
5033	5033007	日本証券業協会証券評議会	7	A	信託受益権販売業の規制の適用範囲の	信託受益権販売業とは、信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう(法2条10項)。 信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ営むことができない(法86条)。この点、売主が、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委託する、オリジネーターが販売業者に販売委託又は当該受益権を引当に実質的な受益者を募ることを目的とする特定目的会社に売却する場合には、信託受益権販売業者の登録を要しないことが明確にされている(監督指針10-2-1)。 この点、「投資家がポートフォリオ運営の一環として保有する信託受益権を信託受益権販売業者に売却する場合」、「営業」に該当するか否かにつき、「定義に該当するか個別に判断される」(12/27 p1 6段目)と示されていることより、投資家が信託受益権販売業者に信託受益権を売却する際に、どのような手続きを踏むべきか、実務では、混乱が生じている。 投資家が保有する信託受益権を信託受益権販売業者のみに売却する場合、信託受益権販売業の登録が不要である旨を明確にいただきたい。		信託受益権の流通市場では、投資家が信託受益権販売業者に信託受益権を売却するに際して、2つの見解が対立している。 1) 信託受益権販売業に該当する可能性ありとの考え方 「営業」の定義の個別判断に際しては、証券取引法の「営業」の定義である「営利目的があり、反復継続性のある行為で、対公衆性の認められる行為であり、単に自己のポートフォリオの改善の為に投資目的での売買等は、利益を目的としていて、頻繁に行っているも、証券業には当たらない。」(河本p33)といったセーフハーバー・ルール適用の可否が不透明(12/28 p12 8段目)であることより、投資家は、保守的に、監督指針に沿って信託受益権販売業者と「販売委託契約」を締結して自己のポートフォリオのために売却を行うべきと考える。 2) 信託受益権販売業に該当しないとの考え方 保有者から信託受益権販売業者への販売委託の形式は問わず(12/28 p10 7段目)、信託受益権販売業者に買い取らせ、販売行為を行わなければ、信託受益権販売業者への譲渡は、「販売行為に該当しない」(12/28 p11 6段目)とされていることより、「販売委託契約」ではなく、売買契約でも「信託受益権販売業」に該当しない可能性がある。更に、「信託受益権販売業者として認められているのも、顧客に説明を行っているから」(中山細川(財)p200)とされていることを考えると、信託受益権販売業者へのみ売付けの申込をする場合は、「信託受益権販売業」に該当しない可能性がある。つまり、投資家が、信託受益権販売業者に買い取らせ、信託受益権販売業者以外への売却活動を行わなければ、信託受益権販売業者には該当しないと考える。 当該考え方は、銀行法における「営業」の定義、「営利」の目的を以て同様の行為を組織的・集団的に反復継続して行うことであり、行為の相手方は具体的に特定の者ではなく、不特定多数でなければならない。」(小山p63)や前述の証券業の「営業」の解釈とも平仄が合うものと考えられる。 両見解の是非を論ずる前提として、そもそも、「信託受益権販売等についてはその公正を確保することが目的であり、信託受益権の流通を促進することは目的とされていない」(高橋p41)という立法者意思は考慮に入れる必要がある。しかし、立法者意思と異なり、証券化市場における信託受益権の実務では、同法施行後も信託受益権の利用の減少の心配がうかがえない(日本銀行 証券化市場の動向調査等)。これは、企業会計における金と信託業法上の信託受益権を区別して集計していない、発行市場の拡大は、流通市場の拡大(高橋p230)であり、今後の検討が望まれるが、信託受益権販売業に該当するか否か大手金融機関が、個人の信託受益権販売業者に信託受益権を販売するような場合、個人のあり、実務でも求めることが通例であること留意が必要である。つまり、信託受益権販売業者情報入手を行う必要がある(12/27 p8 8段目)とされているように、売主の投資家から信託して投資家が信託受益権販売業者のみに売却活動を行う場合には、信託受益権販売業に該当する観点から信託受益権のリスク等の説明義務や不当勧誘の禁止等のルールを課すことが適				



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5033	5033008	日本証券業協会証券評議会	8	A	株公開買付けの時の支払通知書の	支払通知書の交付については所得税法 第225条第2項に根拠条文があり、要約すると所得税法第25条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものの支払をする者はその支払の確定した日から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない、と明記されている(現在、法人顧客のみに交付) 一方、上場会社が実施する自社株公開買付けの場合は、買付け後遅滞なく、公開買付代理人(証券会社)から応募株主に取引報告書が交付されている。取引報告書には源泉徴収税額が記載されているが、その後交付される支払通知書にも源泉徴収税額が記載されているので、応募株主にとって支払通知書は意味をなさないものになっていることから、支払通知書の廃止していただきたい。		支払通知書も取引報告書と同様に公開買付代理人が作成・発送していることや、取引報告書とほぼ同じ内容で支払通知書を作成していることを勘案すれば、支払通知書は廃止しても全く問題はないと考える。	所得税法 第225条第2項 所得税法第25条第1項	金融庁	
5033	5033009	日本証券業協会証券評議会	9	A	事故確認申請不要対象の拡大	現行の事故確認申請制度における確認申請不要の取扱いには、補てんの対象金額(1日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額)が10万円以下の場合のほかは、「事務処理ミス」(行為規制府令第5条第三号)及び「システム障害」(同第四号)の類型に該当する事故に限り認められている。そして、これらの類型に関しては、「法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合」(即ち、証拠が存在する場合)には、事後報告によることとされており(行為規制府令第6条第1項第六号、同第2項)、更には従来の運用では、受渡日前に訂正売買、反対売買等の処理が行われた場合は、確認申請、事後報告とも不要とされてきた。 証券会社の役職員の故意によらない場合に限り、「未確認売買」(行為規制府令第5条第一号)及び「誤認勧誘」(同第二号)の類型に該当する事故についても、「事務処理ミス」及び「システム障害」と同様に、「事故であることが明らか」である場合には対象金額に関わらず確認申請不要の取扱いを認めていただきたい。		実務においては、「未確認売買」等に該当するか否かについては、微妙なケースもあり、その判断に際しては協会への相談や社内の協議などを経ることとなる結果、対応に相当の時間を要し、顧客に迷惑をかけることが度々発生する。この点を改善する上では、「未確認売買」等の類型についても「事務処理ミス」等と同様の確認申請不要の取扱いを認めていただくことが是非とも必要であると考え、 行為の不当性という観点からも、「未確認売買」等であっても証券会社の役職員の故意によらないもの(過失に基づくもの)であれば、「事務処理ミス」及び「システム障害」の場合と差異はあまりないと言える。このことは、現行制度上、事故等の発生にかかる内閣総理大臣への届出については、過失による場合であれば「事務処理ミス」及び「システム障害」のみならず、「未確認売買」及び「誤認勧誘」であっても届出の対象から除外されている(証券会社府令第46条第1項第八号括弧書き)ことも整合する。従って、「未確認売買」及び「誤認勧誘」のうち役職員の故意によらないものについて「事務処理ミス」及び「システム障害」と同様に取り扱うことは合理的であると考え、	行為規制府令第6条第1項第六号 証券会社府令第46条第1項第八号括弧書き	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5033	5033010	日本証券業協会証券評議会	10	A	分間報告に関する報告義務の適正	店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(以下、府令)第5条において協会は、協会員の自己の計算において行う上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買が成立した場合に、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立価格及び数量、3売買成立日時について協会員に通知し、公表しなくてはならないと定められている。また、「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号、以下、規則)第10条第2項において、協会は1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5その他本協会が必要と認める事項をすみやかに会員に通知するとともに公表すると定められている。 一方、府令第3条において協会員は、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立価格及び数量、3売買成立日時、4当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有有価証券市場及びその基準価格を、また、「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号、以下、規則)第7条第2項において協会員は、売買成立後5分以内に、1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5売り又は買いの別、6自己又は委託の別、7取引所外売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所の名称及びその価格、8売買の相手方、9その他本協会が必要と認める事項を報告しなければならないと定められている。 報告事項を公表事項と同一の事項で足りるというルールに改めていただきたい。 また、同時に時にあいまいになりがちな、会員が行う海外顧客との取引所外取引の媒介に関しても報告の義務並びにその義務の対象となる範囲を媒介の形式を具体的に例示する等の周知徹底を行ない、当該報告を再度徹底する等の措置が必要であると思われる。	規程第7条第2項に基づき、証券会社は、取引所売買が成立したときは、売買成立後5分以内に日本証券業協会宛報告を行うことになっている。売買成立後5分以内と短時間で報告が義務づけられる理由は、府令第5条、及び規則第10条第2項から日本証券業協会が、取引所外売買の取引条件を速やかに協会員に通知することにより、売買価格等を知らしめ、もって公正な価格形成等に資することを目的としていると考えられる。この目的に関しては最良執行義務の観点からも極めて有益であることはいうまでもないと考えられる。 しかしながら、平成17年4月1日に最良執行義務が課されたことに伴い、価格規制が廃止されたこと、及び取引所外売買の取引数量が膨らんでいることから、平成10年に定められた9項目の報告事項に関しては、現状の規則の観点からは重要性の低い事項もある(例えば、当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有有価証券市場及びその基準価格に関しては、価格規制廃止後には意味のない事項であると考えられる)。最良執行義務の観点から、協会員ができるだけ迅速に正確な報告及び通知を行なうことに資するために、府令第3条及び規則第7条第2項に定める報告事項を、府令第5条及び規則第10条第2項に定める公表事項と同一の事項で足りるというルールに改めていただきたい。 その際にダブルカウントによる売買情報の誤認を避けるために、会員間の売買、媒介取引に関しては、売手側、若しくは買手側の一方のみに報告を義務づける等の施策はどうであるか。 それと同時に、当該報告義務の対象となる媒介の形式(特に、時にあいまいになりがちな海外顧客の取引に係るもの)を具体的に例示する等の措置を取り、当該報告義務に関して再度周知徹底を行うことが必要であると考えられる。 重要ではない報告事項の省略及び海外顧客取引に関する報告の徹底により、正確な取引情報の市場参加者への周知が行われ、結果として公正な価格形成に資することになると考える。	店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(平成四年六月二十六日大蔵省令第四十四号)第3条(別表第一)「上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)第7条第2項	金融庁		
5033	5033011	日本証券業協会証券評議会	11	A	確定拠出年金制度への改善要望	加入対象者関連 1. 国民年金の第3号被保険者への加入対象拡大 退職により国民年金の第3号被保険者になった場合、個人型確定拠出年金に加入できず、個人型運用指図書となる。個人別管理資産額が少額であるケースが多く、運用収益より手数料が多くなり、資産が目減りしてしまうことが想定されることから、国民年金の第3号被保険者についても加入を認めるべきである 2. 企業年金のある企業の従業員個人型確定拠出年金への加入承認 現状、給付額としては一般的に非常に少ない総合型基金に加入している場合、企業の従業員が、自助努力により老後のために資産形成をするにあたって、個人型確定拠出年金を利用できないことから、企業年金のある企業に勤めている従業員の個人型確定拠出年金への加入を認めるべきである 3. 60歳以降の掛金拠出の承認 高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、平成18年4月より各事業主は65歳までの雇用確保措置を講じることが求められる。定年年齢の引上げが行われるような場合には、60歳以降の掛金拠出を認めるべきである 4. 掛金の週及支払いの承認 厚生年金保険の保険料、厚生年金基金及び企業年金基金等の掛金は過去に週及してまとめて支払うことが可能であるが、確定拠出年金の掛金は当月分を翌月に支払うことしか認められていない。給与改定の遅れに伴う差額分、システム障害や事務手続きの遅れによる2ヶ月分の拠出等は認めるべきである 5. 本人による拠出、キャッチアップ拠出の承認 企業型確定拠出年金における本人による掛金拠出や、一定年齢(例:50歳)到達時点で積立金額が低い加入者に対して、10年間程度自らの拠出等を実施することで保障に必要な積立金額が最終的に確保できるような措置をコストがかららない方向で導入すべきである 6. 元本確保型運用方法の要件緩和 MMF(マネー・マネジメント・ファンド)とMRF(マネー・リザーブ・ファンド)は純粋な元本確保型商品ではないものの、商品の性質上、安定運用商品と位置付けられる。GIC(等)解約ペナルティにより元本割れする商品も現行では元本確保型商品として認められており、MMFとMRFについても、元本確保型商品として認めるべきである 7. 自社株(ファンド)での自社株買付のインサイダー規制の適用除外 現在、確定拠出年金制度における自社株(ファンド)の買付については、月例拠出による定時定額の買付についても、インサイダー取引規制の適用除外となっていないため、	投資教育関連 8. 投資教育の内容への「制度設計利回り」等の明示、の追加 元本確保型商品を過度に保有している場合、将来の給付の段階で十分所得を確保できない恐れがあることから、投資教育ガイドライン(確定拠出年金制度について、平成13年8月21日年発第213号)に定める加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容に「元本確保型商品を過度に保有している場合のリスクを明示すること」、「制度設計利回り等、運用の目安となる利回り水準を明示すること」等の項目を追加すべきである 給付関連 9. 老齢給付金の支給要件緩和 老齢給付金の支給について、通算加入者等期間により、裁定請求できる年齢が異なる。通算加入者等期間によらず、60歳到達をもって請求できるようにすべきである 10. 脱退一時金の支給要件の緩和 平成17年10月より、脱退一時金の支給要件が緩和されたが、拠出期間が3年以下で、資産額が50万円以下の場合でも、脱退一時金を受給できないケースがある。このような場合、手数料負担により資産が目減りすることが想定されることから、脱退一時金の支給要件を更に緩和すべきである(ペナルティ(課税)の概念を導入して、脱退一時金を幅広く認める形にすべきである)。また、企業型から個人型へ移換することなく脱退一時金を受給する場合の個人別管理資産額1.5万円以下という条件についても緩和すべきである 11. 中途引出し、プランからの借入れの解禁 不測の事態の場合でも、中途引出しが認められないことが、適年から確定拠出年金への移行が進まない理由の一つとされている。また、不測の事態に引き出せないことから、確定拠出年金への加入を見合わせることにつながることも懸念される。制度の更なる普及のため、米国の401kプランで認められている中途引出しやプランからの借入れを認めるべきである【右に続く】	移換関連 12. 退職手当制度からの移換の要件緩和 事業主の状況に応じて自由に移換年度を設定できるようにすべきである 現行では、加入者資格を喪失した場合、当該資格を喪失した翌月末日以前で、企業型年金規程に定められた日に、分割移換で移換されていない資産を一括拠出する必要がある。例えば、企業分割により、新設会社に多数の加入者を異動させる企業においては、異動対象で、分割移換されていない資産を一括拠出する必要があり、多くのキャッシュが必要となる。このような事例では、本来的な企業活動を阻害する恐れもあることから、企業合併・分割等による加入者資格喪失者における移換されていない資産の一括拠出の要件を緩和すべきである キャッシュに余力がある企業においては、財務会計上、退職手当制度からの移換金を一括拠出し、財務改善を急ぎたいとの要望がある。分割移換をするにあたり、移換年度の上限は定めたとし、下限を定める必要性はないと考えられ、また、分割移換中の退職者分の未移換分の個別移換の事務上の煩雑さを回避するためにも、退職手当制度からの制度移換について、一括移換を認めるべきである 13. 総合型・連合型厚生年金基金等から企業型年金への資産移換要件の緩和 総合型・連合型の厚生年金基金に加入している企業が確定拠出年金を導入し、基金から資産移換を行う場合、基金の解散が必要となり、基金から脱退するケースについて、個別企業単位で資産移換を認めるべきである 14. 確定拠出年金制度への移換可能資産の要件緩和 中途退職時において、企業の退職給付制度のうち、厚生年金基金、確定給付企業年金の脱退一時金相当額については、確定拠出年金への移換が認められているが、退職一時金については認められていない。企業年金の脱退一時金相当額に加え、中途退職時に受ける退職一時金も本人の希望により確定拠出年金の資産として移換することを認めるべきである 税制関連 15. 拠出限度額の更なる引上げ 平成16年10月に拠出限度額が引上げられたが、まだ十分な水準とは言えない。少子高齢化の進行により、社会保障の負担増など、個人をとり巻く環境は厳しくなることが予想されることから、個々人の自助努力による老後資金形成を支援するためにも、拠出限度額の更なる引上げを行うべきである 16. 特別法人税の撤廃と制度間不公平の解消 その他 17. 個人型での営業職員に係る運用関連業務の兼務禁止規定の撤廃 現在、金融商品の販売等を行ういわゆる営業職員は運用関連業務を兼務してはならない 18. 各地方厚生局による審査及び申請に関する提出書類等の統一 地方厚生局によって、規約承認に係る提出書類(特に適年からの移換がある場合)が異	1. 確定拠出年金法第9条、第62条 2. 確定拠出年金法第62条 3. 確定拠出年金法第11条、第62条 4. 確定拠出年金法第21条 5. 確定拠出年金法第19条 6. 確定拠出年金法施行令第16条 7. 証券取引法第166条、会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条 8. 確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)第2 - 3 9. 確定拠出年金法第33条 10. 確定拠出年金法附則第2条、第3条、確定拠出年金法施行令第59条、第60条 11. 確定拠出年金法第28条、第33条 12. 確定拠出年金法施行令第22条 13. 確定拠出年金Q&A No.175 14. 厚生年金保険法第144条の6、確	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5034	5034001	(社)日本損害保険協会	1	A	保険会社による信託契約代理業務等	<p>保険会社による信託契約代理業務を認めていただきたい。</p> <p>信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業務の事務支援を行うことを認めていただきたい。</p>	<p>保険商品に関連する信託業サービスを提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスの均質的な提供が可能となる。</p> <p>信託銀行等が保険代理店に対し信託契約代理店を委託する場合、既に保険代理店とその所属損害保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して研修教材を送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となり効率的である。</p>	<p>・保険会社に認められている業務には年金信託や遺言信託等、信託業との親近性・補完性があり、保険会社による信託契約代理業務の兼営が可能になれば、顧客に対する幅広いサービスの提供に資する。</p> <p>・監督上の問題については、第一に他の金融機関の代理代行を行うに当たりご当局の認可が必要であること、第二に免許事業者である信託業者からの委託・監督を常時受けることから、十分なチェック機能が働くものと考えられる。また他業リスクの混入についても、代理業として行う限り考慮する必要性は低い。</p> <p>・信託業務に対する幅広い参入を意図した今般の信託業法改正の趣旨に鑑みると、保険会社にのみこれを認めない明確な理由は存在しないと言ふべきである。</p>	<p>保険業法99条または98条1項1号 同法施行規則51条</p>	金融庁	
5034	5034002	(社)日本損害保険協会	2	A	子会社対象会社の業務範囲の拡大	<p>保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用者が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。</p>	<p>左記の通り</p>	<p>近時、従来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスプリベション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社では行っているが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必要となることがある。こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観点から合理的であり、望ましいと考える。</p>	<p>保険業法第106条 第2項第2号 保険業法施行規則 第56条の2第2項第 8号および第9号</p>		

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5034	5034003	(社)日本損害保険協会	3	A	「保険会社の業務の代理、事務の代行」の届出制への移行	グループ会社間であれば、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制としていただきたい。	保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、積極的かつタイムリーな代理・代行の活用を図ることが出来る。	<p>・グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。また、生保・損保の兼営が禁止されている現状において、経営資源の有効活用・顧客に対するトータルの保障の提供等を行うためには、代理・代行を活用することが有効な手段であるが、認可折衝から認可申請・認可取得まで時間を要することが多い。(認可申請から認可取得まで、当局の審査期間は、保険業法施行規則246条により60日と定められている。)</p> <p>・代理・代行を認可制から届出制に移行することにより、保険会社において、積極的な制度活用がはかれるとともに、実施の体制が整い次第、ビジネスチャンスを見逃すことなく即応することが可能となる。</p>	保険業法98条第2項、同施行規則51条の2	金融庁	
5034	5034004	(社)日本損害保険協会	4	A	公共工事の前払い金保証事業への損保の参入	公共工事の前払い金保証、すなわち「公共工事を受注した企業が債務不履行に陥った場合に、発注者が支出した前払い金が損失とならないように保証する」制度への参入。併せて、資金使途確認に係る実務負担を軽減する。	<p>国及び地方自治法が請負者に対して納付を義務付ける契約保証金について、損害保険会社は、履行保証保険、履行ボンドの引き受けにより契約保証金に代替する保証措置を提供している。</p> <p>損保として、現行の履行保証保険、履行ボンドのノウハウを活かすことのできる、前払い金保証の分野に参入したい。</p>	<p>現状、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」で、原則、保証者の兼業が禁止(銀行のみ可)されており、損保による取り扱いはできない。</p> <p>損保が前払い保証分野へ参入することで、同分野に市場原理に基づく競争性を導入し、サービス内容の充実・向上を図ることができる。</p> <p>「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第27条で「保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者が請負者に前払金を支払った場合においては、当該請負者が前払金を適正に当該公共工事に使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない。」と定めており、前払保証会社では、資金使途確認の手段として「前払金使途内訳明細書」と「支払先が確認できる書類(下請契約書、注文請書、下請届、施工体系図、施工体制台帳等)」を建設業者から取り付け、内容に問題がないことを確認したうえで、金融機関に対して前払金の払出承認をし、承認を受けた金融機関は下請・資材業者に対して直接前払金の振り込みを実施する実務となっている。前払金の使途の監査は、立法の主旨からも極めて重要であるが、監査方法は、一定の要件を満たす請負者に対して監査業務の効率化・簡素化が可能な運営とさせていただきたい。</p>	「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第19条、第27条、第28条 「公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令」第5条	国土交通省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5034	5034005	(社)日本損害保険協会	5	A	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)を撤廃していただきたい。	・資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	<p>・保険会社のリスク管理は基本的には個社の自己責任で行うものであり、今日的に、事前の比率規制は適当ではないと考える。</p> <p>・また、保険会社の運用手法が多様化するとともに、時価ベースでの実態把握の必要性が高まっていることを踏まえても、現行の規制は時代にそぐわないものとなっている。現行規制の問題点は以下の通りである。</p> <p>取得原価ベースでの規制であり、時価ベースのリスクを反映していない。</p> <p>現物資産のみの規制であり、同様のリスクを持つデリバティブ等は規制の対象となっていない。</p> <p>分母が資産(合同資産)であり、リスクバッファ(自己資本等)との対比になっていない。</p> <p>こうした考え方をベースに、過去の政府の規制改革委員会や金融審議会報告においても、本規制を見直すべきとの方向性が示され(別紙「報告内容抜粋」参照)、実際に、ソルベンシーマージン比率規制の改定(2001年3月、株式リスクに関して、簿価×10%から時価×10%へ改定)及びオフサイトモニタリング制度の導入(2001年9月、株式リスク(VaR)、保有株式の状況等の株式関連項目が報告対象とされた)が行われてきた。</p> <p>こうしたことから、当局としても当時、当該規制の撤廃に向けた環境が徐々に整ってきたものと理解していた。</p> <p style="color: red;">【以下公開否の理由欄に続く】</p>	保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	金融庁	別紙添付 <行政改革推進本部規制改革委員会「規制改革についての見解(平成12年12月12日)」より> <金融審議会第二部中間報告(平成13年6月26日)より>
5034	5034006	(社)日本損害保険協会	6	A	自賠責保険の実務に関する各種規制の緩和	自賠責法第7条第2項では、自賠責証明書の記載事項に変更があった場合は変更内容を証明書に記入を受けなければならないこととなっているが、記載事項に変更があった場合に手続きに一定の猶予期間を設けて、後日、保険会社から異動承認書を交付するという任意保険の異動と同様の手続きを認めていただきたい(契約者はオリジナルの自賠責証明書と異動承認書を合わせて携行することとなる)。	異動手続きの利便性向上により、迅速な異動手続きを可能と出来る。 異動処理発生件数 約23万件/年(損保全社計)	<p>・現行法令下では、契約者は異動手続き期間中には車両の運行が出来なくなるが、本改正により異動手続き期間中も車両の運行が可能となるというメリットが認められる。</p> <p>・自動車検査証の記載事項の変更については手続きに15日以内の猶予期間が認められており、自賠責証明書についても同様の猶予をお願いするものである。</p> <p>・仮に猶予期間中に事故が発生したとしても実際の保険金支払いまでには一定期間を有するため、それまでには必ず異動手続きが行われ、本改正は保険金の支払い、被害者保護を後退させるものではない。</p> <p>・また、本改正は自賠責法第7条第2項の速やかな履行に資するものであると考えられる。</p>	自賠責法第7条第2項、第8条	国土交通省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5034	5034007	(社)日本損害保険協会	7	A	労基署への届出書類の一括届出化	就業規則の変更届や三六協定の届出と同様に、例えば労働基準法施行規則第57条で義務付けられている預金管理状況報告等についても、各事業場ごとの届出ではなく、本社での一括届出を認めていただきたい。	手続き方法を簡素化することで、各企業の人事労務管理の効率化を図ることが出来る。	支店や支社が多数あるため、各労基署への届出や報告に相当なロードがかかっている状況にある。届出や報告の内容については本社で一元管理をしていることから一括届出をしても問題はないと考えられる。	労働基準法 労働基準法施行規則57条	厚生労働省	
5034	5034008	(社)日本損害保険協会	8	A	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。専業主婦、公務員個人の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。 (現状) 確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5034	5034009	(社)日本損害保険協会	9	A	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乗せ拠出の容認	拠出限度額の枠内で企業型に対する個人の上乗せ拠出を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。従業員の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) 拠出限度額の枠内で、個人による自助努力を認めることによって確定拠出年金制度の普及を促進する。米国の確定拠出年金では個人による上乗せ拠出が認められている。 現状、中小企業を中心として、企業型の拠出額は拠出限度額の一部に止まっており、勤労者の老後の資産形成ニーズを満たすためには、拠出限度額の枠内での自助努力による個人の上乗せ拠出が必要のため。 (現状) 企業型の場合、企業による拠出しか認められておらず、個人が上乗せ拠出できない。	確定拠出年金第19条、第20条、確定拠出年金法施行令第11条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	
5034	5034010	(社)日本損害保険協会	10	A	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、このままでは確定拠出年金普及を阻害する。	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5034	5034011	(社)日本損害保険協会	11	A	確定拠出年金の拠出限度額の更なる拡大	確定拠出年金の拠出限度額を更に拡大していただきたい。特に、個人型の第2号被保険者について、少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) 2004年10月より拠出限度額が拡大したが、例えば個人型(2号)は180,000円から216,000円へ拡大したに過ぎない。少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大によって確定拠出年金制度の普及を促進する。 (現状) 現行の年間拠出限度額は以下のとおり。 企業型(企業有) 276,000円 企業型(企業無) 552,000円 個人型(1号) 816,000円 個人型(2号) 216,000円	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	
5034	5034012	(社)日本損害保険協会	12	A	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度の普及に寄与する。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。	確定拠出年金法第33条	厚生労働省、財務省	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5034	5034013	(社)日本損害保険協会	13	A	確定拠出年金の原簿記録事項の緩和	企業型年金実施事業主または加入者・運用指図者から通知を義務付けている他年金等の資格の得喪および支給に関する情報に関し、原簿の記録事項から除外してほしい。	確定拠出年金におけるコストの削減に繋がり、手数料等の引き下げが可能となる。	退職所得の課税計算に使用するとされるこれらの事項は、実際には退職所得の受給に関する申告書の提出を受けた際に本人から確認すればよい事項であり、制度加入時に事業主・加入者等に提出を求めかつ記録関連運営管理機関が長期にわたって記録を保存しなければならないのは、制度を複雑にし、かつ記録関連コストの増加につながり加入者利益に反する。	確定拠出年金法第18条、第67条 確定拠出年金法施行規則第15条、第56条	厚生労働省、財務省	
5034	5034014	(社)日本損害保険協会	14	A	自動車盗難対策の強化	税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	中古車の不正流通を阻止する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超える社会的損失を抑える効果が期待される。	2005年(暦年)の自動車盗難件数は46,728件となった。減少幅は前年の8.5%減から拡大し20.4%となったことから、6年ぶりに50,000件を下回ることができた。 しかしながら、自動車盗難の被害額は年間1,000億円を超えると推定され、これらの資金が犯罪組織の資金源になるなど、自動車盗難は重大な社会的問題であることには変わりはない。また発生件数も引き続き高水準で推移している。 また、自動車盗難犯罪が、盗難実行、偽造・改ざん・保管、移送、販売(国内・海外)など巧妙に組織化された窃盗団により遂行されていることも憂慮される状況であると考えている。昨今の検挙事案からも窃盗団は数百台から千台の自動車を盗み、数億から十数億円相当の不当な利益を上げているといった自動車盗難ビジネスの実態が報告されており、自動車盗難が魅力のあるビジネスとして窃盗団の資金源となっている実態を鑑みると、これまでの自動車盗難対策に応じて順調に減少傾向を示してきてはいるが、今後の推移については決して楽観できないと考えている。 このような状況の中で、盗難自動車や車上ねらいにおけるカーナビゲーションシステムやカーステレオの流通を阻止することは盗難自動車などの盗品を資金化する手段を制限する有効な対策であると考えている。 1. 2005年7月1日から実施された 中古自動車にかかる旅具通関の廃止、輸出抹消仮登録証明書等の原本提示の義務付けおよび税関における証明書等の原本と現車との対照確認の実施については、窃盗団による業務通関を通じた盗難車の不正輸出を困難とし自動車盗難件数の減少に大きく寄与した。このような不正輸出手段の絞込みは有効な対策ではあるが、自動車盗難をビジネスとする窃盗団はよりチェックがゆるい不正輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定される。 このような観点から、今後はコンテナ通関に対する確認の強化が課題となると考えている。具体的な検挙事例を見ても、2005年7月に埼玉県警は内陸部のコンテナヤードで盗難自動車をコンテナに積み込み、港に移送し、盗難車を海外に不正輸出した窃盗団を検挙している。また、2006年2月に警視庁は通関手続きをしたコンテナから、イモビライザーを装	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3(申告)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	【要望理由欄の続き】 このようにコンテナを利用した不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床となりがねず、コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となると考えている。しかしながら、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向地や輸出業者による絞込みを行ったうえで、コンテナX線検査装置が配備されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナについては施封後は開封ができないことから、施封前にコンテナ内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向地、輸出業者などを限定して、積み込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導願うことで、大幅な改善が図られるものとする。 2. インターネットオークションに、車検証が備わっていないか、車台番号のない自動車が出品されていることがある。インターネットオークションは不特定

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5035	5035001	石油連盟	1	A	1.各種基準 / 規格のグローバルスタンダード化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種法規による基準 / 規格を国際基準に準拠した内容に統一するか、共通の技術基準を制定・参照できるようにすると共に、改定時期についても整合を取っていただきたい。</li> <li>最終的には、各種基準 / 規格をASMEに統一するか、共通技術化を図る等対応していただきたい。</li> <li>第三者評価による特認制度を簡素化し、審査期間を短縮して頂きたい。</li> </ul>		<p>(1)問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造に関わる技術基準のうち高圧ガス保安法、労働安全衛生法の技術基準、及びJIS B 8265等については、ASMEを準用した考え方に基づき規定されているが、許容応力、溶接効率の考え方に一部差異があるため(添付資料-1参照)ユーザーによる照査にはそれぞれの規定を参照する必要がある。</li> <li>上記基準 / 規格は、ASME等が改定された場合に改定されるが、改定の時期に差異があり、ASMEとの整合性にタイムラグが生じる。</li> <li>上記基準 / 規格は、ASME等からの参照範囲が異なり、また各基準 / 規格とも英訳されていないため「日本固有の基準」となっており、海外から機器を導入するに際し大きな障壁となっている。</li> </ul> <p>(2)生じている弊害(添付資料-2参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外規格に準拠しているものの各種基準 / 規格の整合が取られていないため、安価なコストで製作が可能で、性能・コスト面に優れた機器を海外から調達しようとした場合、照査に時間を要し、納期的に実現困難な状況が発生する。</li> <li>国内各法により許容応力、溶接効率の考え方に差異があり、プラント建設において機器を製作する場合、各法毎の技術基準に従って照査する必要があり、プロジェクト業務量肥大化、及び提出書類増大の一因となっている。</li> <li>上記技術基準 / 規格に合致しない場合、特認制度(添付資料-3)を利用することも可能であるが、第三者評価機関による審査及び主務省の決裁に1ヶ月以上の期間を要するため、最新技術に基づく海外からの装置・機器類、或いは設計基準の導入の妨げになっている。</li> </ul>	高圧ガス保安法、特定設備検査規則、製造細目告示労働安全衛生法、ボイラー構造規格、圧力容器構造規格	厚生労働省、原子力安全・保安院	
5035	5035002	石油連盟	2	A	2. 防爆機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、JISとIECの整合および防爆指針とIECとの整合作業が行われているが、この作業進捗を加速していただきたい。</li> <li>国際基準の防爆検定に合格した機器は、国内の防爆検定の省略もしくは簡素化を検討していただきたい。</li> </ul>		<p>(1)問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防爆認証に対する要求内容の相違により、海外電気機器、計装も含めた電子機器の国内における防爆認証の取得が困難な状況が発生している。</li> <li>国際基準に基づき防爆について承認された機器を輸入して使用する場合でも、さらに(社)産業安全技術協会の防爆検定を受ける必要がある。</li> </ul> <p>(2)生じている / 懸念される弊害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術面、性能面で優れ、海外で認証され、かつ実績もある電気機器、計装機器等が国内に容易に導入・適用されず、技術面で世界に遅れを取る一因となる。</li> <li>検定受験のための手続きや検定費用が発生すると共に、検定に期間を要するため迅速な導入の障害となっている。</li> </ul>	労働安全衛生法、電気機械器具防爆構造規格	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5035	5035003	石油連盟	3	A	3. 屋外貯蔵タンク休止制度の導入について	・消防法上の屋外貯蔵タンク休止制度を設けていただき、防災要員、資機材の保有、及びその他関連する各種規制に関し、休止状態を考慮した緩和処置、猶予策を講じていただきたい。		<p>(1) 問題点                      ・製油所には、操業上の理由により、長期間に渡り内容物を貯蔵しない屋外タンクが発生することがあるが、現行の消防法、石油コンビナート等災害防止法では、こうしたタンクに対し、休止制度が設けられていないため、危険物を保有していないタンクについても、一連の規制強化に伴う改修等の法規制、あるいは防災要員、資機材確保の観点、あるいはが一律に適用される。                      ・危険物を保有しない設備・施設において、防災要員、資機材を確保することは、不合理である。                      ・法規制強化に伴う旧法タンクの改修工事、浮き屋根の補強工事は、危険物の貯蔵を前提とした規制であり、危険物を貯蔵していない状態の所謂休止中のタンクに対して、一律に本規制を適用するのは不合理である。                      なお、屋外貯蔵タンクの休止については、市町村条例等に基づき必要な届出を行えば、保安検査については使用開始前に実施すれば良いとの運用がなされており、こうした制度の考え方の法規制への拡大・適用を要望するものである。</p> <p>(2) 生じている弊害                      ・休止中の設備・施設において、過剰あるいは不要な防災要員、資機材を保有しなければならない。                      ・廃止も含め、将来的な運用の経営判断が困難なタンクについて、法的な猶予が認められず、規制に基づく工事を実施した場合、無駄な投資に繋がる可能性がある。                      ー 具体的な例                      平成17年4月の消防法改正により、容量2万KL以上又はスロッシング高さ2m以上の浮屋根式屋外貯蔵タンクについては、耐震機能確保のための浮屋根の補強が求められており、本規制は危険物を貯蔵していない所謂休止タンクも対象となっている。                      当該タンクを規制の対象外とするためには、廃止処置を取らざるを得ない。                      石油会社12社22製油所について調査した結果、現在休止中、あるいは休止予定の屋外貯蔵タンクは20基あり、これらについて補強工事を実施した場合、概算工費は約20億円となる。</p>	消防法、石油コンビナート等災害防止法	消防庁	
5036	5036001	個人	1	A	専門職大学院における専任実務家教員の要件の緩和	平成15年文部科学省告示第53号第2条を改正して専門職大学院におけるいわゆる実務家教員の必置義務は「専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね5割程度」(第1項)とし、みなし専任教員の要件を「一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」(第2項)とされたい。	専門職大学院は「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的」として学校教育法第3条、8条に委任される専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)によって設置される学位課程である。同省令はいわゆる実務家教員につき、第5条第3項にて「文部科学大臣が別に定めるところにより」要件を定めるとし、平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定めるの件)にて規定している。その中で、専任教員に占める実務家教員の割合は3割以上(第1条)とし、「一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」をいわゆるみなし専任として実務家教員の3分の1までを専任教員の数に参入することができる。	<p>専門職大学院の目的である、高度の専門性を有する専門職業人を育成するためには、実務経験が豊富であり、かつ専門職学位課程卒業生の進路設計にも有益である実務家教員が中心的役割を果たすことが重要である。なぜならば、現行の大学院における教員は研究者としてのキャリアを形成していることが常態であり、専門職学位課程卒業生が目指すべき進路である実務の世界でのキャリアが一般的に浅い。それに比して実務家教員は実務家として一定程度の経験を積んだ教員であり、専門職業人を養成するにふさわしい教育・指導を施すことが可能である。したがって、専門職大学院における実務家教員の員数は専任教員の数のおおむね5割程度とするべきである。さらに、実務家教員の指導機会をより確保するために、みなし専任教員の要件を「一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」とする要件に変更することを要望する。年間六単位の授業科目を担当することは、一週間に2日程度の授業を担当することを要請するものであり、実務家教員が現在の実務につきながら指導することが困難な要件である。実務家教員の多くは実質的に数年の間、実務から離れて指導に専念しなければならないのが現状であり、この規制が実務家教員を確保することを難しくしている。しかし、学生のニーズとしては、より多くの実務家教員が指導に当たることを望ましく、また専門職大学院の目的にも資するものである。この要件を緩和することで、実務家教員のなり手が増加すれば、多様な実務家による講義の機会が確保できるだけでなく、現行大学院を併任する教員の実質的な負担軽減につながり、よりきめ細かな教育研究活動が確保できるものと考ええる。</p>	学校教育法第3条、8条、89条・専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第5条、附則・大学院設置基準第9条、13条・平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定めるの件)第1条、2条	文部科学省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5036	5036002	個人	2	A	専門職大学院における経過措置の見直し	平成15年文部科学省告示第53号附則第2項の適用期間を短縮し、修士課程担当教員と博士課程担当教員の区別を廃し、一律に3分の1までとされたい。	専門職大学院設置基準は第5条において専門職大学院の専任教員は現行の大学院を専任とする教員と併任できないことになっている。しかし、同基準は同時に附則第2条において10年間の経過措置を認め、既存の大学院修士課程を担当する教員の3分の1、博士課程を担当する教員の全部を併任することができるとしている。	専門職大学院の趣旨を達成するため、文部科学省は2003年3月28日付けの「大学設置基準等の一部改正及び専門職大学院設置基準の制定に関するパブリックコメントの結果について」において、「専門職大学院は、その教育目的が修士課程・博士課程の教育目的と異なることから、その運営には一定の独立性を確保することが必要であり、そのため、教員組織について、設置基準上必要とされる数の教員は、他の学部や大学院の教員と兼ねることができないこととしています。」としている。しかし、専門職大学院設置基準では、附則において平成25年までの長きにわたって専門職大学院の専任教員を従来の研究科教員と併任できるとしており、また実際に併任するケースが多い。そのため、専門職大学院において教員の過重負担が発生しており、教員自らの研究活動ともあいまって、学生に対する十分な教育指導が行い難い状況に在る。専門職大学院にあっては、その目的に適合した高度の専門職業人を養うために必要なカリキュラムを実行するために十分な時間を確保する必要がある。現状における教員の過重負担を軽減するべく、他の学部や大学院を併任する教員の割合を削減し、いわゆる実務家教員の割合を高める施策を早急を実現すべきである。また同附則同条では修士課程担当教員と博士課程担当教員を区別しているが、現行大学院においては修士課程担当教員と博士課程担当教員の区別は前者が「その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」とされるのに対して後者が「その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」とされるものに留まる。(大学院設置基準第9条)しかし、専門職学位課程は修士課程相当の課程であり、また、現在、専門職大学院を設置する大学においては両者の区別はほとんど適用されておらず、本附則において区別する理由がない。本規定は、専門職大学院が本来補充すべき専任教員の員数を既存の大学院担当教員で補充し、専門職大学院の趣旨を達成することが困難な体制であるにもかかわらず開設を行う大学院の増加を招いているため見直しが必要である。	学校教育法第3条、8条、89条・専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)第5条、附則・大学院設置基準第9条、13条・平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)第1条、2条	文部科学省	
5037	5037001	個人	1	A	生鮮食品である野菜の品質表示基準の改正	農林物産の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)では、全ての飲食物品を生鮮食品と加工食品に分類し、名称、原産地、内容量等の表示を義務付けている。このうち、原産地表示については、生鮮食品品質表示基準第4条(2)において「異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること」とされ、また、同基準別表(第2条関係)(4)における野菜の範囲は、「収穫後調整、選別、水洗いなどをおこなったもの、単に切断したもの及び冷凍したものを含む」とされ、これらに該当する野菜を切断せずに詰め合わせた場合にはそれぞれに原産地表示が必要である。しかし、加工食品品質表示の別表2(第3条関係)4に規定されているように、「異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実およびきのこ類を異種混合したもの(切断したものを除く)」は加工食品に分類され、原産地表示は50%以上の原材料のもののみ表示すればよいこととなっている。生鮮食品品質表示第4条(2)の趣旨に合わせて同基準別表(4)の野菜の範囲を拡大し、「収穫後調整、選別、水洗いなどをおこなったもの、単に切断したものおよび冷凍したものにこれらを詰め合わせたものを含む」と改正することにより、異種混合のカット野菜及びカット果物についても、それぞれ原産地表示義務を課すことを要望する。	現在、スーパーやコンビニなどで販売されている異種混合したカット野菜・果物やサラダは加工食品と分類され、50%以上の原材料のみに原産地表示が義務付けられている。例えば、単品のカット野菜やサラダ、果物は、生鮮食品と分類され原産地の表示が必要であるが、異種混合した4:4:2の重量割合でカット野菜・果物を異種混合した場合には原産地表示義務の対象外となる。JAS法の目的は、「品質に関する適性な表示を行わせること」で、「一般消費者の選択に資」することとしている。(JAS法) その中で、原料原産地表示は、消費者への情報伝達重要な要素であり、商品購入の際の選択基準となるものである。とりわけ、昨今の国際化・輸入自由化の流れの中で輸入野菜が急激に増加し、消費者の選択肢が拡大する一方で、輸入野菜の残留農薬などへの懸念も存在しており、消費者にとって野菜の原産地表示は購入の選択基準となる重要な情報である。よって、生鮮食品品質表示基準の見直しを要望したい。なお、50%以上の原材料がなく原産地表示義務のない異種混合カット野菜についても、「任意で原産地を表示しても差し支えない」とされ、実際にも、つめあわされた複数種類の野菜それぞれについて原産地を表示している商品もすくなくないことから、今回の要望に対し、実務上著しく対応が困難であるとは思えない。	JAS法、生鮮食品品質表示別表(第2条関係)、加工食品品質表示基準別表2(第3条関係)	厚生労働省		

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5038	5038001	ダンススクール協同組合連合会	1	A	国家公安委員会の指定する「特定講習団体」の規制緩和	特定講習団体の指定要件を規制緩和して、公的認可を受けている団体にもダンス教授資格試験の実施を認め、風俗営業法の適用除外となるダンス教授所をもっと広く認定できるようにして欲しい。		ダンスの技能及び知識に関して一定の水準以上にあることを適正かつ公正に判断するための要件としては、特定講習団体が必ずしも全国的規模の団体である必要はなく、人的、物的、財政的にも適正なダンス教授資格試験を実施でき、受験会場について受験者の便宜を図ることができる規模の団体であれば良いと思われる。ダンス教授所を経営する者で組織され、各県知事又は経済産業省各経済産業局から認可を受けている団体から構成される連合会は、自主規制によりダンス教授所を認定することができる団体として、風俗営業法適用除外の法的趣旨に合致している。ダンス教授所を主体とする公的認可団体でありながら風俗営業法の適用除外となるダンス教授所を自ら認定できないことは、社会的、一般的に不合理、不平等である。公益法人でなくても、各地域での健康増進運動、社交ダンスの普及活動等地域や地方の文化・経済の発展に貢献しており、公益性を有しているといえる。以上の理由から特定講習団体の指定要件を規制緩和して、公的認可を受けている団体にもダンス教授資格試験の実施を認め、風俗営業法の適用除外となるダンス教授所をもっと広く認定できるようにして頂きたい。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号政令第1条、第1条の2 規則第1条の2	国家公安委員会 警察庁	第139回国会衆議院地方行政委員会議事録第1号警察庁生活安全局長泉幸伸政府委員答弁
5039	5039001	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。		【規制の現状】在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 【要望理由】日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしているかどうかはチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省出入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	法務省出入国管理局、総務省自治行政局・自治税務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省主税局、総務省自治行政局	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号										
5039	5039002	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	2	A	外国人に関する総合的な政策推進のための組織の設置	将来的には、外国人に関する政策を一元的に担当する組織(例えば「外国人庁」あるいは「多文化共生庁」)が必要となるが予想されるが、当面の措置として、外国人の受け入れに関する政策と在住外国人に関する政策を総合的に企画立案し総合調整する部署(例えば「総合的外国人政策推進室」あるいは「多文化共生推進室」)を内閣官房又は内閣府に設置すること。		<p>【規制の現状】内閣官房の「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」は、各省庁の施策の調整を行うものの、国としての総合的な外国人政策を企画立案する権限を有しない。また、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」は、犯罪対策関係会議の下に設けられ、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みを構築するなどの特定の目的のために設置されているものの、国としての総合的な外国人政策を企画立案する権限を有しない。さらに、内閣府「規制改革・民間開放推進会議事務局」は、外国人政策に関する要望を受理し、各省庁に資料の提出を求めるなどの権限を有するものの、総合的な外国人政策を企画立案する権限を有しない。</p> <p>【要望理由】平成17年11月に外国人集住都市会議が提出した規制改革要望において、外国人に関する総合的な政策推進体制の整備のための措置を要望したが、現時点では、政府の理解を得られていない。また、同時期に提出した規制改革要望に対して、各省庁から回答はあったものの、政府全体として整合性のある回答とはなっていない。しかし、近年、国、都道府県及び市区町村が一体となって外国人政策に取り組む必要性はますます高まってきており、その実施のためには、各省庁が縦割りで施策を推進する現在の体制を改める必要がある。このため、内閣官房又は内閣府に、外国人政策を総合的に企画立案し、省庁間の連絡調整を行うのに必要な権限を有する組織を、できる限り速やかに設置すべきである。</p>	内閣法、規制改革民間開放推進会議令、外国人労働者問題関係省庁連絡会議(関係省庁申合わせ)、外国人の在留管理に関するワーキングチームの設置について(関係省庁申合わせ)	内閣官房、内閣府	
5039	5039003	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	3	A	ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡し条約の締結及び代理処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結による引渡しや司法共助による代理処罰など、日本国政府として厳正な対処を講じること。		<p>現在、日本とブラジル連邦共和国の間には、「犯罪人引渡し条約」がなく、日本国内で罪を犯したブラジル人が帰国してしまうと日本の司法による処罰ができない。また、代理処罰制度も確立していないためブラジル連邦共和国司法当局による処罰もなされていない。そのため、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に帰国してしまい刑事罰の適用を免れている。こうした事態は日本人住民と外国人住民の良好な関係の構築を妨げるものであり、また外国人への偏見を助長しかねない。外国人と共に暮らす安全で安心な地域社会の実現のために条約の締結や代理処罰制度の確立が不可欠である。</p>	刑法第1条	警察庁長官官房国際部・刑事局・警備局、法務省刑事局、外務省中南米局	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5040	5040001	個人	1	A	「日本人の配偶者等」への在留資格変更申請時における書類(「質問書」、「経緯書」、「スナップ写真」、「手紙」)の提出義務の廃止	外国人が日本で日本人と結婚し、日本人の配偶者としての地位に基づき日本に在留するためには、他の在留資格から「日本人の配偶者等」への在留資格の変更が必要となる。その取得のためには申請者が自分の居住地を管轄している地方入国管理局へ行き手続きをする必要があるが、その際には、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三に定める資料(イ当該日本人との婚姻を称する文書及び住民票の写し、ロ 当該外国人又はその配偶者の職業及び収入に関する証明書、ハ 本邦に居住する当該日本人の身元保証書)に加え、「質問書」(カップルが初めてあった時期、場所などを記入)、「なれそめ書」(わたしたちがどのように知り合い、どのように結婚に至ったのか、という内容を記入)、「結婚しようとする者2人が一緒に写ったスナップ写真2枚」、「その他交際歴を証明する資料(2人の中での手紙等)」の全ての提出が求められる。これらの書類の提出を求めることはプライバシーの侵害であり、既に日本に他の在留資格において合法的に在留している外国人が在留資格変更申請する際には、その提出義務を廃止すべきである。	-	「日本人の配偶者等」への在留資格変更申請時における書類(「質問書」、「経緯書」、「スナップ写真」、「手紙」)の提出要求は、明らかにプライバシーの侵害であり、入国管理局でのこれらの手続きに不快感を覚えている外国人は多数存在している。グローバル化の進展に伴うわが国の国際結婚の増加という現代社会の潮流のなか、人権侵害とも看做されるこれらの書類の提出はわが国のイメージダウンになり、国益をも損なう。これらの書類の提出がいわゆる偽装結婚防止のために行なわれているとすれば、わが国の官署が発行した「当該日本人との婚姻を証する文書」をわが国の他の官署が信頼していないことを喧伝しているようなものであるし、これらの書類の偽造は容易であり実効性が乏しい(一方でわが国のイメージダウンという大きな弊害があり、規制の費用対効果の観点からも廃止すべきである)。	出入国管理及び難民認定法	法務省入国管理局	法務省ホームページ <a href="http://www.moj.go.jp/">http://www.moj.go.jp/</a> 法務省民事局ホームページ <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html#name2">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html#name2</a> 外務省査証案内 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/taiko/visa/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/taiko/visa/index.html</a> 平成17年版 国民生活白書 コラム 増加しつつある国際結婚
5041	5041001	個人	1	A	出入国管理及び難民認定法関係 手続の、行政サービスの改善	現在、出入国管理及び難民認定法関係手続を行っている地方入国管理局及び出張所では、受付時間が短く(平日9-12時、13-16時)常に混雑している。その原因の一つとしては、事務処理時間が短く当日発行される手続き(再入国許可申請、資格概括同居申請、就労資格証明書交付申請)と処理に時間を要する手続きについて、東京入国管理局と大阪管理局では種類別に窓口を設け事務処理の効率化を図っているが、それ以外の地方入国管理局や出張所では、同じ窓口で受付を行っているため、待たされる時間も長く、非効率的である。したがって、第一に、東京入国管理局と大阪管理局以外の官庁においても、申請別に窓(少なくとも当日発行される手続き専用の窓口)を設け、場合によっては受付時間を設定して、業務の効率化を図るべきである。第二に、処理に時間を要する手続き(在留資格の取得、変更など)は申請書類を提出する時には本人が出頭しても、審査結果を受け取る時には郵送することを提案する。人手不足の入国管理局にとっても、時間に余裕を持たない外国人にとっても、二回以上入国管理局に出頭しなければならないのは、決して効率的であるとは思えない。本人が出頭する理由としては、本人であることや旅券等の真正性の確認があると思われるが、これらは最初の一回で済むことであり、郵送による審査結果の送付が可能になれば、事務処理のスピードが大幅改善できると思われる。出入国管理及び難民認定法関係の手続きに関する、行政サービスの効率化・合理化を図るためには、増加傾向にある外国人のニーズを把握しつつ、業務時間を短縮できるような工夫をすることが必要である。当面、その具体的な方法として、当日発行される手続きを窓口あるいは時間帯を別にして受け付けることと、郵便による審査送達を可能にすることを求める。		国際交流の活性化の中で、世界各国から多くの人々が日々日本を訪れているが、諸手続きへの業務処理時間がかかりすぎると、観光立国実現への取り組みや高度人材を始めとする外国人労働者の円滑な受け入れに支障をもたらすことになる。(在留資格関係、永住権の申請など)の受付が同じ窓口で行われており、効率のいい業務が行われていない。法務省入国管理局では、「電子政府構築計画」(2003年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、2004年6月14日一部改定)に基づき、出入国管理業務の業務・システム最適化計画を推進しているが、諸案の検討や計画の実施までには時間がかかると思われる。一方、出入国管理関係の業務では、外国人入国者数が平成13年から17年の5年間で約41%増、在留資格審査関係申請の新受付人員が平成12年から16年の過去5年で約2%増となる等、近年の業務量は増加しており、今後ともこの増加傾向は続くものと予想されるところ、入国管理にかかわる業務・システムについての見直しは急務である。そこで、実現可能性が高く、効率性を高める業務サービスとして上記を提案する。	国管理及び難民認定法	法務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5042	5042001	個人	1	A	土地家屋調査士会会員でない土地家屋調査士への業務制限の撤廃。【新規】	土地家屋調査士(以下、単に調査士という)試験に合格した者等は登録によって調査士となるが、登録には土地家屋調査士会(以下単に調査士会と言う)への入会が条件となっている。更に、調査士会を退会し、調査士会会員でない調査士となると大幅な業務範囲の制限をうける。このような調査士登録に当たっての調査士会への強制入会の条件及び調査士会会員でない調査士に対する業務範囲の制限の撤廃、すなわち土地家屋調査士法(以下単に土士法と言う)第68条による公正な競争制限の撤廃を強く求めます。	1、調査士の登録業務は、調査士会が担当する。 2、調査士会は自由に設立できるものとする。 3、調査士はその専門性、地域性、兼業業務内容、業務規模等に応じ、自由に調査士会を選択できるものとする。 4、所属する調査士会に関係なく(また調査士会の会員が否かに関係なく、全ての調査士は差別なく全ての調査士業務を担当できるものとする。	1、唯一特定の調査士会への加入が条件となっている為下記の弊害が生じている。イ、高額な入会金のため登録者が増えていない。ロ、高額な会費の為退会者が続出している。ハ、この結果、登録者の増加が少なく、公正な競争が確保されていない。ニ、加えて、(調査士会を退会した場合)調査士会会員でない調査士には業務範囲を制限し、公正な競争を阻害している。2、土士法を改正し、規制及び規制から派生する弊害を撤廃することによって、国民への登記サービスの向上を図ることを目的とする。	1、登録・入会関係以下、土地家屋調査士法(土地家屋調査士名簿の登録)第8条(登録の申請)第9条(登録の拒否)第10条(調査士の入会及び退会)第52条(調査士の入会及び退会)第52条 2、調査士会会員でない調査士への業務の制限関係 1)土地家屋調査士法(非調査士等の取締り)第68条(業務)第3条 2)土地家屋調査士法規則(表示)第19条	法務省	1.土地家屋調査士会発行の雑誌「土地家屋調査士平成18年6月号」によると平成18年4月の登録者及び登録取り消し者の数は下記の通りである。イ、登録者 56人口、登録取り消し者 92人 2、(埼玉)土地家屋調査士会の毎月の会費は1万1500円である。これは任意加入の建築士会のほぼ年会費に相当する。技術士会の約6倍である。
5043	5043001	業名展広	1	A	障害者法定雇用率を達成していない事業者に対する措置の強化	障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、「法」)では、事業主に対し、法定雇用率1.8%以上の障害者の雇用を義務付けており、厚生労働大臣はその履行を図るため、障害者雇入れ計画作成命令の発出(法第46条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第3条)を行なう。当該雇入れ計画が不相当と認められる場合には、その変更を勧告(法第46条第5項)し、必要がある場合には適正実施の勧告(法第46条第6項)を行なうこととされている。当該勧告に従わず、一定の改善がみられない事業者については、公表を前提とした特別指導を行ない、なお改善の見込みがない場合には企業名の公表(法第47条)を行なうこととしている。本制度に基づく実際の運用として、まず、平成12年10月に雇入れ計画の作成命令を117社に対して発出し、翌年から計画を実施した。2年後の平成14年10月には、このうち21社に対して適正実施勧告を発出した。更に内14社に対して平成16年7月から平成17年3月までの8ヶ月にわたり、特別指導を行なった。指導対象14社中6社が雇用義務を達成しているが、残り8社は達成できず、厚生労働省は平成17年6月24日付で、特に改善の見られない2社の企業名を公表するに至っている。この2社の雇用状況は、実雇用率1%にも満たないきわめて低い水準であるが、指導や企業名の公表では強制力がないため改善が図られていない。したがって、民間企業の障害者雇用を促進するため、企業名の公表に留まらず、正当な理由なく、第46条第5項又は第6項の勧告に従わないときは、厚生労働大臣は「是正命令」を発出できるとするとともに、同命令に違反した場合には、「罰則」の対象とすることにより、法定雇用率の達成が低水準で改善努力の見られない企業に対する措置を強化すべきである。	厚生労働省の調査によると、民間企業の障害者雇用率は、全体としては近年増加傾向にあるものの、平成17年の段階で1.49%と、法定雇用率の1.8%には程遠い状況にある。障害者雇用促進法第37条は法定雇用率に達すべきことを事業主の義務と定めているが、現行の制度では、未達成企業で改善努力の見られない企業に対する有効的な法的手段を欠いている。日本の批准する「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(1992年)」第2条と「職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告(1983年)」において、国家が「障害者である労働者その他の労働者との間の機会均等の原則」に基づき、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討すると規定している。同条約第2条では、「国内事情及び国内慣行に従い、かつ、国内の可能性に応じて」とされているが、世界第二位の経済大国として我が国は率先して障害者雇用促進のための強い措置を講じるべきであり、それが我が国の責務であると考えられる。なお、法定雇用率1.8%を達成していない企業が多数存在する中で、特定の企業にのみ罰則を伴う是正命令を発出することに対し、命令対象企業から、雇用義務未達成の他の事業者との不平等な取扱いであるという批判があるかもしれない。この点に関しては、障害者雇入れ計画作成命令、変更勧告、適正実施勧告、及び新設する是正命令に発出基準を明確に定める(例えば、是正命令では法定雇用率1.8%を大幅に下回っており(1.0%など)、数年の猶予期間を経た後も障害者雇用の改善が見られない企業を対象、また、是正命令を免れる「正当な理由」の要件も具体化し、かつ公共職業安定所長と都道府県労働局によって障害者の雇用が極めて困難であると認められた場合とする等)とともに、その基準を数次にわたる計画によって法定雇用率に近づけていくことによって対応することが可能であると考えられる。	障害者の雇用の促進等に関する法律第37、43、46、47条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令	厚生労働省		



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5044	5044001	井上敬生	1	A	日本版SECの設立	<p>現在の証券取引等監視委員会は金融庁の下におかれその委任を受けて証券市場の監視にあたり、インサイダー取引などの犯則事件に対する行政処分を求める勧告や司直への告発、現在の証券規制制度の問題点の建議などを行っている。</p> <p>しかし、いわゆる8条機関(内閣府設置法第54条に基づく審議会等)のままでは証券市場に関する規制制定や犯則事件企業等への行政処分に関する権限は、業者行政をも担当する金融庁にあることになり、スピーディで実効性があり独立した市場監視機能を十分に果たすことができない。また、いわゆる3条機関(内閣府設置法49条に基づく独立行政委員会)となることで、ノーアクションレター制度の回答主体となり、行政処分を求める勧告や司直への告発との整合性が図られるなど、証券市場を利用する企業の便益にもかなうことが期待される。</p> <p>したがって、市場監視の強化と独立性の向上のため、現行の証券等監視委員会を改組し、いわゆる3条機関として「日本版SEC」を設け、市場監視体制を主導させるべきである。</p>	現在の証券取引等監視委員会を改組し、内閣府設置法第49条の規定に基づいて設立された、証券取引委員会とする。	<p>ライブドアによる時間外取引でのニッポン放送株大量取得にて示されたように、わが国の市場制度には「抜け穴」とでもいうべきものが散見される。こうした「抜け穴」や村上ファンドの村上氏のような白か黒かのグレーゾーンにおける取引の監視について、現在の体制下においては金融庁による行政処分や、警察・検察による捜査にもとめるほかはなく、最終的な判断は司法の場で行われることになる。しかし、これでは何よりもスピードが求められる今日の証券市場の現実に即したものであるとはいえない。最終的な判断は司法の場で担保するにしても、証券監視のプロフェッショナルによる適時的な判断を求めることができるならば、わが国の証券市場を利用するものの利益に資するだろう。ライブドア事件や村上ファンド事件等により、わが国の証券監視体制について投資家の不安が広がり株価の低迷が続かなかで、わが国の証券監視体制のより一層の強化を内外の投資家にアピールするためにも、本要望は有効である。</p>	内閣府設置法 国家行政組織法	金融庁 内閣府	
5045	5045001	社団法人 宮崎県 鍼灸マッサージ師会	1	A	日本国における鍼灸医療の確たる 医療化	<p>「日本国における鍼灸医療の確たる医療化」と、その後の、「日本鍼灸医療の世界標準化の実現」を要望いたします。すなわち、昭和29年6月29日仙台高裁判決に基づく、鍼灸医療の確立を要望します。</p> <p>判決内容は、以下です。</p> <p>判決:「医業類似行為とは疾病の治療または保健の目的とする行為であって医師、歯科医師、あん摩師、はり師、きゅう師または柔道整復師等の法令で正式にその資格を認められた者がその業務としてする行為でないものをいう」</p> <p>鍼灸医療は上記の通り医師と鍼灸師が医療として行います。</p> <p>従いまして、昭和29年6月29日仙台高裁判決に基づき、日本国における鍼灸医療の水準を確かなものとし、アメリカ合衆国、英国等と同水準またはそれ以上にならなければなりません。</p>	<p>昭和29年6月29日仙台高裁判決に基づく、日本国鍼灸医療の確たる医療化のために行わねばならない規制改革。</p> <p>あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の全体的見直し。 はり師、きゅう師養成学校の修業年限見直し。 鍼灸師養成教育の見直し。 卒後義務教育、生涯義務教育の創設。 を受けての管理鍼灸師、管理鍼灸師の管理者資格の創設と、その更新制度の創設。 鍼灸医療を行う機関に「管理鍼灸師」もしくは「管理鍼灸師」の設置義務付け。</p> <p>現在、保険医療機関約1万件以上において鍼灸医療が行われています。現在は法的統制の下に行われていません。改革を断行し、高水準鍼灸医療を、保険医療機関、鍼灸師の鍼灸医療提供施設等において、法令と管理資格者の下に行えるよう、そして、将来の統合医療実現に向けて要望致します。</p> <p>鍼灸医療の提供は根拠ある鍼灸医学であることを一部義務付けることを法に追加。 インフォームドコンセントについて、鍼灸師の行う鍼灸治療に限定した、診察、診断、治療など、患者と情報を共有しながらの施術ができるよう見直す。 詳細は別紙をご参照ください。</p>	<p>日本の鍼灸医学のレベルアップを行うことで、WHOの提唱する鍼灸医学やアメリカ、イギリス等がその国民に対して提供する鍼灸医学と同等以上の医学水準を目指さなければなりません。</p> <p>日本の鍼灸医学及び鍼灸医療提供体制が中国、韓国並びに西洋の先進各国よりも下回る事は、日本国の恥であります。現在の低レベル日本鍼灸医学が、特区第9次に提案の通り「鍼灸医療の療養費取り扱いに関する規制緩和」のような規制という弊害を作っています。</p> <p>その鍼灸医学を日本国民に対して日本医療の一部として安全に提供できるようにしなければなりません。また、現在のままでは、鍼灸は法に関係なく無秩序に広がる事になり、法治国家日本の国民にとって危険です。別紙の添付資料もご参照ください。</p>	<p>昭和29年6月29日仙台高裁判決(鍼灸医療は医業であるとする確定判決)</p> <p>あんまマッサージ指圧師はり師きゅう師等に関する法律(医師法17条例外規定法)</p> <p>医師法第17条164-参-予算委員会-16号平成18年03月24日、統合医療に関する内閣総理大臣の答弁</p>	厚生労働省	<p>別紙に提案詳細を記載いたしました。</p> <p>添付書類 : 日本国における鍼灸医療の確たる医療化(全文)</p> <p>添付資料 : 鍼灸医療の療養費取り扱いに関する規制緩和の為の二ス</p> <p>添付資料 : 鍼灸医療の療養費取り扱いに関する規制緩和(特区提案)</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5046	5046001	愛媛県松山市	1	A	事故繰越に係る地方債の借入れに関する規制緩和(明許繰越した事業が避け難い事故により事故繰越を余儀なくされた場合、この事業の財源として予定している地方債の借入を翌々年度まで可能とする。)	公共事業により都市基盤整備を進めるに当たっては、地権者、関連団体等との調整により工期の延長を余儀なくされることがある。こうした事態に対応するため明許繰越により対応しているものの、想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余儀なくされることがある。国の補助事業では、事故繰越の措置が認められているものの地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、財源対策に困難を強いられている。翌々年度までの借入が可能となれば都市基盤の早期整備や財政運営にも効果があると考え。	想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余儀なくされることがある。地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、事業の必要性、緊急性から中断や廃止が不可能な事業については、一般財源による措置が必要となり、耐用年数に応じた負担の公平性が損なわれるほか、財源対策に困難を強いられている。	公共事業により都市基盤整備を進めるに当たっては、地権者、関連団体等との調整により工期の延長を余儀なくされることがある。こうした事態に対応するため明許繰越により対応しているものの、避け難い事故により事故繰越を余儀なくされているもの、地方債については翌々年度の借入は不可能(公庫資金は可、政府資金は不可)とされており、財源対策に困難を強いられている。翌々年度までの借入が可能となれば都市基盤の早期整備や財政運営にも効果があると考え。	・財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第2条及び第3条 ・財政融資資金の管理及び運用の手續きに関する規則第27条及び第28条 ・郵便貯金法施行規則第10条及び第11条 ・簡易生命保険法施行規則第10条及び第11条	総務省 財務省	添付資料 1-1~1-8
5046	5046002	愛媛県松山市	2	A	建築基準法の弾力的運用	建築基準法の道路は、法第42条第1項で定められているが、それ以外の幅員4m以上の公道で建築基準法の道路と同等の機能を有するものについても、公道の管理者の承諾があれば、同法の道路として取扱うことができるように、法の弾力的運用をしたい。	河川管理道路などの公道を建築基準法の道路として取扱うことができれば、右記の理由により、これに接道して建築するに際して市民(申請人)の負担を軽減できる。	建築基準法の道路は、法42条1項で定められており、河川管理道路などの公道は、国庫補助事業などで幅員4mに整備されたものでも、除外されているため、それに接道して建築することは認められていない。 この場合は、建築確認申請時に、同法43条1項ただし書き許可によって建築できるという救済が図られている。これは、平成10年の建築基準法の改正時に、建築確認事務が、民間に開放された際、一定の裁量を伴う判断は、特定行政庁の処分が必要として創設されたもので、上記4mの公道に接道するタイプは、同法施行規則第10条の2第2号で規定されている。 しかしながら、この許可はその公道の路線単位で対応するのではなく、沿道の全ての建築物毎に適用されるため手続きが煩雑である。 松山市では、法改正以前は、ただし書きの適用が、許可を必要とするものでなかったため、河川管理道路などの公道を、地元からの陳情や管理者との協議に基づいて、建築基準法の道路に準ずるものとして取扱ってきたケースが相当数あり、運用上でも特段の支障はなかった。これらの公道は、生活道路網に組み込まれ、その一部を形成しており建築基準法の道路と同等の機能を有している。 上記の公道に接道した建築を容認する場合、法43条ただし書き許可ではなく、法42条の弾力的運用により、公道を建築基準法の道路として取扱うことができれば、市民(申請人)の負担を軽減することができる。 以上の理由により、法第42条第1項の弾力的運用を要望する。	建築基準法第42条	国土交通省	添付資料 1 説明図1.2 2 関係法令 3 法第43条の変遷 4 H11の建設省通達 5 松山市の許可実績

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5046	5046003	愛媛県松山市	3	A	建築基準法の弾力的運用	建築基準法第43条の弾力的運用  建築物の敷地が水路等で隔られているため、水路等の管理者の承諾を得て架橋することにより道路に通じる場合は、法43条の接道要件を満たさないため、同条ただし書き許可が必要とされているが、法の弾力的運用によりこの許可を不要としたい。	建築物の敷地が水路などで隔てられ、架橋によって道路に通じる場合に、法43条の弾力的運用により、同条ただし書き許可を不要としても、右記の理由により支障はなく、市民(申請人)の負担を軽減することができる。	建築物の敷地は法第43条により、道路に接していなければならない(接道義務)が、この接道は、道路境界線と敷地が直接接することとされ、その間に水路などがあり、架橋によって通じる場合は接道義務を満たさず、建築はできない。 この場合は、建築確認申請時に、同条第1項ただし書きによる許可によって、建築できるという救済が図られている。これは、平成10年の建築基準法の改正時に、建築確認事務が、民間に開放された際、一定の裁量を伴う判断は、特定行政庁の処分が必要として創設されたもので、上記の架橋タイプは、同法施行規則第10条の2第3号で規定されている。 しかしながら、この許可は、接道長さ、水路などの管理者の承諾を要件としているのみで、民間の確認検査機関が行う建築確認の中で、その要件を確保させることは容易であるため、許可を不要としても支障はない。 以上の理由により、法第43条第1項の弾力的運用を要望する。	建築基準法第43条	国土交通省	添付資料 1 説明図1.2 2 関係法令 3 法第43条の変遷 4 H11の建設省通達 5 松山市の許可実績
5047	5047001	個人	1	A	自作航空機(ホームビルド機)に特化した耐空性審査基準の策定及び適用の法制化	この20年来、素材や技術の発達(素材開発や製作整備技術及び発動機の信頼性向上など)により自作航空機の信頼性は向上し、継続的な信頼性の維持は、適切な整備によるところが大きくなっている。しかし、我が国の通達は昭和50年代の古い認識に基づいた「機体の信頼性向上が考慮されていない一律な規制」を指向した内容で、飛行に際し厳しい制約がある。自作航空機の整備は、操縦者本人に委ねられることから他の耐空証明を有する機体とは異なる制約を要することは理解できるが、適切な機体の製作及び整備が成された自作航空機については、実用機に近い飛行を認めるべきである。 適切な機体の製作及び整備の成された自作航空機に対し下記について要望する。 航空機登録原簿への自作航空機の登録(登録記号(JA番号)の付与) 自作航空機に特化した耐空性審査基準の策定及び同基準に基づく耐空証明の付与 上記に掲げる耐空証明を有する自作航空機への航空無線電話の搭載を許可  続きを「具体的事業の実施内容」欄の 1に記載。	1 年次に「自作航空機に特化した内容の耐空検査」を実施し整備状態を点検し耐空性を確保・維持。 上記 ~ を満たす自作航空機に対する飛行制限の緩和(実用機同等レベル)  2 海外動向に拘わらず、我が国の狭く急峻な国土、変化の著しい気象状況を鑑み、実用機相当の最大離陸重量を有する自作航空機に対しては現制度上の耐空証明を取得すべきとの考え方もあるが、昨今の世界的潮流及び今後予想される「外国で耐空証明を取得した自作航空機」の個人輸入を通じた国内展開の可能性を踏まえ、我が国でも超軽量動力機を除外するなどの自作航空機の類別を行い、実用機相当の自作航空機には、「自作航空機に特化した耐空性審査基準」を定め、これを適用することで、地上及び飛行する者の生命・財産を守り且つ世界的新産業として急成長するレジャー航空産業の礎を国内に築くべきである。	本来、自作航空機(ホームビルド機)は機体の製作や製作した機体を飛行させること自体を楽しむことが目的の航空機であり、現在は航空法第11条但し書きに基づく許可を地方航空局長から機体個別に受け、限定された飛行条件の下での飛行が許されている。しかしながら1980年代より世界中でキット(プラモデルのような半完成)プレーンが販売され、多くの国々の愛好家によって楽しまれており、機体の完成度や信頼性も向上し多くが実用機と遜色ない或いは実用機を超えた性能を発揮するまでにきている。我が国では、飛行許可に際し、その機体の耐空性が未検証であるとの理由から多くの条件が科せられ新参者が少なく、愛好家数も高齢化と共に減少の一途であり航空文化存亡の危機に直面している。 近年、欧米で自作航空機に特化した耐空証明が法制化され、自作航空機に対し一定の耐空性が担保されると共に、耐空性を有する自作航空機の新市場が急速に成長しており、多くの国がこれに追従する動きを見せている。  続きを「具体的事業の実施内容」欄の 2に記載。	(通達)空乗第255号 昭和51年5月1日「ホームビルド機の航空法第28条第3項の飛行許可について」 (通達)国土交通省航空局技術部 航空機安全課長 国空機第1357号 平成14年3月29日「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」	国土交通省航空局	滑空機及び動力滑空機では、左記要望 ~ は法整備され、一定の信頼性の確保及び実用機同等レベルの権利を有し、学生及び社会人に広く親しまれている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5048	5048001	株式会社ジェシービー	1	A	有価証券購入時のクレジットカードによる決済	・昨年11月の規制改革要望に同テーマを申請したがその回答として、「クレジットカードによる支払は、カード会社から顧客に対する金銭の貸付けと同様の経済効果をもたらすことから、証券取引法第44条第3号及び第66条の13第1号ホの規制する「金銭を貸し付けること」に該当するおそれが高いと考える。なお、制度面における検討を平成17年度を目的に行う予定」という回答をいただいているが、その後の制度面における検討の進捗状況につき確認したい。	顧客が証券を購入する際の窓口(対面販売、ネット販売、仲介業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードを導入する。	以下の効果が見込まれる為、クレジットカードによる決済を実現したいと考える。 ・クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択肢が広がり利便性が向上すること。 ・クレジットカード会社が持つ販売チャネルの活用やクレジットカード特有のポイントサービス等を付随することにより、証券拡販の一助になること。	証券取引法	金融庁	
5048	5048002	株式会社ジェシービー	2	A	銀行が取扱う外貨両替に関するクレジットカード決済	銀行が取扱う外貨両替の精算手段としてクレジットカード決済を導入する	空港等の銀行の外貨両替窓口において顧客が外貨を購入する際、精算手段としてクレジットカードを導入する	以下の効果が見込まれる為、クレジットカードによる決済を実現したいと考える。 ・クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択肢が広がり利便性が向上すること。 以前、当件直接お伺いした際には、カード決済導入の方向感には同意いただいたが、銀行商品のカード決済に当たる為、影響を検討した上で結論を出す、とのコメントをいただいている。その後の検討結果につき、この場を借りてお伺いしたい。	銀行法	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5049	5049001	東京都	1	A	保育所制度における規制緩和	大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること。		<p>・現在の認可保育所では応えきれていない、大都市の保育ニーズに対応できる。</p> <p>・多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す制度に改めることにより、多様化する保育ニーズに応えることができる新しい保育所設置が可能となる。</p>	児童福祉法	厚生労働省	
5049	5049002	東京都	2	A	保育所制度における規制緩和	<p>現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を促し、サービスの競い合いによる利用者本位の制度となるよう改革を行うこと。</p> <p>保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること</p> <p>保育料を一定の基準の下に、保育所が自由設定できるようにすること</p> <p>施設整備について、民間事業者も次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること</p> <p>保育所設置基準を緩和すること</p>		<p>、保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力と関わりなく児童が入所する仕組みとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していく仕組みとしていく必要がある。なお、特別な配慮が必要な家庭の児童に対する保育料の設定については、行政の責任により対応が可能である。</p> <p>認可保育所は、設置主体に制限はなく、株式会社等でも設置できることとなっているが、社会福祉法人等と同様の施設整備補助は受けられない。</p> <p>保育所の認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならない。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数の全てに保育士資格を求めており、保育士資格以外の資格者の活用による柔軟なサービス提供が出来ないほか、調理員について常勤職員配置が原則とされているため、短時間勤務職員の導入ができない。</p>	<p>児童福祉法</p> <p>児童福祉施設最低基準</p>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5049	5049003	東京都	3	A	カジノ実現に必要な法整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。</li> <li>・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。</li> </ul>	カジノ開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。</li> <li>・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており実施することができない。</li> </ul>	刑法第185条～187条 (賭博および富くじに関する罪)	内閣府 法務省 国土交通省 経済産業省	
5049	5049004	東京都	4	A	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、脱税・滞納などを根絶するため早急に対策を講じること。	不正軽油の製造を根絶し、硫酸ビッチの不法投棄による生活環境上の支障を除去するため、重油および灯油に混入されている識別剤(クマリン)を新たな薬剤に変更する、識別剤の添加を義務化し除去を禁止し、違反者に対する罰則規定を整備する、などの関係省庁が一体となった実効性のある対策を講じると共に、国や関係自治体間の連絡体制の構築を図ること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正軽油の製造基地の機械化、巨大化等により、クマリンの除去に要するコストが安くなったため、クマリンを除去した不正軽油が流通し、大規模な脱税や硫酸ビッチの不法投棄を引き起こしている。新たな識別剤の導入は、除去に膨大な費用を要することになり、不正軽油の製造抑止につながる。</li> <li>・識別剤の添加は、通商産業省(当時)の要請を受けて、石油精製会社等が自主的に行っているが、不正軽油の製造防止のため、識別剤の添加を義務化し、除去を禁止するとともに罰則を設けるなど、関係省庁が一体となった対策を講じる必要がある。</li> </ul>	地方税法 廃棄物処理法	総務省 経済産業省 環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5049	5049005	東京都	5	A	抜本的なディーゼル車等の使用過程車対策の実施	自動車Nox・PM法では、車検制度によって、基準を満たさない車両は対策地域に登録できなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象にするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。使用過程車の排出ガス性能を維持・確保するため、車検時の検査対象項目にNox・PMを加えること。		都における大気汚染の根本的な原因は国の自動車排出ガス規制の遅れにある。 また、Nox・PM法の対策地域への流入車対策の認識不足、対策地域外の環境改善の遅れも国の問題である。  ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、抜本的な使用過程車対策を実施する必要がある。	自動車Nox・PM法 大気汚染防止法	環境省 国土交通省	
5049	5049006	東京都	6	A	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	ディーゼル排出微粒子などによる大気汚染の健康影響に関する調査を確実に推進し、その結果も踏まえ、新たに超微粒子(PM2.5以下)の環境基準を設定すること。		・微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などとの強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微粒子のほとんどが微小粒子といわれている。 ・微小粒子の環境基準を設定するなど、都民の健康を守るための実効性ある対策をとる必要がある。	大気汚染防止法	環境省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5049	5049007	東京都	7	A	船舶からの排出ガス対策	<p>マルポール条約の批准に伴い改正海洋汚染防止法が昨年5月19日に施行されたが、既存船は窒素酸化物規制の対象とならないこと、粒子状物質は規制対象としていないこと、燃料の硫黄分は4.5%以下としていること(国内の実勢は硫黄分3.0%以下)などから、船舶からの排出ガスについて、より抜本的な対策を講じること。</p>		<p>船舶からの排出ガス対策は、一港湾の問題ではなく、全国レベルでの対応が必要不可欠である。また、対象事業者は、外国の船舶運航事業者も含め広汎にわたることから、国内法による規制だけでは不十分である。環境対策に、より実効性を持たせるためには、国際的な取組が必要であり、マルポール条約の改正を含め、国際機関への働きかけを行うべきである。</p>	<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</p>	<p>国土交通省・環境省</p>	
5049	5049008	東京都	8	A	職業能力開発校の設置・運営基準の見直し	<p>職業能力開発校については、職業能力開発促進法第16条で都道府県が設置することとされている。また、この場合の管理運営に関して明文の規定はないが、設置者が当然管理運営を行うべき法意と解されている。現状を踏まえうえ、より効果的効率的に職業能力開発行政を行うため、都道府県が自主的に取り組んで行くことはもちろんであるが、管理運営業務について民間委託等を検討できるなど、法解釈の拡大もしくは法改正を検討していただきたい。</p>		<p>・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が成立し、国は「官民競争入札」を導入しようとしており、地方自治法においても公の施設の管理運営の主体をより拡大させる動きがある。このような中で、職業能力開発校の管理運営のあり方についても再考すべき時期にあると考えており、また、地域の実情とニーズの変化も考慮して、柔軟な対応が可能となるようにする必要がある。</p> <p>・なお、以前の要望時には、国より、「職業能力開発校は、法第16条第1項及び第4項に基づき、訓練科名、訓練定員、訓練校の組織、その他公共職業能力開発施設の運営に関する事項は都道府県の条例で定めるよう規定されていることから、施設の設置者である都道府県が当然その管理運営を行う必要があるものと解され、公共職業能力開発校の管理運営を、都道府県以外の第三者が行うことを可能とする法解釈を行うことは困難である。」との回答をいただいたが、運営等について都道府県の条例に定めることにより、民間委託等を行うことは可能であるとする。</p>	<p>職業能力開発促進法 第16条第1項及び第4項</p>	<p>厚生労働省</p>	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5050	5050001	トータルケア・システム株式会社	1	A	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を産廃である廃プラスチック類とすること	<p>病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつは、産廃である廃プラスチックと一廃の混合物であることから、その取扱いが「事業系一廃、産廃、適正処理であれば一廃・産廃どちらでも構わない」と地域によって異なっている。</p> <p>2005年、産学官共同研究開発を基に使用済み紙おむつを焼却せずに水溶化処理で、廃プラスチック、パルプ、汚泥を分離回収し、再生利用する紙おむつリサイクル施設が完成した。この施設では、非感染性使用済み紙おむつを産廃処理しており、産廃と認められている地域から集めている。それ以外の地域からも紙おむつをリサイクルしたいとの要望があるが、お断りせざるを得ない状況である。</p> <p>紙おむつは今後も増加し、事業系一廃として焼却処理している市町村での受け入れや貴重な資源の再生利用は難しいと思われる。一方、紙おむつリサイクルを事業とするには、ある程度まとまった量を広域から集める必要がある。従って、事業活動から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を、産廃である廃プラスチック類と位置づけ、一律、産廃処理できるよう要望するものである。</p>	<p>地域の収集運搬事業者が回収した非感染性使用済み紙おむつを、リサイクル施設で破袋・分離・殺菌・洗浄・脱水工程を経て廃プラスチック、パルプ、汚泥を分離回収する。回収された廃プラスチックはRPFの燃料として熱回収し、パルプはさらに180度の熱処理を加え安全性を確実にして再生紙おむつ、モールド、防火板などの原料として再利用する。汚泥は土壌改良材として緑農地に還元する。</p> <p>紙おむつに特化した資源リサイクル事業として、年間6000トン処理し、約300トンのプラスチックと約1000トンのパルプを再資源化する。この紙おむつリサイクルは、回収素材の全てを資源として再生利用でき、焼却処理に比べ二酸化炭素の排出が削減され焼却残物も生じない、環境負荷を軽減する資源循環型の理想的な排泄ケアリサイクルシステムである。</p> <p>2005年の紙おむつ生産枚数は100億枚を超え、さらに増加する勢いであり、紙おむつリサイクル事業の必要性が高まっている。本事業に賛同する事業者に対しリサイクルに関する技術やノウハウを提供し、その開業及び事業支援を行い普及展開を進めている。</p>	<p>乳幼児用の「使い捨ておむつ」として使われてきた紙おむつは、急激な高齢化で病院・高齢者福祉施設等での使用が増した。2005年、紙おむつの生産枚数は100億枚を超え、生産重量も約48万トンに達した。</p> <p>大量に排出する病院・高齢者福祉施設等では、糞便・尿のついた貸布おむつをクリーニングして再使用しており、使用済み紙おむつもゴミとして焼却するだけではなく、リサイクルによって再生利用すべきとの意向が強い。事業系一廃に区分されている地域では、処理責任は市町村にあり、排出者が再生利用を望んでも現状では難しい。一方、産廃に区分されている地域では、同一性状の廃棄物でも排出者の意思で再生利用でき、効率的に再資源化できる。</p> <p>また、リサイクルを事業として実施していくには、採算に合う処理量が必要であるが、非感染性使用済み紙おむつを産廃に区分している地域は限られ、ある程度の量を集めるには市町村単位ではなく、もっと広域的な処理を進める必要がある。</p> <p>こうした課題に対応するため、事業系使用済み紙おむつを産廃に区分することで、一層のリサイクル推進が図れる。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条2項・4項 第2条の3 第3条2項 第4条2項・3項</p>	環境省	<p>参考資料 平成17年度 型社会白書 全国エコタウン事業の承認地域 マップ 平成17年版福岡県環境 白書 新聞、雑誌記事等 ホームページ http://www.totalcare-system.co.jp/</p> <p>平 環 新</p>
5051	5051001	長崎県	1	A	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	<p>所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい。</p>		<p>現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式市場上場企業等の管理職等にAPECビジネス数次査証が発給されているところであるが、発給実績が少ない状況にある。</p> <p>今後、不法滞在を発生させることなく中国人訪日観光客の増加を図るためには、所得、海外渡航実績などの一定の条件を付して、それを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、この者については、個人での訪日観光も可能とすることが必要であるため。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第6条第1項</p>	外務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052001	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	A	劣後債の発行	(信用金庫法の規制の緩和)自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。	劣後債は、資金の出し手の相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流通性が高く、投資家も投資しやすい。また、劣後債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。以上により、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、劣後債の発行について法整備を図る。	信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類となっているが、このうち劣後ローンについては、資金の出し手である投資家が流通性の点から投資に難色を示す傾向が高まってきている。また、現行のBIS規制のみならず、2006年度末から適用を予定している新BIS規制においては、リスクバッファとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。劣後債は、議決権、事業利用権がないため、普通出資会員に不利益を与えることなく、信用金庫の資本充実を図ることができることから、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	信金法に社債発行の規定もしくは会社法の社債に関する規定の準用がない。	金融庁	継続
5052	5052002	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	A	普通出資の消却	(信用金庫法の規制の緩和)普通出資の消却制度は、協同組織の互恵互助の機能をより高めていくものである。	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされているが、組織再編成に限らず、会社法第178条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。	信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼し、その後、資本が充実し余剰となった場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もありうる選択肢である。また、会員は口数にかかわらず一個の自益権を有していることから、余剰資金の範囲内であつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなる。	信金法第16条、第21条、第51条、第52条、(参考条文)会社法第178条	金融庁	継続

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052003	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	A	出資による配当の導入	(信用金庫法の規制の緩和)現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにする。	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。	会員自治に基づく総(代)会決議で、現金配当とともに、出資による配当を選択できるようになれば、会員による自治がより強固なものとなる。	信金法第57条、(参考条文)会社法第450条	金融庁	継続
5052	5052004	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	A	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和)協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)においても「信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する」とされていることから、前向きに検討いただきたい。	信金法第17条、(参考条文)会社法第607条	金融庁	継続

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052005	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	A	協同組織金融機関が発行する優先出資の分割を円滑に行うための法的整備	(優先出資法の規制の緩和) 右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る単元優先出資制度の創設  優先出資の分割に係る定款変更について、普通出資者総会の決議を不要とする(会社法第184条第2項を準用する)	協同組織金融機関の発行する優先出資については、単元株制度に準じた制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。  優先出資の分割に係る定款変更については、分割を円滑に進める観点から、普通出資者総会の決議を不要とすることが有効な措置と考えられる。なお、分割に係る優先出資の授権枠の増加が分割割合に応じたものである限り、授権枠の範囲内でしか希薄化されないという既存の普通出資者および優先出資者の利益に変更はないため、このような措置を講ずることとしても普通出資者や優先出資者を害することにならない。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律、(参考条文)会社法第184条第2項	金融庁	変更
5052	5052006	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	A	協同組織金融機関が発行する優先出資を活用した円滑な増資を行うための法的措置	(優先出資法の規制の緩和) 右記同様	市場価格がある優先出資を引き受ける者の募集をするときは、株式会社と同様、払込金額の決定方法を定めれば足りることとする。  協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。	会社法第201条では、公開会社の新株発行に係る取締役会決議事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、具体的な発行価額まで決定・公告等をする必要はなく、その決定の方法を定めれば足りることとされている。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができる。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短縮した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。  株式会社については、従来から新株引受権付社債および新株予約権の発行が認められている。協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化等を図ることができる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	継続

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052007	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	A	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る資本の減少の容認	(優先出資法の規制の緩和)右記同様	優先出資に係る資本の減少を容認する(額面金額の切下げや口数の減少を伴わない額面超過部分の資本の減少を認める)。	優先出資に係る資本減少については、普通出資の1口の金額の減少が行われる場合において優先出資の額面金額を引き下げる方法によってのみ行いうることとされているが、会社法と同様に、所定の手続(普通出資者総会の決議および債権者保護手続)を経たうえで、その資本金の額のうち普通出資金以外の出資金の額を減少できるようにすれば、信用金庫にとって資本政策の自由度が高まることが期待される。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	新規
5052	5052008	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	A	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	(保険業法の規制の撤廃)生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫における保険募集は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。 また、構成員規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について結論を得るべく、引き続き検討を行う」とあり、同規制については、早期に撤廃についての結論を得ていただきたい。	大蔵省告示第238号	金融庁	継続

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052009	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	A	保険窓販の第三次解禁において課されている販売規制の撤廃	(保険窓販における販売規制の撤廃) 右記同様	保険窓販の第三次解禁において課されている販売規制(融資先等に対する販売規制、特例を採用した場合の通算保険金額上限規制、担当者分離規制、タイミング規制等)の撤廃	銀行等による保険募集においては様々な弊害防止措置が講じられてきたが、平成17年12月22日から販売が可能となった第三次解禁商品については、一定の融資先に対する保険募集に制限が課されている。 銀行等による保険窓販は、顧客利便の向上という規制緩和の方向性に沿って拡充されてきたものであるが、他方、実態面においては広範な規制が課されているがために、顧客の側からすれば商品選択の機会は拡がらず、必ずしも利便性が向上したとは言えない状況にある。また、特例として制限先に募集できる場合でも、販売する商品によっては保険金額等に上限が設けられており、顧客ニーズに十分応えることができない。 このほか、事業性融資の担当者が保険募集を行えないことや、融資申込み期間中における保険募集が禁止されていることなどから、顧客の利便性が損ねられるとともに煩雑な手続きを強いる結果にもなっている。 顧客保護に関しては他のさまざまな規制により対応が図られていることなどを勘案すれば、上記のような販売規制は撤廃すべきである。	保険業法施行規則第212条、第212条の2、第234条関係	金融庁	新規
5052	5052010	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	A	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	(信用金庫法の規制の緩和) 信金中金代理貸付制度における信用金庫の債務保証分を大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫は信用金庫の親金融機関といった性格を有し、他の民間金融機関以上に健全性に配慮し、事実健全である。信金中金代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度であり、この仕組みは、信金中金と信用金庫による二重の審査及び期中管理により、信用リスクの縮減効果が高いものとなっている。	信金法施行規則第115条第1項第2号	金融庁	継続

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052011	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等とその範囲に含める。	<p>コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的要素は広まりつつある。</p> <p>したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られることになるため、規制緩和していただきたい。</p>	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	継続
5052	5052012	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	A	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和)国立大学法人法に基づく国立大学法人および大学共同利用機関法人に対する貸出を員外貸出として認める。	国立大学法人法に基づく国立大学法人および大学共同利用機関法人を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。	<p>特殊法人改革に合わせて、89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が平成16年4月1日に法人化された。また、国立大学法人と大学共同利用機関法人の借入れについては、国立大学法人法施行令第8条が平成17年12月28日に改正され、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となった。これを受けて、これらの法人は平成17年3月に民間金融機関からシンジケートローンまたは競争入札による借入れを実施したが、これらに対する貸付けは信用金庫法上認められていない。</p> <p>地方独立行政法人法に基づく公立大学法人については、信用金庫の独立行政法人等に対する貸付が認められたことにより貸付が可能となったところであり、国立大学法人と大学共同利用機関法人についても同様に、規制緩和していただきたい。</p>	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条	金融庁	新規

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052013	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクトファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	「特定融資枠契約に関する法律」に関する規制緩和について 流動性預金担保設定の適格性の明確化等について 将来債権譲渡担保の有効期間の明確化について	プロジェクト・ファイナンスは当該プロジェクトが生み出すキャッシュフローのみを返済原資とする融資形態であり、親企業のバランスシートから切り離すためにSPCを設立するが、契約交渉に登場するのは高度な金融知識を有する株主企業の担当者であることから、利息制限法及び出資法の適用除外対象とする。 融資金融機関は、SPCの普通預金口座(プロジェクト口座)に対し担保権を設定することとなるが、預入れと払戻しが反復・継続的に行われ残高が変動する流動性預金について担保としての適格性が問題となっているほか、対抗要件についても、設定当初に具備した対抗要件が変動後の預金残高に対しても引き続き完全な効力を有するか等、法的確実性の点で問題が残っていることから、プロジェクト・ファイナンスに関する流動性預金の担保としての適格性および対抗要件の具備に関する有効成立要件について、立法措置等により明確化する。 将来債権譲渡の実体法上の有効期間については明文規定がなく、判例により最終的判断が公序良俗にゆだねられており、実務上、判断に窮するケースも出てくるのが想定されることから、将来債権譲渡の実体法上の有効期間についても登記上の有効存続期間(50年)に合わせる形で立法措置等を行う。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	新規
5052	5052014	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	A	定款への従たる事務所の記載を廃止し、業務方法書の記載事項とする	(信用金庫法の規制の撤廃)定款の絶対的 必要記載事項を見直す。	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを定款の絶対的 必要記載事項とし、支店および出張所(従たる事務所) については、業務方法書の記載事項とする。	事務所を定款の絶対的 必要記載事項とするのは、 会員による自治によって 事務所を設定すべきである との趣旨である。しかし、 市場原理に基づく監督行政 が行われるようになった 現在では、出店、廃店、統 合を迅速にすすめることが できない等、これまでの法 益を守ることに よる弊害が生じてきてい る。 また、絶対的 必要記載事項とせずとも、 会員をメンバーシップと する協同組織である限り、 実質的に会員のニーズを 無視した店舗政策はあり 得ない。 したがって店舗政策は、 会員から経営陣に委託し ている範囲内で経営の自 由度を高める趣旨から、 業務方法書の記載事項と する方が、会員のニーズ に沿った経営ができるも のと考えられる。	信金法第23条第3項、 第31条、(参考条文) 会社法第27条	金融庁	新規



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052015	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	A	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	右記同様	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。	規制改革・民間開放3カ年計画(改定)において「株価指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引の定義の見直しについて、所要の措置を講ずる」とされており、投資家の有価証券対象の多様化が進んでいることから、株価指数先物取引の対象に優先出資証券を加えることが望ましい。	証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁	継続
5052	5052016	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	16	A	確定拠出年金の受給権を担保とした貸付けの容認	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金加入者等に対して、確定拠出年金の受給権を担保とした貸付けができるようにする。	確定拠出年金制度は、一部の例外を除き中途換金ができない制度であることを勘案すると、加入者が受給資格を満たす時期までに生活困窮等に陥り生活資金を必要とするケース等を想定しておくことが肝要である。	確定拠出年金法第32条第1項	厚生労働省	継続

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052017	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	17	A	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。	個人型年金の運用指図者は、それまで積み立てた資産を個人型年金に移換したうえで引き続き資産の運用を行うことはできるが、新たに掛金を拠出することはできないため、個人型運用指図者にならざるをえない転職者は、当初の資産形成プランを実現できないことはもちろんのこと、拠出期間を長期に分散させることによる運用リスクの軽減化を図ることもできず、健全な資産形成に支障をきたす懸念がある。したがって、確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても、個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにしていただきたい。	確定拠出年金法第62条第1項	厚生労働省	継続
5052	5052018	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	18	A	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う中小金融機関の体制整備において、兼務禁止規制は、その推進上極めて負担が大きいことから、中立性確保を条件に本兼務禁止措置を緩和すること、金融機関業務の効率性を高めるとともに、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省、金融庁	継続

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052019	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	19	A	確定拠出年金の年金資産の中途引出し要件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	現状の脱退一時金制度のほか、加入者が一定の課税条件(ペナルティ課税)を負うことにより、任意で確定拠出年金の資産の中途引出しを行うことを可能とする。	<p>確定拠出年金は、国民が公的年金に上乗せして自己の老後生活資金を確保するため税制優遇措置を付して設けられている制度であるため、受給は原則60歳以降とされており、中途引出しは、諸条件を満たしたうえで脱退一時金を受け取る以外にはできない。</p> <p>しかし、現実には、長期に渡る加入期間中に不測の事態が生じて中途引出しできないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を躊躇するケースが考えられる。</p> <p>これらの規制を、年金資産が50万円までであれば受け取れるようにする等の脱退一時金制度とは別に、金額や時期にかかわらず、加入者の任意で中途引出しができるように緩和すれば、女性や若年層を含むより多くの国民が安心して確定拠出年金に加入するようになり、国民の老後生活に対する不安感の軽減につながるものと考えられる。また、企業型年金は、企業の退職給付制度としての性格をより強めることができ、普及促進ができる。</p>	確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省	継続
5052	5052020	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	A	業務方法書の認可制から届出制への変更	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	(信用金庫法の規制の緩和) 信用金庫法で定める業務方法書を認可制から届出制にする。	<p>業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにおいて、現状では業務方法書を認可制とする必要性は乏しいため、これを届出制にする。</p>	信金法第31条、信金法施行規則第16条	金融庁	新規

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052021	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	21	A	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃)信託代理店(信金本体の場合も同様。以下同じ。)の取扱い業務として、不動産関連業務を解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、会員・顧客のライフランに応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点のビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。信託代理店の取扱い業務として不動産関連業務の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が完結しない。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2第1項	金融庁	継続
5052	5052022	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	A	従属業務における収入依存度規制の緩和	(信用金庫法による規制の緩和)親金庫からの50%収入依存度規制を緩和する。	例えば、信用金庫と会員中小企業等との協働事業として従属業務を営むことができるようにする。	信用金庫は事業エリアが限られており、当該エリアに居住・勤務する会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、信用金庫と会員中小企業等との協働事業として、従属業務子会社による協働事業が行えるようになれば、より効率的な地域貢献ができるようになる。	信用金庫法第54条の21第81項、告示第16号(平成16年3月31日)	金融庁	継続

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5052	5052023	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	A	認可対象子会社の事業報告の総会への提出の廃止	(信用金庫法の規制の緩和)認可対象子会社の事業報告の総会への提出の廃止	認可対象子会社の事業報告を総会に提出することを不要とし、または事業報告の提出に代えてその要約を提出すれば足りることとする。	事業報告は、子会社の状況に関する事項を記載した大部の書類であり、その内容は詳細にすぎため、親法人である金庫の会員にはかえって分かりにくいものとなっている。	信用金庫法第54条の21第7項、信用金庫法施行規則第66条	金融庁	継続
5052	5052024	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	24	A	信用金庫連合会の公告方法からの店頭掲示の除外	(信用金庫法の規制の緩和) 右記同様	信用金庫連合会については、事務所の店頭における掲示を公告方法として定めることを強制しないこととする。	信用金庫連合会の取引先は、信用金庫のほか、機関投資家や大規模事業法人が大宗を占めており、その店舗にこれらの取引先が来店して取引を行う機会はほとんどない状況である。このため、店頭における掲示をもってなす公告は、会員等に対する公示の機能としては効果が望めないと考えられる。	信用金庫法第87条の4	金融庁	新規

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053001	社団法人信託協会	1	A	信託契約代理店制度における復代理の許容	<p>「信託契約代理店」制度において、「復代理」までは認められていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすること。</li> <li>・少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急な手当てを要望する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば( )信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する、( )証券会社・保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理店として選任する、等、喫緊かつ強いニーズが存在する。</li> <li>・また、銀行法においても、銀行代理業の再委託が認められたところである。</li> <li>・平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると思われる」とされている。</li> <li>・本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、更なる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れの構築に資するものである。</li> </ul>	信託業法第2条第8項 信託業法第5章	金融庁	
5053	5053002	社団法人信託協会	2	A	信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	<p>信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律第1条第1項第4号から7号に掲げる業務(以下「併營業務」という。)の代理業務を行うことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託兼営金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併營業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務を解禁すること。</li> <li>・特に、証券代行業務、相続関連業務については実務上強いニーズがあることから、早急な検討・手当てを要望する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、信託専門関連業務子会社の営む当該業務の代理業務を、信託兼営金融機関等が取扱い、窓口業務を担うといった強いニーズが存在する。</li> <li>・本要望が手当てされれば、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、顧客利便の向上が期待できる。</li> <li>・信託兼営金融機関が営むことができる併營業務を子会社が営み、これについて信託兼営金融機関が代理業務を行うことは、銀行法の「他業禁止」の趣旨にも反しないといえる。</li> </ul>	銀行法施行規則第13条第2号	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053003	社団法人信託協会	3	A	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」という。)の信託財産で購入することを可能とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。</li> <li>・本制度が「信託」を利用している趣旨は、贈与財産の消費・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費の支払等について信託銀行の財産管理機能を活用し、特別障害者の経済的な安定を図ることにある。また、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。</li> <li>・かかる実態を踏まえると、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異はなく、「個人向け国債」の発行趣旨に沿うものといえ、さらにはその国民各層への定着化にも資するといえる。</li> </ul>	個人向け国債の発行等に関する省令第2条	財務省	
5053	5053004	社団法人信託協会	4	A	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託設定を可能とすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。</li> <li>・普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合以外は認められず、さらに公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除することができる。</li> <li>・なお、国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引続き国が使用する方式が認められると解されている。</li> <li>・地方公共団体が保有する財産全般について、流動化・証券化を目的とする信託設定を可能とすること。少なくとも国と同様に、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引続き地方公共団体が使用する方式を可能とすることを要望する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の保有する財産について、信託設定による流動化が実現されれば、地方公共団体の資金調達手段の多様化、早期財政健全化に資する。</li> <li>・金銭債権については、既に信託による流動化と同様の経済効果が認められるローン・パーティシペーション方式での流動化事例が既に存在している。</li> </ul>	地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	総務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053005	社団法人信託協会	5	A	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受ける場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。</li> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けた場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産について、「主として有価証券」に運用することを可能とすること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は運用機関間の競争を促進し、商品選択肢の拡大等投資者利益に資する。</li> <li>信託銀行は、信託業法等によって受益者保護の観点から十分な行為規制が課されており、本要望が手当てされた場合も、受益者保護上特段の支障はなく、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するものではないと解される。</li> <li>平成17年7月7日金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」においては、「規制の簡素化・明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図ることが、適切な利用者保護と金融機関経営の選択肢の拡大をつうじ、利用者利便の向上につながることに配慮すべきである」とされており、その趣旨を踏まえた検討を要望する。</li> </ul>	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	金融庁	
5053	5053006	社団法人信託協会	6	A	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は運用機関間の競争を促進し、商品選択肢の拡大等投資者利益に資する。</li> <li>信託銀行は、信託業法等によって受益者保護の観点から十分な行為規制が課されており、本要望が手当てされた場合も、受益者保護上特段の支障はなく、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するものではないと解される。</li> <li>平成17年7月7日金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」においては、「規制の簡素化・明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図ることが、適切な利用者保護と金融機関経営の選択肢の拡大をつうじ、利用者利便の向上につながることに配慮すべきである」とされており、その趣旨を踏まえた検討を要望する。</li> </ul>	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	金融庁	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053007	社団法人信託協会	7	A	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所変更に伴う変更の届出の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員及び、投資顧問業法施行令第3条に定める使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名及び住所の記載が必要とされている。</li> <li>また、投資顧問業者登録簿記載事項に変更があったときは、その届出が必要とされている。</li> <li>投資顧問業者の役員及び重要な使用人の「住所」について変更の届出を廃止すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員や使用人の数が100名を越すケースもある。</li> <li>このような場合に、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届を住民票等の確認書類とともに提出する必要があるが、期限内に書類を整えて提出することは実務上極めて負担が重い。</li> <li>また、金融商品取引法の制定により、登録申請項目から住所が削除され、公衆縦覧も廃止されるのであれば、当然に住所変更届出を提出することは不要と考えられる。</li> </ul>	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条	金融庁	
5053	5053008	社団法人信託協会	8	A	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、2週間以内に変更の届出を行う必要がある。</li> <li>投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限を、例えば「1ヶ月」少なくとも他の法令(*)に例があるように「遅滞なく」と弾力化すること。</li> </ul> <p>(*)他の法令:投資信託及び投資法人に関する法律第10条の3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を越すケースもある。</li> <li>かかる場合には、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届の提出は、実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。</li> <li>投資顧問業者登録簿を公衆縦覧する趣旨は、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにある。かかる趣旨を踏まえ、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が真に投資者保護上必要なものといえるのか再考が必要である。</li> </ul>	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053009	社団法人信託協会	9	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。</li> <li>営業報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。</li> <li>投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面でこれを明らかにしなければならないが(投資顧問業法施行令第13条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項)。</li> <li>内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。これは、引受け等を行う有価証券が多数にのぼることから、その実務負担を勘案したものと解される。</li> <li>営業報告書についても、同様の取扱いとすることを要望するもの。</li> </ul>	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条、同施行規則第33条および別紙様式第22号	金融庁	
5053	5053010	社団法人信託協会	10	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。</li> <li>他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。</li> <li>信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づく本人確認手続きが必要となる。</li> <li>敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。</li> <li>信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっている。</li> <li>信託型ライツ・プランは、受託者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形状を変えることなく、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ金銭の授受が行われない。このような信託は「モノ」の信託に類似しているともいえ、マネー・ローンダリングの可能性は存在しないと考える。</li> </ul>	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条 外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	金融庁、法務省等	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053011	社団法人信託協会	11	A	保険会社本体による信託業務及びいわゆる併營業務の契約代理業務の早期解禁【新規】	<p>・保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行を行うことが認められている(保険業法施行規則第51条)。</p> <p>・しかし、信託業務やいわゆる併營業務(兼営法第1条第1項4号～7号に定める業務)の契約締結の代理や事務の代行は認められていないため、保険会社本体に信託業務やいわゆる併營業務の契約代理業務及び事務の代行を解禁していただきたい。</p>		<p>・平成17年3月の規制改革推進3か年計画においても、「保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえ、検討する」とされているものの未だ具体的な検討内容は提示されていない状況。</p> <p>・保険会社の業務である企業年金関連業務、遺族保障関連業務等々は、信託業務やいわゆる併營業務との関連性が高く、保険会社が既存のノウハウを活用し、顧客に対し信託商品等の提示を行えることとなれば、顧客利便性向上の観点から有効である。</p> <p>・また、今般の信託業法改正において金融機関はもとより事業法人等にも信託契約代理店が認められ、いわゆる併營業務代理店についても、担い手の限定がなく広く認められている中、保険会社に信託契約代理業務やいわゆる併營業務代理業務が認められないことは合理性を欠くものである。</p> <p>・以上の点を踏まえ、早急な措置を要望するもの。</p>	<p>保険業法第98条 第1項第1号 保険業法施行規則 第51条</p>	金融庁	
5053	5053012	社団法人信託協会	12	A	信託会社の適格機関投資家化について【新規】	<p>・証券取引法及び証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」といいます。)において、信託業法上の信託会社は、適格機関投資家として規定されていない。</p> <p>・信託業法第3条の免許を受けた信託会社のうち、信託財産に含まれる有価証券が一定額以上であるなど、一定の要件を満たす信託会社について適格機関投資家とすることを要望するもの。</p>		<p>・流動化取引において、特定社債等のプロ私募による発行が行われているが、プロ私募に適用される転売制限の結果、適格機関投資家でない信託会社は、プロ私募により発行された特定社債等を受託できない。</p> <p>・また、流動化取引では、特定目的会社の発行に係る特定社債の特定社債権者が当該特定社債を信託し、その信託受益権を投資家に売却する取引が行われているが、上記の理由により、信託会社は係る信託を受託することができない。</p> <p>・証券取引法において、適格機関投資家とは「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者」と定義されている(同法第2条第3項第1号)が、信託会社は、業として、有価証券に係る信託の引受けや有価証券の管理運用等を行うことが認められている。よって、信託財産のうち、有価証券が一定額以上であるなど、一定の要件を満たす信託会社は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有しているものと思量される。</p> <p>・また、信託業法上、信託会社には、適格機関投資家である証券会社、投資信託委託業者等と同等あるいはそれ以上の資本金規制、参入規制等があり、さらに、所轄官庁による監督等が行われているため、一定の要件を満たす信託会社であれば、これを適格機関投資家と規定したとしても、投資家保護上、支障が生じることはないと考えられる。</p>	<p>証券取引法第2条 第3項第1号 証券取引法2条に 規定する定義に 関する内閣府令 第4条 第1項</p>	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053013	社団法人信託協会	13	A	企業型確定拠出年金における本人拠出(いわゆるマッチング拠出)の容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業型確定拠出年金においては、事業主の拠出しか認められていない。</li> <li>企業型確定拠出年金において、現行の事業主拠出の他、加入者本人の希望により、加入者拠出すること(マッチング拠出すること)を可能にすること。</li> </ul>		マッチング拠出を認めることは自己責任に基づく確定拠出年金制度の趣旨にも合致し、また、従業員の老後の所得確保に係る自助努力の選択肢拡充により、制度のさらなる普及に繋がることが見込まれるため。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省	
5053	5053014	社団法人信託協会	14	A	企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業型確定拠出年金の拠出限度額は、以下のとおりとなっている。</li> <li>他の企業年金がない場合・・・4.6万円</li> <li>他の企業年金がある場合・・・2.3万円</li> <li>企業型確定拠出年金の拠出限度額を引き上げること。少なくとも、他の年金制度がある場合の拠出限度額を、他の年金制度がない場合と同様の額まで引き上げること。</li> </ul>		事業主において退職給付制度を変更して、企業型確定拠出年金制度を導入する場合、拠出限度額があることにより、想定通りの給付設計ができないケースが多々あるため。	確定拠出年金法施行令第11条	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053015	社団法人信託協会	15	A	確定拠出年金の中途引出要件の緩和(1)	<p>企業型確定拠出年金においては、現在、脱退一時金支給要件が個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている。</p> <p>確定拠出年金制度が企業の退職金制度の一部を担う制度となっている現状を勘案し、制度普及・加入者増大のため、現状、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている企業型年金における脱退一時金支給要件を緩和すること。</p> <p>個人型確定拠出年金の脱退一時金の支給要件は、現在、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)が存在する。</p> <p>個人型確定拠出年金における脱退一時金の支給要件について、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)を緩和すること。</p>		<p>現状では、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限り企業型脱退一時金として支給を受けることが可能であるが、この要件に該当する対象者は限定的となっている。年金制度とはいえ実質的企業の退職金の一部(または全部)を担う制度となっている現状を勘案すると、企業型脱退一時金の支払枠を大幅に引き上げることで、企業および加入者の本制度の利便性(加入しやすさ)が大幅に改善すると考える。</p> <p>現行の個人別勘定残高に係る要件(50万円)については「年間手数料5,000円・利回り年1%程度で資産が目減りしない額」をベースに検討されたと認識しているが、受給権が発生するまで手数料等負担による個人別管理資産の目減りを恒常的に十分まかなって運用が続けられる残高は50万円程度では足りないと思料される。また、加入者の高齢期の所得の確保という観点からは、「資産が目減りしない」ことを根拠とするのではなく、「安定的な運用による収益が期待できる額」等を基準にすべきとも考えられ、本件増額を要望するもの。また、当該資産に到達するには3年以上の拠出期間が必要と考えられ、通算拠出期間に係る要件の緩和についても併せて要望するもの。</p>	<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法附則第2条の2第1項</li> <li>確定拠出年金法施行令第59条第2項</li> </ul> <p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法附則第3条</li> <li>確定拠出年金法施行令第60条</li> </ul>	厚生労働省	
5053	5053016	社団法人信託協会	16	A	確定拠出年金の中途引出要件の緩和(2)	<p>企業型確定拠出年金においては、現在、脱退一時金支給要件が個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている。</p> <p>個人型確定拠出年金の脱退一時金の支給要件は、現在、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)が存在する。</p> <p>脱退一時金の受給をやむを得ない事情がある場合(自然災害時や経済的困窮時等)にも認め(中途引き出し要件を緩和)、60歳までに個人別管理資産を取り崩すことができる選択肢を拡大すること。</p>		<p>年金支給開始までは長期に渡るため、加入者において将来、経済的に困窮状態に陥る可能性もある。こうした止むを得ない事情において中途の引出しが認められない現状では、加入者等の不安は大きく、制度導入の阻害要因となっているため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法附則第2条の2</li> <li>確定拠出年金法施行令第59条</li> </ul>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053017	社団法人信託協会	17	A	確定拠出年金の個人別管理資産額を担保とした公的借入制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金制度においては、受給権の担保差入れが禁止されている。</li> <li>個人別管理資産額を担保とした公的借入制度を実現すること。</li> </ul>		<p>確定拠出年金制度においては、受給権の担保差入れが禁止されていることが、例えば退職金を返済原資とした社内融資制度を実施している事業所について、確定拠出年金制度の採用の足かせとなっているケースが存在する。一方で確定拠出年金制度は、個人毎の資産額の把握が容易であることから、当該資産を担保とした貸付制度の創設は可能と考えられ、事業所の恣意性を排したかたちでの公的借入制度を創設することにより、加入者の一時的な資金ニーズへ対応することができ、制度普及が図られると期待するもの。</p>	確定拠出年金法 第32条	厚生労働省	
5053	5053018	社団法人信託協会	18	A	確定拠出年金の資格喪失年齢の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は60歳に達したときに資格喪失となるが、65歳までは加入者であり続けられるような措置を認めること。</li> </ul>		<p>高年齢者雇用安定法による定年延長等の義務化に伴い、60歳超の者について雇用延長するケースが多くなると考えられるが、60歳資格喪失を改めることにより自助努力による老後の所得確保の選択肢が広がることは、法の目的にも合致するため。</p>	確定拠出年金法 第2条、第11条、第62条	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053019	社団法人信託協会	19	A	確定拠出年金の加入対象者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は第3号被保険者に個人型確定拠出年金の加入資格がない。</li> <li>第3号被保険者に個人型確定拠出年金への加入資格を付与すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第2号被保険者の配偶者となり企業型年金の加入資格を失った場合も、引き続き個人型確定拠出年金へ拠出できることとなれば、利便性が拡大され、加入者増大に繋がると考えられるため。</li> <li>このような場合は、その者は個人型年金運用指図者になるが、資産が少額な場合は、将来的に運用のみを継続したとしても、少額の給付しか受け取れず、確定拠出年金制度の目的を達することができない可能性がある。第3号被保険者に個人型の加入資格を付与することにより一定の拠出を認めることで、前述の問題点が改善されるほか、制度の普及にも大きく寄与すると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法第62条</li> </ul>	厚生労働省	
5053	5053020	社団法人信託協会	20	A	企業型確定拠出年金における掛金拠出方法の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業型確定拠出年金においては、毎月の事業主掛金を翌月末までに納付することとなっている。</li> <li>企業型確定拠出年金における掛金拠出方法について、毎月以外の拠出方法(年2回拠出、年1回拠出等)を認めること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>現行は月単位での限度額を定めている。</li> <li>別途賞与月等を対象として拠出を可能とすることにより、拠出額が低水準となっている加入者への年金原資の確保。</li> <li>企業にとっては拠出方法の多様性の確保、等により確定拠出年金制度の魅力を高め制度普及の効果が期待できると思料するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法第21条</li> <li>確定拠出年金法施行令第11条</li> </ul>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053021	社団法人信託協会	21	A	制度移行後の企業型確定拠出年金制度への一括拠出の容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移換元制度の債務の計算基準日及び掛金払い込みの時期と確定拠出年金への移換の時期が異なることにより、不足が生じる可能性がある。</li> <li>・他の年金制度からの移換資産額に不足が無いよう、確定拠出年金制度施行後に積立不足を一括拠出できるようにすること。</li> </ul>		<p>施行日直前に移行元の年金制度の年金資産が減少すること等により、労使合意した移換額に満たないことを避けるため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金法第19条、第20条</li> </ul>	厚生労働省	
5053	5053022	社団法人信託協会	22	A	制度移行時の企業型確定拠出年金制度への資産移換における一括移換の容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、退職一時金制度の改正または廃止が行われた日の属する年度から、その翌年度から起算して3年度以上7年度以内の各年度に均等に分割して移換することとなっている。</li> <li>・退職一時金制度から企業型確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を認めること。</li> </ul>		<p>現行は退職一時金制度から企業型確定拠出年金への資産移換は4年から8年の間で均等に分割移換を行うこととなっているが、その間退職者が出るたびに未移換金を一括移換する等の事務負担が事業主に発生している。一括移換を実施することにより、これらの事務負担の軽減が図れる。また、分割移換では移換途中で企業が倒産した場合、加入者の資産が十分に保全されない可能性もあるが、一括移換を実施すればこの問題も回避できると思料するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金施行令第22条第1項第5号</li> </ul>	厚生労働省	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053023	社団法人信託協会	23	A	企業型確定拠出年金における個人別管理資産額の事業主返還の容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、企業型確定拠出年金の加入者が資格喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満である場合に事業主返還が可能となっている。</li> <li>・懲戒解雇者からは、規約に定めることにより、勤続期間にかかわらず、事業主返還を可能とすること。</li> </ul>		<p>確定拠出年金制度を退職金制度の一部と位置づけている企業が多く、かつ、懲戒解雇者には退職金に給付制限を設けるケースが多いことから、企業の退職給付制度内での不整合が生じていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金法第3条第3項第10号</li> </ul>	厚生労働省	
5053	5053024	社団法人信託協会	24	A	確定拠出年金の遺族給付における給付方法の選択肢追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は遺族に関する給付としては一時金のみが認められている。</li> <li>・遺族への給付方法について、年金による支払を可能としていただきたい。</li> </ul>		<p>現行は遺族に関する給付としては一時金のみが認められており、年金での受給は認められていない。遺族に対して年金による受給を可能とすることにより、遺族給付に係る選択肢を用意することで、確定拠出年金制度の利便性が高まると料するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金法第40条</li> </ul>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053025	社団法人信託協会	25	A	企業型確定拠出年金における運用の方法の除外に係る手続きの緩和	現在は、運用商品除外時には、一部の例外を除いて、当該商品購入者全員の同意が必要とされているが、現実的に困難なことも想定されることから、制度運営の改善のため、あらかじめ加入者等に周知期間を設けた上で、その間に特に異論がない場合には商品購入者全員の同意があったものとして運用商品除外を可能とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>運用商品も時間の経過とともにより良いものが開発されることから、商品選択メニューを更新するニーズも高まっているため。</li> <li>一方で古い運用商品を除外できなければ、管理コストも嵩み、また加入者等の商品選択を煩雑にし、かえって加入者等の利益を損なうことになると考えられること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法第26条</li> </ul>	厚生労働省	
5053	5053026	社団法人信託協会	26	A	企業型確定拠出年金における規約変更手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、一部の例外を除き、規約変更手続きについては、労使合意が必要とされている。</li> <li>現在、法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等の変更に伴う撥ね改正(制度内容の変更を伴わない条ズレ)等、労使合意を必須としなくとも受給権保護等の問題は生じないと考えられる規約変更まで労使合意を求められているため、労使合意不要の規約変更範囲を拡大すること等、規約変更手続きを簡素化していただきたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等の変更に伴う撥ね改正(制度内容の変更を伴わない条ズレ)等については、労使合意を必須としなくとも受給権保護等の問題は生じないと考えられる。</li> <li>また、上述の変更等、加入者等の利益を害する恐れのないと認められる場合には労使合意を不要とすることで制度運営コストの軽減に繋がることが見込まれるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法第5条</li> <li>確定拠出年金法施行規則第5条</li> </ul>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053027	社団法人信託協会	27	A	企業型確定拠出年金における規約承認の申請手続きの簡素化	現在、規約承認の申請手続きにおいて、運営管理機関の登録済証・勧誘方針、運営管理機関選定理由書の添付が必要とされているが、これを不要とすること。		・登録済証・勧誘方針については、運営管理機関が登録制となっている現状では、申請に添付する必然性に乏しいと思われる。 ・また、運営管理機関選定理由書については、特に比較表につき事業主の作成負担が大きいとの声があるため。	・確定拠出年金法施行規則第3条 ・「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」(平成13年9月27日企国発第18号)別紙1	厚生労働省	
5053	5053028	社団法人信託協会	28	A	企業型確定拠出年金における運用方法に係る金融商品の情報提供方法に関する制約の緩和	・現行では、商品情報の提供を電磁的方法のみで行う場合は、加入者の同意が必要と解される部分がある。(確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)第三一(1)にて銀行法施行規則第13条の3を引用しており、同条第2項においては商品情報を電磁的方法で提供するには当該預金者等の承諾が必要とされている。) ・運営管理業務における、商品選定理由書ならびに商品に関する情報提供については、例えばイントラネットでの提供など、磁気媒体での提供に係る制約を緩和いただきたい。		現行では、商品情報の提供を電磁的方法のみで行う場合は、加入者の同意が必要と解される部分がある。(確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)第三一(1)にて銀行法施行規則第13条の3を引用しており、同条第2項においては商品情報を電磁的方法で提供するには当該預金者等の承諾が必要とされている。)しかしながら、電磁的方法による情報提供はもはや一般化しており、また紙媒体による情報提供が情報保護や環境保護の観点から実態に沿わなくなっている面もある。少なくとも継続時の商品情報提供については、加入者等の事前の同意なしで電磁的方法のみで行うことができるよう、緩和を要望するもの。	・「確定拠出年金制度について」(平成13年8月21日年発第213号)別紙第三一 ・「確定拠出年金Q&A」144	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053029	社団法人信託協会	29	A	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計の自由度向上	<p>・平成18年4月に高齢者雇用安定法が改正施行されることに伴い、確定給付企業年金においても定年延長(雇用延長)に係る制度変更が想定されるが、同法の趣旨を勘案し、支給要件の緩和等、以下の項目についての制限を緩和いただきたい。</p> <p>(1)現状では、一時金ベースで減額がない場合においても、最低積立基準額及び給付現価が減少すると給付減額とみなされる。</p> <p>・一時金ベースで減額がない場合、最低積立基準額及び最低保全給付の減少を給付減額とみなさないこと。</p> <p>(2)現状では、雇用延長の見合いで給付減額を行うことは、給付減額の合理的な理由とされていない。</p> <p>・雇用延長との見合いでの制度変更は給付減額の合理的な理由とみなすこと。</p> <p>(3)現状では法第36条第2項第1号では、60歳以上65歳以下では規約で定める年齢到達が支給の条件とされている。</p> <p>・法第36条第2項第1号では、60歳以上65歳以下では規約で定める年齢到達が支給の条件とされている一方で、同条同項第2号では、60歳未満では事業所に使用されなくなったとき支給が可能であるとされているが、雇用延長に伴って60歳以上においても第2号と同様、事業所に使用されなくなったときの即時支給を認めること。</p> <p>(4)現状では、雇用延長と「つなぎ年金」の受給を選択させることは認められていない。</p> <p>・再雇用制度や定年延長等の整備に伴い、再雇用を選択しなかった者に給付する「つなぎ年金」の導入を認めること。</p>		<p>(1),(2)高齢者雇用安定法の施行により支給開始年齢の引上げ、あるいは、雇用条件の改善と引換えに年金の支給方法を見直すことも予想される。雇用延長に係る労働条件の見直しを行いやすくする。</p> <p>(3)現状、老齢給付金支給要件は60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときとされているが、同法の改正施行により、高齢者に係る勤労形態が多様化するなかで、加入者本人及び企業の双方に、「雇用か年金か」の選択肢がある方が望ましいと考えられ、60歳以上での退職について、老齢給付金支給開始要件としたいというニーズがあることから、要望するもの。</p> <p>(4)65歳定年延長に伴い、再雇用を選択しなかった者について、65歳までの間の生活保障としての年金の支給を可能とし、また、65歳まで勤務した者については「つなぎ年金」は支給しないことも可とするにより、高齢者の所得確保の選択肢を増やすこと。老後の安定という観点からも加入者にとって特段の支障はないと考える。</p> <p>(制度全体として支給期間の下限の5年を緩和してほしいというのではない。)</p>	<p>(1),(2)「厚生年金基金の設立認可について」(昭和41年9月28日年発第363号、年数発第4号)第3の7、確定給付企業年金法施行規則第5条、第12条</p> <p>(3)確定給付企業年金法第36条第2項</p> <p>(4)「厚生年金基金の設立要件について」(平成元年3月29日企年発第23号、年数発第4号)第2の4(9)、「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329003号)第3の1の</p>	厚生労働省	
5053	5053030	社団法人信託協会	30	A	確定給付企業年金における制度設計の自由度向上(その1)	<p>・確定給付企業年金では、適格退職年金や退職一時金において認められている加入資格、給付設計等の要件について適用できないものがある。</p> <p>・退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制限を緩和ないし弾力化すること。</p> <p>(1) 加入者期間・加入待期間に係る制限の緩和</p> <p>(2) 休職等の扱いについて、会社退職金で休職等の期間を勤続期間に含めない場合は、確定給付企業年金においても喪失扱いとせず加入者のまま、加入者期間非通算および掛金非拠出とすることを認めていただきたい。</p> <p>(3) 選択一時金の支給上限に係る制限の緩和(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率」を使用する取扱いを認めること。)</p> <p>(4) 給付において厚生年金基金給付との完全調整を認めていただきたい。</p>		<p>(1) 企業のニーズに合わせた柔軟な制度要件による制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を負っている各企業年金制度の普及、拡充への基盤を整備するもの。</p> <p>(2) 確定給付企業年金において、休職等の間の加入者期間を通算しないためには一旦喪失させることになるが、当該喪失時点で脱退一時金の受給資格を有する者は、一時金を受給できることとなってしまい、会社退職金の扱いと不一致が生じることとなるため。</p> <p>(3) 現状、本件の計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いることとされており、今後これが給付利率を上回ると一時金支給が年金支給に対し不利益となるため、一時金支給への制限緩和を要望するもの。なお、平成17年10月の省令改正において割引率の一定の見直しは行われたが、一層の制限緩和をお願いしたい。</p> <p>(4) 現在、総合型厚生年金基金の給付と完全調整を行っている適格年金制度が数多く存在しているが、今後それらの制度の確定給付企業年金への移行が本格化する。確定給付企業年金において完全調整が実施できない場合、移行に際して大幅な制度変更が必要となり円滑な移行の障害となるため、完全調整に関する企業のニーズは大きい。労使合意や規約に調整を行う旨を明確にすること等によりこのような制度設計を認めていただきたい。</p>	<p>(1)確定給付企業年金法第26条、第28条、「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329003号)第11(1)、(2)</p> <p>(2)確定給付企業年金法第28条、確定給付企業年金法施行令第21条、第22条</p> <p>(3)確定給付企業年金法第23条第1項第1号、確定給付企業年金法施行規則第24条第1号</p> <p>(4)法第32条、「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329003号)第3の1の</p>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053031	社団法人信託協会	31	A	確定給付企業年金における制度設計の自由度向上(その2)	<p>以下の者については、現在、連合会への資産の移換が認められておらず、結果的に年金受給の選択肢がない状態にあるため、本人の選択により連合会への移換を可能とすることを認めていただきたい。</p> <p>(1) 確定給付企業年金法第91条の3における終了制度加入者等は、同条により残余財産の連合会への移換を申し出ることができることとされているが、当該終了制度加入者等は「終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る」とされており、老齢給付金の受給権のない者は含まれていない。一方で、同法第91条の2で中途脱退者は、脱退一時金相当額の連合会への移換を認められているが、上述の老齢給付金の受給権のない者は、中途脱退者に該当しないことから、また分配を受けたのが残余財産であることから、移換できない状況となっている。このような者にも将来の年金受給の道を開くため、本人の希望により連合会移換を可能とする法改正をお願いしたい。</p> <p>(改正案) 同法第91条の3の「(終了した確定給付企業年金の事業所等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていたものに限る。以下この条及び第93条の2第1項第2号において同じ。)」を削除する。(または、中途脱退者である制度終了加入者等については、制度終了に係る分配額をもって中途脱退者の脱退一時金相当額とみなして連合会へ移換することができる解釈する。)</p> <p>(2) 確定給付企業年金法第41条第4項では、事業所脱退した場合(同法第27条第3項)には脱退一時金の支給の繰下げができないとされている。一方で、脱退事業所の加入者であったものでかつ同法第41条第2項第2号のものは、同法第81条の2の中途脱退者に該当しないため(老齢給付の受給権があるため)脱退一時金相当額の連合会への移換もできず、脱退一時金の支給の繰り下げもできない状況にある。このような者の年金受給の選択肢を確保するため、連合会への移換を可能としていただきたい。</p> <p>(改正案) 同法第41条第4項の( )内に法第27条第3項を加える。</p>		<p>(1)「終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者」は分配額を連合会へ移換して老齢給付金を得ることができるのに対し、「終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていない者」は一時金でしか受け取ることができないため、ポータビリティの拡充との整合をとるべきであること。(なお、厚生年金基金の解散基金加入員等には同様の制限がなく、厚生年金基金が解散しなかったとしたら中途脱退者であったはずの者を含めたすべての解散基金加入員等が連合会への分配額の移換が可能となっていると認識している。)</p> <p>(2) 事業所脱退する前日に資格喪失した者と事業所脱退する日に資格喪失した者とで、連合会移換の可否が異なってしまうため、ポータビリティの拡充との整合をとるべきであること。(なお、厚生年金基金において設立事業所が減少した場合、当該減少事業所の加入員であった者も中途脱退者として連合会への移換が可能。)</p>	(1)法第91条の3 (2)法第41条第4項	厚生労働省	
5053	5053032	社団法人信託協会	32	A	確定給付企業年金における制度設計の自由度向上(その3)	<p>・現状では、掛金に加入者負担のある制度においては、加入者負担をする者としいない者の給付額には、「当該掛金の負担額に相当する額程度の差を設けること」とされている。</p> <p>・加入者負担掛金は加入者自身が負担するかどうかを選択できることから、「当該掛金の負担額に相当する額」より大きい差額を設けることも認めていただきたい。</p>		<p>・適格年金において掛金の加入者負担を設ける場合、加入者負担をする者について事業主も追加で掛金を負担することにより、加入者が負担する掛金相当額以上の給付の上乗せを行うことが多い。これは、加入者と事業主双方で掛金を負担し、一層の給付の充実を図るものである。</p> <p>・しかし、確定給付企業年金においては、加入者負担をする者としいない者の給付額の差は「当該掛金の負担額に相当する額程度」とされているため、加入者にとっては、加入者負担をする場合の事業主による掛金の上乗せというメリットが得られないこととなる。</p> <p>このため、適格年金から確定給付企業年金に移行する際に、加入者負担制度への理解が得られず、加入者負担制度を廃止する事例がある。</p> <p>・加入者負担掛金は加入者自身が負担するかどうかを選択できることから、不当差別の問題も生じないと考えられ、確定給付企業年金においても、掛金の加入者負担及び事業主の追加負担に基づいて一層の給付の充実を図ることができるよう、上記のとおり要望する。</p>	「確定給付企業年金規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙1 3-2-(4)	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053033	社団法人信託協会	33	A	規約型確定給付企業年金における一定の場合の本人以外への給付の容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状は、規約型確定給付企業年金における給付に際しては、資産管理運用機関から受給者以外の者に給付することは認められていない。</li> <li>規約型確定給付企業年金における給付に際して、一定の要件を満たす場合に資産管理運用機関から受給者以外の者に給付する取扱を認めていただきたい。(適格退職年金における一時金の事業主口座への送金に準じた取扱を想定したもの。)</li> </ul>		<p>適格退職年金においては、一時金の受給者が「事業主に対して社内住宅融資等に基づく借入金の残高がある場合」または「退職に際しやむを得ない事情により事業主から適年契約に基づく一時金相当額の立替払いを受けた場合」等により、事業主に対して債務を有する場合において、適年契約の受託機関が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受給者からの「適年契約に係る一時金の全部または一部の受領する旨の委任状」の受領</li> <li>債務の存在または立替払いの事実の存在の確認</li> </ul> <p>を行うことを前提に、一時金の事業主口座宛送金が認められている。</p> <p>上記の取扱いは、適格退職年金において一般化しており、規約型確定給付企業年金において同様の取扱いが認められないことは、適格退職年金からの移行の阻害要因となっている。本件、受給者の委任意思確認を前提に実施されていることを勘案し、確定給付企業年金においても適格退職年金と同様の取扱の容認を要望するもの。</p>	確定給付企業年金法第34条	厚生労働省	
5053	5053034	社団法人信託協会	34	A	確定給付企業年金・厚生年金基金における権利義務移転承継の方法の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状は、確定給付企業年金または厚生年金基金の「一部の実施事業所に係る権利義務承継」のように対象者を区分して権利義務承継することは認められているが、以下のように「一部の給付に係る権利義務承継」は現状認められていない。</li> <li>「第1年金と第2年金からなる2階建ての制度において、一部の実施事業所の第2年金部分を別の確定給付企業年金制度へ権利義務承継する場合若しくは当該事業所のみで新たに確定給付企業年金制度を実施する場合」</li> <li>このような「一部の給付に係る権利義務承継」についても可能として頂きたい。</li> </ul>		<p>今後、複数事業主による確定給付企業年金が増加していくにつれて、上記のようなニーズも出てくると思われるので、企業側のニーズに柔軟に対応できるよう要望するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、複数事業主が1つの年金制度を実施している場合で、全事業主共通の給付設計に加えて親会社のみが退職金を移行しているケースにおいて、親会社の一部を共に確定給付企業年金制度を実施している子会社に営業譲渡した場合に、当該退職金移行部分に係る給付のみを子会社が実施する別の確定給付企業年金に権利義務承継することを可能とするための措置。</li> </ul>	<p>確定給付企業年金法第79条</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第49条</p> <p>厚生年金保険法第144条の2、厚生年金基金令第41条の3</p>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053035	社団法人信託協会	35	A	キャッシュバランスプランにおける 制度設計の選択肢拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュバランスプランに関しては、自己都合減額率を乗ずることができず、また、再評価率の下限等について制限が存在する。</li> <li>・キャッシュバランスプランに関する以下の制限を緩和すること</li> </ul> <p>(1) キャッシュバランス制度においては法律上の記載から、給付額の算出にあたって自己都合減額率を乗ずることができないため、規約に複数の給与や別表を規定して実質的に同様の効果を得ている。規約上の表現を簡潔にするため、自己都合減額率を乗じる取扱いを認めていただきたい。</p> <p>(2) 給付額に下限を設ける場合の運営の弾力化、再評価指標の拡大(市場インデックスを組み入れた複合ベンチマーク等の認容)等の規制緩和を認めていただきたい。</p>		<p>(1) 現在は法律上の記載から、給付額の算出にあたって自己都合減額率を乗じることができないため、規約に複数の給与や別表を規定して実質的に同様の効果を得ている。この方法は、実質的に同様に近い効果を得ているが、規約上の表現が複雑になること、残高管理を複数行う必要があり管理コストが高くなること、企業が希望する「残高×自己都合減額率」と端数処理によっては金額が異なる場合が生じることから要望するもの。</p> <p>(2) キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であり、たとえば市場インデックスを組み入れた複合ベンチマークのような市場連動の指標を採用することが認容された場合、年金財政の安定化へも寄与すると考えられることから、確定給付型の企業年金の一層の普及・充実のため更なる選択肢の拡充を求めもの。</p>	<p>(1)確定給付企業年金施行令第24条第1項第3号、確定給付企業年金施行規則第25条～第29条 (2)確定給付企業年金施行法規則第28条、29条 「確定給付企業年金規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙13-2(4)</p>	厚生労働省	
5053	5053036	社団法人信託協会	36	A	確定給付企業年金における年金 給付の保証期間の制限の緩和・ 撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、保証期間の上限は20年とされている。</li> <li>・現状20年である保証期間の上限を35年に拡大していただきたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳超の雇用延長や平均寿命の伸長への対応等、基金・事業主及び加入者の多様なニーズに合わせたより柔軟な制度設計を可能とするために、要望するもの。</li> <li>・日本人の平均寿命(男子約80歳、女子約85歳)及び規約に定めた場合の50歳支給開始を勘案し、保証期間の上限を35年に拡大することが適当であると考え。</li> </ul>	<p>確定給付企業年金 施行令第25条</p>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053037	社団法人信託協会	37	A	適格年金から確定給付企業年金へ移行する際の過去勤務債務の一括償却の容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格年金から確定給付企業年金に移行する場合、移行前の適格年金の積立不足(適格年金制度における責任準備金に対する積立不足)について、当該積立不足相当額を一括拠出することにより償却することは認められていない。</li> <li>上記の場合の積立不足相当額について、一括拠出による償却を認めていただきたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>適年では財政検証が行われていないため、積立水準が必ずしも高くないため、確定給付企業年金に移行した際に健全な財政運営を行えるようにすることを要望するもの。</li> <li>なお、厚生年金基金からの権利義務承継を行う場合、最低積立基準額を上限とした一括拠出を行うことができることとなっているため、適格年金からの移行においても、同様に一括拠出が可能となるようお願いしたい。</li> </ul>	法人税法、法人税法施行令附則第16条	財務省 厚生労働省	
5053	5053038	社団法人信託協会	38	A	確定給付企業年金における統合・合併手続きの明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、規約型確定給付企業年金間の統合、基金型確定給付企業年金間の合併の規定はあるが、規約型確定給付企業年金と基金型確定給付企業年金の統合手続きの規定がない。</li> <li>規約型確定給付企業年金と基金型確定給付企業年金の統合手続きを規定していただきたい。</li> </ul>		規約型確定給付企業年金と基金型確定給付企業年金を統合する場合、一旦「型」を揃えてから統合(合併)するか、規約型確定給付企業年金から基金型確定給付企業年金へ権利義務承継することしか出来ない。事務手続の簡素化を図るため、「型」が異なっても統合できるスキームを規定していただきたい。	確定給付企業年金法第74条、第76条	厚生労働省	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053039	社団法人信託協会	39	A	非適格年金等からの確定給付企業年金への移行の容認	<p>・現状では、社内年金、非適格年金からの確定給付企業年金への資産移換は認められていない。</p> <p>・以下の制度からの確定給付企業年金への資産移換を認めていただきたい。</p> <p>(1) 社内年金 (2) 非適格年金</p>		<p>適格年金や中退共からの移行と同様のスキームを要望するもの。既存制度において積立金がある場合、当該積立金を移換することにより、早期のファンディングが実現でき、受給権の保護に繋がり、加入者の利益となるものと考える。</p>	特になし	厚生労働省	
5053	5053040	社団法人信託協会	40	A	確定給付企業年金への移行手続きの簡素化	<p>・現状では、適格年金の確定給付企業年金移行にあたっては、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数で組織する労働組合)の同意等一定の手続きが必要となっている。</p> <p>・閉鎖適年の確定給付企業年金移行にあたっては、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数で組織する労働組合)の同意等を不要とする等、簡便的な取扱いを認めていただきたい。</p>		<p>適格年金における年金給付をそのまま確定給付企業年金へ権利義務承継することとなり、不利益変更が発生する訳ではないので、通常の確定給付企業年金移行に比べ、簡便的な取扱いを要望するもの。</p>	確定給付企業年金法附則第25条	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053041	社団法人信託協会	41	A	適格年金の確定給付企業年金移行の特例の容認等の移行弾力化	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格年金は、平成24年3月末まで経過的に存続することとされている。</li> <li>平成24年3月末に向けて、適格年金の動向にご留意いただき、他制度への移行状況によっては、受給権保護および混乱回避の観点から、例えば労使合意の遅延等のやむを得ない理由により、平成24年3月末までに確定給付企業年金移行の認可を得ることができないことが見込まれる場合には、申請期限の平成24年1月末までに当該理由を記載した書面等を労使合意の上、提出することにより、特例により1年程度の一定期間について従前の適格年金制度の設計のまま権利義務承継を行うことを暫定的に認めていただく等、弾力的な措置の検討を行うことをお願いしたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者雇用安定法の改正による定年延長等による基本的な雇用関係に関する他の労使協議との関係から、確定給付企業年金の制度設計等の検討が労使間でやむなく遅延してしまう可能性が想定されること、そのような制度について仮に当該弾力的な措置が無い場合には課税制度となってしまうため年金資産が目減りし受給権保護の観点から支障があること。</li> <li>具体的な措置の例としては、労使合意の遅延等のやむを得ない理由により、平成24年3月末までに確定給付企業年金移行の認可を得ることができないことが見込まれる場合には、申請期限の平成24年1月末までに当該理由を記載した書面等を労使合意の上提出することにより、特例により1年程度の一定期間について従前の適格年金制度の設計のまま権利義務承継を行うことを暫定的に認めていただく等が考えられる。</li> </ul>	確定給付企業年金法附則第25条	厚生労働省	
5053	5053042	社団法人信託協会	42	A	確定給付企業年金・厚生年金基金から確定拠出年金へ資産移換の際の一括拠出に係る要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金・厚生年金基金から確定拠出年金へ資産移換の際、規約変更日における年金給付等積立金の額が最低積立基準額、数理債務いずれか高い額を下回る場合(積立不足が発生する場合)には、当該厚生年金基金は当該下回る額を一括拠出しなければならないとされている。</li> <li>この一括拠出する金額の算定基礎となる最低積立基準額、数理債務等は、確定給付企業年金規約の施行日の5ヶ月前の日の属する月の末日以降の日を基準日として算定したものを確定給付企業年金規約を変更する際に添付する「企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載することが求められている。</li> <li>一方、実際に一括拠出を行う際は、企業型年金規約の承認日からその規約の実施日(確定給付企業年金の規約変更日以前であること)の前日までに払い込むことが必要とされ、実際に払い込む一括拠出額は、「企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載した金額とすること(算定日以降の相場変動を無視することになる)は「不可」とされている(厚生労働省HPの確定拠出年金Q&amp;Aの182)が、確定給付企業年金の積立金の一部を確定拠出年金へ移換する場合、「企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載した金額の一括拠出を以って、「規約変更日において積立不足がない」ものと見なして頂きたい。(厚生年金基金も同様)</li> <li>また、確定給付企業年金解散時については、認可日以前の一括拠出額を「終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類」における不足額としてもよいことを検討されたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも積立不足が発生するかどうかは事後でなければ検証できないにもかかわらず、左記の規制に従えば、確定給付企業年金の規約変更日以前に計算した金額を、確定給付企業年金の規約変更日以前に払いこむことで、規約変更日の積立不足の発生を防ぐことが要請される。</li> <li>仮に規約変更日以前に計算した金額より多めに拠出したとしても、その後の相場動向等によっては、規約変更時点では不足額が発生する可能性もあり実務運営に支障をきたすことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;DC移行&gt; 確定給付企業年金法第117条 確定給付企業年金法施行令第89条第1項第6号 厚生年金保険法第144条の5 厚生年金基金令第41条の4</li> <li>&lt;DB解散&gt; 確定給付企業年金法第87条</li> </ul>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053043	社団法人信託協会	43	A	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認	現行、代行返上時のいわゆる薄皮年金の年金・一時金選択は各個人の選択に委ねられているが、加入者・受給者の給付減額時と同様、対象者の一定割合以上の同意を前提に、代行返上時に一時金として全て清算することを認めること。		薄皮年金は一般に少額であるため、代行返上による確定給付企業年金への移行に際して給付設計の見直しを行うケースがほとんどであり、一時金清算のニーズは高い。また、少額の年金受給権者が多数存在することによる事務負担が円滑な移行の障害となっている。	特になし	厚生労働省	
5053	5053044	社団法人信託協会	44	A	確定給付企業年金及び厚生年金基金から確定拠出年金への移換額算定方法の弾力化	確定給付企業年金または厚生年金基金から確定拠出年金への移行時の個人毎の移換額について、現状は最低積立基準額の差額のみとされているが、退職金制度の設計に合わせた移換を可能にするなど、柔軟な設計を認めていただきたい。		最低積立基準額概念が非常に複雑であるため、確定拠出年金への移換額が分かりづらいものとなっている。要支給額の差額を移換する等、より簡便な方法による確定拠出年金への移行を可能としていただきたい。	確定給付企業年金法施行令第75条 厚生年金基金令第41条の4	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053045	社団法人信託協会	45	A	適格年金から確定給付企業年金に移行する際の年金資産の払い込み方法の簡素化	確定給付企業年金法施行規則附則第13条に基づく移行を行う場合、現状は一旦年金資産を事業主に返還し、特別掛金として払い込む手続きとなっているが、受託機関間で直接移換することを認めていただきたい。		・適格年金からの円滑な移行を行うため、事務手続の簡素化を要望するもの。 ・また、事業主資産と混在すること等による不測の事態を回避することは、受給権保護の観点から、より適当であると思われるもの。	確定給付企業年金法施行規則附則第13条	厚生労働省	
5053	5053046	社団法人信託協会	46	A	確定給付企業年金における積立上限額の制限の撤廃	・現状では、事業年度の末日における積立上限額は、数理債務または最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じて得た額とされている。 ・積立上限を定めた150%基準の撤廃もしくは引上げを検討願いたい。(米国も上限規制緩和の方向であると聞いております)		米国においても上限規制緩和の方向であること、安定的な財政運営及び受給権者保護の観点より、当該基準の撤廃もしくは引上げが必要であると思われるもの。	確定給付企業年金法第64条 確定給付企業年金法施行規則第62条	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053047	社団法人信託協会	47	A	確定給付企業年金における企業年金解散時の残余財産の分配基準の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では、確定給付企業年金については、制度終了時の残余財産分配に関する基準は最低積立基準額を基準とすることとされている。</li> <li>このため、保証期間付終身年金の場合、制度終了時に「保証期間部分を優先的に配分する」といった分配を行うことができない。</li> <li>確定給付企業年金の制度終了時に「保証期間の現価(終身部分を除いたもの)を優先的に配分し、その後終身部分を基準として配分する」ことも可能としていただきたい。</li> </ul>		<p>確定給付企業年金については退職一時金を移行原資とする ことも多い。その際、確定給付企業年金につき、保証期間付 終身年金制度とした場合でも、当該退職一時金と保証期間 部分(終身部分を除く。以下同じ)の現価が対応するように制 度設計されることが通常であり、そのため、選択一時金につ いても、保証期間部分に対応させることが一般的である。こ のため、制度終了時においても「保証期間部分を優先的に分 配したい」というニーズが高いことから要望するもの。</p>	<p>確定給付企業年金 法第89条第6項 確定給付企業年金 法施行令第57条 確定給付企業年金 法施行規則第54条</p>	厚生労働省	
5053	5053048	社団法人信託協会	48	A	閉鎖型確定給付企業年金における残余財産の取扱いの明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉鎖型確定給付企業年金について、受給権者等が存在しなくなった(給付終了)ことに伴い制度終了する場合の残余財産の取り扱いが規定されていない。</li> <li>このため、当該残余財産については事業主へ返還できることを規定していただきたい。</li> </ul>		<p>この場合、閉鎖年金終了時の最後の受給者が最終給付時に残余財産のすべてを受け取る(分配される)ことが想定されるが、バランスに欠ける取扱いと思われ、また、実質的に受給権者保護の観点からも問題が生じないため、事業主へ返還できることを要望するもの。(一方、受給権者等が少数となったときに、確定給付企業年金法第102条第6項の規定により、当該閉鎖型確定給付企業年金に係る規約の承認の取消しをすることも考えられるが、この場合、規約承認取消しのタイミングにより、受給権者間で相当な不公平感が生じる恐れがあり、現実的ではないものとする。</p>	<p>確定給付企業年金 法第89条第6項</p>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053049	社団法人信託協会	49	A	確定給付企業年金における財政 検証に係る経過措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金における財政検証については、現在、経過措置によって、平成19年3月末まで、非継続基準の抵触ラインは0.9倍、回復計画の期間は10年とされている。</li> <li>現在、経過措置によって、非継続基準の抵触ラインが0.9倍となっている点及び回復計画の期間を10年としている点につき、平成19年4月1日以降も継続して実施いただきたい。</li> <li>適格年金からの円滑な移行を図るため、少なくとも、適格年金の移行期限である平成24年3月末まで延長していただきたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金からの移行に伴う最低責任準備金相当額の国への返還により、厚生年金基金時代より著しく非継続基準の積立比率が低下している制度があることを勘案し、当該経過措置を平成19年4月1日以降についても継続することが必要であると思われることから要望するもの。</li> <li>適格年金からの円滑な移行を図るため、少なくとも、適格年金の移行期限である平成24年3月末まで延長していただきたい。</li> </ul>	確定給付企業年金法第63条 確定給付企業年金法施行規則第58条 確定給付企業年金法施行規則附則第2条	厚生労働省	
5053	5053050	社団法人信託協会	50	A	確定給付企業年金における財政 検証に係る積立期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金については、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められている。</li> <li>代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増加することがないよう、非継続基準に抵触した場合の積立期限を弾力化していただきたい。</li> </ul>		企業年金制度は長期に亘って継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、非継続基準抵触時の積立期限の延長を求めるもの。	確定給付企業年金法施行規則第58条	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053051	社団法人信託協会	51	A	確定給付企業年金から確定拠出年金への移行に関する要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数事業主が1つの年金制度を実施している場合、一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行したいというニーズも生じている。</li> <li>・この場合、現状の法令においては制度全体の最低積立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出しなければ、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換することはできない。</li> <li>・このような場合においても、確定拠出年金へ移行する事業所に係る最低積立基準額(もしくは数理債務)の不足分を一括拠出すれば、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換できるよう、一括拠出の範囲を緩和して頂きたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金への移行とは無関係の事業所においても追加負担が発生するスキームとなっており、結果的に一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行することは非常に困難な状況にある。</li> <li>・確定拠出年金へ移行する事業所の積立不足のみ一括拠出を行ったとしても、受給権保護の観点でも当該確定給付企業年金の積立水準が悪化することはないことから、一括拠出の範囲を緩和することにより、確定拠出年金への移行の自由度が向上するよう要望するもの。</li> <li>・なお、本件は、いったん当該一部の事業所において確定給付企業年金を立上げ(権利義務の移転承継または基金分割)、そこから確定拠出年金移行を行うことで同様の効果は得られると考えられるが、その際の事務手続きが非常に煩雑になることから、手続き簡素化の観点も含め要望する。</li> </ul>	確定給付企業年金 施行令第91条	厚生労働省	
5053	5053052	社団法人信託協会	52	A	確定給付企業年金の掛金に係る先取特権の認容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所脱退時の一括拠出について、厚生年金基金は加算部分に係る額も含めて、先取特権の順位が一般債権より高いものとされているが、確定給付企業年金においてはそのような規定はない。</li> <li>・受給権保護が強く求められる確定給付企業年金においても、当該一括拠出について、先取特権の順位を一般債権より高いものとしていただきたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定給付企業年金でも受給権保護が強く求められているため、厚生年金基金と同様の取扱いを要望するもの。</li> </ul>	特になし	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053053	社団法人信託協会	53	A	確定給付企業年金における財政運営の自由度向上(その1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非継続基準の財政検証に抵触した場合の対応として、現状の法令では積立比率に応じた掛金を追加拠出する方法回復計画を策定する方法の2通りが認められている。</li> <li>・財政検証に抵触した決算年度の翌々年度初において制度変更や繰越不足金の解消を行うことを決定した場合、上記の 2通りでは当該変更等を考慮した上で翌々年度初からの掛金を設定することができるが、 2通りでは当該変更等による最低積立基準額や翌々年度以降の掛金水準の変動を見込んで追加拠出額を設定することができない。</li> <li>・この部分につき、 2通りの取扱いと同様、決算以降の制度変更や繰越不足金の解消による最低積立基準額や翌々年度以降の掛金水準の変動を考慮して追加拠出額を算定できるようにして頂きたい。</li> </ul>		給付減額や繰越不足金の解消のような財政健全化策を実施した場合であっても、それとは無関係に追加拠出の額が決まるとなると、財政健全化の意欲が削がれ、健全な財政運営の遂行の妨げとなる可能性があるため、回復計画と同様の取扱いを要望するもの。	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条	厚生労働省	
5053	5053054	社団法人信託協会	54	A	確定給付企業年金における財政運営の自由度向上(その2)	<p>現状、次回再計算までの不足見込みに基づく特例掛金を拠出することが認められていますが、それに加え、以下について規制の緩和を認めていただきたい。</p> <p>(1) 次回再計算までの不足見込みに基づく特例掛金につき、財政計算を行わずに、当該特例掛金の設定を行えるよう、緩和頂きたい。</p> <p>(2) 基金型確定給付企業年金では、毎事業年度の予算を策定していることから、厚生年金基金同様、事業年度毎に予算に基づき拠出する特例掛金を認めていただきたい。</p>		<p>(1) 次回再計算までに不足が見込まれる場合に、財政計算を行わずに、柔軟に当該特例掛金の拠出を行うことを可能にすることで、財政の安定化を図ることができると思われる。</p> <p>(2) 厚生年金基金と同様の取扱いを要望するもの。毎事業年度の予算に基づく特例掛金の方が、より機動的に積立不足を穴埋めすることができるため、財政の安定化を図ることができ、また、受給権保護の観点からも望ましいと考える。</p>	確定給付企業年金法施行規則第44条	厚生労働省	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053055	社団法人信託協会	55	A	確定給付企業年金における財政運営の自由度向上(その3)	<p>・現状では、財政再計算を実施する場合の計算基準日について、適用日前1年以内のいずれかの日 適用日前1年6ヶ月以内の確定給付企業年金の決算日の何れかで定める必要があるが、確定給付企業年金で初回決算を行っていない場合、を採用することはできず、に従って計算基準日を定める必要がある。</p> <p>・この部分につき、確定給付企業年金で初回決算を行っていない場合であっても、適用日前1年6ヶ月以内の適格年金(権利義務承継の場合に限る)もしくは厚生年金基金の決算月であれば、当該決算月を計算基準日とする取扱いも認めていただきたい。</p>		<p>・現状では確定給付企業年金の初回決算を行っていない場合において、左記により財政再計算を行う必要があり、決算日以外を計算基準日として改めてデータ確定した後に財政再計算を行うこととなるので、円滑な規約変更に係る認可申請の妨げとなっている。本要望は、初回決算を行っていない場合であっても、初回決算後の取扱いと同様の取扱いを要望するものである。</p>	確定給付企業年金法施行規則第49条	厚生労働省	
5053	5053056	社団法人信託協会	56	A	確定給付企業年金における財政運営の自由度向上(その4)	<p>・現状では、例えば財政計算における平成17年3月10日付告示に定める新死亡率の適用は、計算基準日を平成17年4月1日以降とする法第58条第1項に定める財政再計算までに行えばよいわけではなく、平成17年4月1日以降の財政計算があれば、その時点で行わなければならない。</p> <p>・財政計算における新死亡率の適用は、法第58条第1項に定める財政再計算までに洗い替えればよいこととしていただきたい。(厚生年金基金と同様の制度とすることとした。) (見直し案)</p> <p>施行規則第43条第3項を以下のように見直しすることを検討されたい。</p> <p>【修正前】 …前回の財政計算において定めた基礎率(予定利率及び予定死亡率を除く。)のうち…</p> <p>【修正後】 …前回の財政計算において定めた基礎率(予定利率を除く。)のうち…</p>		<p>・確定給付企業年金法第58条第1項に定める財政再計算は少なくとも5年に一度あり、当該計算の際には新死亡率を適用するため、同法第58条第1項に定める財政再計算以外の財政計算のタイミングが必要とは思われない。</p> <p>・また、厚生年金基金では新死亡率の適用は財政再計算までよいとされること。</p>	確定給付企業年金法施行規則第43条第3項	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望主体	要望 事項 番号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053057	社団法人信託協会	57	A	確定給付企業年金における規約の承認・認可手続きの緩和	<p>・確定給付企業年金の規約の変更等に際しては、軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認・認可が必要となっている。</p> <p>・確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、現在の承認・認可に係る審査基準を明確化した上で、不利益変更に該当しない場合等、一定の条件を満たす場合につき事後届出制を導入すること、及び届出不要とする範囲を拡大することを要望する。</p>		<p>・現状の確定給付企業年金の承認・認可手続においては、原則として事前の承認・認可手続が必要とされており、不利益変更を除けば過度の規制となっていると考えられる。</p> <p>・また、厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため認可申請制度でも運営が可能であったと思われるが、現在の45,000件以上の適格年金(100人以上でも10,000件超)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営のためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。</p> <p>・確定給付企業年金の導入から約4年間が経過したところで確定給付企業年金の実施件数は約1,400件を超えたところであるが、一方で、適格年金の廃止までの期間が約6年間であることを踏まえると、今後、確定給付企業年金の承認・認可申請の件数は大幅に増加するものと予想される。このため、現実的には、受給権保護にも配慮しつつ承認・認可手続きの一層の合理化を図ることが求められる。</p> <p>・上記を助成し、審査基準を明確化した上で一定の条件を満たす場合につき、事後届出制を導入すること、及び、届出不要とする範囲を拡大することを要望するもの。</p>	<p>確定給付企業年金法第5条、第6条、第7条、第12条、第16条、第17条、第18条、第19条</p>	厚生労働省	
5053	5053058	社団法人信託協会	58	A	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの簡素化	<p>・確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きにおいては、以下の～のとおり書類等が必要とされている。</p> <p>・認可申請における書類について、以下の措置をお願いしたい。</p> <p>「加入者となる者の数を示した書類」について、計算基準日時点での加入者数は「給付の設計の基礎を示した書類」もしくは「財政再計算報告書」で確認できるため不要としていただきたい。</p> <p>適年から権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、「権利義務移転の限度を示した書類」は、全部の移転しないため、不要としていただきたい。</p> <p>「資産管理運用契約に関する書類」および「業務委託に関する書類」は、受託機関の変更時等にも提出しないことから、不要としていただきたい。</p> <p>「…の同意を得たことを証する書類」は、基金・事業主が証明する書類のみとし、「同意書」の提出が不要であることを明確化していただきたい。</p>		<p>～については、上記のとおり。</p> <p>は申請時の無用な混乱回避のため明確化すべきと考える。</p>	<p>「確定給付企業年金規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙3別添</p>	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5053	5053059	社団法人信託協会	59	A	確定給付企業年金における加入者負担掛金導入時等の手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金において、加入者負担掛金の導入または額の引上げについては、加入者本人の同意を得ることが必要とされている。</li> <li>加入者負担掛金の導入・引上げについて、本人の同意は不要としていただきたい。</li> </ul>		規約に加入者負担掛金の有無で給付額が異なる記載があること、基金または事業主はその規約について加入者に周知する義務があること、拠出に同意しない加入者はその旨を選択できることから、同意の取得は不要としても差し支えないと考える。	確定給付企業年金法施行令第35条 確定給付企業年金法施行規則第37条	厚生労働省	
5053	5053060	社団法人信託協会	60	A	基金型確定給付企業年金における運用受託機関の変更手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託機関の変更を行う場合には、基金型確定給付企業年金においては、代議員会の議決が必要とされている。</li> <li>受託機関の変更について、基金型確定給付企業年金では厚生年金基金同様に、理事会の議決により可能とする取扱いを認めていただきたい。</li> </ul>		運用管理規程の変更手続きを規約上明記することにより意思決定が透明なものとなり、適正であると考え。	「確定給付企業年金規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙1 2-7	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	5054001	近藤設備設計(株)	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並びに1000KW未満の設備については事前届出を不要として頂きたい	産業廃棄物処理設備においては、サーマルサイクルにて焼却熱の回収を計り無駄に熱を排出しない様に計画をしています。熱回収の所にて廃熱ボイラを設置して回収するわけですが、現行でも殆どの場合において1000kw未満の対応になる様に最初から計画を進めています。元々届出の難しい産業廃棄物処理の設備ですのでリサイクルに関する部分については規制の緩和をして頂ければ更に実行しやすくなる。	設置事前届出は、ガスタービンは1000kw以上、内燃エンジンは1万kw以上は事前届出を要求されている。それに比べ、蒸気タービンについては出力に関係ない全てに要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べて極めて低いのに規制が厳しすぎる。せめてガスタービン並みにいていただきたい。	電気事業法施工規則第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5055	5055001	(株)サツバボイラ	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並に1000kw未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	蒸気圧力差を利用して蒸気タービンで発電すると省エネに寄与する。少出力ではメリットが少ないので、煩わしい手続きや経費がかかると実行されないので規制緩和により実行しやすくなる。	設置事前届出は、ガスタービンは1000kw以上、内燃エンジンは1万kw以上は事前届出を要求されている。それに比べ、蒸気タービンについては出力に関係ない全てに要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳し過ぎる。せめてガスタービン並みにして頂きたい。	電機事業法施工規則第62条、第65条の別表第二	経済産業省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5056	5056001	クレジットカード普及 連絡会	1	A	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件	交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る。	違反者データの即時反映システムの構築 インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国に納付(第三者納付)	<p>に関する理由</p> <p>当連絡会において、現場ヘヒアリングを行ったところ、現在、現場で取り締まりした違反者データは、警察庁の基礎データに反映されるまで約10日間を要しており、その間、仮納付がなされた場合の照合作業や金額相違等のエラー処理に支障が出ているとの話があった。このような状況を放置することは、余計な事務負担やコストを発生させることになり、限られた警察力の非効率化につながるものと考え、違反者データが即時に警察庁の基礎データに反映させるシステムを早期に対応いただくことをご検討いただきたい。</p> <p>に関する理由</p> <p>平成18年6月1日に施行された道路交通法の改正において、違法駐車対策として、使用者責任の明確化、違法駐車を取り締まりの民間委託がなされた。この改正は、警察において、大量の違反者を取り締まるだけの体力がさけず、不出頭者の補足が十分にできないことから逃げ得という不公平を招き、違法駐車を抑止ができないという状況を改善するために取られた対策である。</p> <p>今回要望している「インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済」については、警察事務を合理化させるだけでなく、従来事務に当てられていた警察力を違反者の取り締まり強化につながるものと考え、</p> <p>特に、違法駐車を取り締まりを民間委託したことにより、取り締まれる違反者が急増し、警察事務が急速に増加するものと考え、インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済を導入し、支払いしやすい環境を整備することで、警察事務の合理化が図られ、警察力が維持される。</p> <p>また、インターネットを活用した納付については、国が方針として掲げている、電子政府化にそう対応であり、実施に向けた検討すら対応いただけないことは、国の方針にそうものではないと考える。</p> <p>なお、前回の規制改革要望において、ご指摘いただいた事項について、対応案についてその他特記事項にご提示させていただいたので、具体的な検討を共同で進められるようご検討いただきたい。</p>	道路交通法	警察庁 財務省	<p>反則金を支払うか、裁判を受けるかは本人の意思が介入することが必要</p> <p>インターネットによる反則金のクレジットカード決済についても、自らがクレジットカード番号、有効期限等を入力し、反則金の納付手続きを行なうため、十分に本人の意思が介入しているものと思われ、交通違反反則金制度の主旨に沿うものであると考えます。</p> <p>違反者の便宜を図るために公費を使用するのは適当ではない違反者の便宜を図るという点のみを捉えればご指摘の通りと思われませんが、今回のご提案理由にも記載しました通り、一人の違反者に対する警察事務を合理化することで、警察力全体を取り締まり強化に有効活用できるという観点から捉えれば、国民の治安を守ることもつながり、公費の使用は適当かと考えます。</p> <p>クレジットカード決済の導入がコスト増・事務負担増につながる導入に際しては、イニシャルコストが発生し、一時的にはコスト増につながるものと思われるが、今やクレジットカードは、民間や公金分野の決済場面に広く導入され、事務効率化に役立てられている。従って、違反金へのクレジットカード決済導入にあっても、様々な点において詳細の検討が必要となると思われるが、</p>
5056	5056002	クレジットカード普及 連絡会	2	A	パスポート申請費用に係わるカード決済導入の件	パスポート申請費用をクレジットカードで決済することにより、申請者の支払い利便性を高める。	国や地方自治体に対し、クレジットカード会社が、申請者に替わり立替払いを行う。 収入印紙の購入・貼付なく、交付窓口において申請費用のクレジットカード決済を可能とする。 また、収入印紙購入のクレジットカード決済を可能とし納付手段の多様化を実現する。	<p>印紙の購入・貼付をなくし、交付窓口において申請費用をクレジットカード決済できるようになれば、申請手続きが一本化され申請者側の手続きにおいて利便性が向上する。仮に、交付窓口における申請費用のクレジットカード決済が困難であった場合においても、印紙購入場面においてクレジットカード決済を導入することで、申請者側の支払い利便性の向上につながるものと考え、</p> <p>一方、収納者側にとっても現金の取扱いが無くなり事務の効率化がはかれるため、申請者・収納側双方にメリットが生じる。</p>	旅券法 印紙税法	外務省および 各都道府県庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5056	5056003	クレジットカード普及 連絡会	3	A	地方税における「クレジットカード 納付の導入」を阻害する要因の排除に関する件	地方税のクレジットカード決済導入にあたり、本年3月13日付で発信された総務省通知(以下「通知」)に「自治体負担の手数料率における制約」及び「ポイント付与に関する公平性の問題」が言及され、自治体での検討が停滞している様子がうかがえる。 ゆえに、クレジットカード手数料の設定に伴う通知の位置付けが、あくまで総務省の考え方を示したものであり、自治体自身におけるクレジットカード手数料設定の判断を妨げるものではないことについて確認させていただきたい	全国都道府県及び市町村における地方税のクレジットカードによる納付を推進することにより、税納付手段の多様化による納付率の向上と効率的な徴収の実現(自治体)、利便性と家計管理の向上(市民)、メインカード(カード会社)等、自治体・市民・カード会社それぞれが相互メリットを享受する。	電力などの公共料金分野でカード決済は既におこなわれており、事業体負担の手数料及びカード会社のポイント付与については、何の問題も発生していない。 カード会社の手数料は、事務に掛かるコストだけでなく未収時のリスクを加味した「率」で設定されており、同様のリスクが発生しない他支払手段とは大きく異なる。未収時のリスクをカード会社に転嫁することで、加盟店(自治体)では納付率はアップさせる効果が見込める。この効果を受取る自治体は応分の負担をすべきものとする。通知を踏まえると、税単価が低いものだけで構成される税目では、自治体が負担する手数料の上限額として折り合いがつかない税目は無く、地方税目全般への導入が不可能となってしまう。これでは住民の利便性向上や自治体の業務効率化が図れず、また、公金のカード決済全体の普及が遅滞してしまう。 ポイントは、カード会社が会員サービスの一環として、利用いただいた全取引に対しカード会社が費用負担した上で付与しているもの。特定の「税金」の支払いに対してだけ付与しているわけではない。納税者は自分が入会したクレジットカード会員としてのメリットを享受しているものであり、現金など他の支払方法を選んだ納税者との公正性に欠けるということはない。また、カード会社は自身の努力によりポイントサービスを導入しているが、最近では地方税納付における他の支払方法においてもポイントサービスを導入している例はあり、クレジットカード特有のサービスではない。	平成18年3月13日発信 総務省通知(総税企第53号) 「クレジットカードを利用した地方税の納付について」	総務省 (自治税務局)	
5057	5057001	(社)日本経済団体 連合会	1	A	有期労働契約に関する雇用期間 の上限の延長	有期労働契約の契約期間の上限を、民法の定める5年とすべきである。また、労働者は労働契約期間の初日から1年を経過した日以降いつでも退職できるとしている、労働基準法第137条を撤廃すべきである。		有期労働契約期間の長期化は、労使双方のニーズである。かつてのような長期労働契約による人身拘束はまれになり、仮にあったとしても労働基準法第5条で対処すれば足りることから、民法の原則どおりとしても問題はない。期間が延長されれば、労働者の働き方や企業の雇用形態に選択肢も広がるほか、使用者は安心して教育投資を行うことが可能となり、労働者のメリットにもつながる。	労働基準法第14条、第137条	厚生労働省労働基準局監督課	2003年の労働基準法改正(2004年1月1日施行)により、有期労働契約の契約期間の上限は原則3年とされたが、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者に限っては、その期間の上限が5年となっている。また、民法でも、期間の定めのある雇用契約は5年を経過すれば解除できるとされている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057002	(社)日本経済団体連合会	2	A	労働条件の明示の方法にかかる電子メール等の解禁	派遣労働者に対して労働条件を明示する際に、派遣労働者が希望する場合は、ファクシミリないし電子メールでの通知方法を認めるべきである。結論の時期を示したうえで、早期に実質的な検討を開始すべきである。		労働者派遣事業では、「就業条件の明示」と「労働条件の明示」を一体的に通知することが一般的に行われている。労働者派遣法の改正により、就業条件の明示についてはファクシミリ又は電子メールによる方法が認められたが、「労働条件の明示」の方法についても同様の取扱いが認められない限り、規制改革のメリットが受けられない。「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」では、「書面による場合と同等の労働者保護を確保する観点から検討を行う」とされているが、この点については、派遣元以外の場所ですら就労するという派遣労働の特殊性から、実務上は、書面による明示が郵送で行われても本人が気づかないケースが想定され、電子メール等の方が確実に本人に伝わること、郵送に比べ迅速に労働条件の確認が可能となり、労働者の保護に資することなどから、書面による場合と同等の労働者保護を図ることができる。	労働基準法第15条1項、労働基準法施行規則第5条	厚生労働省労働基準局監督課	労働基準法第15条1項、労働基準法施行規則第5条により、労働条件の明示は書面によるものとされている。
5057	5057003	(社)日本経済団体連合会	3	A	従業員の個人情報の第三者提供に関する取扱いの見直し	人事管理上必要な範囲で出向(候補)先・転籍(候補)先に労働者の個人情報を提供することは第三者提供に当たらない旨を、指針および同解説において明示すべきである。		個人情報提供の都度労働者本人の同意が必要となると、労働者は開示に同意しないことによって出向・転籍人事に対する事実上の拒否権を持つことになるほか、同意後に出向・転籍候補先企業が当該労働者の受け入れを拒否すると本人のモチベーションが下がるおそれがある等、人事管理上支障が生じる。	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年7月1日厚生労働省告示第259号)雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(解説)(平成17年3月)	厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室	雇用する労働者を出向・転籍させる際、個人情報取扱事業者は、出向先・転籍先に対して当該労働者の個人情報を提供する場合に本人の同意を取得したうえで提供する必要がある(「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(解説)」参考記述)。また、可能な限りその都度、意思確認を行うことが望ましいとされている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057004	(社)日本経済団体 連合会	4	A	1年単位の变形労働時間制における变形期間途中の異動者の時間外清算に関する適用除外	变形期間途中で他の事業場に異動した場合でも、異動前事業場と同じ变形労働時間制の適用を受ける(年間の労働日および各日の労働時間数が変わらない)ときは、賃金清算の対象としないことを認めるべきである。		対象期間を1ヵ月以上の期間毎に区分して運用している場合であっても、「各期間における労働日数・総労働時間」「各期間の初日の30日以上前に定める労働日・労働日ごとの労働時間」等を定める労使協定内容と労働者代表等との同意内容が、異動前の事業場と同じであれば、労働者に不利益は一切生じない。 事業場単位で1年単位变形労働時間制を運用するという原則の趣旨は、労働時間の実態が事業場で異なりうるため、導入の是非や条件を異にできるようにする点にあり、条件を同じにした事業場間で清算を要求するものではない。	労働基準法第32条の4の2	厚生労働省労働基準局監督課	1年単位の变形労働時間制の対象労働者であって、当初設定した対象期間の途中で他の事業場に異動した労働者について、異動前の労働時間の平均が1週間あたり40時間を超えていた場合、当該超過時間分の労働については、割増賃金を支払わなければならない。
5057	5057005	(社)日本経済団体 連合会	5	A	1年単位の变形労働時間制の規制緩和	区分された期間の労働日・労働時間の決定を、期間の初日の1週間前までに緩和すべきである。 対象期間における連続して労働させる日数の限度を12日とすべきである(週に1日の休日を確保)。 1週間の労働時間の限度を60時間とすべきである(10時間×6日)。 対象期間が3ヵ月を超える場合の労働時間週48時間超の週に係る規制を撤廃すべきである。		経営環境の変化が急速な中では、30日前に翌月の負荷を正確に予測することは困難である。そもそも通常の労働時間制度の下で事前の休日、各日の所定時間数の特定は義務付けられていないのに対し、1年単位变形労働時間制では各区分毎の労働日数、総労働時間数を特定することが求められており、労働者の生活の予定が立てられるように配慮はされているため、労働者の保護に欠けるところもない。 1999年4月の労働基準法施行規則改正以前は、連続して労働させる日数の限度は1週間に1日の休日が確保できる日数、すなわち最大で12日であった。対象期間3ヵ月以上の場合における限度時間が通常より短く設定されているほか、就労環境・作業負荷の軽減が進んでいるため、連続労働の日数や1週間の労働時間の限度を延ばしても、「労働者の健康、生活のリズム等に及ぼす影響」はない。	労働基準法第32条の4 労働基準法施行規則第12条の4	厚生労働省労働基準局監督課	1年単位の变形労働時間制にかかる要件は次のとおりである。 対象期間を1ヵ月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該各期間の初日の少なくとも30日前までに厚生労働省令で定めるところにより、当該各期間における労働日ごとの労働時間を定めなければならない。対象期間において連続して労働させる日数の限度は6日(特定期間においては1週間に1日の休日が確保できる日数)、1日の労働時間の限度は10時間、1週間の労働時間の限度は52時間、対象期間が3ヵ月を超える場合、48時間を超える週の制限は連続3週以内、かつ、対象期間をその初日から3ヵ月ごとに区分した各期間中に48時間を超える週は、週の初日で数えて3回以内。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057006	(社)日本経済団体 連合会	6	A	フレックスタイム制の全労働日適用要件の緩和[新規]	特定の日または曜日、あるいは清算期間内の一定の日数について、あらかじめ就業規則等に定めることを条件に、始業・終業時刻管理を通常の労働時間管理に戻すことを認めるべきである。		フレックスタイム制は、労働時間管理を労働者本人の決定に委ねるもので、個々人のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を可能にするとともに、労働時間の削減、健康管理、子育て支援など様々な面で効果が見込まれる。しかし、現行制度では、対象期間中の全労働日について、始業・終業時刻の決定を労働者本人に委ねる必要があるため、例えば来客対応や立会作業等で月のうち何日かは使用者が始業・終業時刻を指定する必要がある労働者には適用することができない。このため、そうした労働者もフレックスタイム制の恩恵を受けられるようにし、制度の一層の普及を図るべきである。	労働基準法第32条の3	厚生労働省労働基準局監督課	すべての労働日について始業および終業の時刻を労働者の決定に委ねることが、フレックスタイム制の導入要件となっている。
5057	5057007	(社)日本経済団体 連合会	7	A	週休2日制の場合のフレックスタイム制の適用	平成9年3月31日基発228号の要件のうち、「週休2日の要件」以外のものを削除し、これにより、週休2日でフレックスタイム制を運用する場合、法定労働時間数通り勤務しても時間外労働が発生することのないようにすべきである。		現行制度は運用が煩雑であり、フレックスタイム制の導入を阻害する要因となっている。週休2日制を条件とすれば、労働時間の偏り等、不当な長時間労働を助長するおそれもない。	労働基準法第32条の3 労働基準法施行規則第12条の3 平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省労働基準局監督課	週休2日でフレックスタイム制を運用する場合、曜日の巡りによっては、法定労働時間数(8時間)どおりに勤務したとしても、一定時間を時間外労働扱いとしなければならない月が発生する。こうした状況を回避するためには、フレックスタイム制を適用しない日を設けるか、あるいは、平成9年3月31日基発228号の通達で定める要件を満たす必要がある(同通達は、週休2日で、かつ、29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えず、各日の労働時間がおおむね8時間以下等という要件を満たす場合に限り、時間外労働として扱わないこととしている)。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057008	(社)日本経済団体連合会	8	A	企画型裁量労働制に関する対象業務の早期拡大	営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に企画型裁量労働制を適用するため、同制度の対象業務を大幅に拡充する、もしくは対象業務の制限を原則撤廃すべきである。		企画型裁量労働制をホワイトカラー労働者に広く適用することで、自律的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となるほか、企業にとっても、労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。「今後の労働時間制度に関する研究会報告書」(2006年1月27日)は、適用拡大に関する言及がなく検討が不十分である。包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねているホワイトカラー労働者は増えており、現行の対象範囲は狭すぎる。営業職であっても、個々人が異なるニーズ等を分析しながら企画提案を行うケースも多くみられ、対顧客営業というだけの理由で対象外とすべきではない。対象範囲は、業務実態を知る個別労使に委ねるべきである。	労働基準法第38条の4	厚生労働省労働基準局監督課	企画型裁量労働制の対象は、「事業の運営に関する事項」についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であることとされている。
5057	5057009	(社)日本経済団体連合会	9	A	企画型裁量労働制に関する手続きの簡素化の早期実施	労使委員会の決議に替え、労使協定の締結等により制度導入ができるようにすべきである。 本人同意要件をなくすべきである。 労働基準監督署長への届出が義務付けられている報告書の届出頻度を現行の6ヵ月以内ことから1年以内ごとに延長するべきである。 勤務状況の把握義務をなくすべきである。		「今後の労働時間制度に関する研究会報告書」(2006年1月27日)は、労使委員会の設置負担を理由に中小企業でその設置を求めないことを提案しているが、設置や届出等の諸手続きの負担は中小企業に限られるものではなく、広範かつ大幅な手続き緩和が求められる。労使委員会の決議要件を廃止することで、制度の利用拡大を図ることができる。 専門型裁量労働制の場合、本人同意は要件となっておらず、企画型裁量労働制についても同様とすることが望ましい。例えば、チームで仕事を行う場合、チームの中に企画型裁量労働制適用に同意しない者がいると、業務に支障をきたしかねない。また、同意した者と同意しない者を区分して管理することは非効率である。 労働基準監督署長に対する報告書の届出は、実務上負担となっている。 勤務状況の把握は、労働者の健康への配慮措置として義務付けられているところ、健康への配慮は、企業実態に応じた様々なものがある。勤務状況の把握義務を一律に課すことは、業務の遂行方法や時間配分等を大幅に労働者の裁量に委ねるといふ裁量労働制の本来の趣旨に反する。	労働基準法第38条の4 平成15年10月22日厚生労働省告示第353号 平成11年12月27日労働省告示第149号	厚生労働省労働基準局監督課	企画型裁量労働制を導入するには、労使委員会を当該事業場に設置し、労使委員会で決議を行わなければならない。 企画型裁量労働制を適用するには、適用しようとする労働者本人の同意を得なければならない。 制度運用上、使用者は6ヵ月以内ごとに労働基準監督署長に企画型裁量労働制に関する報告をしなければならない。 制度運用上、出勤時刻又は入退室時刻の記録等による方法により、使用者が対象労働者の労働時間の状況等の勤務状況を把握しなければならない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057010	(社)日本経済団体 連合会	10	A	管理監督者に対する割増賃金支 払い義務の見直しの早期実施	現行の管理監督者に対する深夜業規制の適用除外につ いて積極的に検討を行い、早期に実施すべきである。		使用者と一体的な立場にある管理・監督職は必要に応じ深夜業を行うことが求められる一方、製造現場における交替勤務のように深夜業が常態となることは考えにくく、深夜業の規制について適用を除外しても保護に欠ける危険性はない。「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日)では、管理監督者の範囲見直しとあわせて深夜業規制の適用除外について検討するとしているが、一体的に検討しなければならない理由はない。管理監督者の範囲の見直しとは切り離して、現行の管理監督者に対する深夜業の規制の適用除外を検討すべきである。	労働基準法第37 条、第41条	厚生労働省労働 基準局監督 課	労働基準法第41条は同法第4章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日の規定を適用除外としているが、深夜業の関係規定(第37条の関係部分及び第61条の規定)は適用除外とされるものではない。したがって、管理監督者であっても、深夜に労働させる場合は、深夜業の割増賃金を支払わなければならない。
5057	5057011	(社)日本経済団体 連合会	11	A	解雇の金銭解決制度の早期導入	2006年度の早期に結論が得られるよう、解雇の金銭解決の導入要件について積極的に検討すべきである。		金銭賠償による解決策が労使双方に提示されることにより、紛争の解決方法の選択肢が増え、紛争の早期解決に資するとともに、労働力の流動化、中長期的には経済の活性化につながる。使用者側からの金銭解決の申し入れについては、いかなる解雇についても認めるのではなく、ネガティブリストにより一定の解雇を除外するなどすれば、使用者による濫用の懸念を払拭できるので不都合はない。2002年12月26日の労働政策審議会建議(「今後の労働条件に係る制度の在り方について」)では、解雇の金銭解決制度の必要性を謳っており、これ以上の結論先延ばしは問題である。	労働基準法第18条 の2	厚生労働省労働 基準局監督 課	解雇については、判例における解雇権濫用法理および同法理を明文化した労働基準法第18条の2によって厳しく制限されている。また、争いが生じた場合、裁判では当該解雇が有効であるか無効であるかの解決しかないため、妥当な紛争解決に至らなかったり、早期解決が妨げられている場合もみられる。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057012	(社)日本経済団体 連合会	12	A	ホワイトカラーエグゼンプション制 度の早期導入	管理監督者に限らず、裁量性の高い労働者など一定の要件を満たす労働者等を労働時間規制の適用除外とするホワイトカラーエグゼンプション制度について、対象者の要件が客観的かつ包括的なものとなるよう留意しつつ検討を行い、2006年度の早期に結論を得るべきである。		ホワイトカラーの場合、労働時間と非労働時間との境界があいまいであり、ブルーカラーと比較して、労働時間と仕事量との関連性が低いにもかかわらず、その賃金は労働時間を基礎に計算されている。そのため、効率的に短時間で成果を上げた労働者よりも非効率的に長時間働いて同じ成果を上げた労働者の方が、結果として報酬が多くなるといった矛盾が生じる。 また、多様な働き方を実現するためには、労働者が自己の裁量で労働時間を弾力的に運用できる制度が必要である。ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入により、職務の遂行手段や方法、時間配分等を労働者の裁量に委ね、労働時間にとらわれない自律的かつ自由で多様な働き方を可能とする社会の形成を目指すべきである。「今後の労働時間制度に関する研究会報告書」(2006年1月27日)が提案する適用除外者の対象者は限定的であり、その基準も不明確であるため、上記を十分達せられない制度となることが懸念される。	労働基準法第41条	厚生労働省労働基準局監督課	管理監督者等に限って、労働時間規制の適用が原則的に除外されている。
5057	5057013	(社)日本経済団体 連合会	13	A	民間職業紹介所における「求職の 申込み」と 「求人の申込み」の全件受理原則 の緩和(新規)	民間職業紹介所における「求職の申込み」と「求人の申込み」の全件受理原則を緩和すべきである。	(*)年齢に限らず、卒業後の経過年数、主婦、子供を持つ女性などさまざまな属性で対象者を規定しきめ細やかなサービス提供を行えるようサービス対象者の規定を明文化することを認めるべきである。 求人の申込みについては、「法令違反」のみならず、「問題ある求人」を排除することは、職業紹介の適正化や求職者の安心安全な就職に欠かせないものである。民間職業紹介所においては、個々の企業努力により、過去の紹介においてトラブルの多い企業、消費者苦情の多い企業、悪質・反社会的な企業等に係る情報を蓄積してきている。民間の職業紹介所が個々に「求人企業の取扱基準」を定め、問題ある企業の求人申込みを受理しないことができるよう全件受理の規制を緩和すべきである。	全件受理の原則のもとハローワークが全国に整備されており、セーフティネットとして大きな役割を果たしているが、民間職業紹介所についても同様に全件受理の原則を求めることは、社会的コストの重複となっている。 民間職業紹介所における求職の申込みについては、年齢や主婦等の求職者の属性により得意領域に特化することにより、社会全体で見た場合、より効率的で効果的な雇用環境を創造していくことが可能となる。求職者に混乱を生じさせないよう、対象分野となる領域について、広報段階で具体的に周知するとともに、万一、規定外の申込みがあった場合はハローワーク、あるいは当該規定を得意とする他事業所へ誘導するなどの措置を講じることを条件に求職の申込みにおける全件受理の原則を緩和すべきである。公的機関であるヤングハローワークでは、「概ね30歳未満」という言い方でサービス提供する利用者を暗に規定しているが、民間事業者には、年齢制限などを設けることが許されていないという現状は不可解な状況である。(*)	職業安定法第5条の5、第5条の6	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	求職の申込みについては、ハローワーク、民間職業紹介事業者を問わず、すべて受理することが原則とされているが、申込みの内容が法令に違反するとき等、問題がある求職の申込みについては、職業安定法第5条の6の規定により受理しないことができる。 求人の申込みについても、ハローワーク、民間職業紹介事業者を問わず、すべて受理することが原則であるが、申込みの内容が法令に違反するとき等、問題がある求人の申込みについては受理しないことができるとされている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057014	(社)日本経済団体 連合会	14	A	育児休業期間中の社会保険料免除の拡大〔新規〕	法定の育児休業制度を上回る形で、企業が独自に、「1歳未満で復帰し、1歳未満で再び育児休業を取得すること」が可能な制度を導入している場合、1歳未満の子の育児休業期間中については、社会保険料の免除を可能とし、育児休業給付の受給も可能とすべきである。		企業が、育児を行う従業員に対する支援策として、1歳未満で復帰し、1歳未満で再び育児休業を取得できる制度を導入しても、1歳未満で再度育児休業を取得する場合、社会保険料が免除されず、育児休業給付金も受給できないため、結果として子が1歳になるまでの育児休業取得を選択する従業員が多くなり、早期の職場復帰を促せない矛盾が生じている。	育児・介護休業法第5条2項 健康保険法第159条 厚生年金保険法第81条の2 雇用保険法第61条の4	厚生労働省	育児休業から1歳未満で復帰し再び1歳未満で育児休業に入った場合、育児休業法により1歳未満の間は同一の子について育児休業を取得できないとされているため、社会保険の保険料免除を受けられず、雇用保険の育児休業給付金も受給できない。
5057	5057015	(社)日本経済団体 連合会	15	A	財形年金貯蓄の受け取り要件の緩和〔新規〕	年金受け取り開始時期を「60歳」から「55歳」とすべきである。また積み立て終了から受け取り開始までの据置期間5年以内という要件を撤廃、あるいは10年程度に延長すべきである。		65歳までの雇用延長が進められる中で、労働者の働き方は多様化しており、自らのライフプランに基づいて60歳以前で受け取りを希望する者もいる。また、50歳代での労働条件の変更に伴い、積み立ては早期終了を希望するが、その後の65歳までの雇用継続により、受け取り開始まで10年程度の据置期間が必要となる場合もある。1人1契約の原則を保持しつつも、働き方の多様化に伴い、財形年金貯蓄の受け取りについて柔軟性を持たせるべきである。	勤労者財産形成促進法第6条2項 勤労者財産形成促進法施行令第13条の4	厚生労働省 労働基準局 勤労者生活部	財形年金貯蓄は「勤労者財産形成促進法」に基づき、その要件が、積み立て期間は5年以上、受け取り開始は60歳以降でかつ積み立て終了から5年以内、と規定されている。2年未満の積み立て中断という制度を活用しても、最大限据え置きができる期間は7年未満となっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057016	(社)日本経済団体連合会	16	A	自由化業務における派遣期間制限の撤廃	派遣受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務(物の製造業務を含む)について、派遣可能期間の制限を早期に撤廃すべきである。また、自由化業務について、早期に撤廃できない場合には、過半数組合等の意見聴取なしに、派遣可能期間を一律に3年まで延長すべきである。	(*)国際的な企業間競争の激化や経済動向の急激な変化に企業が対応するためには、期間の問題に制限されない多様な雇用ポートフォリオの実現が有効である。派遣期間の制限は、専門性を持った優秀な労働者を確保するために派遣労働者を活用している企業の妨げになるだけでなく、働き方の多様化へのニーズが高まっている労働者にとっても不要な規制である。	派遣労働は就労形態の一つとして既に認知されており、派遣労働者だけに働く期間を制限する理由はない。派遣労働者として継続して働くことを希望する労働者の意思、ライフスタイルを尊重し、同一の業務に従事する期間を法律で制限するべきではない。 派遣可能期間経過後は別な派遣先で派遣就労すればよく、職業選択の自由を侵害していないとの反論がありえようが、どここの派遣先を選択するかは、派遣労働者の自由であり、派遣労働者の意思が無視され、働き方の選択肢が制限されるべきではない。 派遣可能期間の制限は、正社員の代替防止を理由にしているが、各人の意思により就労形態(正社員あるいは派遣労働者)を選択するのが最近の傾向である。すなわち、派遣労働者として働くことを希望する労働者の意思も尊重されるべきであり、働き方の多様化を一律に法律で制限すべきではない。 人事政策は企業経営上の重要事項であり、経営責任の負えない労働組合の関与すべき問題ではないことから、労働組合等への意見聴取を法律で義務付けるべきではない。(*)	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	派遣受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務については、派遣先の事業所その他派遣就業場所ごとの同一業務について、派遣可能期間が原則1年、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合ないしその労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者(以下「過半数組合等」という。)の意見聴取によって延長しても、最大3年までに制限されている。派遣労働者、派遣元を変えたとしても派遣を継続することはできない。派遣契約を更新する場合は、3ヵ月間空白期間をおかなければならない。また、物の製造業務への派遣については、その期間は現状1年、2007年3月からは3年までに制限されている。
5057	5057017	(社)日本経済団体連合会	17	A	派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃	派遣労働者を特定することを目的とする行為は、現在紹介予定派遣の場合のみ許されているが、これを通常の労働者派遣についても、解禁すべきである。特に派遣労働者を特定することを目的とする行為に、個人を特定するのではなく、若年者に限ることとする等一般的属性を特定する場合も含まれるとする解釈は、早急に改めるべきである。	(*)派遣先が講ずべき措置に関する指針で、若年者に限ること等も派遣労働者を特定する行為に該当するとされているが、客観的な認定は困難であり、拡大解釈されるおそれがあることから、特定する行為という概念は一人ひとりを選考することに限定すべきである。法律では努力義務規定であるにもかかわらず、指針では義務規定になっており矛盾が生じているため、早急に指針を見直すべきである。 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)でも、「事前面接の解禁のための条件整備等について、可及的速やかに検討を行う」とされており、解禁に向けて早急に結論を出すべきである。	派遣就労開始前に事前面接等を行うことは、雇用のミスマッチや派遣就業開始後のトラブルを防止することで雇用機会創出効果があり、派遣労働者、派遣元、派遣先にとって好ましいものであることから、法律で一律に禁止すべきではない。 近年の業務の多様化・専門化に伴い、派遣元を介した情報提供だけでは不十分なケースが増加し、ミスマッチのリスクが高まっているという現状を勘案し、派遣労働者と派遣先が相互に条件を評価できる事前面接等は認められるべきである。欧米諸外国でも、事前面接等を禁止している例はない。派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の趣旨は、事前面接等を認めると派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立し、労働者供給に該当する可能性があるからとされるが、事前面接等が行われたとしても、最終的に派遣元が派遣労働者と雇用契約を結び雇用責任を果たす限り、労働者供給に該当することはない。 職業能力以外で、例えば年齢等に基づく選別が行われ、派遣労働者の就業機会が不当に狭められるという議論については、そうした可能性は厳密に排除されなくてはならない。 (*)	労働者派遣法第26条7項 派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成15年厚生労働省告示第449号) 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成15年厚生労働省告示第448号)	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	派遣先は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定しないよう努めなければならないとされている(紹介予定派遣は除く)。「派遣労働者を特定することを目的とする行為」には、派遣先がその受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接や履歴書の送付要請等のほか、若年者に限定すること等が該当する。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057018	(社)日本経済団体 連合会	18	A	派遣労働者への雇用契約申込義務の廃止	派遣受入期間の制限のある業務、派遣受入期間の制限のない業務いずれの場合も、派遣先は、一定期間経過後、一定要件のもと、受入れていた派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければならないが、この雇用契約申込義務を廃止すべきである。特に特定労働者派遣事業の場合は、既に雇用の安定が図られているため早期に廃止すべきである。また、派遣受入期間の制限のない業務についても、3年を超えて受入れている業務に労働者を直接雇用しようとするケースに対して、3年を超えて受入れている派遣労働者への雇用契約の申込みが義務づけられることは理解しがたく早急に廃止すべきである。また、一定要件を満たさない場合でも、労働者派遣法第48条を拡大解釈し、直接雇用の申込についての行政指導がなされているが、法48条の指導、助言及び監督に雇用契約の申込に関することは含まれないことを明確にすべきである。	(*)3年超継続して就業した派遣労働者の交替を要求するケースや、受入期間制限のある業務においては、一定以上の派遣労働者の交替を要求するケースが見受けられるが、これらが結果的に、派遣労働者の不安定な雇用状況を招いていると言える。 以上の通り、法の本来の目的に反し、派遣先企業、派遣労働者双方にとって、雇用機会が縮小されている実態があることを踏まえ、雇用契約申込義務は廃止すべきである。 また、直接雇用の申込は法40条の4、法40条の5で具体的に規定されている要件に当てはまらない限り、強制されることは絶対に認められるべきではなく、法の定めのない事項を行政は指導すべきでない。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)の中でも「改正労働者派遣法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行う」とされており、廃止に向けて早急に結論を出すべきである。	雇用契約申込義務は、判例でも認められる事業主による労働者の採用の自由を侵害し、働き方の選択肢を狭めるものであるため、廃止すべきである。 雇用契約申込は、当事者間で決めるべきことであって、直接雇用の労働者と派遣労働者の人材活用を別個に考える企業が多い現実を考えると、法律で一律に義務づけることはなじまない。企業・労働者双方にとって、雇用機会を縮小する要因にもなるため、廃止すべきである。 特に、特定労働者派遣事業の場合は、既に法律の目的である雇用の安定が満たされているほか、教育訓練を行った自社の派遣労働者が派遣先に雇用されることによる損害は小さくなく、そうした意味からも雇用契約の申込義務は適当ではない。 また、派遣受入期間の制限のない業務の場合については、新入社員を採用する場合にも雇用契約申込義務が発生するため、新入社員の採用をためらう要因ともなり、適切な人事配置が困難となるケースも頻発していることから、早急な廃止が必要である。実態として、受入期間制限のない業務において、派遣先が雇用契約申込義務を回避するため、(*)	労働者派遣法第40条の4、第40条の5	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	いわゆる自由化業務のように派遣受入期間の制限のある業務の場合、派遣先は、派遣受入期間制限に抵触する日以降も、派遣停止の通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、抵触日の前日までに、派遣先に雇用されることを希望する派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。また、派遣受入期間の制限のない業務の場合、派遣先は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。
5057	5057019	(社)日本経済団体 連合会	19	A	派遣禁止業務の解禁	港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く)についても、労働者派遣を解禁すべきである。 なお、2006年4月から、医療関係業務に従事する産前産後休業・育児休業・介護休業中の労働者の業務への派遣および医師の確保が困難な地域への医師の派遣が認められているが、こうした条件に限定することなく、全面的な解禁を認めるべきである。	(*)警備員指導教育責任者の現任教育を受講した派遣警備員を活用するものであるから、適用対象業務として適当でないと判断されることは納得性が低い。人命や財産保護等警備業務の目的を遂行するため、警備要員のフレキシブルな調整ができるよう、労働者派遣を解禁すべきである。病院等における医療関係の業務は、病院等からの要望も多く、医師等の過疎地帯の人手不足対策としても期待でき、労働者派遣の需給調整機能が期待される業務であることから、労働者派遣を解禁すべきである。病院等における医療関係の業務への派遣を禁止している理由に、派遣労働者を入れた場合、チーム医療が害され、患者の生命身体に害を及ぼすおそれがあるとする意見があるが、手術の際、大学の医局から医師が派遣されたことでチーム医療が害されたとの話は聞いたことがない。また、医療関係業務は就業に際して国家資格の保有が前提になっているにも関わらず、雇用形態による制限を設けることは合理性に欠けることから、早期に解禁を図るべきである。	国民の職業選択の自由は憲法に保障されており(憲法第22条1項)、雇用形態によって差を設ける合理的理由はない。派遣労働者だけを差別することは不相当であり、派遣労働者であっても、多様な働き方の選択肢が認められ、他の労働者と同等にあらゆる業務に自由に就労できるよう禁止業務を撤廃すべきである。 港湾運送業務については、港湾労働法に基づく港湾労働者派遣制度の運用を踏まえつつ、速やかに労働者派遣法に基づく制度への移行を検討すべきである。 建設業務については、2005年10月の改正建設労働者雇用改善法の施行により、事業主団体による一時的な労働力過不足調整が認められているが、事業主団体の範囲については厳しい制限が設けられ、民間事業者が関与することはできない。昨今の建設投資の減少などによる建設労働者の需給の急激な変化に適切に対応するためには、機動的な人材派遣が必要である。そのためには、建設労働者雇用改善法による労働力過不足調整では不十分であり、労働者派遣法に基づく制度とすることを検討すべきである。 警備業務については、公安委員会の厳正な審査を受け、警備業務の適正な実施を確保できる体制を整えた警備業者が(*)	労働者派遣法第4条 労働者派遣法施行令第1条、第2条	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	労働者派遣法では、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く)について、労働者派遣を行ってはならないとされている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057020	(社)日本経済団体 連合会	20	A	労働者派遣法上のいわゆる26業 種の見直し	労働者派遣法上の業務区分については、一本化を図ってあらゆる業務について派遣期間の制限を撤廃すべきであるが、それができないのであれば、現在派遣受入期間の制限のない業務とされているいわゆる26業務の内容について、現在の実態にあったものとなるよう内容を見直すべきである。具体的には、労働者派遣法施行令第4条の26業種を全面的に見直し、現代の業務形態に合致した業務に改めるべきである。特に、以下の各号の業務定義については見直すべきである。 24号業務は商品、権利若しくは役務に関する説明等やその売買契約等の締結等に限定せず認める。 25号業務はセールスエンジニアの営業に限定せず、一般機械の保守、点検、修理業務等も認める。	(*)特に25号業務を営業関係に限定する必然性は認められない。例えば、MRやCTといった操作に高度の専門性が要求される医療機器の場合、営業に限らず、保守・点検・修理業務にあたっては、電気工学や電子工学など一定の知識を必要とし、放射線作業主任者等一定の資格保有が望ましいとされている。適時適切な対応についてのニーズが高いことも考慮し、認めるべきである。	26業務と自由化業務については労働者派遣法独自の区分が設けられており、その業務によって派遣期間制限等の取り扱いが細かく異なっていることから、理解が困難である。労働者派遣法上の業務区分を撤廃して一本化し、派遣受入期間の制限も撤廃すべきである。 また、施行令で定める26業務は、今日のような高度に技術化・情報化した社会においては必ずしも専門性が高いとは言えない。よって、現在の実態に即して、業務区分については撤廃もしくは全面的見直しを行うべきである。 特に24号は、特殊な雇用管理を要するものであることを理由に、電話その他の電気通信を利用して行うものに限定して、商品、権利若しくは役務に関する説明等やその売買契約等の締結等を認めているものであるから、消費貸借契約に基づく分譲計画の見直しを含む契約の更改に関わる業務等についても同様であり、特に売買契約等に限定する必然性は認められない。 25号業務も、機械等の保守及びアフターサービスの業務が明確に除外されているが、高度の知識・技術と経験が要求され、トレーニング等が必要である点では、機械の保守、点検、修理も同様であり、(*)	労働者派遣法第40条の2第1項1号 労働者派遣法施行令第4条	厚生労働省職業安定局需給調整事業課労働者派遣事業係	労働者派遣法第40条の2の第1項1号、同施行令第4条では、派遣受入期間の制限のない業務として26業種が列挙され、26業種に該当しない業務については派遣受入期間の制限が課されるとともに、一定条件のもと派遣先に直接雇用申込義務が発生する。
5057	5057021	(社)日本経済団体 連合会	21	A	衛生委員会開催単位の見直し(持 株会社制度への対応)[新規]	同一敷地内、同一ビル内のグループ会社においては、持株会社等に設置する一つの衛生委員会を一括して対応することを認めるべきである。		衛生や安全に関わる事項はグループ全社に共通することであるため、実態として、グループ会社を代表する持株会社等の担当者が、グループ各社それぞれの衛生委員会を企画・運営しているケースが多い。このため、委員会開催頻度が非常に高くなり、またその審議内容も同一となることが多い。同一事業所内の関係会社を一つの開催単位と認定することにより、会議の効率化や衛生に関する情報の共有化を図ることが可能となる。	労働安全衛生法第18条(衛生委員会) 労働安全衛生法施行令第9条(衛生委員会を設けるべき事業場) 労働安全衛生規則第22条(衛生委員会の付議事項) 労働安全衛生規則第23条(委員会の会議)	厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課	労働安全衛生法第18条に基づき、事業者は、全ての業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生委員会(労使の代表者、衛生管理者、産業医等で構成)を設置する義務がある。衛生委員会は、毎月1回以上開催して、労働者の健康障害、労働災害防止対策等を調査審議しなければならない。当該規定により、同一敷地内、同一ビル内のグループ関係会社の場合でも、衛生委員会は各グループ会社単位で設置しなければならないこととなっている。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057022	(社)日本経済団体 連合会	22	A	労働安全衛生法第88条1項の「計 画の届出」範囲の特定[新規]	法第88条1項の届出範囲を明確にすべきである。		労働基準監督署の判断で解釈が分かれる曖昧な規定はコ ンプライアンス上有害である。法第88条を遵守しようとする当 該事業所では、大変な負担増となっており、実質届出の範囲 を事業所が自主的に線引きするという事態を招いている。 届出範囲が明確にされることで、事業所にとっては、不要 な届出を行う負担を避けられる。	労働安全衛生法第 88条1項、2項(計画 の届出等) 労働安全衛生法施 行令第24条1項(計 画の届出をすべき 業種等) 労働安全衛生規則 第88条(計画の届 出をすべき機械等)	厚生労働省労 働基準局安全 衛生部安全課	労働安全衛生法第88条では、 建設物、機械の設置・移転・変更 計画の届出等を規定している。 同法第1項は「製造業等で電気 使用設備の定格容量の合計が 300キロワット以上の事業場」に 適用され、第2項は「それ以外の 事業者」に適用される。 第2項の対象機械等は労働安 全衛生規則で特定されている (ボイラー、第1種圧力容器、ク レーン、移動式クレーン、デリッ ク、エレベーター、建設用リフト、 ゴンドラ及び規則「別表第7」に掲 げる機械等)。 第1項の対象機械等は第2項 の対象機械等を当然含むが、そ れ以外の建設物もしくは機械等 を設置、移転、構造変更するとき にも届け出るように規定されてい る。 製造業でどこまでの機械等を 届け出るべきかの問合せに対し て示される労働基準監督署の見 解は、地域によってバラバラであ り、各企業が自主的に社内ルー ルを作って行っているのが現状 である。
5057	5057023	(社)日本経済団体 連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見 直し	再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延 長 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につ けた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工と して必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上 に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実 習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきであ る。 研修期間の短縮 技能実習を前提として来日する場合、来日前に一定レ ベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を 短縮し、技能実習期間を長くする(例えば研修半年、実務研 修2年半)など、制度に柔軟性を持たせるべきである。 受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格 の変更 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能 を出身国において活かすのみならず、将来的にわが国経 済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、 受入企業側にも、技能伝承の担い手として研修・技能実習 生の引き続きの滞在を希望するところが少なくない。そ こで、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持・強 化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修・技 能実習生については、(*)	(*)専門的・技術的分野の人材としてわが国において 就労を認めることにつき、検討を進めるべきである。 受け入れ枠の拡大 一定の要件(企業単独型での受け入れ、過去数年に わたり不正行為等なく適正な運営を行っている企業の 受け入れなど)のもと、受け入れ人数枠を緩和・拡大すべ きである。 技能実習対象職種の見直し・拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に 係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に 高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が 蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている 各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価 制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。	グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複 雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけ るために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生 じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超 える(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国お よび開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を 適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用 の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要が ある。	出入国管理及び難 民認定法第7条1項 第2号の基準を定 める省令 在留資格「研修」に 係る基準省令に関 する法務省告示(平 成2年8月17日法務 省告示第246号) 技能実習制度に係 る出入国管理上の 取扱いに関する指 針(平成5年4月5日 法務省告示第141 号) 技能実習制度の基 本的枠組	法務省入国管 理局 厚生労働省職 業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度 は、1年間の「研修(非実務研 修及び実務研修)」、(生活実費と して研修手当を支給)と2年間の 「技能実習」(労働の対価として 賃金を支給)の最長3年間で構 成され、「技能実習」の対象職 種は、技能検定等の対象となる 62職種114作業に限定されてい る。また、受け入れ人数は当 該受け入れ企業の常勤従業員 数の5%以内(中小企業特例あ り)となっており、技能実習修 了後の就労は認められていな い。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057024	(社)日本経済団体 連合会	24	A	レセプトの直接審査・支払に係る 基準の見直し	レセプトの直接審査・支払を実施する際の厚生労働大臣の認可基準を具体的に明示した指針もしくはガイドラインを作成すべきである。 調剤レセプトの場合、「処方箋を発行した保険医療機関の事前同意」については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」に基づき、2006年度の早期に要件から削除すべきである。	(*) 今般の医療制度改革によって、2011年度より、原則としてすべてのレセプトをオンラインで請求することから、レセプトの直接審査・支払を実現するための環境づくりを一層進める必要がある。	2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「具体的な相談を受けて、通知において具体的に定めた要件に従い、適切に審査する」とした上で、保険者からの具体的な相談を受けていると回答しているが、2006年5月31日現在まで、医科・歯科・調剤レセプトにおける直接審査・支払の実施例はない。保険者からは、組合規約の変更が要因の一つであり、規約変更には、厚生労働大臣の認可が必要となるが、その際の認可基準(審査体制、紛争処理機能などの基準)が不透明なことが指摘されている。国民医療費の抑制が期待されるレセプトの直接審査・支払の早期実現のためには、認可基準の明確化が不可欠である。 調剤レセプトにおける当該保険医療機関の事前同意は、必ずしも保険医療機関ごとに保険薬局が特定されていないことから、実質的に実現困難である。2006年3月31日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」では、処方箋を発行した保険医療機関の同意要件の削除について、2006年度早期に検討・結論、その後速やかに措置する旨が明記されている。(*)	「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成14年12月25日保発第1225001号) 「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成17年3月30日保発第0330005号)	厚生労働省保険局保険課	レセプトの直接審査・支払については、医科・歯科レセプトが2002年12月、調剤レセプトが2005年3月にそれぞれ解禁になっている。しかし、2006年5月31日現在、医科・歯科・調剤レセプトいずれの場合も、直接審査・支払の実施例が一件もない。
5057	5057025	(社)日本経済団体 連合会	25	A	レセプト様式の変更【新規】	レセプトのオンライン請求の義務化に合わせて、特に以下の点について、レセプトの様式を変更し、事務経費の削減と疾病予防を含めた医療の質的向上に活用できるものとするべきである。 傷病名と診療行為のリンク付け 医科・歯科レセプトと調剤レセプトとのリンク付け 市町村助成制度への対応	現状のレセプト様式では、保険者機能の強化や医療の質的向上に制限があることから、オンライン化に向けた改善が不可欠である。レセプト様式の改善は、将来的な審査・支払機関の業務見直しによる医療事務費全体の最適化にもつながる。 傷病名と診療行為のリンク付け 精度の高い医療費分析を可能とするために、レセプト記載の傷病名は「レセプト電算処理システム用傷病名マスタ(含修飾語マスタ)」に基づく記載と傷病名コードの記載を義務化し、傷病名には傷病名番号を付与し、摘要欄の診療行為に該当する傷病名番号の記載を通じてリンク付けを義務化すべきである。 医科・歯科レセプトと調剤レセプトとのリンク付け 医科・歯科レセプトと院外処方に基づく調剤レセプトの突合のために、調剤レセプトへの医療機関コードの記載を義務化すべきである。 市町村助成制度への対応 市町村助成制度への対応に係る事務負担を改善するために、助成制度のデータベースを早急に公的に構築するとともに、レセプトに助成制度の適用の有無と助成額の記載欄を設け、記載を義務化すべきである。 その他 健康保険組合等の意見を聞きながら、レセプトの管理水準の向上のための改善を継続的に行うべきである。	健康保険法第76条第6項 「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年厚生省令第36号)および同省令の一部改正	厚生労働省保険局医療課	健康保険法第76条第6項において、療養の給付に関する費用の請求に係る必要な事項は厚生労働省令で定めることとされており、レセプトの様式は「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」により定められている。	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057026	(社)日本経済団体連合会	26	A	保険者と医療機関の直接契約に係る基準の見直し	以下の契約条件等の規制を緩和すべきである。 契約医療機関の運営状況 各都道府県に設置される委員会による審議 契約医療機関における、当該契約健保組合加入者および当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数についての報告義務(毎月) 2006年5月31日現在、直接契約が成立していない現状に鑑み、直接契約条件のあり方等について全般的に見直す必要がある。		医療費の効率的活用を一層促進する観点から、保険者側で医療機関を評価できる場合には、当該委員会による審議を簡略化するなど契約条件等を緩和すべきである。 また、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、 ア.対象医療機関や対象薬局の名称等を保険者の組合規約に明記する要件の廃止、 イ.フリーアクセスを阻害していないことを証明する資料内容の簡素化、 ウ.契約後に行う各種報告の簡素化及び削減(当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数等)、 エ.価格設定についての要件緩和など、現行の契約条件等について過度な阻害要件がないか等について保険者の意見を踏まえつつ、条件の緩和について検討する旨が確認されており、検討スケジュールを明確化した上で、早急に検討すべきである。	健康保険法第76条3項 「健康保険法第76条3項の認可基準等について」(平成15年5月20日保発第0520001号)	厚生労働省保険局保険課	保険者が医療機関と契約し医療費の割引契約を受けられる制度が、2003年5月に解禁となった。しかし、契約条件等として、以下の規制がある。 契約医療機関の運営状況について、直近2年間とも経常損益が赤字の場合など、収支状況が良好でないとは認められない。 各都道府県に設置される委員会(地方社会保険医療協議会)による審議が必要である。 保険者は契約後、毎月、契約医療機関におけるア.当該契約健保組合加入者に係る診療報酬の額及びレセプト件数、イ.当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト件数を地方厚生(支)局に報告しなければならない。
5057	5057027	(社)日本経済団体連合会	27	B	営利法人による保険医療機関の経営参入の容認	構造改革特区以外でも、株式会社等による医療機関経営の参入規制を解除すべきである。 構造改革特区で1件の承認が行われた程度であることに鑑みて、地方公共団体が必要とする「高度医療」が幅広く認められるように参入要件を緩和すべきである。 (例えば、地域偏在や医師不足が指摘されている救急、僻地、周産期、小児などの救急医療等確保事業に該当する医療も認めるなど。)	(*) わずか1件だけの承認という現状からは、参入要件自体が地方公共団体が望む住民への医療サービスを反映していないと考える。地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入するという制度の趣旨を踏まえて、参入要件を緩和すべきである。	ア.民間企業の有する経営のノウハウと資本を活用して医療サービスの効率化と質の向上が図られると同時に、医療機関の経営を専門家に委ねることにより、医師が診療に専念できることになる。配当分を確保するために、医療費の高騰を招くとの考え方は、現在の医療経営のコスト構造を前提とした議論である。 イ.営利法人による病院等の経営を認めても、実際に診療行為を行うのは国家資格を有する医師であり、医療の安全性や質の確保には影響がない。 ウ.経営主体が非営利法人であっても、不採算の医療機関が経営を継続することは困難である。僻地医療や緊急医療については、セーフティネットの観点から別途、公的な関与が必要である。 エ.患者選別や過剰診療等に対する懸念の払拭のためには、参入規制ではなく、現行の応召義務等の規制や、情報公開の徹底等によって対応可能である。 オ.現存の株式会社立病院に何ら弊害が生じていないばかりか、地域の中核病院の役割を果たしている医療機関もある。 (*)	医療法第7条5項、第54条 構造改革特別区域法第18条 「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第362号) 「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」(昭和25年8月2日発医第98号) 「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日総第5号/指第9号)	厚生労働省医政局総務課	構造改革特別区域法の改正により、構造改革特区において、「高度医療」の提供を目的とする株式会社立の医療機関を開設することが認められた。 また、厚生労働省告示(2004年10月1日施行)により、株式会社が特区内で開設する医療機関における高度医療の範囲は、ア.高度な画像診断、イ.高度な再生医療、ウ.高度な遺伝子治療、エ.高度な美容外科医療、オ.高度な体外受精医療などとなっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057028	(社)日本経済団体 連合会	28	B	営利法人による電子化された診療 録等の外部保存とインターネットを ベースとしたネットワークによる情 報活用の推進	適切な外部保存に必要な技術及び運用管理能力を有す ることが公正かつ中立的な仕組みにより認定されている施 設においては、営利法人であっても電子化された診療録等 を保存できるようにすべきである。 インターネットをベースとしたネットワークによる医療機 関・保険者・患者による医療情報(被保険者資格などを含 む)の共有化を進め、患者の利益につながる良質な保険医 療サービスを提供できるようにすべきである。		外部保存を広く認めるとともに、インターネットをベースとし たネットワーク基盤を構築することにより、医療機関や保険者 等は、通院履歴や病歴、さらには被保険者資格などのデー タを共有することが可能となる。それにより、医療機関間の連 携の推進、医療費の無駄の排除、医療サービスの質的向 上、保険者による疾患予防プログラムの適正な実施などのメ リットを患者、保険者、医療関係者等が得られる。 個人情報保護法が2005年4月1日より全面施行され、医療 分野については、「医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイドライン」が設けられて、法的な 整備は進んでいる。 以上のことから、適切な外部保存に必要な技術及び運用管 理能力を有することを公正かつ中立的な仕組みにより認定さ れている施設においては、外部保存について全面解禁すべ きである。	「診療録等の保存 を行う場所につ いて」(平成17年3月 31日医政発第 0331010号/保発 第0331006号) 「民間事業者等が 行う書面の保存等 における情報通信 の技術の利用に関 する法律等の施行 等について」(平成 17年3月31日医政 発第0331009号/ 薬食発第0331020 号/保発第 0331005号) 保険医療機関及び 保険医療費担当規 則第3条	厚生労働省医 政局研究開発 振興課医療技 術情報推進室	電子化された診療録及び診療 諸記録の保存場所は、病院、 診療所、医療法人等が適切 に管理する場所(医師会)、行 政機関が開設したデータセン ター等、医療機関等が震災対 策等の危機管理上の目的で確 保した安全な場所に置かれるも のに限定されている。しかし、営 利法人が設置したデータセン ター等に保存することは認めら れていない。 また、現在行われているレセプ トのオンライン請求については、 ISDN回線もしくは閉ざされたネッ トワークに限定されている。
5057	5057029	(社)日本経済団体 連合会	29	A	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断 層・コンピューター断層複合撮影、 特殊CT撮影、特殊MRI撮影にお ける共同利用率の緩和(新規)	急性期入院医療を担う特定機能病院等の保険医療機関 については、ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コン ピューター断層複合撮影、特殊CT撮影、特殊MRI撮影にお ける共同利用率の計算式を別途定め、転医目的で紹介さ れた患者を撮影した場合についても、共同利用を目的とし た患者数に含めるべきである。		特定機能病院等の急性期の入院医療を提供する保険医療 機関において、右記の機器を使用した撮影は多くの診断に用 いられている。共同利用は、高額な医療機器の適正な稼働 率の維持、地域医療における医療機関の機能分化を目的と しており、他の保険医療機関から紹介された患者に対して必 要に応じて実施した検査を対象に含めることは理念に合致し ている。 例えば、施設共同利用率の算定式としては次のように考え る。 $\frac{(\text{ - } - ) / (\text{ - } - ) \times 100\%}{\text{当該機器の使用全患者数}}$ 他の医療機関から紹介された患者のうち当該機器の検 査を受けた患者数 特別の関係にある医療機関間での紹介の患者数	「特掲診療料の施 設基準等」(平成16 年2月27日厚生労 働省告示50号) 「特掲診療料の施 設基準及びその届 出に関する手続き の取り扱いにつ いて」(平成15年2月 27日保険局医政局 長通知 )	厚生労働省保 険局医療課	下記の機器を使用した検査を 実施し、診療報酬を請求する際 には、施設基準として他の保険 医療機関からの検査を依頼され た患者数(共同利用率)が検査 機器の使用全患者数の一定割 合以上とならない場合、減算、あ るいは算定ができないことになっ ている。 (ポジトロン断層撮影、ポジトロン 断層・コンピューター断層複合撮 影) 共同利用率が20%以上でない 場合、100分の80に相当する点 数を算定する。 (特殊CT撮影、特殊MRI撮影) 共同利用率が5%以上でない 場合、算定不可。その場合、診 療報酬の低い単純CT撮影、単 純MRI撮影の点数を算定する。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057030	(社)日本経済団体 連合会	30	A	医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和	患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告等に関する取締り強化や第三者的な評価機能の充実を図りつつ、医療機関及び医薬品(特に医療用医薬品)に関する広告規制を緩和すべきである。 特に、客観的に検証可能な事項は原則、広告可能とすべきである(例えば、検査や画像診断の方法、導入している医療用機器の種類、メーカー名、スペックなど)。		利用者が医療機関を選択する上で、情報公開の役割は大きく、広告規制を緩和して、サービス提供者と利用者との間の情報共有を図り、医療サービスを安心して受けられる環境を作る必要がある。患者自らが医療機関を選択しやすいようにすべきである。 今般の医療制度改革では、広告可能事項の拡大が図られている。政省令等を定める際には、医療の実績情報(アウトカム指標)をはじめ客観性が確保できる内容について、国民・患者による医療に関する適切な選択を支援するためにも、大幅に緩和すべきである。 医療用医薬品については、厚生労働省の通知により、添付文書情報が一般消費者(患者)でも入手しやすい環境は整備されたが、内容については十分に理解できないことも予想される。医療用医薬品に関する情報を一般消費者(患者)が十分入手できる体制が必要である。	医療法第69条1項、薬事法第66条、第67条、第68条 「医療若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する事項」(平成14年3月29日厚生労働省告示第158号) 「医薬品等適正広告基準について」(昭和55年10月9日薬発第1339号) 「医療用医薬品等の情報提供と薬事法における広告との関係について」(平成15年3月28日医薬監第0328006号)	厚生労働省 医政局総務課	医療機関が広告を行える内容は、医療法第69条1項と厚生労働省告示第158号の範囲に限定されており、定められている事項以外は広告してはならないことになっている。 医療用医薬品(医師もしくは歯科医師の処方箋が必要な医薬品)については、医薬関係者(医師または薬剤師等)以外の一般人を対象とした広告はできない。一般人を対象に医療用医薬品の添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。
5057	5057031	(社)日本経済団体 連合会	31	A	在宅医療で使用する注射薬の追加承認	例えば高圧利尿剤や消化管機能異常治療剤など、医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられるもので、中心静脈栄養法において併用頻度の高い治療薬(注射薬)については、患者への投与を認めるべきである。		2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「在宅療養指導管理において投与することができる注射薬は、長期にわたって頻回の注射が必要な薬剤ごとに、利便性の向上という利点と、病状の急変や副作用への対応の遅れという問題点等を総合的に勘案して認めている。(中略)随時検討を行っている」と回答しており、既に2005年4月の段階で対象注射薬として治療薬2剤が追加されている。 在宅医療は入院医療に代わる医療であり、患者のQOL(生活の質)が改善することに役立つものとして期待されていることから、医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられる治療薬(注射薬)の範囲については、今後も拡大すべきである。	保険医療機関及び保険医療費担当規則第20条2号	厚生労働省 保険局医療課	在宅で患者が自ら行う「在宅中心静脈栄養法」においては、高カロリー輸液、ビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤、血液凝固阻止剤に限り投与が可能となっており、その他の治療薬(注射薬)の投与は認められていない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057032	(社)日本経済団体 連合会	32	A	受託給食事業者の管理栄養業務 における診療報酬上の評価	受託給食事業者に属する管理栄養士による栄養食事指導について、診療報酬上の評価を認めるべきである。		<p>中医協の調査によれば、医療機関における給食業務は、全面委託した場合、直営に比べて効率的で一定の質を確保できることが明らかになっている。しかし、受託給食事業者に属する管理栄養士によるベッドサイド等での栄養食事指導等は、診療報酬での評価が行われなことから、業務効率の改善が進めにくい状況になっている。</p> <p>2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「医療の提供は、医療機関が自らの責任に基づいて行うべきものであることから、医師の指示や指導があることをもって、医療の提供について業務委託が可能となるものではない」と回答しているが、管理栄養士の業務は医師の指示せんに基づいて行われるものであり、医療機関が自らの責任に基づいて行うものと認識される。雇用形態の違いにより機能が異なるものとは言えない。</p> <p>よって、診療報酬上において、受託給食事業者に属する管理栄養士を直接雇用されている者と同等に評価をすることは妥当である。受託給食事業者に属する管理栄養士と、直接雇用されている者とを同等に評価することで、多くの管理栄養士の有効活用を図ることが可能となる。</p>	<p>「入院時食事療養の基準等」(平成16年2月27日厚生労働省告示第51号) 「入院時食事療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(平成16年2月27日保医発0227004号)</p>	厚生労働省保 険局医療課	<p>食事療養受託事業者に属する管理栄養士が患者に対してベッドサイド等で行う栄養食事指導等は、診療報酬上評価されない。</p>
5057	5057033	(社)日本経済団体 連合会	33	A	難治療性疾患等の治療薬に関 する審査制度の弾力化	難治療性の疾患の治療薬等に関する迅速な承認のために、申請に先立ち、申請資料のうち準備のできたものから順次提出し、審査が受けられる「先行審査制度」を導入すべきである。		<p>2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「難治療性疾患の治療薬等の審査の迅速化は重要な課題と認識しており、今後、審査体制の整備状況等をみながら将来的に検討することしたい」と回答しているが、難治療性の疾患等には、一刻も早い治療薬等の承認が必要である。そのためには、最終的な承認の可否を判断する前段階で、先行して提出された資料を審査することにより、最終判断を早めることができるようにすべきである。</p>	薬事法第14条5項 薬事法施行規則第 18条の3	厚生労働省医 薬食品局審査 管理課	<p>医薬品医療機器総合機構が2004年4月1日より発足し、優先治験相談制度と優先審査制度が整備された。しかし、審査案件の処理が滞るなど、必ずしも審査期間の短縮に結びついていないことから、2005年4月に業務改善策が公表された。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057034	(社)日本経済団体 連合会	34	A	外国臨床データの受入れ基準等 の抜本的な見直し[新規]	日本でも、新薬が諸外国と同時期に開発・承認されるようにするため、外国臨床データの受入れ基準等の抜本的な見直しを行うべきである。	(*)実際にはほとんど実施された例がない。 新薬の承認が海外より大幅に遅れていることが社会的にも問題視されている中で、日本の患者にとって、新薬が諸外国と同時期に開発・承認されるようにすることの意義は大きい。	日本でも、国際共同試験等の臨床データを用いて承認を得ることは可能であるが、国際的に同時開発を行うことを前提とした指針等は整備されていない。ICH E5 ガイドラインは、外国の後追いで開発することを前提としており、また、国際共同試験等にも厳格に適用されている。 最近、厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構では、外国臨床データの受入れについて、国際共同試験等の多国間での同時開発にも適合したものとすべく見直しに向けた検討がようやく開始された。しかし、実際に日本が多国間での同時開発に参画できるようになるためには、開発の計画・検討段階からの効率的な国際協調の枠組みが不可欠である。 よって、後追い開発で既存の外国臨床データを受け入れることを前提とした現在の仕組みについて、外国臨床データの受入れ基準等、早急に見直す必要がある。 欧米では、ICH E5 ガイドラインの公表以前から、同一のプロトコルの臨床試験を複数の国で同時に行う国際共同試験を実施するなど、多国間での同時開発が主流であり、また、同ガイドラインも柔軟に運用されていることから、ブリッジング試験は一つの方法として示されているものの、(*)	「外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因について」(平成10年8月11日医薬審第672号) 「外国で実施された医薬品の臨床試験データの取扱いについて」(平成10年8月11日医薬発第739号)	厚生労働省医薬食品局審査管理課、医政局研究開発振興課	外国で実施した臨床試験の受入れについては、日米EU医薬品規制調和国際会議(ICH)での議論に基づき、日米欧の共通指針として、「外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因について」(平成10年8月11日医薬審第672号、いわゆるICH E5ガイドライン)が公表されている。この指針に基づき、外国臨床試験データを承認申請の添付資料として加えることができるようになった。 しかし、希少疾病用医薬品等を除き、外国臨床試験データを日本での承認申請の際の有効性及び安全性の評価を行うための資料として用いることが可能か否かを判断するため、原則として、国内で実施された臨床試験成績に関する資料を併せて提出することとされている(「外国で実施された医薬品の臨床試験データの取扱いについて」平成10年8月11日医薬発第739号)。 この外国臨床データパッケージを日本人に外挿するために行われる国内臨床試験は、ブリッジング試験と呼ばれ、一般には外国で実施した臨床試験の一部とほぼ同一の試験を国内で繰り返し実施するものである。(*)
5057	5057035	(社)日本経済団体 連合会	35	A	新規性、革新性の高い医療機器 における承認審査の透明化[新規]	新規性、革新性の高い医療機器について、承認審査に必要なデータの内容、項目、規模(量)等の詳細な要件を申請者に明示すべきである。 同様に、承認審査における審議内容を開示するとともに、申請者が積極的に参画できる環境を整えるべきである。		審査申請を行うにあたり必要となる要件が明示されれば、申請者は、エビデンスデータ提出のため負っている多大な負荷を避けることができる。また、審議内容が申請者に開示されること、あるいは、審議での申請者による直接説明が認められることになれば、承認審査における行政・申請者間の業務効率化が実現できる。これにより、当該分野での技術革新スピードが加速し、画期的な製品(技術)の創出が期待できる。	薬事法第14条、第68条	厚生労働省医薬食品局審査管理課	現行の薬事法の下では、新規性や革新性の高い医療機器の承認審査において、データの内容、項目、種類、規模といった、申請者が審査申請を行うにあたり必要となる要件が明示されていない。また、承認審査のプロセスにおいて、審議内容が申請者に開示されない。 そのため申請者は、審査に必要なエビデンスデータの提出のため、また、審議会後の再申請においても同様に、時間的、作業的に多大な負荷を負っている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057036	(社)日本経済団体 連合会	36	A	第三者認証機関による審査範囲 の拡大(新規)	承認基準がある医療機器(例えば、MRI、骨密度測定装置など国際規格に適合している機器など)の審査については、登録認証機関で審査できるようにすべきである。		承認審査については、基準がある場合、登録認証機関による「認証」に置き換えることによって早期に承認(認証)が得られることになり、患者・利用者への早期提供に資することになる。一方で、医薬品医療機器総合機構(PMDA)としては、基準のない医療機器の審査に注力できることになり、限られた審査リソースを有効に活用できることになる。	薬事法第23条の2 ~第23条の19	厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室(独)医薬品医療機器総合機構機器審査部	改正薬事法においては、第三者認証制度が採用され、医療機器の認証プロセスが大幅に改善された。しかし、第三者認証制度に基づく登録認証機関による審査は、認証基準がある医療機器に限られている。 一方、医薬品医療機器総合機構(PMDA)の審査対象である医療機器についても、認証基準とほぼ同じ考え方に基づき承認基準を作成している。
5057	5057037	(社)日本経済団体 連合会	37	A	販売業における管理薬剤師の必 置規制の見直し	毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料(プロピレングリコール、グリセリン等)について、商社、販売業における営業所、倉庫等では、一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者を管理者として認めるべきである。		商社を通して薬剤を販売する場合、薬剤自体は製造元の工場から直接顧客に配送され、商社では伝票処理だけという状態である。このように、毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料に関して、所有権を有するか否かに関わらず、実態として医薬品を取扱わず薬剤原料に触れることのない商社などでは薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者もその管理者として認めるべきである。 2005年6月の規制改革要望集中受付月間における厚労省の回答では、「医薬品の回収、廃棄などの対応が必要となった場合には、当該医薬品を所有した業者において、措置を講ずることが必要であり、伝票処理だけでなく医薬品を現実に取り扱う可能性がある」ために、医薬品の専門家である薬剤師を配置しておくことが必要であるとされているが、毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料の場合、一定以上の専門知識を持った者でも十分対応可能であり、必ずしも薬剤師である必要はない。 販売業における営業所や倉庫等では、同様に、毒性もなく薬理作用の少ない薬剤原料を扱うのであれば、必ずしも薬剤師ではなく、一定以上の専門知識を有する者を管理者として認めるべきである。	薬事法第8条、第9条、第9条の2、第26条、第27条	厚生労働省医薬食品局総務課	薬事法では、販売業(卸売販売業)において、管理薬剤師の配置が義務付けられている。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057038	(社)日本経済団体 連合会	38	A	特定保健用食品の事前審査制度 の創設[新規]	特定保健用食品の申請前に効率的な試験等を行えるよう に、試験方法等についての「事前相談制度」を創設すべき である。		特定保健用食品の申請に当たり、食品機能の有効性を科 学的に証明するための試験等を過去の事例を参考に行って いるものの、申請後に拒否された場合、資源の浪費となる。 事前に試験方法等の相談が可能となれば、効率的な申請が 行えるようになり、質の高い特定保健用食品を世に送り出す ことが可能となる。	「特定保健用食品 の審査申請におけ る添付資料作成上 の留意事項につい て」 (平成17年2月1日 食安新発第 0201002号)	厚生労働省医 薬食品局審査 管理課 食品安全部基 準審査課新開 発食品保健対 策室	「特定保健用食品の審査申請 における添付資料作成上の留意 事項について」(平成17年2月1日 食安新発第0201002号)により、 審査申請の際の添付資料につ いては定められている。しかし、 試験方法等までは定められてい ないことから、申請後に拒否され ることが多い。
5057	5057039	(社)日本経済団体 連合会	39	A	保育士試験の受験要件緩和	保育士試験について、高等学校卒業程度又はこれと同等 以上の資格を有する者の受験を認めるべきである。	(*) 保育士という職種は、特に若年女性に人気が高 く、また子育てを終えた専業主婦の中にも、これまでの 育児経験を活かして保育士として再就職したいと考えて いる者がいる。現行制度は、そうした人材の有望な就職 先・再就職先を得る機会を奪うことにもなりかねないこと から、早急な見直しが必要である。	女性の社会進出の進展に伴い、都市部を中心に保育所等 が急速に整備されており、保育サービスを担う保育士(保育 士資格を持つ者)の確保が重要となっている。しかし、当該改 正により、1991年4月1日以降、高等学校の普通課程を卒業し ただけでは保育士試験を受験することができなくなっている。 2005年6月の規制改革要望集中受付月間における厚労省 の回答では、保育士試験について、保育士養成施設の卒業 者以外にも、「児童の保育に情熱を持つ有為の人材を確保す るため、幅広く資格取得の機会を与えている」とし、具体的 に、大学又は短期大学で62単位以上取得した者や児童福祉 に関する実務経験を有する者などを列挙している。 しかし、受験資格が短期大学卒業程度に引き上げられたも の、保育科等の専攻が求められているわけではないことか ら、短期大学の卒業生であっても実務経験がない場合もあり うる。したがって、例えば、独学で勉強する高等学校普通課 程の卒業生に受験する機会自体を与えないこととの整合性 はない。(*)	児童福祉法第18条 の6 「児童福祉法施行 規則の一部を改正 する省令の施行に ついて」(昭和63年 5月28日児発第480 号)	厚生労働省雇 用均等・児童 家庭局保育課	保育士試験の受験資格は、 1988年の改正により高等学校卒 業程度から短期大学卒業程度 に引き上げられ、1991年4月1日 以降は、高等学校の普通課程を 卒業しただけでは保育士試験を 受けられなくなった(1996年3月 31日までに高等学校保育科を卒 業した者については特例が認め られている)。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057040	(社)日本経済団体 連合会	40	A	企業型確定拠出年金における掛 金の本人拠出の容認	企業型確定拠出年金の掛金について、事業主の拠出に 加えて本人拠出が可能となるよう措置すべきである。		確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の 意識醸成を支援するためには、本人拠出ができる仕組みが 必要である。また、財形年金制度からの移行を進める観点か ら本人拠出が求められる。本人拠出を認めることにより利 便性が向上し、制度普及にも資する。	確定拠出年金法第 19条	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	企業型確定拠出年金の掛金に ついては、事業主からの拠出し か認められず、本人拠出ができ ない。
5057	5057041	(社)日本経済団体 連合会	41	A	掛金の拠出限度額の引上げ	拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。		確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、2004年改正 により厚生年金基金の上乗せ部分の望ましい給付水準を掛 金ベースに置き換えた金額に引き上げられたが、老後の安 定した生活を保障するには十分ではなく、また、退職一時金 制度からの移行を促進する観点からも十分ではない。自助努 力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するため には、拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。これによ り、利便性が向上し、退職金の代替で制度普及にも資する。	確定拠出年金法第 20条、第69条 確定拠出年金法施 行令第11条、第36 条	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	企業型確定拠出年金の拠出限 度額は、企業年金に加入して いない場合月額4万6千円、企 業年金に加入している場合月額 2万3千円である。同様に、個人 型確定拠出年金については、 自営業者の場合月額6万8千円 企業年金、企業型確定拠出年 金のない企業の従業員の場 合月額1万8千円となっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057042	(社)日本経済団体 連合会	42	A	中途引出し要件の緩和	将来的には、退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の大小にかかわらず支給を可能とすべきである。そのためにも、まず以下について早急を実施すべきである。 脱退一時金を受給できる要件の緩和(例えば確定給付企業年金法施行規則第30条と同様な一時金選択が可能な特別条件の一部の容認、及び少額の脱退一時金の拡充) 経済的困窮状態にある加入者の個人別管理資産の取り崩し、もしくは個人別管理資産を担保とした借入の容認		2005年10月の改正以降においても、非常に厳しい中途脱退要件であることには変わりなく、実質的に認められる事例は少ない。そのため、企業型確定拠出年金は、特に女性の加入率が低く、制度自体の普及の阻害要因の一つとなっている。中途脱退要件については、本人のライフスタイルによって有利不利が出ることがないよう、中立性を重視すべきである。	確定拠出年金法第28条、第33条、附則第3条 確定拠出年金法施行令第60条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	個人型確定拠出年金において、脱退一時金を受給できる要件は、通算拠出期間が3年以下の場合または資産額が50万円以下で制度上掛金を納められない場合となっている。 60歳未満の加入者で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件を満たした場合に限られている。
5057	5057043	(社)日本経済団体 連合会	43	A	加入対象者の拡大	個人型確定拠出年金への専業主婦の加入を認めるべきである。		専業主婦の加入を認めることで、個々人の自助努力による老後資金の形成に寄与することになる。あわせて、確定拠出年金のポータビリティが拡充され、制度普及が図られる。	確定拠出年金法第2条、第9条、第62条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定拠出年金では、専業主婦の加入が認められていない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057044	(社)日本経済団体 連合会	44	A	掛金の拠出時期の弾力化	特段の事情によって拠出が翌月にできなかった場合でも、労使の合意があれば、次回に2ヵ月分を納付する等の遅れた拠出を認める弾力的運用とすべきである。 さらに、事情により翌々に2ヵ月分を納付できない場合、遡及して拠出対象とする場合などが想定されるため、1加入者について12ヵ月分の拠出額を超えない範囲でキャリアオーバーを認めるべきである。		事業主にとって、毎月の掛金拠出事務負担は過大であり、何らかの理由で翌月末に納付できないこともあり得る。次回以降の追加拠出が認められなければ、結果として、給与で支払われる可能性が高く、所得税や社会保険料の対象となつて、加入者の手取額が減少してしまう。一方、手違いによる過剰拠出の場合には過剰分を返金させることができるということもあり、拠出洩れもしくは過少拠出による不足分の追加拠出が認められていないのはバランスを欠いている。確定給付企業年金、厚生年金基金では遡っての修正が認められているように、確定拠出年金においても同様の措置が図られるべきである。 に加えて、遡及して拠出対象とするなどの人事的措置も想定されることから、加入者について年度で12ヵ月を超えない範囲でキャリアオーバーを認めるべきである。	確定拠出年金法第 21条	厚生労働省年金局企業年金 国民年金基金課	企業型確定拠出年金において、事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末までに資産管理機関に納付しなければならない。何らかの理由により拠出できなかった場合は、労使の合意によって「給与として加入者に支払う等」の拠出以外の補填措置をとる事例が多いが、現実的には、月末の入社、新規事業所設立の場合など、事務的に対応しきれない場合がある。
5057	5057045	(社)日本経済団体 連合会	45	A	企業型確定拠出年金における老 齢給付金の支給要件の弾力化	老齢給付金の通算加入者等期間による支給開始年齢の制限を緩和すべきである。		確定給付企業年金では、加入時期にかかわらず60歳以降、支給要件を満たすことが可能である。一方、確定拠出年金において、60歳以降に受給開始となる者は、制度上個人拠出が認められないため、運用成績や手数料によって資産額が目減りする恐れもある。加入期間によって支給年齢を一律に定めるのではなく、60歳以降の退職時点で支給できるようにすべきである。	確定拠出年金法第 33条	厚生労働省年金局企業年金 国民年金基金課	支給要件を満たすための通算加入者等期間(10年:60歳以上61歳未満、8年:61歳以上62歳未満、6年:62歳以上63歳未満、4年:63歳以上64歳未満、2年:64歳以上65歳未満、1ヵ月:65歳以上)を有する企業型確定拠出年金の加入者であった者は、老齢給付金の支給を請求することができる。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057046	(社)日本経済団体 連合会	46	A	加入者資格喪失年齢の見直し	公的年金支給開始年齢の引上げや、高齢者雇用安定法の改正等に伴う60歳以降の就労機会の拡大等の環境変化を踏まえ、確定拠出年金の加入者資格喪失年齢についても、労使合意に基づいて柔軟に設定できるようにすべきである。		高齢者雇用安定法の改正により、企業には60歳以降の就労機会確保が義務づけられることとなったが、確定拠出年金については60歳到達に伴い一律的に加入者資格が喪失し、柔軟性を欠いた対応となっている。特に、処遇面で60歳前との連続性を維持しつつ定年延長を行うような場合は、確定拠出年金の掛金拠出のみが60歳時点で打ち切られることとなり、バランスを失した対応とならざるを得ない。一方、確定給付企業年金においては、年齢による加入者資格喪失時期の定めはなく、老齢給付金の給付に係る年齢要件が60歳以上65歳以下であることを踏まえて、「65歳以下の規約で定める時期」とされている。	確定拠出年金法第11条、第62条3項	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型年金及び個人型年金の加入者は、60歳に到達した日に加入者資格を喪失する。
5057	5057047	(社)日本経済団体 連合会	47	A	企業型確定拠出年金における運用方法(商品)除外にかかる手続きの緩和【新規】	一定の要件を満たせば、商品を購入している加入者等全員の同意がなくても運用方法(商品)の除外を可能とすべきである。		現状の、購入者全員からの同意取付けでは、ニーズの低くなった商品を運用対象から除外することが困難である。例えば、一定の周知期間を設け、加入者から特段の異議申出がなければ除外できるなどの方法を認めるべきである。制度導入時から時間が経過するにつれ、新商品が追加されて運用方法(商品)が多くなることから、商品選択メニュー更新のニーズは高い。	確定拠出年金法第26条 確定拠出年金法施行規則第20条の2	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等の同意を得なければならない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057048	(社)日本経済団体連合会	48	A	自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条6項8号及び同第167条5項8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。		確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択肢に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株会や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外になっているものが、確定拠出年金制度を利用すると適用除外の対象にならない。インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資する。	証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	金融庁	企業型確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外になっていない。
5057	5057049	(社)日本経済団体連合会	49	A	加入資格の弾力化	確定給付企業年金について、勤続条件が5年以上の場合でも、年齢条件が30歳以上の場合でも、加入資格を付与しないことを可能とすべきである。		実施中の退職一時金制度や適格退職企業年金制度に合わせた柔軟な制度設計を認めることで、制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を担う各企業年金制度の普及、拡充への基盤整備が図られる。	確定給付企業年金法第4条、第26条 確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	適格退職年金では、加入待機期間の設定を弾力的に行うことが可能だが、確定給付企業年金については、5年を超える勤続条件や30歳を超える年齢条件を加入資格の要件として定めてはならないことになっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057050	(社)日本経済団体 連合会	50	A	キャッシュバランスプランの選択肢 の拡充	退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するため、以下のとおりキャッシュバランスプランに係る 選択肢の拡充を行うべきである。 給付額に下限を設けない制度の導入、あるいは、下限を 設ける場合はさらなる運営の弾力化を行う 市場インデックスなどを用い、従前の再評価率と組み合 わせた再評価指標の拡大を行う		キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影 響軽減が可能となる有意義な方式であり、確定給付型の企 業年金における一層の普及・充実のためには、さらなる選択 肢の拡充が必要である。 特に、再評価率については、キャッシュバランスプランの魅 力を高めるため、あるいは資産運用との連動性を高めるため にも、市場インデックスを組み入れた複合ベンチマークの指 標の採用を認めるべきである。	確定給付企業年金 法施行規則第26 条、第28条、第29 条	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	あらかじめ定めた給付を算定 する際の年金換算利率は、通 常、下限予定利率を用いるが、 下限予定利率が低下した場合に おいて年金換算利率の引下げを 行うと、当初の下限利率で定め る最低保証額を下回るケースが 出る。2003年5月30日の厚生労 働省令改正により、規約に改定 方法を示し、受給者の事前同意 を得るなどの一定条件のもとで、 最低保証額の変動が可能となっ ている。 再評価率については、2003年 5月30日法令解釈(年発第 0530001号)の改正により、賃金 指数や物価指数も適用が可能と なったが、市場連動する評価率 は採用されていない。
5057	5057051	(社)日本経済団体 連合会	51	A	企業年金における脱退一時金相 当額の移換申出期限の弾力化 および移換時対応の見直し[新 規]	脱退一時金相当額の移換申出期限については、個別企 業の状況を踏まえた労使合意により期限を定めるべきで、 法による一律的な規定は廃止すべきである。 確定給付型企業年金のポータビリティについては、転職 者の年金化の途を確保するうえで通算の仕組みを設けるこ とは重要であるが、あくまでも転職者本人の自己責任に重 点を置いた制度とし、企業への過度な負担は回避すべきで ある。例えば、退職時点で、ア. 転職先への移換、イ. 受給 可能な脱退一時金の受給、ウ. 上記以外は企業年金連合 会への移換、のいずれかを選択する制度を原則とし、説明 すべき事項も簡素化すべきである。また、あわせて米国の IRAのような制度の導入を検討すべきである。		脱退一時金相当額の移換は、企業の私的年金制度におけ る取扱いに係る問題である。申出期限等その詳細について は、基本的に各企業の状況を踏まえて労使合意により決定 すべきであり、法令等により一律的に規定(規制)すべきも のではない。また、ポータビリティの活用は個人の自己責任を 原則とすべきであり、参加も制度や企業ベースでなく、個人の 自由意志でなされることが適当である。その通算を担う組織 も、独立性・透明性を重視した組織・スキームの構築を検討 すべきである。	確定給付企業年金 法施行令第50条の 2、第65の5、第73 条、第88条の2 確定給付企業年金 法第91条の2	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	移換申出期限は次のように規 制される。 ア. 確定給付型企業年金( )か ら企業年金連合会への移換 の場合、「移換元制度における加 入者資格喪失日から起算して1 年経過した日」までの期間 イ. 確定給付型企業年金間、も しくは確定給付型企業年金から 確定拠出年金への移換の場合、 ア. の期間または、「移換先制度 における加入者資格取得日から 3ヵ月経過した日」の何れか早い 日までの期間 確定給付型企業年金からの 中途脱退者については、脱退一 時金相当額の企業年金連合会 (連合会)への移換を申し出ること が可能であり、申し出を受けた 年金基金等は対応しなければな らないこととされている。なお、移 換元、移換先の規約に定めがあ れば、連合会から他の確定給付 型年金制度や、連合会を介しな い年金制度同士の移受換が可 能となっている。 ( 確定給付企業年金 / 厚生 年金基金)

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057052	(社)日本経済団体 連合会	52	A	確定給付企業年金における老齢 給付金の支給要件の弾力化	<p>ア. 50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすべきである。</p> <p>イ. 60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能とすべきである。</p> <p>加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能とすべきである。</p> <p>65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に達した時点での支給開始を可能とすべきである。</p>		<p>ア. 既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制限されることは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者について、50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。</p> <p>イ. 年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができる。</p> <p>加入期間が20年以上の場合であっても、年金の支給要件を定め、一時金のみを設定したいニーズが企業には強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの移行を促すことが期待できる。</p> <p>2004年の高年齢者雇用安定法の改正により65歳までの継続雇用が義務化され、65歳超の定年年齢設定や定年制を廃止する企業も出ることが想定される。労使合意のもと、企業の実情に合った支給開始年齢が選択できるようにすべきである。</p>	確定給付企業年金 法第36条	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	<p>老齢給付金の支給開始は60歳～65歳の到達日であり、50歳以上で退職した場合には、退職時から年金支給が可能となっている。しかし、ア. 50歳未満で退職(加入者資格の喪失)した場合は、60歳到達時まで年金の支給ができない。イ. 企業の定年が、例えば年齢満60歳の誕生日以降に到来する3月末日である場合は、年金の開始(60歳誕生日)は在職中となってしまう。</p> <p>老齢給付金について、20年を超える加入者期間を支給要件として定めてはならないことになっている。</p> <p>老齢給付金の支給開始は65歳を超えることができない。</p>
5057	5057053	(社)日本経済団体 連合会	53	A	確定給付企業年金における老齢 給付金の給付額等の算定方法の 弾力化	<p>労働協約等に規定する休職期間を加入期間から控除する取扱いを可能とすべきである。</p> <p>『老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額』と『老齢給付金の現価相当額』を、老齢給付金の支給開始時点において比較する取扱いとすべきである。</p>		<p>資格喪失により加入期間から休職期間の控除は可能ではあるが、受給権の発生等が伴うため、取扱いの緩和により複雑な制度運営の負担の軽減を図ることができる。</p> <p>老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金を繰下げる際に、付利は要件とされていないため、取扱いの緩和により適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。</p>	確定給付企業年金 法第36条、第41条 確定給付企業年金 施行令第23条、第 24条	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	<p>加入期間について、休職は資格喪失として取扱われ、脱退手続をとることになるが、加入年数によっては受給権が発生してしまう。現状は、復職時に再加入させ、従前の受給権を失権させたうえで、休職前期間を通算することとしている。</p> <p>脱退一時金の額について、老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額は、その者が老齢給付金の受給権者になったときに支給する給付の現価相当額を上回らないこととされているが、その比較時点が脱退時点とされ、実態として繰下げに伴う付利が必要となっている。</p>



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057054	(社)日本経済団体 連合会	54	A	規約の承認・認可申請手続きの緩和	<p>確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、現在の承認・認可に係る審査基準を明確化したうえで、不利益変更該当しない場合等、一定の条件を充たす場合につき事後届出制を導入する、および届出不要とする範囲を拡大すべきである。</p> <p>また、事前の承認・認可手続を要する場合においても、申請手続きに係る提出書類を簡素化すべきである。法令等の解釈の修正・追加、個別事例集もしくは確定給付企業年金用Q&amp;Aを作成するなど、規約の承認・認可基準をできる限り明確化し、手続きを効率化すべきである。</p>		<p>現状の確定給付企業年金は、原則として事前の承認・認可手続が必要とされており、不利益変更を除けば過度の規制となっている。</p> <p>厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため、認可申請制度でも運営が可能であったと想定されるが、現在50,000件以上ある適格年金(加入者数100人以上のもので10,000件超)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営のためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。</p> <p>確定給付企業年金の導入から約3年間が経過したところで確定給付企業年金の実施件数は約1,100件を超えたところであるが、一方で、適格年金の廃止までの期間が約7年間であることを踏まえると、今後、確定給付企業年金の承認・認可申請の件数は大幅に増加するものと予想される。このため、受給権保護にも配慮しつつ承認・認可手続きの一層の合理化を図ることが求められる。</p>	<p>確定給付企業年金法第5条、第6条、第7条、第12条、第16条、第17条 確定給付企業年金法施行規則第7条～第10条、第15条～第18条</p>	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	<p>確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更に係る承認・認可申請手続きについて、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受けなければならない。また、申請に要する書類は多岐にわたっている。さらに、事前に当局に個別照会を行わなければならない事例が多く、規約の承認・認可手続に時間を要している。</p>
5057	5057055	(社)日本経済団体 連合会	55	A	企業のグループ再編、組織再編等を阻害しないための企業年金制度の改善【新規】	<p>企業のグループ再編、組織再編などの動きを阻害することがないよう、以下のような措置を講じるべきである。確定給付企業年金において基金型と規約型の「型」を超えた統合手続きを規定すべきである(現行では、同一型に変更するか、規約型から基金型への権利義務承継しか途がない)。</p> <p>複数事業主で1つの年金制度を実施している総合型の企業年金において、一部事業所のみによる確定拠出年金への移行は、当該事業所の積立不足分のみを一括拠出することで可能とすべきである。</p> <p>同様に一部の実施事業所が第1年金と第2年金からなる2階建ての制度を実施している場合、第2年金部分のみを別の確定給付企業年金制度へ権利義務承継するような、「一部の給付に係る権利義務承継」についても可能とすべきである。</p>		<p>国際競争力の強化や経済の変化へ対応するため、企業の組織再編等、アライアンスが活発化している中で、企業年金制度に関する規制がそうした動きを妨げることとならないよう、制度が整備される必要がある。</p>	<p>確定給付企業年金法第74条、第76条 確定給付企業年金施行令第91条</p>	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	<p>下記のような現状の規制は、合併等のスムーズな企業再編を阻害する要因の一つとなっている。</p> <p>規約型確定給付企業年金間の統合、基金型確定給付企業年金間の合併の規定はあるが、規約型確定給付企業年金と基金型確定給付企業年金の統合手続きの規定がない。</p> <p>複数事業主が1つの年金制度を実施している場合に一部の事業所が確定拠出年金へ移行する場合には、当該事業所のみならず全参加事業主により制度全体の最低積立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出しなければならない。</p> <p>確定給付企業年金または厚生年金基金の「一部の実施事業所に係る権利義務承継」のように対象者を区分して権利義務承継することは認められているが、「一部の給付に係る権利義務承継」は現状認められていない。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057056	(社)日本経済団体連合会	56	A	企業年金解散時の残余財産の分配基準の改定	確定給付企業年金の制度終了時に、保証期間の現価(終身部分を除いたもの)を優先的に分配し、その後終身部分を基準として分配することを可能とすべきである。		確定給付企業年金については退職一時金を移行原資とすることも多い。その際、確定給付企業年金につき、保証期間付終身年金制度とした場合でも、当該退職一時金と保証期間部分(終身部分を除く、以下同じ)の現価が対応するように制度設計されることが通常である。そのため、選択一時金についても、保証期間部分に対応させることが一般的であり、制度終了時においても「保証期間部分を優先的に分配したい」というニーズが高い。	確定給付企業年金法第89条6項 確定給付企業年金法施行令第57条 確定給付企業年金法施行規則第54条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定給付企業年金については、制度終了時の残余財産分配に際して最低積立基準額を基準とすることとされており、保証期間付終身年金の場合、制度終了時に「保証期間部分を優先的に配分する」といった分配を行うことができない。
5057	5057057	(社)日本経済団体連合会	57	A	確定給付企業年金等の財政検証に伴う掛金追加拠出の要件緩和	厚生年金基金から移行した確定給付企業年金の中には、責任準備金相当を代行返上したことにより、非継続基準での積立水準が著しく低い制度も存在する。非継続基準に抵触した時の積立基準を弾力化すべきである(掛金拠出年数を延長する)。		厳しい運用環境の中で、企業年金を維持していこうとする基金や母体企業に対し、検証結果により新たな掛金拠出を求めることは、かえって年金制度存続の道を険しくすることに繋がるおそれがある。 企業年金制度は長期にわたって継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、特に代行返上などの一時的な特殊事由に基づく非継続基準抵触時の掛金拠出の要件緩和が必要である。	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条、第63条 「厚生年金保険の財政運営について」(平成8年6月27日年発第3321号)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定給付企業年金および厚生年金基金は、決算時に財政検証を実施し、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められている。積立比率(積立金額/最低積立基準額)が0.8未満の部分は5年、0.8以上0.9未満の部分は10年、0.9以上の部分は15年で、それぞれ不足分を解消する必要がある。また、積立水準の回復計画を作成する方法も認められている。(2007年3月までは非継続基準抵触ライン0.9倍、回復計画期間10年とする経過措置がある)

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057058	(社)日本経済団体連合会	58	A	確定給付企業年金および確定拠出年金における加入者範囲の見直し	厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業および従業員(労組)との合意に基づき決定することを可能とすべきである。 確定拠出年金法第9条、確定給付企業年金法第25条の「実施事業所に使用される被用者年金被保険者」の現行解釈を改め、実施事業所と雇用関係にあり、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)についても、企業年金の加入者と認めるべきである。		確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度は、退職金の一部として導入されることが多いにも関わらず、企業外への出向者は一旦脱退扱いとなるため、企業は当該従業員の出向期間について掛金の拠出ができず、また、確定給付企業年金の場合は従業員の掛金拠出も停止され、企業側、従業員側の双方にとって不利益となるおそれがある。グループ内の系列企業間での出向のような場合に、出向先事業所を出向元事業所とともに確定給付企業年金の適用事業所とする特殊な事例はあり得るが、一般的には、ごく一部の出向者のために出向先を適用事業所とすることは困難である。労使合意による出向元での加入を要望する。	確定給付企業年金法第2条、第25条、第27条 確定拠出年金法第2条、第9条、第11条	厚生労働省年金局企業年金課 国民年金基金課	確定給付企業年金および確定拠出年金は、企業と従業員によりその制度内容を決定する私的年金の一つであるにも関わらず、厚生年金適用事業所単位の実施となっている。そのため、企業外への出向者(出向先の厚生年金被保険者資格を取得する者)は一旦脱退することとなり、制度運営上の制約がある。
5057	5057059	(社)日本経済団体連合会	59	A	確定給付型の企業年金における給付減額に係る承認基準及び手続きの緩和	各年金制度において、制度存続のための労使合意による給付減額を可能とすべきである。また、給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。	(*)したがって、制度を継続するためなど、やむを得ない場合の給付減額時に、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、労使の合意に基づき、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。	制度の存続を図り、従業員の雇用を守るためにも、各企業労使において、自主的に給付減額の意思決定ができる仕組みが必要である。また、退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえると、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している制度上の選択一時金を用いるのが妥当である。 現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は、概して選択一時金ベースと比較して過大となり、受給(権)者の大多数が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。 例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有していれば、一括拠出を行う必要がなく、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。(*)	確定給付企業年金法第5条、第6条 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 「厚生年金基金の設立認可について」(昭和41年9月27日年発第363号)	厚生労働省年金局企業年金課 国民年金基金課	現状の制度では、給付減額の認可基準が厳しいため、現行の運用環境下においても高い予定利率を維持しなければならない。また、希望者に対して支給する一時金は、最低積立基準額相当とすることが義務付けられており、減額前の最低積立基準額を確保する措置が必要になっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057060	(社)日本経済団体連合会	60	A	適格退職年金から確定給付企業年金への移行を促進するための対応[新規]	<p>適格退職年金からの円滑な移行を促す観点から、以下について措置すべきである。</p> <p>移行前の適格退職年金の責任準備金に対する積立不足について、移行時に一括拠出による償却を認めるべきである。</p> <p>適格年金から移行した閉鎖型確定給付企業年金制度が終了する場合の残余財産について、事業主へ返還できることを規定すべきである。</p>		<p>適格年金では財政検証が行われておらず、積立水準が必ずしも高いとはいえないことから、確定給付企業年金に移行した際に健全な財政運営を行えるよう要望する。なお、厚生年金基金からの権利義務承継を行う場合、最低積立基準額を上限とした一括拠出を行うことができることとなっており、適格年金からの移行においても、同様に一括拠出を可能とすべきである。</p> <p>適格年金からの移行により閉鎖型確定給付企業年金が実施される場合がある。閉鎖年金では、制度終了時に最後の受給者が最終給付時に残余財産のすべてを受け取る(分配される)ことが想定されるが、バランスに欠ける取扱いであり、また、受給権者保護の観点からも実質的な問題が生じないため、事業主へ返還できるようにすべきである(一方、受給権者等が少数となったときに、確定給付企業年金法第102条6項の規定により、当該閉鎖型確定給付企業年金に係る規約の承認の取消しをすることも考えられるが、この場合、規約承認取消しのタイミングにより、受給権者間で相当な不公平感が生じる恐れがあり、現実的ではない)。</p>	<p>法人税法附則第20条 法人税法施行令附則第16条 確定給付企業年金法第89条6項</p>	厚生労働省年金局企業年金課 国民年金基金課 国税庁	<p>適格年金から確定給付企業年金に移行する場合に、移行前の適格年金の積立不足(適格年金制度における責任準備金に対する積立不足)について、当該積立不足相当額を一括拠出することにより償却することは認められていない。</p> <p>また、閉鎖型確定給付企業年金について、受給権者等が存在しなくなった(給付終了)ことに伴い制度終了する場合の残余財産の取り扱いが規定されていない。</p>
5057	5057061	(社)日本経済団体連合会	61	A	代行返上に伴う一時金清算方法の見直し	<p>代行返上に伴う以下の規制を緩和すべきである。</p> <p>基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、年金支給額と経済的に等価な一時金(財政上の予定利率による過去の給付現価)を支給する仕組みを設けるならば、個人の選択によらず一律に一時金による清算を認めるべきである。</p> <p>代行返上時に国の制度へ合わせるため、結果的に受給者にとって不利益となることがある(支給開始年齢の差異、遺族・障害年金の併給の調整等)が、この変更は不利益変更とみなされ、給付減額要件を満たさない限り、事業主が補填しなければならない。給付減額要件に関係なく変更を可能とし、また、不利益部分の一時金清算を可能とすべきである。</p>		<p>基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金給付の仕組みが設けられているが、一時金給付を選択しない者が残り続ける限り、事務的な負担は極めて重い。受給者等にとっても、年金として支給を受けることが必ずしもプラスでない面もあり、一律に一時金給付を行ったとしても、必ずしも不当な扱いになるとは言えない。</p> <p>代行返上による不利益部分の給付減額については、代行返上後の給付水準を恣意的に基金が切り下げているものではなく、国の制度に合わせるために発生する部分であり、合理的な水準への切り下げであることから、一般的な企業業績悪化等に伴う給付減額を前提とした給付減額要件及び手続き要件より制約を緩和すべきである。現状は各基金で補填を行っており、給付コストや事務コストが基金の財政を圧迫している(特に小額の給付が多数発生している)。</p>	<p>「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」(平成15年5月30日年企発第0530001号・年運発第0530001号) 確定給付企業年金法第5条1項5号 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条</p>	厚生労働省年金局企業年金課 国民年金基金課	<p>代行返上し、新型企業年金に移行した場合、受給(権)者の基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金支給(清算)が認められているが、一律に一時金とする清算は認められていない。</p> <p>代行返上前の基金の中には、厚生年金と比較して受給者に有利な給付制度となっていた場合があり、この支給義務が基金から国に返上されることで、不利益となる受給者が発生する。この不利益部分については、確定給付企業年金法施行規則第5条の給付減額要件(経営状況の悪化など)を満たし、かつ同第6条の手続き要件(受給権者等の3分の2以上の合意など)を満たさなければ、給付減額は認められず、基金が補填を行わなければならない。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057062	(社)日本経済団体 連合会	62	A	中小企業退職金共済制度からの 確定給付企業年金、 確定拠出年金への移行の弾力適 用	<p>中小企業者が中小企業者のまま確定給付企業年金制度を実施する場合にも、中小企業退職金共済制度の解約手当金を確定給付企業年金の掛金に充当することを認めるべきである。</p> <p>中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、移換できる対象として確定拠出年金も加えるべきである。</p>		<p>企業のアライアンスが活発化している中で、中小企業者が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。中小企業退職金共済契約を実施している中小事業者が確定給付企業年金を実施している中小事業者と合併するなど、確定給付企業年金に解約手当金を充当したいとするニーズがある。</p> <p>確定拠出年金の設立状況をもとに、適格退職年金からの資産移換が2005年9月末で50%を超えており、中小企業退職金共済契約からの移換が可能となれば、さらに確定拠出年金の導入は促進される。</p>	<p>中小企業退職金共済法第8条、第17条 確定拠出年金法第54条 確定拠出年金法施行令第22条</p>	<p>厚生労働省年金局企業年金課 国民年金基金課 労働基準局勤労者生活部勤労者生活課</p>	<p>中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行は、現在、中小企業退職金共済制度実施事業主が中小企業者に該当しなくなったときにのみ、中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金に充当することが認められている。</p> <p>中小企業退職金共済制度から確定拠出年金への解約手当金の移換は認められていない。</p>
5057	5057063	(社)日本経済団体 連合会	63	A	任意継続被保険者制度の見直し	<p>任意継続被保険者制度の存廃について、健保組合が選択できるようにすべきである。</p> <p>制度の存続を選択する場合でも、健保組合が、7.任意継続期間(2年以内)、1.資格取得に必要な健康保険被保険者期間、り前納する保険料額における控除額について、それぞれ任意に設定できるようにすべきである。</p>		<p>被用者保険の給付率が統一されたことで制度間の差がなくなり、任意継続被保険者制度の意義が薄れている。同制度は、退職者保護という例外措置として、申請により暫定的に被保険者になることを認めるものであり、仮に、申請しなければ、国民健康保険の被保険者となる道も開かれている。現行制度を維持するための事務処理負担等が、健保組合の運営を圧迫していることから、早急な見直しが求められる。</p>	<p>健康保険法第3条4項、第37条、第38条、第47条、第165条 健康保険法施行令第49条</p>	<p>厚生労働省保険局保険課</p>	<p>継続して被保険者期間2ヵ月以上の者が資格喪失後、保険者に申し出ることで最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。</p> <p>今次の医療制度改革により、任意継続被保険者には、傷病手当金を支給しないことになったが、保険料を前納した場合、年4%で控除されるなど、合理的でない枠組みが残っている。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057064	(社)日本経済団体 連合会	64	A	新規事業所編入(同一健保組合 内事業所における会社設立)に関 する 規約変更の緩和	健保組合に既に入社している事業所が会社設立により新規に当該健保組合に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を不要とすべきである(認可事項から届出事項への変更)。 また、添付書類は簡素化を図るべきである。		2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「健保組合は、(中略)加入事業所には同一の企業や業種といった一定の共通基盤を求めているが、当該要件を満たしているかどうか確認する必要があることから、認可を必要とする」と回答している。 企業は国際競争力を維持するため、アウトソーシングや分社化、子会社統合など機動的な組織再編を行っており、それに伴い健保組合への設立事業所の編入・統合が必要となる。その際、同一健保組合における会社設立の場合、現行制度のもとでは認可の前提となる登記簿等(登記簿謄本、株主名簿、出資証明書、役員名簿、定款)の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ず、被保険者証の交付が遅れるなどの事態が生じている。そうした事態を回避し、手続きにかかる負担が企業の機動的な組織再編を妨げることはないよう、柔軟な対応が求められる。同一健保組合における会社設立について、資本関係や役員構成など共通基盤を有すると認められる一定の要件を満たすならば、届出制への移行を認めるべきである。	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条2項	厚生労働省保 険局保険課	健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条2項に規定されている規約の変更(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。
5057	5057065	(社)日本経済団体 連合会	65	A	健康保険被保険者証(カード保険 証)の券面表示の見直し	ICカード保険証の券面表示については、次の内容で印字することを可能とすべきである。 記号:編入事業所の固有番号 全事業所の共通番号 名称:編入事業所の固有名詞 健康保険組合加入事業所 所在地:編入事業所の所在地 健康保険組合の所在地		健保組合では、被保険者番号により全ての被保険者に係る情報をシステム管理し、また、被保険者番号の取扱いは、当該健保組合の加入時に発行した番号を資格喪失まで継続使用している場合がある。この場合には、当該健保内事業所の間を人事異動しても、「事業所記号」、「事業所名」、「事業所所在地」は、データベースでシステム管理され、事由発生時に更新している。 したがって、現行の規制では人事異動の都度、カード保険証の更新が生じることとなるが、改善により継続使用が可能となり、再発行のコストが軽減できる。所在地変更などの場合、被扶養者も含めた加入者全員分の回収・配布の手間が発生している。また、カードの券面表示を要望内容に変更しても、医療機関等での事務処理に障害がないことから、固有名称等の券面表示の必要性がない。 2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「医療機関において疾病又は負傷が業務上か業務外か事業所に確認する必要があること等の理由から」省略困難であるとしているが、被保険者本人なり、加入している健保組合などに確認することで代替できる場合が大半であり、かかる指摘は当たらない。	健康保険法施行規則第23条 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成13年2月14日平成13年厚生労働省令第12号)	厚生労働省保 険局保険課	現在、ICカード保険証の発行は、省令により次の規制を受けている。 一般被保険者が在籍する事業所について、記号(3桁)、名称、所在地の印字は、人事異動等で変更した場合、速やかに変更(保険証の差し替え)することになっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057066	(社)日本経済団体 連合会	66	A	厚生年金保険・健康保険・雇用保 険の資格取得・喪失に係る 届出手続の一元化【新規】	社会保険と雇用保険の資格取得・喪失に係る届出手続を一元化し、社会保険事務所あるいは公共職業安定所のいずれかの窓口で双方の手続を完了できるようにすべきである。		社会保険や雇用保険の届出手続きについては、添付書類の削減・省略など簡素・合理化を進める一方で、届出窓口及び書類の一元化を図ることにより、企業の事務処理負担だけでなく、行政の事務処理負担も併せて軽減される。	健康保険法第48条、健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法第27条、厚生年金保険法施行規則第15条、第22条 雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第6条、第7条	厚生労働省保 険局保険課 職業安定局雇 用保険課	同一社員に対する届出手続(資格取得・喪失)であるのに、社会保険の場合は社会保険事務所、雇用保険の場合は公共職業安定所というように別々の窓口に出出なければならない。
5057	5057067	(社)日本経済団体 連合会	67	A	社会保険労務士法による社会保 険業務委託の制限見直し【新規】	行政機関等に提出する申請書類の作成や届出等の業務を、社会保険労務士(事務所または法人)以外に業務委託することを可能にすべきである。 社会保険労務士の資格を持たない者(企業等)であっても、社会保険労務士の資格を有する者を雇用することにより、社会保険労務士事務所及び社会保険労務士法人を株式会社として設立し、他企業の社会保険労務士法第2条に規定された業務が受託できるようにすべきである。		近年、企業では、経営効率化や業務の高度化等の観点から、人事労務関係業務等についてアウトソーシング化や分社化により集中処理を進めている。しかし一方で、法人がこれらの業務をより組織的・専門的・機動的に行う際には制約を受けていることから、規制改革が求められる。 社会保険労務士事務所及び社会保険労務士法人を株式会社等として設立することが可能になれば、グループ企業等他企業における社会保険労務士法第2条に規定された業務を受託して集中処理することができる。併せて、代行サービス市場の拡大が期待できる。	社会保険労務士法第2条、第3条、第14条の2第2項、第25条の6～11、第27条	厚生労働省労 働基準局労働 保険徴収課 社会保険庁運 営部企画課	社会保険労務士(事務所)または社会保険労務士法人ではない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士の業務(行政機関等への届出、申請書類の作成等)を行ってはならない。 社会保険労務士の資格を持たない者(企業等)が出資して、社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人を設立することはできない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057068	(社)日本経済団体 連合会	68	A	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	名古屋市は「名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱」をHPで公表するとともに、これまでの届出において、事前協議を行ったケースを調査の上、明らかにすべきである。 また、大規模小売店舗の新設、変更にかかる説明会の公告範囲を適正な距離へと変更すべきである。		大規模小売店舗立地法の適正な運用について、事業者へ周知徹底を図るためには、運用事務手続要綱を広く公開する必要がある。同要綱第3条には「必要に応じて、事前に出店計画準備書を作成し、協議を行うことを求めるものとする」と記されており、事前協議を義務付けるものではないと解されるが、どのような場合に事前協議が必要となるかが不明である。事業者の予見可能性を高めるためにもこれまでの事例を調査した上で公表すべきである。 また、説明会の開催の公告範囲について、東京都では半径500m、大阪市では同1kmとされているが、東京都の23区における人口密度を1とした場合、大阪市は約0.9、名古屋市は約0.5であることを踏まえると、名古屋市の要求する公告範囲の3kmは事業者にとって過大な要求である。	名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱 第3条、第15条	名古屋市市民経済局地域商業課	名古屋市の大規模小売店舗立地法運用手続要綱では、大規模小売店舗の新設もしくは店舗に係る変更を行うとする場合、必要に応じて、届出前に関係部局などとの協議を求めることとされている。 また、店舗の新設や変更にかかる説明会の公告方法については、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界からおおよそ3kmの範囲内で購読される主要な日刊紙にちらしを折り込み広告するか、当該説明会の開催案内を掲載することが要求されている。 なお、これらを規定する要綱については、市のホームページ上で公表されていない。
5057	5057069	(社)日本経済団体 連合会	69	A	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ販売の許可申請における距離規制については、身体障害者福祉法第4条又は母子及び寡婦福祉法第6条該当者の場合を除き、撤廃すべきである。		たばこ小売販売業免許の取得に様々な条件が付されているため、小売販売業者が顧客サービスの充実を図るに十分な品揃えを行えない状況になっている。例えば、営業時間が短い小売店の近くにあるコンビニエンスストアはたばこ小売販売免許を取得できないことから、当該たばこ小売店舗の営業時間外にたばこを購入したいとする顧客のニーズを満たすことができない。顧客に対するワンストップサービスの実現に向けた規制の見直しを図るべきである。	たばこ事業法第22条、23条 同施行規則20条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(制定:平成12年12月27日蔵理第4621号、最終改正:平成18年3月29日財理第1243号)	財務省理財局総務課たばこ塩事業室	たばこ事業法及び同施行令において、たばこ販売の許可要件として距離規制が課せられている。この点について、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告(2002年10月10日)」では、「たばこ小売販売業の許可制、定価制は、たばこ事業法上、当面の措置とされており、専売制廃止時に、流通の自由化により急激な変化が生じ、零細なたばこ小売業者に深刻な影響が及ぶことなどを回避する措置として導入されたものである」とされており、現在もたばこ小売販売業免許の取得には距離基準等の様々な条件が付されている。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057070	(社)日本経済団体 連合会	70	A	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の廃止【新規】	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法については、さらなる延長をすることなく、廃止すべきである。		2003年9月1日から2年間の時限立法として制定された緊急措置法は、昨年9月1日以降、1年間延長された。これにより、全国3800超の地域の約4割を占める約1300弱の地域が緊急調整地域として指定されており、新たに酒類小売販売免許の取得や他地域からの移転が許されないため、自由な事業活動や消費者利便の向上が阻害されている。 国税庁が取りまとめた酒類小売業者の経営改善計画の実施状況(2005年12月)における経営改善計画の達成状況を見る限り、売上高の増加や利益率の向上が図られたとする回答は概ね1割強にとどまっている。この調査結果については、緊急調整地域における計画の達成状況が公表されていないものの、総体的には、当該規制によって、中小の小売業者の経営改善に著しい効果を上げたとは言いがたい。	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法	国税庁	緊急調整地域に指定された地域では、酒類小売販売業免許の取得、あるいは他地域からの販売場の移転許可を得ることはできない。
5057	5057071	(社)日本経済団体 連合会	71	A	検疫所の臨時開庁の際の輸入届出済書発行手続きのFAINSによる処理【新規】	検疫所の執務時間外連絡窓口の開庁時間(平日の17時~21時、土日祝日の8時30分~17時)に輸入手続きを行う際にも、輸入食品監視支援システム(FAINS)を利用できるよう措置すべきである。		現在、検疫所の開庁時間内(8:30~17:00)に食料品等の輸入する際には、通関情報処理システム(NACCS)と電子的に接続している輸入食品監視支援システム(FAINS)が広く利用されている。2003年7月より、税関の通関体制の整備に合わせて、検疫所も主要港湾において執務時間外連絡窓口(平日は21時まで、土・日曜日・休日は17時まで)が開設されているが、検疫所の執務時間外連絡窓口で輸入申請を行うためには、輸入届出書を紙媒体で提出することが求められていることから、利用者は開庁時間内と時間外で別々の対応を行わなければならない。	食品衛生法27条 食品衛生法施行規則32条	厚生労働省食品監視課	検疫所の開庁時間(平日の8時30分~17時)外で、検疫所の執務時間外連絡窓口が開庁している時間帯(平日の17時~21時、土日祝日の8時30分~17時)に輸入手続きを行う際には、輸入届出済書を書面で提出しなければならない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057072	(社)日本経済団体連合会	72	A	残留農薬等のポジティブ・リスト制度に係る運用体制の整備【新規】	規制対象となる食品中の残留農薬、動物医薬品、飼料添加物について、単なるリストを示すだけでなく、農薬等の残留性や主要用途等に関する情報を公開すべきである。また、対象品目、残留基準等については、制度の運用実態や事業者等の意見を踏まえ、定期的に見直しを図るべきである。		2006年3月31日に厚生労働省が公表した「ポジティブリスト制度について Q&A」では、「残留農薬等のポジティブ・リスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を生産者や食品事業者等に義務付けるものではありません」としている。しかし、事業者としては、消費者の信頼に応え、自社製品の安全性に万全を期すためには、自主検査は不可欠である。こうした自主検査が的確かつ効率的に実施されるためには、個別の農薬等の基準値のリストを公表するのみにとどまらず、農林水産省とも連携を図り、その残留性や主要用途等に関する情報を合わせて公開する必要がある。また、海外で使用される農薬等についても調査を行い、自主検査を行う際の参考となるガイドライン等の作成を行うべきである。さらに制度の実施状況や農薬等における技術革新を踏まえ、定期的に対象品目や残留性などの規準の見直しを図るべきである。	食品衛生法第11条第1項、第3項 「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件」(平成17年厚生労働省告示第497号) 「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を定める件」(平成17年厚生労働省告示第498号) 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成17年厚生労働省告示第499号)	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課、乳肉水産基準係、残留農薬係	2003年の食品衛生法の改正により、本年5月29日より「食品中の残留する農薬等の基準に係るポジティブリスト制度」が施行された。本改正は大幅な改定であるにも係らず、告示から施行までの時間的猶予や情報開示が不十分であるなど、円滑な制度の導入に向けた十分な環境が整備されていない状況にある。
5057	5057073	(社)日本経済団体連合会	73	A	食品添加物の国際的整合化【新規】	JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)において安全性が評価され、海外で流通している食品添加物については、国内においても使用できるよう、食品安全委員会は、迅速な審査を行うべきである。また、国内でのみ流通が認められている添加物が、JECFAで審査されるよう働きかけを強めるべきである。	(*)また、日本国内での使用が認められていても、JECFAのような海外で信用のある機関で安全性が確認されていない添加物を含む製品を輸出することが困難となっていることから、当該添加物について、JECFAにおける審査が行われるよう働きかけを行うべきである。	日本国内で使用が認められている800種類弱の添加物のうち、JECFAによって承認されているのは約300種類しかない。その一方、JECFAから安全と認められているその他600種類以上の物質は、世界中で広く使用されている多数の添加物を含め、日本では使用が認められていない。 2002年7月26日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で厚生労働省は「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ米国及びEU諸国等で使用が広く認められ、国際的に必要性が高いと考えられる添加物については、企業からの要請がなくとも、指定に向け、個別品目毎に安全性及び必要性を検討していく」としている。 こうした方針を受けて現在食品安全委員会では、上記の条件を満たした添加物を国内で使用するために検討が行われているが、その品目数は香料を除く46品目であり、指定に向けた手続きが行われているのはその内30品目のみであるなど、審議のスピードは遅く、検討対象品目の拡大も図られていない。(*)	食品衛生法第4条、第10条、第11条、第19条 食品衛生法施行規則別表1 食品衛生法に基づく添加物の表示について別添1(平成8年5月23日 衛化第56号 厚生省生活衛生局長通知) 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号)	厚生労働省医薬食品局食品安全部内閣府食品安全委員会	海外で流通している食品添加物と、日本国内で認可されている食品添加物の種類が異なり、国際的な整合性が取れていない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057074	(社)日本経済団体 連合会	74	A	電気通信工事業者における監理 技術者資格要件の拡大	電気通信工事に関する主任技術者については、2005年度に電気通信主任技術者資格(検定試験)取得者で取得後5年の実務経験を有する者を認定することになったが、監理技術者の資格取得についても他業種と同様に技術検定制度を創設の上、技術検定による合格者等を建設業法の許可等の技術者要件として追加規定すべきである。		建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業者など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、当該要件は一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難であるため、電気通信工事に必要な有資格者が不足し、ICTの利活用に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている(現実的には実務経験充足による資格取得を目指すこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である)。本件は規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月19日)でも取上げられており、早期に要件を拡大すべきである。	建設業法第3条1項2号、7条2号、15条2号、26条2項・3項、27条建設業法施行令第2条、5条の3、27条、27条の3建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件(建設省告示1317号)	国土交通省総合政策局建設業課	建設業法(昭和24年法律第100号)第15条2項の規定に基づき、電気通信工事業者が特定建設業の許可を受けるにあたっては、営業所ごとに次のいずれかに該当する者(監理技術者資格を有する者)を専任で置かなければならないとされている。技術士法に基づく電気・電子部門の技術士 電気通信工事に関する一定の実務経験に加えて、電気通信工事の発注者から直接請け負い、その請負金額が4500万円以上である工事に2年以上指導監督的な実務の経験を有する者 また、第26条2項では、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するための下請契約の請負代金が3000万円以上の工事に際し、これらに該当する者(監理技術者)を当該工事ごとに配置しなければならないとされている。 なお、2500万円以上の公共性のある工作物に関する工事については、専任(常駐)で配置しなければならないと規定されている。
5057	5057075	(社)日本経済団体 連合会	75	A	主任技術者・監理技術者への出 向者の就任制限の緩和	監理技術者・主任技術者の親会社間の出向について、さらに規制を緩和し、親会社、子会社がともに経営事項審査を受けている場合でも監理技術者・主任技術者への出向を認めるべきである。		当該企業が属する建設業種に要請される技術者としての技量、経験、ノウハウを十分に保有する場合で、かつ連結納税制度を適用している親子間会社における出向者は出向先企業の指揮命令系統下で管理統率されることから、当該企業の技術者として、その職責を全うすることが十分可能である。	建設業法第26条第11項、第2項、第3項「親会社及びその連結子会社との間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日 国総建第335号)。	国土交通省総合政策局建設業課	企業集団に属する建設業者間(親会社とその連結子会社)において、出向社員を出向先が工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置する場合、当該出向社員と該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことが、2003年1月に通知された。しかし、親会社又は連結子会社(その連結子会社が2つ以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であることを、その要件の一つとしている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057076	(社)日本経済団体連合会	76	A	公共工事標準請負契約約款における現場代理人常駐の定義の明確化	「公共工事標準請負契約約款」第10条2項に関する解釈 通達を發布し、 現場代理人は実工事期間のみ「常駐」すればよく、契約 工期全般に亘る必要はないこと 「常駐」とは、24時間、365日にわたって現場に張り付くこと を要さないこと を明確にすべきである。 公共工事に関する契約の大半が「公共工事標準請負契 約約款」に倣って作成されている現状に鑑みれば、同約款 の解釈を明確化すべきである。		契約工期に比べ、現場における実工事期間が著しく短い ケースがある。例えば、エレベータの設置工事の場合、標準的 な契約工期は1年であるが、そのうちの大半が設計・工場にお ける機器製作に充てられ、現場におけるエレベータ設置の実 工事は1ヵ月程度である。かかる場合、実工事期間の1ヵ月間 だけ現場代理人を「常駐」させれば十分であり、何ら具体的 な仕事がないにも関わらず、契約工期全般に亘って「常駐」さ せることは、受注者にとって人的資源の無駄遣いとなる。 また、携帯電話の普及など連絡手段が発達した今日、「常 駐」を24時間・365日現場に張り付くことを意味すると捉える合 理性は少なくなっている。 「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放 要望』に対する各省庁からの再回答について」(2005年8月12 日)では、「『現場代理人の常任期間については、発注者と請 負者の個別契約によって個々の工事の態様に応じて定める ことを妨げてはならない』という趣旨については、発注者に対 し、必要に応じ適宜周知を図ってまいりたい」と回答してい るが、依然として現場代理人は現場に長時間在中することを強 いられる場合が多い。 <参考> 「監理技術者資格者証運用マニュアル」(2004年3月改正)で 監理技術者等の配置にあたっての特例装置として、「請負約 款締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の 設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの 間。)については、たとえ契約工期中であっても工事現場への 専任は要しないとの解釈が示されている。現場代理人につ いても同様の措置が可能である。	公共工事標準請負 契約約款第10条第 2項	国土交通省総 合政策局建設 業課	「公共工事標準請負契約約款」 第10条2項は、「現場代理人は、 この契約の履行に関し、工事現 場に常駐し、その運営、取締り を行う」としている。この点に 関して、「常駐」の定義が不明確 なため、契約工期全般にわた って現場代理人の駐在を強いら れる、現場代理人が24時間、 365日にわたって現場に駐在 することを強いられるといった 事態が生じている。
5057	5057077	(社)日本経済団体連合会	77	A	監理技術者等の途中交代の弾力的運用	一定の基準(例えば当該契約期間中1回、あるいは、当該 事業年度中1回等)を条件に、監理技術者の工事途中での 交代を妨げるものではない旨の通達等を発布することで監 理技術者の交代が弾力的にできるよう措置すべきである。		一定の条件下であれば、監理技術者の途中交代によって 建設工事の適正な施工が阻害されるおそれはない。また、監 理監理技術者の途中交代が弾力的に行えることによって、効 率的な人員配置が可能となる。	監理技術者制度運 用マニュアル二・二 (4)	国土交通省総 合政策局建設 業課	監理技術者制度運用マニ ュアル(2004年3月1日)では、監理技 術者の途中交代が認められる場 合として、監理技術者の死亡、傷 病または退職により真にやむを 得ない場合に加えて、受注者 の責によらない工期の延長の場 合、工場から現地へ工事現場 が移行する時点、大規模工事 で一つの工期が多年に及ぶ場 合が挙げられている。しかし、こ れら場合を除いて、発注者が工 事を請け負った建設業者に対し て工事途中での監理技術者交 代を認めることは殆どないのが 実情である。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057078	(社)日本経済団体 連合会	78	A	建設業許可要件の緩和	一定規模以上の会社の役員(取締役)については、経営業務を総合的に執行した経験年数(5年または7年)の要件を短縮すべきである。 執行役員としての経験も役員と同等の扱いとすべきである。		<p>現行では、一定規模以上の会社の役員であっても、個人事業主であっても、一律の要件(5年または7年の経験)としているが、その質については、同レベルの経験を有しているとは言い難い。</p> <p>少なくとも「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」で定義する大会社等の取締役については、個人事業主と同一の要件(5年または7年)とするのではなく、経験年数を短縮する緩和措置を講ずるべきである。</p> <p>また執行役員については昨年、経営業務の管理責任者として認められ得る旨明確化され、一定の前進が見られるものの、役員と同等の扱いとはなっていない。</p> <p>近年では、取締役会を機動的な経営判断の場と位置付けその員数を削減し、業務執行については、執行役員制度を導入している企業が増加傾向にあるなかでは、むしろ執行役員が「経営業務の管理責任者」としての経験(工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者・下請負人の配置、下請契約の締結)を有している場合もあると考える。</p> <p>従って、実質的な審査により「経営業務の管理責任者」と認められる執行役員については、役員と同等の扱いとすべきである。</p>	建設業法第7条	国土交通省総合政策局建設課	建設業においては、建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する「経営業務の管理責任者」が許可を受けようとする工事業種ごとにあることが許可要件の1つとされている。法人の場合、経営業務の管理責任者と認定されるためには、「許可を受けようとする建設業に関しては5年以上、許可を受けようとする業種以外の建設業に関しては7年以上、役員または建設業法施行令第3条に規定する使用人の地位にあり、経営業務を総合的に執行した経験を有すること」または「許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経営業務を補佐した経験を有すること」が求められている。
5057	5057079	(社)日本経済団体 連合会	79	A	分譲マンションにおける集会室の容積率不算入	分譲マンションの集会室については、容積率の算定外とすべきである。	(*)「マンションの集会室は、集会室等の用途に供される床として利用されるものであり、集会室を容積率に算入しないこととするのは適当ではない」としている。集会室は確かに床として利用されるが、共同住宅の共用の用に供するものなので、廊下や階段と同等に扱い、容積率に算入すべきでない。	<p>マンション管理については、2000年に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が公布され、これを受けた国土交通省告示「マンション管理適正化指針」において、「管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある」との記載があり、管理組合の活動の重要性が指摘されている。</p> <p>分譲マンションにおける集会室は管理組合の月1回ほどの理事会や年1、2回程度の総会を開催するスペースとして重要性が高いにもかかわらず、容積率の対象となっているため、100戸を超える大型マンションでも、集会室を設置していない場合も少なくない。今後の管理組合の活動に資するため、容積率の対象外とすることで、集会室設置に対するインセンティブを高める必要がある。</p> <p>「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(2005年8月12日)では、(*)</p>	都市計画及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成9年6月13日建設省住街発第72号、同第73号)マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条、第4条マンションの管理の適正化に関する指針(平成13年8月1日国土交通省告示第1288号)	国土交通省住宅局建築指導課	共同住宅については、1997年の建設省通達により、「共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積については、容積率算定上、その延べ面積に算入しない」とされたが、集会スペースについては対象外とされた。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057080	(社)日本経済団体連合会	80	A	緊急整備地域内における日影規制の緩和	都市再生を進めていく緊急整備地域内については、現行の日影規制を廃止又は緩和すべきである。もしくは、特区を活用し都市再生を図る区域の周辺について、一定規模以上の空気を確保した場合には日影規制を緩和もしくは撤廃するなどの仕組みを検討すべきである。また、日影規制に加えて建物の高さの上限についても、引き続き柔軟に対応するよう、運用を改善すべきである。		容積利用面において高さが抑制されると、空気を減失して建築せざるを得ず、結果的に地域全体で多大なオープンスペースを消失することになる。日影規制を緩和することで、建築面積を増やすことなく、ある一定規模以上の緑地、オープンスペース等を確保しながら建築計画を行なうことが可能となる。また、このような開発を街区全体で連続して行うことでヒートアイランド化現象の抑制にも寄与する。	都市再生特別措置法第36条 建築基準法第56条の2	国土交通省都市・地域整備局都市計画課、住宅局建築指導課内閣官房都市再生本部	都市再生特区(都市再生特別措置法第36条)であっても、周辺地域に日影規制がある場合、その適用を受けることになり、建築の自由度が制限される。
5057	5057081	(社)日本経済団体連合会	81	A	斜線制限の撤廃・緩和	基準容積率の拡充に伴い最大50mに引き上げられた商業地域内の道路斜線の適用距離について、従前どおり35m上限とする、あるいは、現在1.5と定められている数値を引き上げることで容積率の充足を可能とすべきである。		基準容積率が引き上げられたにもかかわらず、道路斜線適用距離の引き上げによって容積率の充足が妨げられている。斜線規制は容積率の充足を妨げ、土地の高度利用を妨げるばかりか、土地の規模によって建築物の高さがまちまちになり、景観を損ねるといった弊害を孕んでいる。特に、50m道路に面した街区がほとんど存在しないことに鑑みれば、50m上限自体が非現実的な数値である。また、道路反対側での採光、通風確保が可能な場合など、画一的な道路斜線制限自体が無意味な場合も多々存在することに留意すべきである。	建築基準法第52条1項3号、第56条、別表第3	国土交通省住宅局建築指導課	2003年1月の建築基準法改正により、商業地域内の建築物の基準容積率が1300%まで拡大されている(建築基準法第52条1項3号)。一方で、道路斜線の適用距離が従前の35m上限から、容積率に応じて最大50mまで引き上げられており(建築基準法第56条、同別表第3)、容積率の充足の妨げとなっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057082	(社)日本経済団体 連合会	82	A	複合分譲マンションにおける商業 店舗の改修工事の要件緩和	通達等を発布し、「形状又は効用の著しい変更」の定義を 明確化すべきである。特に、店舗のリニューアル等でファ ザード部分等に変更を加える場合、どのような変更が「形状 又は効用の著しい変更」に該当するかについて明示すべき である。		区分所有者及び議決権の各4分の3以上の議決が要求され る「その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く」と の規定は、その解釈をめぐる意見の対立を生む場合が多い。 このため、ファザード部分等の変更を行う場合、建物の構造に は影響を与えないものであっても、外壁を構成するため、共 用部分に変更を加えたとして区分所有者及び議決権の各4分 の3以上の同意が必要とされ、手間取ることが多い。商業店舗 は競争激化に伴い、外壁等へのテナント工事の要望は多く、 改修のサイクルも短縮化する傾向にある。規定の明確化によ り商業店舗のリニューアルが容易となり、店舗営業の活性化 を図ることが可能となる。	建物の区分所有等 に関する法律第4 条、第17条	法務省民事局 参事官室	建物の区分所有等に関する法 律第17条は、建物の共用部分の 変更について、その形状又は効 用の著しい変更を伴わないもの を除き、区分所有者及び議決権 の各4分の3以上の多数による集 会の決議が必要としている。この 点に関し、「形状又は効用の著し い変更」の定義が不明確なため、 分譲マンション内の商業店舗が ファザード部分等の変更を行う 場合、建物の構造に影響を与え ないものであっても、共用部分に 変更を加えたとして、区分所有 者及び議決権の各4分の3以上 の多数による集会の決議が必要 となる場合がある。
5057	5057083	(社)日本経済団体 連合会	83	A	区分所有法における決議要件の 緩和〔新規〕	建物の主要用途毎に、組合総会の決議要件を定めるべき である。例えば、居住用は現行のままとしても、商業用・オ フィス用については頭数要件を削除して議決権要件のみと する等の措置とすべきである。また、規約で別段の定めが できる範囲を広げるべきである。		現行の建物区分所有法は、分譲マンション等、区分所有者 が相当数存在し、かつ各区分所有者の持分割合(専有部分 面積割合)が近似しているケースを念頭に規定されており、決 議要件においても例外ではない。 一方、オフィス・商業用途の区分所有建物においては、1~2 名程度の大オーナーが専有部分の大半を有し、多数の小 オーナーが一部の専有部分を有しているケースも多いが、現 行の制度においては、大規模改修工事を実施する際に「頭数 要件」が充足されず、当該建物の経済的価値の大半を有して いる大オーナーの権利が制限されているケースも多々ある (例えば、商業ビルにおいて集客力を高めるために外壁や共 用部の大規模改修工事を実施しようとした場合、費用拠出を 嫌がる個人オーナーが4分の1以上存在すると大規模改修工 事は実施できず、当該建物の大半を有する大オーナーに多 大な不利益が生じる)。同様のことは、建物の建替についても 該当する。 特に上記不都合は、築数十年の老朽化したビルにおいて顕 著であり、また、このような区分所有ビルでは管理規約が存在 しないことが多いため、立法化により解決を図る必要がある。	建物の区分所有に 関する法律第17条、 31条、39条、62条	法務省民事局 参事官室	区分所有建物は用途(居住用、 商業用、オフィス用)に関係なく、 管理組合総会の決議要件が一 律以下の通りに定められてい る。 普通決議(第39条:共用部分 の軽微変更等) 区分所有者及び議決権の各過 半数の賛成。但し、規約で別段 の定めが可能。 特別決議(第17条:共用部分 の重大変更、第31条:規約の変 更) 区分所有者及び議決権の各4分 の3の賛成。なお、「共用部分の 重大変更」については、規約によ り区分所有者の定数を過半数ま で減ずることが可能。 特殊決議(第62条建替決議) 区分所有者及び議決権の各5分 の4の賛成。規約で別段の定め はできない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057084	(社)日本経済団体連合会	84	A	CO2冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)の延べ面積の不算入	特定行政庁の許可による容積率の緩和(建築基準法第52条第14項1号)ではなく、同法第52条6項に基づき、特定行政庁の判断によることなく、一律に緩和の対象とすべきである。		<p>本案件での容積緩和は、特定行政庁が建築審査会において計画全体を審査しなければならない内容ではなく、建築基準法第52条6項に基づき一律に対応しても問題ない。</p> <p>また、建築基準法第52条14項1号の運用では、許可をすることにより、過剰に近隣対応に追われる可能性があり、責任を負うことは避けたい。</p> <p>許可している事例が少なく、もう少し様子をみたい。</p> <p>技術的助言であり、運用するかどうかは特定行政庁の裁量。</p> <p>といったことを理由に、特定行政庁が許可の判断をすることに對して抵抗感を抱いているのが実情である。</p> <p>『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(2005年8月12日)は「同法第52条第6項の対象とすることは、建築物の規模が拡大し、市街地環境が悪化するおそれがあることから適当ではない」との内容であったが、本案件における緩和対象面積は、建築基準法52条6項で対象となっている共用廊下等での容積不算入面積と比較しても市街地環境が悪化するおそれがあるほど大きいものではない。</p>	建築基準法第52条第6項、第52条14項1号	国土交通省住宅局市街地建築課	<p>自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムを設ける建築物で、「特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの」(建築基準法第52条第14項第1号)については、容積率の緩和が可能である旨、国土交通省より都道府県等に対して通知されている(2004年2月27日)。</p> <p>これに伴い、許可が下りる事例も散見されるようになったが、一方で、許可しない旨明言している自治体の存在、特定行政庁による許可手続によるスケジュールの遅延等が原因で、ほとんどの案件で容積率の緩和が実現できていない。</p>
5057	5057085	(社)日本経済団体連合会	85	A	貯湯式給湯機(エコキュート、電気温水器など)の延べ面積の不算入【新規】	貯湯式給湯機(エコキュート、電気温水器など)を防火用備蓄施設として認めるべきである。その上で、防火用備蓄施設を建築基準上第52条6項の対象とし、一律に延べ面積に不算入とすべきである。		<p>ライフラインである水道は、地震等の大災害に際して復旧に相当の時間を要する可能性がある。この点、貯湯式給湯機は日常生活に必要不可欠な設備である一方、災害時には備蓄設備としても転用できることから、その普及は、防災の観点からも非常に有益である。例えば370リットルの貯湯槽を有する電気温水器ならば、家族4人の3日分の生活用水を備蓄することになる(非常災害時に必要な生活用水量=30リットル/人日と試算)。実際、阪神大震災などにおいては、貯湯式給湯機が水道が復旧するまでの間役立った例がある。このように、貯湯式給湯機については防災の観点から有効で、その普及が期待されるにも関わらず、そもそも防火用備蓄施設に該当するのかが明確でない、防火用備蓄施設に該当したとしても建築基準法52条14項1号に基づき、特定行政庁の許可の下で容積率不算入が認められるに過ぎないことから普及が進まない。特に、共同住宅に貯湯式給湯機を設置した場合、設計可能住戸数が少なくなるため積極的に採用されることはなく、設置スペースをとらない従来システムの採用が多くなっている。</p>	建築基準法第52条第6項、52条14項1号	国土交通省住宅局市街地建築課	<p>貯湯式給湯機で一定量の水を確保している設備が防火用備蓄施設として認められるのかが明確でない。また、防災用備蓄施設については、建築基準法第52条第14項1号に基づき、特定行政庁の許可があった場合に限り容積率の緩和が認められているに過ぎない。</p>



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057086	(社)日本経済団体 連合会	86	A	定期借家制度の見直し	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。 定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。		既存の借家契約を定期借家に切り替えることができないことが定期借家制度普及のネックとなっている。 契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続を煩雑にするだけである。 借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条 借地借家法第38条第21項、第38条第5項	法務省民事局 参事官室	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期賃貸住宅契約への切替が認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。 定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法第38条2項)。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくても中途解約できる(借地借家法第38条5項)。
5057	5057087	(社)日本経済団体 連合会	87	A	借地借家法における正当事由制度の見直し【新規】	建物賃貸借契約における正当事由制度を廃止すべきである。仮に正当事由制度を存続させる場合においても、立退料の上限を設定すべきである。 なお、立退き料の上限としては、以下の何れかの方法が考えられる。 用途別(例: オフィス系は賃料の2年分、商業系は3年分、住居系は1年分が上限) 建替目的別(例: 全てのテナントの立退き完了後2年以内に解体工事に着手する場合は上限あり) 築年数別(例: 築30年以上の建物については上限あり)		上記の通り、更新拒絶に関して裁判所が高額な立退料を認定していることから、特に都市部において土地機能の更新(建物の建替)の大きな障害になっている上、都市の防災上の観点からも好ましくない状況になっている。 不動産の流動化が進んでいる現在、特に開発型流動化案件においては、立退料の算定について予測可能性が低いことが、事業化に際しての大きなリスク要因となっている。この点、上限を設定することにより、貸主側としては上限以内の立退料を暫定的に借主側に支払うことで立ち退きを実現し、おって裁判等により金額を確定することが可能となる(すなわち迅速な明渡が可能となる)。 借家における正当事由制度は、住宅不足が懸念されていた戦時中の昭和16年に立法化された制度であり、借家が十分に存在する現在においては、既に社会的使命を終えている。 立退料が高額なので、結果的に、立ち退き料目的の不正業者の介在を助長している。	借地借家法第28条	法務省民事局 参事官室	建物賃貸借契約においては、契約終了時に貸主に「正当事由」がない限り、契約の更新拒絶が認められていない。 現状、建物賃貸借契約の「正当事由」はなかなか認められず、また、相当程度に劣化し、物理的・機能的・経済的に陳腐化した建物であっても、裁判になれば、更新拒絶(正当事由)が認められるためには「正当事由」を補完するものとして、莫大な「立退料」の支払を裁判所から求められている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057088	(社)日本経済団体 連合会	88	B	民間発案型PFI事業へのインセン ティブ付与[新規]	PFI事業実施プロセスに関するガイドラインを改正し、入札に際して発案者に一定の「持ち点」を与える措置、発案に要した費用の一部補填等、民間事業者による発案に対するインセンティブを定めるべきである。		PFIは民間の創意工夫を最大限活用することでVFMを極大化することにその意義があり、今後さらにPFIを推進していく上では民間事業者による積極的な発案が求められる。しかし、PFI事業の発案には調査・立案段階で多大な費用がかかるため、民間事業者としては何らかのインセンティブがないと発案しにくいのが実情である。2004年3月の自民党PFI推進調査会において、所管省庁より入札に際して発案者に一定の「持ち点」を与える措置、発案に要した費用の一部補填等は妨げない旨表明されており、早急な制度化が望まれる。	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン1-2	内閣府PFI推進室	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン1-2は民間事業者からの発案について言及しているが、民間発案に対するインセンティブについては明示されていない。
5057	5057089	(社)日本経済団体 連合会	89	A	送電線の上空占有許可申請の免除[新規]	既設電線下に道路や都市公園が新設された場合の上空占有許可申請を免除すべきである。		既設電線下に道路や都市公園を新設する場合、もとより上空に電線があるものを了解の上で新設していると推定され、改めて申請手続をする必要はない。	都市公園法第6条、 道路法第32条	国土交通省道路局、都市整備局	送電線が道路上空を通過する場合、占有許可を申請する必要がある(道路法第32条)。また、送電線が都市公園上空を通過する場合も占有許可の申請が必要である(都市公園法第6条)。このため、既に電線が設置されている土地に道路が新設ないし拡幅された場合、都市公園ができた場合、改めて占有許可を得る必要がある。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057090	(社)日本経済団体 連合会	90	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し【新規】	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。		当該措置の趣旨は十分に理解できるが、その目的は、旅館・ホテルが外国人宿泊者に旅券の呈示を求め、宿泊者名簿記載事項の内容と照合することで十分達成し得る。この運用を見直すことにより、外国人宿泊者及び旅館・ホテル双方の負担の軽減を図り、外国人宿泊者のより円滑な受入れを推進すべきである。現に、旅券のコピーをとる際に、外国人宿泊者が視認できない場所(事務室等のバックヤード)で旅券を一時的に預らざるを得ない場合があり、外国人宿泊者から不安や不信が表明されるといった事態が生じていることに留意されたい。また、外国人団体ツアー客の場合、旅行会社を通じて事前あるいはチェックイン時に国籍及び旅券番号を記載したツアー客リストが提供されるため、旅券の呈示のみにて国籍・旅券番号を確認できる。にも拘らず、個人について旅券のコピーをとらなければならないため、長時間待たせ、クレームが発生する事態も少なからず生じている。運用の改善により外国人旅行者に対する接遇が向上すれば、ビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめとする観光立国の推進に資するものと考えらる。	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定) 旅館業法施行規則第4条の2 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通達) 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通達)	厚生労働省健康局生活衛生課	「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)」に基づき、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長通達により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。
5057	5057091	(社)日本経済団体 連合会	91	A	建築基準法における防耐火・避難安全性能に関する性能評価・大臣認定の弾力的運用【新規】	防耐火・避難安全性能に関する性能評価および大臣認定は、防災性能を満足するためのマニュアル(内装設計条件、簡易避難計算によるチェック方法等)まで含めて評価・認定し、竣工時のテナント内装が申請図と異なっても、マニュアルにより性能を満足することが確認できれば、評価・認定の内容に合致すると判断すべきである。		テナントビルの新築にあたっては、着工時点では入居テナントが決まっていないのが実状である。実際の内装が当初の申請図と異なっていることを理由に評価・認定の再取得をせざるを得ないことになると手続等に時間を要するため、検証見直し資料作成前にテナント内装設計を確定させるようスケジュールを前倒しする必要が生じる(約2ヵ月、竣工前約6ヵ月)。また、テナントによってスケジュールの前倒しが受け入れられなければ、建物竣工時の入居を見送らざるを得ない。	建築基準法第6条 建築基準法施行令第108条の3第1項、第108条の3第4項、第129条の2、第129条の2の2	国土交通省住宅局建築指導課	テナントビル(オフィス・商業施設等)の場合、防耐火・避難安全性能に関する性能評価および大臣認定を受ける時点ではテナントが決定していないケースが多く、その申請は想定される内装(間仕切り・扉等の位置や仕様)に基いて行わざるを得ない。このため、申請図が竣工時における実際の内装とは異なり、竣工検査前に評価・認定を再取得しなければならないケースがある。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057092	(社)日本経済団体 連合会	92	A	市街地再開発事業における権利 変換手続の合理化【新規】	地下鉄の区分地上権は、権利変換の際に分離して取り扱 うべきである。		地下鉄区分地上権は、市街地再開発事業施行前から存在 し、シールドのために半永久的に存続することが想定されるも のである。にも拘らず、この区分地上権が権利変換によって消 滅し、土地共有者全員の同意の下で任意に再設定するとなれ ば、地下鉄事業者が再設定できないリスクを孕むことになり、 利用者にも影響が出ることが想定される。 道路については公共施設として権利変換の際に分離して取 り扱われている(都市再開発法第82条)。地下鉄についてもそ の公共性に鑑み、同様の取扱が求められる。	都市再開発法第82 条、第87条1項	国土交通省住 宅局	市街地再開発事業の権利変換 では、全員同意型の場合を除き、 権利変換に伴い所有権以外の 権利が消滅する(都市再開発法 第87条1項)。このため、再開発事 業区域内を地下鉄が通っている 場合、権利変換に伴い、地下鉄 事業者が土地に設定している区 分地上権も一旦消滅し、再度地 上権を設定するために土地共有 者全員の同意を取り付けること が求められる。
5057	5057093	(社)日本経済団体 連合会	93	A	市街地再開発事業における土地 調書・物件調書作成時期の前倒し 【新規】	認可公告以前の土地調書・物件調書作成を認めるべきで ある。		認可公告まで建物を解体せずに保存しておく、例えば文 化財保護法で義務付けられている文化財調査への着手が先 送りとなり、事業スケジュールに遅れが出る可能性がある。ま た、老朽化して危険な状態の建物が長期間放置されるおそ れがある。そこで、認可公告に先行して建物を解体しているの が実情であり、結果として建物の解体費用や残存価値該当分 がディベロッパーの持ち出しとなっている。	都市再開発法第60 条2項、68条1項	国土交通省都 市・地域整備 局総務課、市 街地整備課	市街地再開発事業に際して は、認可公告(都市再開発法第 60条2項)があった後に土地調 書・物件調書を作成することが要 求されている(第68条1項)。この ため、認可公告以前に危険除去 や文化財調査等の目的で事業 区域内の建物の解体を先行した 場合、当該建物について土地調 書・物件調書に記載することがで きず、権利変換に際して従前資 産として認められない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057094	(社)日本経済団体 連合会	94	A	共同住宅の附属駐車場の取り扱いについて【新規】	共同住宅の附属駐車場に関わる部分は住宅の用に供する部分と見なし、当該部分の容積の不算入を認めるべきである。		住宅用途の地階の部分と共同住宅の共用部分については容積不算入できるとされている半面、地下に附属駐車場が設置されている場合、当該駐車場への廊下やファンルームなどの部分は容積不算入とすることができない。これは当該部分を住宅用途とみなしていないためであると思われるが、住宅専用の建物の附属駐車場であれば住宅用途の地階或いは共用部と同列に捉えるべきである。	建築基準法第52条 第3項、第5項	国土交通省住宅局建築指導課	共同住宅で地下に附属駐車場がある場合の廊下等は、住宅の用に供する部分ではなく駐車場用途に供する部分とされ、容積の不算入が認められていない。
5057	5057095	(社)日本経済団体 連合会	95	A	建設業における国土交通大臣許可申請書類の提出方法の見直し【新規】	提出書類は、国土交通大臣宛に提出する「正本」のみとし、都道府県への「写し」提出義務は廃止すべきである。		国土交通省で受理された「正本」の内容は、「建設業者データベース」にオンライン入力されており、各都道府県は端末にて内容の閲覧が可能である。高度情報化社会が進展している今日、写しの提出義務の廃止によって、許可申請者のコスト削減が可能となる(会社によっては、届出書類作成に年間約100万円の業務委託費が発生しているが、部数削減によって年間20万円程度のコスト削減が見込まれる。全国展開している会社ほどコスト削減効果は大きい)。また、各都道府県においても書類保管スペースが削減できるといったメリットが見込める。因みに、宅建業者の大臣免許については、2001年までは写しの提出が求められていたが、データベースの開設と同時にこれが廃止されており、建設業許可においても同様の措置が採られてしかるべきである。	建設業法施行規則 第5条、7条、12条	国土交通省総合政策局建設業課	建設業における国土交通大臣許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに申請書を提出しなければならない(建設業法施行規則第5条)。必要書類(「許可(更新)申請」、「役員等の変更届」、「営業年度終了届」)の提出に際しては、正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一部数の写しが必要である(同7条、12条)。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057096	(社)日本経済団体 連合会	96	A	景観形成・土地の有効利用の観点からの 北側斜線制限・日影規制の見直し 【新規】	道路南側の敷地と北側の敷地で同じ高さ・形態の建物建築が可能となるよう、北側斜線制限、日影規制を見直すべきである。また、北側で商業系用途地域と隣接する敷地、もしくは、敷地内に用途境界線が存在し、用途境界線より北側が商業系用途地域である場合、北側斜線制限の適用除外とすべきである。		日影規制、北側斜線制限等により、道路の南北によって建築できる建物に違いがあるため、道路の両側の建物の高さが揃った整然とした街並の形成が阻害されている(加えて、日影規制は敷地を細分化することで高い建物を建てることができるといふ「抜け道」もあり、日影規制の機能自体を果たしていないケースもある)。また、商業地域に隣接する住居系地域では、日影規制や北側斜線制限よりも、土地の有効利用や街並の統一が優先されるべきである。本件は、地区計画を設定することで街並の統一感を確保することがもっとも望ましいが、併せて北側斜線規制、日影規制自体についても抜本的に見直すべきである。	建築基準法第56条1項3号、第56条の2	国土交通省住宅局建築指導課、都市・地域整備局都市計画課	東西方向の道路の両側に路線商業があり、北側の路線商業の裏に低層住宅、中高層住宅用途地域等住居系地域がある場合、当該住居系地域には北側斜線制限(建築基準法第56条1項3号)、日影規制(同56条の2)が適用される。このため、同じ路線商業でも北側(南側接道)の敷地は南側(北側接道)に比べ建物の高さ等の自由度が低く、土地の有効活用が妨げられているのみならず、道路の両側のスカイラインが揃わないチグハグな景観形成を助長する結果となっている。
5057	5057097	(社)日本経済団体 連合会	97	A	住宅に係る形式適合認定制度の 簡素化【新規】	軽微な部材(内装仕上げ材・設備機器等で大臣認定および個別認定を得ているもの)を追加する場合は新規申請扱いとせず、追加登録とする等の措置とすべきである。		内装仕上げ材や設備機器等の軽微な部材を追加する場合でも新規申請扱いとされ、建物全体について構造計算の実施や構造図面の添付が必要となるため、無駄かつ負担が大き。 全ての項目について審査を受けなくてはならず、時間を要するため、モデルサイクルの速い仕上げ材や設備機器については、形式適合認定審査を通過した時点には、既に旧製品になっているケースがある。 新規申請扱いになるため、認定申請費用のほか資料作成費等が高む(会社によっては年間数千円の負担増)。その結果は住宅価格に転嫁されることがある。	建築基準法第19条-41条、第68条の10、第68条の11	国土交通省住宅局建築指導課	建築物の形式適合認定(建築基準法第68条の10、68条の11)は、建築基準法第2章に定める「建築物の敷地、構造及び建築設備」に関する幅広い規定に適合していることを前提とする。このため、軽微な部材を追加する場合でも、これら全ての項目が新規申請扱いとなり、全ての項目について審査(期間6ヵ月程度)を受ける必要がある。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057098	(社)日本経済団体 連合会	98	A	住宅に関する次世代省エネ基準 の既築物件に対する適用[新規]	既築住宅に関しては開口部のみ、床下・天井のみなど、 一部分の断熱性の改善についても省エネ基準の判定が可 能な仕組みに変更すべきである。		<p>現在審議中の住生活基本法案においては、「量」から「質」 へ住宅政策を転換し、新築・既築を問わず良質な住宅ストック の流通を活性化させることが重要施策に位置づけられている。</p> <p>次世代省エネ基準に関しては、床下・天井・開口部・壁など すべての項目で基準を満たす必要があるが、既築住宅をす べての省エネ基準に適合させるために改修することは、居住 者の手間・費用・時間なども考慮すると現実的ではなく、部分 改修が一般的である。</p> <p>既築住宅の部分改修のケースにおいて、当該工事部分の 省エネ基準判定を可能とすることで、消費者(所有者)にとって 改修投資に対する安心感、信頼感を醸成し、改修の増加、つ まりは質の高い住宅の増加につながる。また省エネ改修を 行った既築住宅が流通した場合でも、省エネ性が当該住宅 の資産価値・信頼性を上げ、既存住宅市場の活性化も期待 できる。また省エネ改修によりCO2削減にも貢献できる。</p>	「住宅に係るエネル ギー使用の合理化 に関する設計、施 工及び維持保全の 指針」(平成18年 国土交通省告示第 378号)	国土交通省住 宅局	「住宅に係るエネルギー使用の 合理化に関する設計、施工及び 維持保全の指針」によれば、次 世代省エネ基準を満たすために は、新築・既築に関わらず、床 下・天井・開口部・壁などすべ ての項目で基準を満たさなければ ならない。
5057	5057099	(社)日本経済団体 連合会	99	A	住宅性能表示制度の見直し[新 規]	現在日本住宅性能表示基準に規定されているすべての 項目の評価を行う総合的な判定とは別に、耐震性に限定し た評価を行う「耐震判定」の仕組みを創設すべきである。		<p>耐震性に問題のある住宅は2003年現在、全国で1,150万戸 (うち木造住宅は1,000万戸)があるが(国土交通省推計)、耐震 化改修工事は進んでいない。耐震改修は他の改修に比べ、 ニーズ・緊急性は高いものの、住宅性能表示制度以外の公 的な判定制度は無く、全項目の検査を行うと、費用・手間が かかるため、耐震改修工事の需要を喚起できない。</p> <p>2003年現在約75%の住宅耐震化率を今後10年間で90%に 引き上げるという目標が掲げられている。利用者にとって比 較的手間が少なく、信頼性の高い住宅性能表示制度を活用 した耐震判定制度の創設により、耐震化率の向上に寄与で きる。</p>	住宅の品質確保等 の促進に関する法 律第3条 平成18年国土交通 省告示第379号「日 本住宅性能表示基 準」 建築物の耐震改修 の促進に関する法 律第3条	国土交通省住 宅局住宅生産 課、建築指導 課	住宅の品質確保の促進等に関 する法律に基づく住宅性能の評 価を行う場合に、平成18年国土 交通省告示第379号「日本住宅 性能表示基準」によって、地震な どに対する強さ(耐震性)、火災に 対する安全性、柱や土台の耐久 性、省エネルギー対策(温熱環 境)など新築住宅で計10分野29 項目、既存住宅で7分野22項目 について、すべて評価を行う必 要がある。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057100	(社)日本経済団体 連合会	100	A	廃棄物処理法に係る許可手続の 簡素化・電子化	<p>産業廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の異動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。</p> <p>廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日)において、廃棄物処理法上の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化にむけた取組みを開始する」と記載されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の簡素化に資する情報システムの構築を早期に実現すべきである。</p> <p>その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で許可を取得する場合には、ある一つの地方公共団体で手続を行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。(*)</p>	(*) 産業廃棄物処理業に係る許可権限をより一層広域化すべきであり、都道府県単位やさらにブロック化した地方単位に集約すべきである。	<p>大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の異動がある度に、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員についても、添付書類を求めるとは非常に負担感が大きい。個人情報保護法の施行等個人情報の扱いが厳格になっている折、添付書類の提出を必要最小限とすべきである。とりわけ廃棄物収集運搬業者は多くの地方公共団体の許可を有しており、その事務手続きは膨大である。</p> <p>将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p> <p>2005年5月18日に公布された改正法では、保健所設置市による事務処理の仕組みが見直されたが、依然として中核都市が政令で指定されており、廃棄物処理法に係る許可権限のさらなる広域化が望まれる。(**)</p>	(**)せめて、都道府県およびいわゆる政令指定都市への集約化、さらには、許可手続の電子化と併せて、都道府県をブロック化した地方単位への集約化も検討すべきである。	環境省大臣官 房廃棄物・リサ イクル対策部	産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得する必要がある。また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。
5057	5057101	(社)日本経済団体 連合会	101	A	「木くず」の処理における廃棄物処 理法上の扱いの弾力化	<p>右記の「木くず」を処理するにあたっては、廃棄物処理法の規定に則して、一般廃棄物として処理することを原則としつつ、地方公共団体の特段の事情でこれらの一般廃棄物を処理することが困難である場合、または、確実にリサイクルできるときは、産業廃棄物として処理の委託ができるように、実務上の扱いを弾力化すべきである。</p>		<p>右記の「木くず」は、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、市町村が責任を持って処理することが規定されているにもかかわらず、地方公共団体によっては引き取らない、あるいは処理する一般廃棄物処理業者がないケースが多々ある。とりわけ、2003年の廃棄物処理法の改正により、「一般廃棄物は一般廃棄物処理業者に委託しなければならない」との規制が明確化され、これに違反すると罰則が適用されることから、事業者は、遵法性の観点からも実務上対応に苦慮している。</p> <p>そこで、実情に即して、上記要望の通り、取扱を弾力化すべきである。</p> <p>また、これらの「木くず」を産業廃棄物としてリサイクルする場合には、再生利用認定制度などの特例措置を簡素かつ迅速な手続で適用できるような仕組みを構築すべきである。</p>	<p>廃棄物処理法第2条 「廃棄物の処理および清掃に関する法律の疑義について」(昭和54年11月26日 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行について(平成15年11月28日 環廃対発第031128002号 環廃対発第031128006号)</p>	環境省大臣官 房廃棄物・リサ イクル対策部 廃棄物対策課	<p>工業製品等の製造業者や運送事業者が使用後に不要となったパレット・コンテナ等に代表される、いわゆる「木くず」については、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、地方公共団体が処理しなければならないと規定されている(廃棄物処理法で指定されている業種を除く)。</p> <p>しかしながら、引き取りに条件や量的な制限を設けたり、焼却炉の能力不足などを理由に引き取らない地方公共団体もあり、産業廃棄物として処理せざるを得ないケースも多い。</p> <p>また、一般廃棄物処理業者による処理の場合、市町村合併が行われても、旧市町村の範囲内の廃棄物のみしか扱わない場合もある等、市町村をまたがった広域的な処理が困難であり、リサイクルしにくいのが現状である。</p>



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5057	5057102	(社)日本経済団体連合会	102	A	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	<p>廃棄物処理法に係る許可の欠格事由について、規制改革・民間開放推進3か年計画(2006年3月)において、「学識経験者等からなる検討会を設け、欠格要件の必要性の見直し等について、平成18年度を目途に結論を出す」とされていることは評価できる。具体的にどの取消事由によって許可の取消が行われたのか等、きめ細やかな現状分析を行うとともに、大局的な見地から検討を行い、下記要望事項が実現されるよう措置すべきである。</p> <p>欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは廃棄物処理法の許可のみとし、廃棄物処理施設の許可については「裁量的取消し」(「取り消すことができる」とすべきである。</p> <p>その他環境関連法令違反については、施設許可のみならず、業の許可についても「義務的取消し」の対象外とし、「裁量的取消し」とすべきである。</p> <p>法人の役員または政令使用人が、交通事故等の私的な事故により禁錮以上の刑に処せられた場合については、義務的取消事由の対象外とすべきである。</p> <p>処理業の許可を受けたものが法人である場合に欠格要件が適用される役員等の範囲について、株式会社の監査役は対象外とすべきである。</p> <p>また、「5%以上の株式所有者もしくは出資者」が、欠格要件に該当する「役員等と同等以上の支配力を有すると認められる者」であるかは、総合的に判断すべきことを明確化すべきである。</p>	<p>*「要望理由続き」 法人の役員または政令使用人が、例えば交通事故等の私的な事故によって禁錮以上の刑に処せられる可能性は否定できないことから、本事由についても義務的取消の対象外とすべきである。</p> <p>悪質な処理業者の黒幕を排除する目的で、欠格要件に該当する者の範囲を「法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者」と定めている。しかしながら、株式会社の監査役は、制度上、取締役や執行役等の業務執行を監督する立場にあり、監査役を取締役や執行役に準ずる支配力のある者として欠格要件の対象とするのは行き過ぎである。</p> <p>「5%以上の株式所有者・出資者」についても、相対的な株式・出資状況により判断すべきである。</p>	<p>2003年の廃棄物処理法改正の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。悪質な廃棄物処理業者に対する行政処分は処理業の許可の取消しで可能であり、主に施設の技術上の基準について審査する(法第15条の2)「廃棄物処理施設の許可」まで、「義務的取消し」とする必要はない。近年、製造事業者が、生産施設等を活用して、自己又は他者の廃棄物処理を行うために、廃棄物処理法上の施設あるいは業の許可を取得しているケースが多い。そのため、欠格要件に該当した場合に自動的に許可が取消されると、自らの廃棄物処理のために廃棄物処理施設の許可を有する製造事業者は、廃棄物の自己処理ができなくなる。とりわけ、製造工程から廃棄物処理施設まで一連のプロセスになっている場合、製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる。全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、欠格要件が全事業所にまで適用され、当該製造事業者の生産活動に致命的な影響を与え、ひいては日本経済に少なからぬ影響を与える。また、生産施設を活用して他者の廃棄物も受け入れて廃棄物処理業を行なっている製造事業者は、本来の生産活動ができなくなる。全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、欠格要件の適用が全事業所に波及する。</p> <p>したがって、施設の許可まで「義務的取消し」とすると、廃棄物の適正処理ならびにリサイクルの推進が阻害されてしまう。</p> <p>規制の現状欄に示した9つの環境関連法令違反には「義務的取消し」が適用される。「その他環境関連法令」に違反する事態は本来あってはならないが、製造事業者の通常の事業遂行過程と密接に関連するので、過失や事故等で法令違反を犯す可能性は否めない。過失や事故で「その他環境関連法令」に違反した場合の処置と、暴対法、暴力行為等処罰法、刑法の暴行、傷害、脅迫等を犯した場合の処置が同等であることに対して疑問がある。以上から、環境関連法令違反について、違反法令に基づく罰則に加えて、廃棄物処理法の許可の義務的取消要件とすることは見直すべきである。*</p>	<p>廃棄物処理法第15条の3第1項、第14条第5項第2号イ、第7条第5項第4号ハ 廃棄物処理法施行令第4条の6</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>	<p>2003年12月施行の改正廃棄物処理法により、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第7条第5項第4号または第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当するときは、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」(「義務的取消し」)ことになった。</p> <p>その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令( )違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も自動的に取り消される。その場合、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することができない。</p> <p>その他の環境関連法令： 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法</p>
5057	5057103	(社)日本経済団体連合会	103	A	広域認定制度における取扱の明確化と手続の簡素化	<p>情報処理機器及び通信機器に係る広域認定制度については、技術的に適正なりサイクルが可能であり、製造事業者等による処理が確実な同一性状の他社製品の回収についても、広く認めるべきである。</p> <p>広域認定制度における産業廃棄物処理の委託契約(再委託する場合も含む)については、廃棄物処理法上の委託契約基準の適用を除外すべきである。少なくとも、例えば、運搬の最終目的地の所在地の記載や、処分施設の処理能力、その他添付書類などについて、大幅に軽減すべきである。</p>	<p>*「要望理由続き」 広域認定制度は、製造事業者の拡大生産者責任の概念に基づいて、製品の回収と処理を促進することが目的である。認定に際しては、製造事業者を中心とする収集運搬・処理方法が確立されていることを示しており、製品ユーザーである排出事業者が処理プロセスを管理することや、一般の産業廃棄物処理のような排出者責任を追求しているものではない。類似のしくみとして、家電リサイクル法に基づいてブラウン管テレビを排出する場合には、産業廃棄物処理業の許可業者等への委託や委託基準を適用しないことになっている。(特定家庭用機器再資源化法第50条第3項)また、通常の産業廃棄物処理とは異なり、認定事業者は、全国多数の排出事業者(場合によっては1回限り)からの処理を受託しており、全ての排出事業者との間で、廃棄物処理法の委託基準に基づく契約を締結することは、非常に膨大な事務手続きが必要となり、運用上の妨げにもなっている。</p> <p>さらに、同認定制度では、認定対象物のみを扱うものであり、再委託を行うことを前提として認定されているケースもある。したがって、廃棄物処理法が規定している、再委託に関する承諾や再委託者への書面交付手続は不要とすべきである。</p>	<p>情報処理機器及び通信機器の回収現場では、下記のようなケースが多々発生している。</p> <p>ア. 製品リリース時において不要となる製品が全て他社製品である場合 ネットワークシステムの入替(更新)に伴う自社製品への置き換え時に、古いパソコンやサーバの引取を依頼されたが、それらが全て他社製品であった。</p> <p>イ. 排出者から回収・処理委託(のみ)を受けた製品が他社製品(認定を受けている廃棄物の範囲の製品と同一性状)である場合 ユーザーから他社製品(パソコン)のみの回収を依頼された。</p> <p>ウ. 自社製品と一体的に販売される他社製品(付属製品)がある場合 パソコンの回収依頼を受けた際、自社で販売した他社製品のパソコンラックが入っていた。</p> <p>内部部品も類似し、処理も一定の方法が確立している情報処理機器及び通信機器については、他社製品を同時に回収しても適正に回収・リサイクルすることが可能である。他社製品を扱うことを可能とした場合に、排出者の利便性が向上するとともに、リサイクルの範囲拡大と効率化が促進される。</p> <p>とりわけ、情報処理機器及び通信機器の製造事業者が、製品やそのシステムを販売・納入する場合、契約または入札の条件として、新規製品の設置工事とともに排出者が使用していた古い機器の撤去工事及びその廃棄物処理(収集・運搬、処分)を一括して受託することが、商慣習上も一般的である。この場合、古い機器類(廃棄物)は、製造事業者が納入する新規製品と同一性状の製品ではあるが、それら全てが他社製品の場合もある。</p> <p>したがって、製造事業者等による処理が確実な同一性状の製品については、自社製品と他社製品が混合した場合のみではなく、撤去対象が全て他社製品の場合であっても、広域認定制度において製造事業者が処理を受託できるようにし、実情を踏まえた運用を行うべきである。</p> <p>なお、関係他社と共同で広域認定を取得した場合は、その後に、認定内容に係る変更事由等が各社に生じた場合、それぞれの変更申請を関係他社と共同で行わなければならない。</p>	<p>廃棄物処理法施行規則第12条の12第8号 廃棄物処理法施行令第6条の2第3号、第6条の12 同施行規則第9条第4号、第8条の19第5号、第8条の4、第8条の4の2</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>	<p>広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、認定された者が「製造加工又は販売を行った製品」に限定されている。ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いことから、政省令改正の際に、実態を踏まえた運用を行うよう関係業界から要望したところ、パブリックコメントに対する環境省の回答や広域認定制度の手引きでは、他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら実際の認定証には、「やむを得ず混入してしまった」場合など非常に限定したケースしか、他社製品の回収が認められないことになっている。</p> <p>2003年度の要望を受けて政府より発出された他社製品に関する見解は以下のとおり。 1)パブリックコメント:「本制度においては、製造事業者等が同種の他社製品が廃棄物となったものを含めて処理する行為も対象となる。」 2)広域認定制度申請の手引き(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 発行):(* *)</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057104	(社)日本経済団体連合会	104	A	再生利用認定制度における収集運搬に係る規制の緩和	「再生利用認定制度」において、再生利用認定を受けた事業者が、再生資源を自らの施設に搬入するために、廃棄物の収集運搬を委託する場合は、委託先業者の廃棄物処理法上の収集運搬許可の取得を不要にすべきである。少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合について、許可を不要とすべきである。	(*)上記の規制緩和が実現した場合、再生利用認定事業者は、製品の出荷に利用した帰り便等を利用して再生原料となる廃棄物を取りに行くことが可能となり、広域かつ効率の良いリサイクルの仕組みの構築が可能になる。	再生利用認定は主として「対象物」及び「処理方法」の認定であり、認定を受けた「対象物」は、再生されることが確実な物として、廃棄物として扱う必要がないよう処理に関する許可の規制は緩和されている。 しかし、再生利用認定事業者が対象物である再生原料を取りに行く(行為(収集運搬))を自ら実施する場合には、収集運搬に関する許可を不要としているが、他人に委託する場合には収集運搬業の許可を有する者に委託しなくてはならない。容器包装リサイクル法の規定では、再商品化事業者は、収集運搬業の許可を取得しなくとも、一般廃棄物を地方公共団体へ取りに行きリサイクル施設に搬入することができる。また、家電リサイクル法でも、再商品化に必要な運搬行為に廃棄物収集運搬業の許可は不要である。 再生利用認定制度においても同様に収集運搬の許可を不要とすべきである。少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合、委託先に対する指導監督権を及ぼすことが可能であることから、許可を不要とすべきである。(*)	廃棄物処理法第15条の4の2 容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律)第37条 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)第49条	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	産業廃棄物の「再生利用認定制度」においては、環境大臣の認定を受けた再生利用事業者は、廃棄物処理法上の処理業ならびに処理施設の許可取得が免除されている。しかしながら、再生利用事業者の施設まで再生資源を運搬する行為については、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可が必要となる。
5057	5057105	(社)日本経済団体連合会	105	A	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ」のひとつとして、これを輸入する手続の緩和措置を講じて資源循環を促進すべきである。		上記( )のものは、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。 ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。 2005年4月に日本で開催された3Rイニシアティブ閣僚会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。現状では、わが国からアジア諸国に再資源化技術を供与することは、現地国の規制や経済状態等の条件から困難を伴うことが多い。したがって、まずは上記の輸入に係る規制を緩和することにより、わが国はアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべきである。	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 経済産業省産業技術環境局環境政策課	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後に、使用済み触媒やめっき液などが発生する。これら( )は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、環境に負荷をかけずに有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようすると、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に2ヵ月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要することから、ビジネスチャンスを失うこともある。 2006年3月の「3Rイニシアティブ高級事務レベル会合」においても、3R推進の成功事例やこれらを推進していくためのポイントとして、「製造設計段階から廃棄物管理に至るまでの総合的アプローチ」等の取り組みが挙げられたが、現状関係国間では実現されていない。 生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。 プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、 使用済触媒、めっき液等

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057106	(社)日本経済団体連合会	106	A	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制等の見直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。		事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けてしまう。 最近では、リサイクルの進展により、域外からのリサイクル処理案件が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出事業者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で処分してしまうケースもあり、循環型社会の構築を阻害する原因となっている。	地方公共団体の指導要綱	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 地方公共団体	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。 都道府県によっては、リサイクルを推進するため、一定の基準を満たすマテリアルリサイクル施設の設置について、住民同意を不要とする指導要綱の改正を行っている。
5057	5057107	(社)日本経済団体連合会	107	A	産業廃棄物収集運搬業許可に係る取扱いの徹底(新規)	産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないよう、地方公共団体への指導を徹底すべきである。 積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないよう、地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。 また、貨物・港湾における、積替え・保管の取扱いについて、平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の運用を、地方公共団体に対して周知徹底すべきである。	(*)住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たないような少量単位で排出されるもののリサイクルは進まない。また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈について、地方公共団体に周知徹底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。	輸送業務は典型的な受注産業であり、いつどの顧客からどのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握することは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理するために不可欠である。許可更新時に排出事業者からの排出計画に関する書類が添付できずに、当該種類の産業廃棄物の収集運搬許可を削除され、例えばその翌月に当該種類の運搬を受注しても、そこからまた2~3か月をかけて、許可変更の申請を行うようなことのないようにすべきである。 なお、地方公共団体の作成する申請者向け説明資料等にも、新規許可申請、更新許可申請の区別なく、上記書類の添付を要する旨が表記されているものがある。 また、積替え・保管施設を設置・変更する場合に、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を申請要件とする地方公共団体がある。動脈物流において輸送の効率化を図るためには、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、このことは、動脈物流を通じて広く消費された後の物を集める静脈物流においても同じである。(*)	廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続においては、取扱う廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画の概要を記載した書類」の添付は不要とされている(廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。しかしながら、地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の役職・氏名)を記載させるところがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時に「事業計画の概要」の提出を求めている。さらに、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消す措置が取られることがある。 積替え・保管施設の設置・変更にあたって、地方公共団体から周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知により、貨物駅又は港湾における積替え・保管の定義が明確化され、貨物駅または港湾において輸送手段を変更する作業のうち一定の要件を満たす作業は、コンテナ輸送による運搬過程と捉えらるべきとされた。(*)

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057108	(社)日本経済団体 連合会	108	A	産業廃棄物焼却炉の白煙・紫煙 対策の実施に伴う 許可変更手続の緩和[新規]	廃棄物焼却炉の白煙または紫煙対策のために行われ る、排気ガスの空気希釈処理等の改善行為については、廃 棄物処理施設の軽微な変更該当するものと扱い、許可 変更手続を不要として、届出のみとすべきである。		都市部に設置されている焼却炉について、景観上からも環 境負荷が多い設備であると地域住民から認識されがちであり、白煙・紫煙対策を実施することは、地域住民の不安感を 軽減する効果がある。 白煙・紫煙対策は、主に排気ガスの加熱・冷却や、空気 による希釈によって行う。これらの方法は、直接近隣の生活環 境に影響を与えるような環境負荷を増大させるものではな い。 ところが、既設の焼却炉の白煙・紫煙対策を実施するには、 環境アセスメントをはじめ多大な作業と期間を要するため、逡 巡している事業者も多く存在している。 上記要望が実現された場合、周辺住民の期待が高い廃棄 物焼却炉の白煙・紫煙対策が促進される。	廃棄物処理法第15 条の1の5 廃棄物処理法施行 規則第12条の8第1 号、第4号、第5号、 第12条の10の2	環境省大臣官 房廃棄物・リサ イクル対策部	産業廃棄物処理施設の変更にあたっては、都道府県知事の許可を得なければならないが、廃棄物処理法施行規則で定める軽微な変更の場合は届出のみでよいとされている。 廃棄物焼却炉から発生する白煙や紫煙に対する景観改善のため、排気ガスを空気で希釈する対策が一般的に行われている。 この場合、結果的に、送り込んだ空気の分だけ排気ガス量が増加するため、施設許可の変更手続が必要とされる。これに伴い、添付書類として、環境省令で定める当該産業廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査、いわゆる「環境アセスメント調査」の結果を提出しなければならないため、調査に非常に多くの事務作業と期間を要している。
5057	5057109	(社)日本経済団体 連合会	109	A	廃棄物処理施設の設置に伴う都 市計画審議会の関与のあり方の 見直し	廃棄物処理施設の新築又は増築に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大 するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対し、引き続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円 滑に整備できるようにすべきである。 もしくは、都市計画法に定める一定の用途地域内(例え ば、工業専用地域、工業地域など)におけるリサイクル施設 の新築又は増築については、都市計画審議会の承認を要 する行為の対象外とすべきである。		都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されな いため、建築基準法に基づく諸手続きを済めるのに非常に長い 時間がかかり、廃棄物処理施設の設置が円滑に進まない。 とりわけ、リサイクル施設であれば、焼却や埋め立てを伴わ ないようなマテリアルリサイクル(木くず、がれき類、廃プラ 等)であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さら には地方公共団体によっては近隣住民の同意を要する場合 がある。 少なくとも、「再生利用工場」として循環型社会の形成に寄 与する施設については、工業専用地域、工業地域等の一定 の用途地域内においては、すみやかに設置できるようにすべ きである。	建築基準法第51条	国土交通省住 宅局市街地建 築課 環境省大臣官 房廃棄物・リサ イクル対策部	一定規模以上の廃棄物処理 施設の新築または増築にあつ ては、リサイクル施設であつ ても、廃棄物処理法に基づく許可申請のほか、建築基準法に 基づいて、都道府県都市計画審 議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計 画審議会の開催が不定期で、な かなか開催されないのが実情で あるとともに、法的な根拠がない にもかかわらず、地方公共団体 から周辺住民の同意を取り付け ることを求められることがあり、 廃棄物処理施設の設置が進ま ないのが現状である。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057110	(社)日本経済団体 連合会	110	A	騒音規制法ならびに振動規制法 の特定施設の見直し	<p>騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「平成17年度に、スクリー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設定して検討を行う」旨、盛り込まれており、上記の要望が実現するよう確実に措置すべきである。</p>		<p>騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。</p> <p>従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリー式圧縮機は対象外とすべきである。</p>	<p>騒音規制法第6条、同法施行令第1条別表第一 振動規制法第6条、同法施行令第1条別表第一</p>	<p>環境省環境管理 局大気生活 環境室</p>	<p>騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。</p> <p>その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。</p> <p>同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。</p> <p>その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。</p>
5057	5057111	(社)日本経済団体 連合会	111	A	水質汚濁防止法・大気汚染防止 法における特定施設等に係る届出 の緩和	<p>水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。</p>	<p>(*)工事着工30日前までの計画の届出が規定されている労働安全衛生法、電気事業法、ガス事業法の届出内容と比べても、その審査・確認作業に2倍の日数を要するとは考えにくい。</p> <p>以上の状況を踏まえ、実審査に60日間を要している案件の要因分析を行い、長期間の審査を必要とする傾向のある施設・設備に関する条件・情報を取りまとめて、これを地方公共団体に開示することなどにより、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」をすべきである。</p> <p>企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながらない。</p>	<p>着工の約30日前までに、発注先、機器の仕様、工程が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。</p> <p>現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる設備や体制が整えられた状況では過剰なものと言える。スピード経営が求められる時代において、60日間もの期間は非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合せて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。</p> <p>環境省は、1999年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、法に基づく実施制限期間の短縮措置をとるべく、積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている(環境省資料 2003年4月)</p> <p>例えば、ばい煙発生施設の届出書類で確認可能な内容(工事者氏名、所在地、施設の種類、施設の構造、使用の方法、処理の方法)では、(*)</p>	<p>水質汚濁防止法第9条 大気汚染防止法第10条、第18条の9</p>	<p>環境省環境管理 局水環境部 環境管理課</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。この期間を短縮するには、都道府県知事の認可を得る必要がある。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057112	(社)日本経済団体 連合会	112	A	保安法令の重複適用の排除	<p>装置を構成している個々の機器・設備が、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。早期に措置することが困難な場合は、少なくとも、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用すべきである。</p> <p>そのためには、まず改造・増設を伴わない変更(維持補修等)について、法令の重複適用を解消すべきである。さらに、以下の点についても検討すべきである。</p> <p>設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行</p> <p>技術的事項(設備設置、検査等)に関する法令の性能規定化</p> <p>国際整合性のとれた保安規制の整備</p>		<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法による現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的にそぐわない。</p> <p>「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安4法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においても、「再度(中略)検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る」とされている。</p> <p>一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、形式規定から性能規定へと変更することで民間企業の先端技術を用いることが可能になり、規制を国際的に整合性がとれたものにする事で事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>	<p>消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等 災害防止法</p>	<p>総務省消防庁 危険物保安室 経済産業省原子力安全保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管するので、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受ける。</p> <p>例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態なので、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行わなければならない。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)</p> <p>こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなり、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられる。</p>
5057	5057113	(社)日本経済団体 連合会	113	A	石油コンビナート等災害防止法の 機能性規定化の推進	<p>防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から性能規定へと転換し、新技術の導入を可能とすべきである。</p>		<p>新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせた防災体制の高度化を図ることができない。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においても、防災資機材については、随時必要に応じた見直しを行う等により、可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしており、早急に性能規定化を進めるべきである。</p>	<p>石油コンビナート等 災害防止法第8条、 15条、16条 石油コンビナート等 災害防止法施行令 第7～13条、15条、 16条、19条、20条 石油コンビナート等 における特定防災 施設等及び防災組 織などに関する省 令</p>	<p>総務省消防庁 特殊災害室</p>	<p>防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。安全性や性能の実証試験、シミュレーション、消火実績をデータで説明しても、仕様規定を満たしていないとの理由で、新技術を導入できないことがある。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057114	(社)日本経済団体 連合会	114	A	1-S型泡放射砲のリング火災への 適用	リング火災の消火に対して、1セット目から大型高所放水車の代替として、1-S型泡放射砲の使用を認めるべきである。		<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車で地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがかねないなど、効率的な消火が困難である。</p> <p>1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。海外における実証事例では、消火に要する時間は、2～3分という結果もある。</p> <p>また、1セット目からの適用に関して、防災要員がタンク上部に上がる際の安全性については、耐熱服を着用した場合の輻射熱の影響について実験データを得ており、また機材の設置についても、安全装置を備えたリフター設置の実験を実施しており、1-S型泡放射砲による迅速かつ着実なリング火災の消火は可能と考えられる。</p> <p>なお、消防庁「石油コンビナート等防災体制検討会」(2003年10月20日)は、1-S型泡放射砲の1セット目からの適用については、今後の技術革新または開発の動向に応じて、今後とも技術的な検討を継続していくこととする、という答申を纏めている。</p>	石油コンビナート等 災害防止法施行令 第8条	総務省消防庁 特殊災害室	タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。複数の3点セットを保有する場合、2セット目以降については、1-S型泡放射砲を大型高所放水車と代替することが認められているが、1セット目からの適用は認められていない。
5057	5057115	(社)日本経済団体 連合会	115	A	労働安全衛生法の認定制度における 自主検査の導入	労働安全衛生法に定める認定制度に自主検査を導入し、自主検査を基本としている高圧ガス保安法の認定制度との整合を図るべきである。		<p>事業所の安全管理、設備管理は装置ごとに行っているが、検査主体は装置を構成する設備毎に異なるため、事業所運営の効率低下を招いている。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「一定の安全基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に検討する」とされているが、明確な時期や内容が示されていない。</p>	労働安全衛生法が イラー及び圧力容 器規則第38条、第 40条、第75条	厚生労働省労働 基準局安全 衛生部安全課	労働安全衛生法の認定制度の性能検査は性能検査代行機関が行うこととされており、事業者が自主検査で判断することができない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057116	(社)日本経済団体連合会	116	A	消防法の認定制度の範囲拡大ならびに自主検査の導入	<p>範囲の拡大 認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張検査および保安検査まで拡大すべきである。</p> <p>自主検査の導入 さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。</p> <p>当面の措置として、事業者の検査結果で問題がない場合は、その時点で施設の仮使用を可能とすべきである。</p>		<p>高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査が認められている。他方、消防法では認定事業者制度が導入されているが、認定の範囲の狭さや、求められる要件、提出資料の多さから現状ではメリットが十分とはいえない。さらに、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。</p> <p>経済産業省、厚生労働省、消防庁で検討された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会の最終報告(2000年11月)でも、検査機関等の相互乗り入れ、民間検査機関への門戸開放、検査機関等の要件の共通化の方向で検討されることとなっており、整合化を図るべきである。</p>	「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」(平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号)	総務省消防庁 危険物保安室	<p>範囲の拡大 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1,000kl未満のタンクに制限されている。</p> <p>自主検査の導入 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。</p>
5057	5057117	(社)日本経済団体連合会	117	A	引火性液体危険物の定義の見直し	<p>引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。</p> <p>引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「GHS化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどとしており、各国並に見直すべきである。</p>		<p>世界各国(英、仏、独、蘭、米等)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。</p> <p>他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが嵩み、負担となっている。「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(2005年8月12日)では「日本における危険物保安の観点、から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明確である。</p> <p>わが国も参加している国連のシステム「GHS化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。</p>	消防法第2条	総務省消防庁 危険物保安室	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057118	(社)日本経済団体 連合会	118	A	タンク底板溶接部検査の省略	タンクの保安検査、内部点検は、底板溶接部の検査についてはタンク製作時または一度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとすべきである。		「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(2005年8月12日)では、溶接部欠陥が「今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破壊の要因となる可能性を有する」とされている。しかし、応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出し入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても、100年要するとの結果が得られている。また、同回答では「保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見されている現状にある」とされているが、そのような事実は認められていない。海外においては、タンクの溶接部を定期的に検査している国はなく、タンク製作時に全溶接線を一括して検査しているだけである。	消防法第14条の3、第14条の3の2危険物の規制に関する政令第8条の4第6項危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防危第56号)	総務省消防庁 危険物保安室	タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。
5057	5057119	(社)日本経済団体 連合会	119	A	消防法および高圧ガス保安法が重複適用される安全弁の分解検査周期の見直し【新規】	高圧ガス保安法および消防法が重複適用される安全弁の分解検査周期は、高圧ガス保安法の周期である2年とすべきである。		高圧ガス保安法においては、安全弁の分解検査周期は、2年(機器によっては4年)となっており、消防法においても整合をとるべきである。	消防法第14条の3の2 高圧ガス保安法第35条の1 コンビナート等保安規則第14条 製造施設の位置、構造及び設備ならびに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める規則第14条	総務省消防庁 経済産業省 原子力安全保安院 保安課	消防法が適用される安全弁の分解検査周期が1年であることに対して、高圧ガス保安法が適用される安全弁の分解検査周期は2年(機器によっては4年)となっている。したがって、両法規が重複して適用される安全弁の分解検査周期は、短い方の1年となっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057120	(社)日本経済団体 連合会	120	A	自主的に設置する消防用設備等 における点検基準の緩和[新規]	消防法および消防法施行令に基づく消防用設備等の設置・維持基準を既に満足している施設において、さらに自主的に設置した自動消火設備等の消防用設備については、自主的な点検(点検項目、点検周期、点検報告等)で実施できるよう点検基準を緩和すべきである。		「消防用設備等の設置基準」に基づいて当該消防用設備を設置するうえに、自主的に自動消火設備等の消防用設備を設置している施設がある。当該消防用設備は告示の点検基準に基づき点検を実施し、消火性能等の維持に努めていることから、自主的に設置している自動消火設備等の消防用設備の有無に関わらず、既に消防法および消防法施行令の規定を満たした消火性能等を有する施設になっている。そのため、自主的に設置した自動消火設備等の消防用設備については、自主的な点検(点検項目、点検周期、点検報告等)に基づいて設置者責任による点検を実施することができる。	消防法第17条、第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 消防法施行令第8条～第29条の4 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年5月31日消防庁告示第9号) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)	総務省消防庁	山頂無線中継局舎等は消防法施行令第13条で定める自動消火設備(不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等)を設置しなければならない施設には該当していない。 しかしながら、消防法施行令第13条に該当しない山頂無線中継局舎等であっても、事業者が自主的に自動消火設備を設置している場合がある。 この場合、自主的に設置した消防設備にも拘わらず、消防庁告示第9号と第14号に基づき点検を実施するよう指導されている。
5057	5057121	(社)日本経済団体 連合会	121	A	有線電気通信設備の届出における事項書の記載省略化	有線電気通信法第3条2項に規定する「二人以上の者が共同して設置するもの」、「他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの」、「他人の通信の用に供されるもの」のいずれかで有線電気通信設備を設置する場合の届出の事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)において、「設備の概要」の記載を省略すべきである。		事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)の「設備の概要」の項目に記載する「交換機」、「増幅器又は光電変換器」、「保安装置」、「線条」および「電柱」の種類については、事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第3)に添付する回線図に記載することで設備の構成と種類を把握することが可能であることから、事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)に記載する「設備の概要」については記載を省略しても問題がない。	有線電気通信法第3条、第3条の2項 有線電気通信法施行規則別紙様式第2、別紙様式第3	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	有線電気通信設備が「二人以上の者が共同して設置するもの」、「他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの」、「他人の通信の用に供されるもの」のいずれかに該当する場合、有線電気通信法第3条2項に基づき、同法第3条1項に規定する「有線電気通信の方式の別」、「設備の設置の場所」、「設備の概要」の事項のほか、その使用様態その他総務省令で定める事項を併せて総務大臣に届け出なければならない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057122	(社)日本経済団体連合会	122	A	工事を要しない有線電気通信設備の変更における届出の廃止[新規]	有線電気通信設備の変更において、当該設備の工事を要しない場合については届出不要とすべきである。		工事を要しないときの変更とは、実際には、届出者の法人格が同一のまま、単なる社名変更、事業所名称変更および住所表記変更のみであることから、この場合の変更については届出不要とし、変更元の法人格が一般的に取引先や関係会社等に社名や住所等の変更を案内する文書等を総務省等関係機関へも案内することで変更届の代用とし、その案内を既に申請している届出書に添付することで手順の簡素化が可能である。	有線電気通信法第3条	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	有線電気通信設備の届出事項を変更する場合、当該設備の工事を要しない場合についても、有線電気通信法第3条に基づき「変更の日から二週間以内」に総務大臣に届け出なければならない。
5057	5057123	(社)日本経済団体連合会	123	A	移動体向け放送サービスの提供に伴う法制度・ガイドラインの見直し[新規]	電気通信役務利用放送法及び総務省令で定める電気通信役務利用放送に、移動体向け放送も含めるべきである。「放送サービス」提供の場合のMVNOに対し、インフラ/サービス提供が公正に行われるようガイドラインを見直すべきである。		通信インフラを利用した移動体利用者向けの「放送サービス」は、用いられる技術等は「通信」に該当するが、実際のサービスは不特定多数が同時に同じ情報を取得する「放送」サービスである。放送事業者が、移動体サービスにおいても「放送サービス」を行うことを法制度上も担保することで、移動体向けサービスの多様化及び新たなビジネス創出につながると考える。 また、放送事業者が、通信インフラ・技術を用いた「放送サービス」の実施を希望しても、実際に通信設備を保有する通信事業者が設備の提供を行わなければ、「放送サービス」は提供できない。サービスの多様化及び新たなビジネス創出を促進し、幅広い移動体向け放送サービスを実現するためには、自ら通信インフラを所有しない放送事業者が、既存及び新規通信事業者からインフラ/サービスの貸与を受けてサービス提供ができる制度環境が必要である。そこで、通信設備を保有する通信事業者から、「放送サービス」を希望するMVNOに対して設備の提供が公正に行われるよう、ガイドラインを見直すべきである。	電波政策ビジョン(2003年7月) 周波数の再編方針(2003年10月) 周波数再編のアクションプラン(2004年8月、2004年10月) 電波法、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、放送法、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン(2004年4月)	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	総務省は、世界最先端のワイヤレスブロード環境を構築するため、周波数の再編割当を行っている。中でも、移動体サービス向けに1.7GHz帯及び2GHz帯で3社に周波数割当を行い、また今後2.5GHz帯や700Mhz帯、1.5GHz帯でも周波数の割当を行う予定である。こうした新規移動体通信サービスにおいて、不特定多数が同時に情報を取得する「放送サービス」が計画されているが、電気通信役務利用放送の対象は衛星放送及びケーブルテレビ放送であり、移動体サービスが含まれていないため放送としてのサービス提供を行うことができない。また、通信インフラを持たない放送事業者がMVNO(仮想移動通信事業者)としてサービス提供を行うことも想定されるが、現行のガイドラインは電気通信事業者による移動体サービスを提供することを想定しているため、放送事業者がMVNOとしてサービス提供を行うことが出来ない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057124	(社)日本経済団体 連合会	124	A	小電力データ通信システムの無線 局における空中線の追加認証手 続の見直し(新規)	例えば、既認証において認められている利得より小さいなど、一定の条件下で新たなアンテナを接続する場合には、再度の認証を不要とするか、あるいは認証の対象としても認証番号の変更は不要とすべきである。 また、再度の認証が不要とされている、「当初の認証の際に一定の条件を満たす空中線が想定されている」事例について明確にすべきである。		新たなアンテナの追加に伴い、企業はその都度、認証費用を払い、認証を受け、新たな認証番号を製品に表記しなければならず、大変なコストと手間が伴うとともに、新製品の市場投入が遅れることにもなる。 認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合には、それらを含めて当初に認証を受けることで、再度の認証を不要とできるものの、「一定の基準」が明確ではないため、実務上、機種が変わる毎に、新たな認証番号を再取得せざるをえない。 そもそも、海外では多くの国がアンテナの変更による新たな認証を不要としている。	電波法第2条、第38条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第8条、第20条、第27条、第36条	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課	技術基準適合証明等の認証を受けた無線設備について、変更の工事がなされた場合には、変更前の認証等は効力を有しない。ただし、当初の認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合は、それらを含めて認証を受けることで、再度の認証を不要とすることが可能であり、認証番号についても、当初の番号を変更せずに使用できる。 既に認証済の無線LAN製品について、新たなアンテナ(空中線)を接続し、使用する場合、該当の無線デバイスに新たにアンテナ情報を追加するということが、認証番号を再取得し、これにより変更された認証番号を製品に表記しなければならない。
5057	5057125	(社)日本経済団体 連合会	125	A	住民税にかかる諸手続きの電子 化および窓口の一本化(新規)	一連の手続きについては、「紙媒体による書面」ではなく、電子データでの授受を原則とするべきである。 窓口組織を設定し、そこでデータの取り纏めを行うようにすべきである。		紙媒体で送付されているデータを電子データに変えることで、企業・各地方公共団体双方の事務処理負担が軽減される。 その際、単に紙を電子データに置き換えるだけで、地方公共団体ごとに手続きを行なうことではメリットが激減する(全国展開している企業の場合、対象となる市区町村等が何百にも及ぶ)ため、窓口となる組織(ポータルサイト)を設定し、地方公共団体から送付されたデータを企業毎に集約するとともに、企業から全地方公共団体分について一括送付されたデータを地方公共団体毎に振り分ける処理を行うことが必要である。	地方税法第13条、第317条の6、第321条の5 地方税法施行規則第9条の5、第10条	総務省自治税務局企画課 各地方公共団体税務担当課	住民税にかかる特別徴収の手続きは、地方公共団体ごとに「原則として書面の受け渡し」により行われている。 「市民税・県民税、特別徴収税額の通知書」の地方公共団体から企業への送付 「給与支払報告書」の企業から地方公共団体への送付 「給与所得者異動届出書」の企業から地方公共団体への送付 「特別徴収税額通知書」の企業から従業員への授受 納税

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057126	(社)日本経済団体 連合会	126	A	固定資産税の納付手続きの電子 化推進	固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付、納付手 続きならびに償却資産税の申告手続きの電子化を推進す べきである。その際には、入力フォーム、入力手順などの仕 様(インターフェイス)の標準化を図るべきである。		現状では固定資産税の納税通知書、課税明細書が地方公 共同体ごとに異なっている場合があり、全国展開している企 業や納付を受ける金融機関にとっては、事務が煩瑣である ばかりか、企業内部の電子化の阻害要因となっている。例え ば固定資産税の納税通知書の様式については、定めはある ものの、実際には地方公共団体ごとに大きさ等の仕様バラ バラであり、企業の集計作業等において不便が生じている。 固定資産税の納付手続きの電子化により、企業、行政双方 において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産 性の向上が期待される。 現在、電子自治体システムの共同化に向けた取り組みが行 われているが、納税者の利便性向上の観点から、全ての市 町村で電子納税が行えるよう、汎用システムの導入を早期に 図るべきである。	地方税法第362条、 第364条、第383条	総務省自治税 務局企画課 各地方公共団 体税務担当課	固定資産税の納税義務者は、 交付された納税通知書、課税明 細書に基づき、各市町村が定め た納付書により、各事業所等が 所在する市区町村長に対し、税 金を納めなければならない。 固定資産税の納税義務がある 償却資産の所有者は、毎年、 償却資産課税台帳の登録およ び当該償却資産の価格の決 定に必要な事項を所在地の市町 村に申告しなければならない。
5057	5057127	(社)日本経済団体 連合会	127	A	公共工事指名願いに 関する諸手 続き等の統一	政府として、各地方公共団体における「公共工事指名願 い」の様式を統一すべきである。 を行った上で、各地方公共団体におけるオンライン手 続きを共通のものとするべきである。		現状では、地方公共団体ごとに様式がまちまちであり、調 査に時間をかける必要があるため、全国展開している企業に とっては、事務が煩瑣で利便性に欠けている。 企業における業務の効率化・労働時間の短縮化を実現する ために、指名願いの様式を統一するとともに、オンライン手続 きについても共通化することを要望する。	各地方公共団体の 指名願い様式等 に関する通達	国土交通省大 臣官房地方課 総務省自治行 政局	公共工事指名願い(指名競争 入札参加資格申請書)につい て、国土交通省は統一様式を設 定しているが、現状では地方公 共同体により様式にかなり違い がある(特に、資格所持項目・職 員の分類等の様式がまちまちで あり、逐一調査する必要がある )。 また、電子申請についても、そ れぞれの地方公共団体が独自 の形式をとっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057128	(社)日本経済団体 連合会	128	A	銀行子会社等による法人向け債 権への保証業務の解禁[新規]	銀行等の子会社等が営むことのできる業務として、「債務 の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関 するもの」について、グループ内の銀行業の事業性ローン に係る保証業務も含めて認めるべきである。		現在、金融機関は個人事業者や中小事業者の資金ニーズ に積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様 化に取り組んでいる。グループ内の保証会社も含めた信用保 証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、 金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小事業者等 の資金調達の円滑化につながる。 「グループ内の銀行業の事業性ローンに係る保証業務」に ついては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」 (2006年3月31日閣議決定)において、「銀行等の経営の健全 性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点を 踏まえ、(禁止を含め)別途の取り扱いとすることについて検 討する」とされているが、銀行等がグループ内の保証会社等 に対し、与信判断の一部を委ねることは、銀行経営の健全性 を確保しつつ、個人事業者や中小企業の資金調達の円滑化 につながる。また、銀行のグループ会社が信用保証を行う場 合であっても、信用保証の対象となる個々の貸付金が小口の 場合には、銀行グループ全体として抱える信用リスクは一定 程度に限定される。	金融監督庁大蔵省 告示第9号 主要行等向けの総 合的な監督指針 -3-3-1(3)	金融庁監督局 総務課	銀行等の子会社等が営む信用 保証業務として、「事業者に対す る事業の用に供する資金」が認 められていない。
5057	5057129	(社)日本経済団体 連合会	129	A	コミットメント契約適用対象先の拡 大	コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企 業、地方公共団体、地方公社等とその範囲に含めるべきで ある。		コミットメントライン契約は、企業等の資金繰り安定化の観 点から、極めて有効であるが、対象先が制限されていること により、中小企業等の資金繰り安定化、効率化のニーズに対 応できていない。また、地方公共団体や独立行政法人、国立 大学法人等については、金融機関の優越的地位の濫用が発 生するとは考えられず、コミットメントライン契約を適用す ることにより、資金調達の多様化・安定化を図ることが求めら れる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3 月31日閣議決定)において、「中小企業(資本金3億円以下) に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、 国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同 組合、市街地再開発組合、特別目的会社にも拡大する ことが可能かどうか検討する」とされており、早期に結論を得 て、所要の措置を講じるべきである。	特定融資枠契約に 関する法律第2条	法務省 金融庁	資本金3億円以下の中小企 業、地方公共団体等にはコミット メントライン契約による融資が認 められていない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057130	(社)日本経済団体 連合会	130	A	貸金業者からの債権譲受けに伴う 書面交付義務の緩和[新規]	貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等が貸金業者から貸付債権を譲受けた場合、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除くべきである。	(*)本要望を踏まえ、早急に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。	銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施しており、契約内容等に関する顧客への説明を行い、金融庁による検査、監督を受けている。これに加えて、貸金業規制法に基づく書面交付義務を課す必要はないと考えられ、実務的な負担も重い。 また、債務者や保証人からみて、債権者は同じ銀行であるにもかかわらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いに差異があることは説明がつかない。 業態を超える企業再編、提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースは拡大すると見込まれることから、本規定の見直しをすべきである。 また、貸出債権流動化市場を活性化させるには、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合には、通知を不要とすることによって、事務負担の軽減を図るべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受けに伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う」とされており、(*)	貸金業規制法第17条、同第18条、同第24条	法務省大臣官 房司法法制部 審査監督課	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業の規制等に関する法律(以下、「貸金業規制法」)第24条により、貸金業規制法に基づく規制が適用される旨の通知が義務づけられるとともに、貸金業規制法に基づく債務者、保証者への書面交付義務を負っている。
5057	5057131	(社)日本経済団体 連合会	131	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	サービサー法第2条に定める「特定金銭債権」の第15号関係(ファクタリング債券関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を追加すべきである。		ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の1つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれるようになれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の債権回収業務の効率化(アウトソーシング)が一層促進される。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える」ことにつき、2006年度中に検討するとされており、早急に結論を得て、措置することが求められる。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省	「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」に定める「特定金銭債権」の範囲は、金融機関等が保有する貸付債券等が限定列挙されており、ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が含まれていない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057132	(社)日本経済団体 連合会	132	A	銀行持株会社の子会社における 業務範囲の緩和【新規】	銀行持株会社の子会社が「動産レンタル事業」を営むことを可能とすべきである。		金融事業における業態間の垣根が低くなる中で、顧客からみた資産の所有方法、活用方法に関するニーズは多様化している。銀行持株会社の子会社において、「動産レンタル事業」を業務範囲に加えることで、資産活用方法における多様な要望に一元的に応えることのできる総合的な金融サービスを提供し、顧客の利便性向上を図ることが可能となる。	銀行法第52条の23	金融庁監督局 銀行第一課	銀行持株会社の業務範囲は、銀行法第52条の23において規定されており、現行規定では、「動産レンタル事業」は認められていない。
5057	5057133	(社)日本経済団体 連合会	133	A	信託契約代理店制度における復 代理の容認【新規】	所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすべきである。少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられ、早急に手当てすべきである。		例えば、信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する。証券会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者を復代理店として選任することについて、喫緊かつ強いニーズが存在する。銀行法においても、銀行代理業の再委託が認められた所である。 2003年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると思われる」とされている。 本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、さらなる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れに沿うものである。	信託業法第2条第8 項 信託業法第5章	金融庁総務企 画局企画課	現行の「信託契約代理店」制度において、「復代理」は認められていない。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057134	(社)日本経済団体 連合会	134	A	信託兼営金融機関等による、信託 専門関連業務子会社が営む業務 (信託兼営金融機関が本体で営み うるものに限る)の代理業務の解 禁	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が併 営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る。)の代理業務を解禁すべきである。特に、実務上強いニーズ がある証券代行業務、相続関連業務について早急に検討 を行い、措置を講じるべきである。		信託専門関連業務子会社が営む当該業務の代理業務を、 信託兼営金融機関等が取り扱い、窓口業務を担うことにつ いて、強いニーズが存在する。これが可能となれば、業務の効 率化等を目的とした組織再編成の選択肢が拡がり、顧客利 便の向上が期待できる。 これらは、本来、信託兼営金融機関が営むことのできる業 務であり、銀行法の「他業」にあたらないと考える。	銀行法施行規則第 13条第2号	金融庁	信託兼営金融機関等は、信託 専門関連業務子会社が営む「金 融機関の信託業務の兼営等に 関する法律」第1条第1項第4号 から第7号に掲げる業務(以下 「併営業務」という。)の代理業務 を行うことができない。
5057	5057135	(社)日本経済団体 連合会	135	A	特定贈与信託の信託財産の運用 対象としての個人向け国債の購入 の容認【新規】	「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈 与信託」という。)の信託財産として購入することを可能とす べきである。		特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的 で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者と して、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託で ある(相続税法第21条の4)。 本制度が「信託」を利用している趣旨は、特別障害者に対す る定期的な生活費の支払について信託銀行の財産管理機能 を活用し、贈与財産の費消・散逸の防止、特別障害者の経済 的な安定を図ることにある。信託財産の運用は、「安定した収 益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の 11第4号)ことが求められている。 したがって、当該信託財産による「個人向け国債」の購入 は、実質的に個人による購入と差異は無く、さらには多様な 主体による国債の保有促進という「個人向け国債」の発行趣 旨にも沿うものである。	個人向け国債の発 行等に関する省令 第2条	財務省	「個人向け国債」の購入可能者 は個人に限られている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057136	(社)日本経済団体連合会	136	A	地方公共団体の保有する財産の流動化、証券化を目的とした信託設定の容認【新規】	地方公共団体が保有する財産全般について、流動化・証券化を目的とする信託設定を可能とすべきである。少なくとも国と同様に、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引続き地方公共団体が使用する方式を可能とすべきである。		地方公共団体の保有する財産について、信託設定による流動化が実現すれば、地方公共団体の資金調達手段の多様化、早期財政健全化に資する。 金銭債権については、既に信託による流動化と同様の経済効果が期待されるローン・パーティシペーション方式での流動化事例が既に存在している。 政府は、地方公共団体が所有する有価証券の信託を可能とすべく、地方自治法の改正法案を第164回通常国会に提出している所であるが、保有財産全般について、流動化、証券化目的での信託を可能とすべきである。	地方自治法第237条、同第238条の4及び第238条の5	総務省	地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。 普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合以外は認められておらず、さらに公用又は公共の用に供するために必要が生じたときは、信託期間中であっても信託契約を解除することができることされている。 一方、国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、信託を設定し、当該財産を引き続き国が使用する方式が認められると解されている。
5057	5057137	(社)日本経済団体連合会	137	A	特定目的会社の業務開始の届出に係わる添付書類の簡素化【新規】	資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得や特定目的借入を行う場合、業務開始届出において省略可能な添付書類に、不動産売買契約書を追加すべきである。		資産流動化に関する法律第7条には、資産対応証券(優先出資、特定社債、特定約束手形)発行に先立って特定資産の取得及び借入を行う場合は、業務開始届出において添付書類の一部を省略できるとされている。これは、投資家を募る前であれば、届出義務規定を簡素化しても、投資家保護上問題がないとの趣旨で設けられたものである。しかしながら、現状、業務開始届出の添付書類のうち省略できるのは、特定資産管理処分に係る信託契約書及び委託契約書のみにとどまっており、依然として不動産売買契約書の添付が義務づけられている。そのため、不動産の売買契約成立前に特定目的借入を行うことは不可能であり、特定目的会社が国や地方公共団体の保有土地売却入札に参加する上での大きな障害となっている。 業務開始届出において、不動産売買契約書の添付が不要となれば、特定目的借入によって入札保証金を調達して応札し、売買契約締結後に業務開始届出を行い、優先出資払込を行うことによって残金を支払い、当該不動産の引渡しを受けることが可能となる。	資産の流動化に関する法律第7条第1項 資産の流動化に関する法律施行規則第7号第1項、同第20条第3項	金融庁総務企画局市場課	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057138	(社)日本経済団体連合会	138	A	特定資産の譲受けに伴う告知義務の緩和[新規]	有価証券の発行対象が、適格機関投資家のみ、あるいは私募(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけないこととすべきである。		有価証券の発行対象が適格機関投資家のみ、あるいは私募の場合には、本来、有価証券届出書および通知書は作成されないため、当該告知義務も不要であるはずである。本来必要ではない告知義務を定めた条項があると、譲渡人が違和感を持つ場合があり、円滑な不動産取引を阻害している。とりわけ、国や地方公共団体の保有土地売却に係る入札実務においては、不動産売買契約書が定型化されており、当該告知義務を契約書に盛り込むことは不可能であり、特定目的会社が入札に参加できなくなっている。	資産の流動化に関する法律第199条	金融庁総務企画局市場課	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けなくてはならないとされている。
5057	5057139	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱いすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。 近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達への支援・促進が図られている。 しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057140	(社)日本経済団体 連合会	140	A	保険会社本体による信託業務の 代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、信託会社又は信託兼営金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。		<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることになれば、顧客の利便性向上、エクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤の拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進できる。</p> <p>また、既に銀行等においては信託業務の代理が可能となっており、保険会社のみ信託契約代理業務を認めないことは公平性に欠ける。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社の付随業務として『信託業務の代理又は事務代行』を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、検討し結論を得る」とされており、早期に実現することが求められる。</p>	<p>保険業法第98条第1項第1号 保険業法施行規則第51条</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。</p>
5057	5057141	(社)日本経済団体 連合会	141	A	保険会社本体による投資顧問 契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。		<p>企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えるようになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点から、その勧誘を行うこととなっても、新たな問題が生じるとは考えにくい。</p> <p>信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされる中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡の観点からも妥当であると考えられる。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う」とされており、早期に実現を図るべきである。</p>	<p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条 保険業法第98条 保険業法施行規則第51条</p>	<p>金融庁総務企画局企画課、市場課</p>	<p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、勧誘を行うことはできない。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057142	(社)日本経済団体 連合会	142	A	保険会社の子会社による不動産 投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社の業務および保険持株会社傘下会社 で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資 顧問業務を認めるべきである。	(*)キャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも十 分有している。 最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、 長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、 追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な 判断に基づく不動産投資を行っており、このような判断 は、まさに不動産投資顧問業務の根幹を成すものと言 える。従って、保険会社の親近性においても問題はな い。 また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で 行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投 資はいずれも保険会社の本来業務としての資産運用業 務の一環であり、蓄積された運用ノウハウとその活用と いう観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産 に係る同業務との親近性は同等と考えられる。 さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会 社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家 のために不動産運用業務を行うという点において親近 性を有している。	年金基金等を中心とする投資家のニーズが有価証券に係 る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務に まで多様化しており、不動産投資に係るノウハウを有する生 命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提 供することへの期待も高まっている。 保険会社が本来業務である資産運用の一環として行う不 動産投資は、一般的にオフィスビル・商業施設等の長期保 有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであ るが、予定利率をカバーするための収益性を追求する必要 があることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予 測を勘案の上、投資判断を行っている。その判断におい て求められる不動産価値の分析能力は、まさしく不動産 投資顧問業務登録規程に定められる「投資判断」に必 要な能力であると考えられる。 また、生命保険会社においては、不動産投資を行うにあ たり、社内のリスク管理規程等に基づいたリスク管理体制 を構築しており、収益状況を適切に管理している。その 運用方針は長期安定性が原則であるが、ポートフォリオ 全体の質の向上を目的に適宜、個々の保有不動産につい て、投資対象としての採算性・適格性を十分に勘案した上 で入替えを行っているため、(*)	保険業法施行規則 第56条の2、第210 条の7 保険会社向けの総 合的な監督指針 - 2 - 3 - 1(2)	金融庁総務企 画局企画課	保険会社の子会社で行うこと のできる業務あるいは保険持株 会社傘下会社で承認を受けず に行うことのできる業務の中に、 不動産投資顧問業務は含まれて いない。
5057	5057143	(社)日本経済団体 連合会	143	A	保険会社の特定子会社(ベン チャーキャピタル子会社)の 保有比率10%超投資対象企業の 範囲等拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業 の範囲を、例えば設立間もない企業とするなど、幅広い ベンチャー企業に拡大すべきである。また、10%を超えて 投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外 れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、 追加投資を可能にすべきである。	(*)早期に所要の措置を講じることが求められる。	昨今、大企業からのスピノフや大学発など多種多様な企 業が設立されている。これらの企業は技術、ビジネスモデ ルの面で競争力を有しているにもかかわらず、資金や人材 等が不足している場合が多い。 現在、特定子会社が10%を超えて投資できる企業につ いては、保険業法施行規則により一定の条件を満たすベン チャー企業に限定されているが、10年間の保有期間制限 を維持しつつ、ベンチャー企業の範囲を拡大し、ベンチャー 企業の資金調達を容易にすべきである。また、投資時点 では10%を超えた投資が認められていた企業について、 成長によって事業規模等が拡大した場合でも、追加投資 が可能となれば、当該企業からの支援継続等の要請に応 えることによって、経営基盤をより強固なものとす ることが可能となる。 一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を 把握することは、当該特定子会社のリスク管理にもつ ながると期待される。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006 年3月31日閣議決定)には、「保険会社の特定子会社 が10%を超えて投資できるベンチャー企業の範囲を 拡大することについて、検討を行う」とされており、(*)	保険業法施行規則 第56条	金融庁総務企 画局企画課 中小企業庁企 画課	保険会社の特定子会社が10% を超えて投資を行うことは、保 険業法施行規則により、中小企 業の新たな事業活動の促進に 関する法律に規定される企業 等に限定されており、幅広い ベンチャー企業への投資を行 うことができない。また、10% を超えて投資を行った企業が、 その後企業成長により対象から 外れた場合、追加投資を行うこ とができない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057144	(社)日本経済団体連合会	144	A	共済事業にかかる契約者保護 ルールの整備	消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済經理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等については、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備すべきである。また、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定すべきである。		「保険」も「共済」も、一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わり無く、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、右記の消費者保護のための規制は必要不可欠である。 現行、通知に規定されている規制は法的実効性に疑問があり、改正の際にパブリックコメント手続に付されないなど、行政の透明性にも欠けている。 2006年4月施行の改正保険業法により、根拠法のない共済については、特定・不特定を相手方とするかどうかに関わらず、共通の消費者保護ルールが適用されることを踏まえれば、少なくともこれらの制度の整備状況と平仄を合わせ、消費生活協同組合法についても抜本的な見直しを行う必要がある。 金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」においても、農業協同組合法、中小企業等協同組合法以外の制度共済について「特に幅広く募集を行っているものについては、利用者保護のための適切な措置(販売・勧誘ルールの整備など)を講ずることが望ましい」と指摘されている。	消費生活協同組合法	厚生労働省社会援護局地域福祉課等	根拠法のある共済は、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っているが、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性がとれていない。 特に消費生活協同組合法については、保険業法、農業協同組合法及び今国会に提出された中小企業等協同組合法改正案と比較して、健全性規制、募集規制等の契約者保護ルールが不十分であり、さらに具体的なルールは法令ではなく通達によって規定されるなど、透明性に欠けたものとなっている。また、今国会に提出された金融商品取引法上の横断的な利用者保護規制も消費生活協同組合法に基づく共済には適用されないこととなっている。
5057	5057145	(社)日本経済団体連合会	145	A	特別勘定に関する現物資産による 保険料受入れ、移受管	特別勘定において、株、債券等の現物資産による保険料受入れ、移受管を可能とするよう、法令上の措置を講じるべきである。		新会計基準の適用に伴い、企業では、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として期待されている。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば、資産価値を減じることなく移管が可能となる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能となった所であり、生命保険会社のみ現物による保険料受入れおよび移受管が認められないと、競争上不均衡である。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。	保険業法第97条、第118条 保険業法附則第1条の13 厚生年金保険法第130条の2	金融庁総務企画局企画課	特別勘定における保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 (厚生年金基金の代行返上における物納等の場合に限り、特例措置として、現物資産によることが認められている。)

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057146	(社)日本経済団体 連合会	146	A	損害保険会社の子会社対象会社 の業務範囲の拡大[新規]	いわゆるロスコントロール・ロスプリベンション業務および健康、福祉又は医療に助言を行う業務の一環として、コンサルティングに伴い提供を要する機器等の企画設計、メーカーないし販売業者やリース業者への販売の取次ぎを可能とすべきである。例えば、「これらの業務実施に伴い必要となる機器等の企画設計、他の事業者への販売の取次ぎに係る業務を含む」といった文言を追加すべきである。		いわゆるロスコントロール・ロスプリベンション業務等を実施する場合、その成果物は、一般的には助言や報告レポートであるが、近時、機器等の導入を通じた右記サービスを提供するケースが生じている。	保険業法第106条 第2項第2号 保険業法施行規則 第56条の2第2項第 8号および第9号	金融庁総務企 画局企画課	いわゆるロスコントロール・ロス プリベンション業務(保険業法施 行規則第56条の2第2項第8号) および健康、福祉又は医療に助 言を行う業務(同9号)に関して は、これらの業務実施に伴い必 要となる機器等の企画設計や他 の事業者への販売の取次ぎに 係る業務が認められていない。
5057	5057147	(社)日本経済団体 連合会	147	A	公共工事の前払金保証事業への 損害保険会社の参入[新規]	公共工事の前払金保証業務を損害保険会社が取り扱う ことを可能とすべきである。 資金使途確認について、これまでの取引実績、会社の規 模・実績・経営状態、完工実績、手持ち工事の履行状況等 を考慮し、問題ないと判断できる場合には、「前払金使途内 訳明細書」や「支払先が確認できる書類」の取り付け等を不 要とし、より簡素な方法で代替できるようにすべきである。		損害保険会社は、履行補償保険、履行ボンドの引受けによ り、国および地方公共団体が請負者に対して納付を義務づけ る契約保証金に代替する保証手段を提供している。 保険会社が、現行の履行保証保険、履行ボンドのノウハウ を活かし、前払金保証事業を取り扱うことにより、公共工事の より円滑な遂行が期待できる。	公共工事の前払金 保証事業に関する 法律第19条、第27 条、第28条 公共工事の前払金 保証事業に関する 法律施行令第5条	国土交通省	現状、「公共工事の前払金保 証事業に関する法律」では、銀 行を除いて、原則保証者の兼業 が禁止されており、損害保険会 社が取り扱うことはできない。 「公共工事の前払金保証事業 に関する法律」第27条において、 「保証事業会社は、保証契約の 締結を条件として、発注者が請 負者に前払金を支払った場合に おいては、当該請負者が適正に 当該公共工事に使用しているか どうかについて、厳正な監査を 行わなければならない」とされ ており、前払保証会社では、資 金使途確認の手段として「前払金 使途内訳明細書」と「支払先が 確認できる書類(下請契約書、 注文請書、下請届、施工体系 図、施工体制台帳等)」を建設業 者から取り付け、内容に問題が ないことを確認したうえで、金融 機関に対して前払金の払出承認 をし、承認を受けた金融機関は 下請・資材業者に対して直接前 払金の振込みを実施することと されている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057148	(社)日本経済団体 連合会	148	A	保険会社における取締役等の兼 職制限の緩和(新規)	保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グ ループにおいて、保険会社と銀行双方の取締役等の兼務 が可能となるよう上記規定を緩和すべきである。		保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グル ープにおいては、保険会社と銀行の役員兼職を可能とすること が、グループの内部統制の強化及び傘下子会社の経営管理 の効率化に資すると考えられる。	保険業法第8条第1 項	金融庁監督局 保険課	現行保険業法では、保険会社 の取締役、執行役員及び監査役 は、特定関係者(当該保険会社 の子会社、当該保険会社を子会 社とする保険持株会社の子会社 (当該保険会社を除く)等)に該 当する銀行の取締役、執行役員若 しくは監査役(理事、監事その他 これらに準ずる者を含む。)又は 使用人を兼ねてはならない、とさ れている。
5057	5057149	(社)日本経済団体 連合会	149	A	投資顧問業者の役員または投資 顧問業法施行令第3条に規定する 使用人の住所に関する公衆縦覧 の廃止および住所変更に伴う変更 の届出の廃止	投資顧問業者の役員および重要な使用人の「住所」につ いて、公衆縦覧および変更の届出を廃止すべきである。		投資顧問業者登録簿を公衆縦覧する趣旨は、当該投資顧 問業者の登録の有無、概要等、投資顧問業者の選択にあた り必要な情報を投資者に開示することにある。 かかる趣旨を踏まえ、公衆縦覧を義務付ける項目は、 投資者保護に必要なものに限定すべきであり、役員および重 要な使用人の「住所」を公衆縦覧する意義は乏しい。 また、公衆縦覧が廃止されれば、住所変更の届出も当然不 要と考える。 個人情報保護およびセキュリティの観点からも、早急な検 討・手当てが必要である。	有価証券に係る投 資顧問業の規制等 に関する法律第5 条、第6条、第8条	金融庁総務企 画局市場課	公衆の縦覧に供される投資顧 問業者登録簿には、投資顧問業 者の役員および、投資顧問業法 施行令第3条に定める使用人 (以下「重要な使用人」という。) の氏名および住所の記載が必 要とされている。 また、投資顧問業者登録簿記 載事項に変更があったときは、 その届出が必要とされている。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057150	(社)日本経済団体連合会	150	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化【新規】	内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすべきである。		信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。これは、信託業が免許制という厳格な手続きの下で営まれている上、引受け等を行う有価証券が多数に上ることから、その実務負担を動案したものと解される。 また、投資顧問業は登録制であり、立入検査の制度もあることから、記載事項を簡素化しても、公益又は投資者保護の趣旨にもとらなれないものと解される。記載簡素化によりコストが削減されることで、投資家の利益にも資する。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条 同施行規則第33条および別紙様式第22号	金融庁	投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヵ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。営業報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面をこれ(投資顧問業法施行令第13条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項)。
5057	5057151	(社)日本経済団体連合会	151	A	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限を1ヵ月とすべきである。仮に当該措置が困難な場合については、少なくとも他の法令(*)の規定と同様「遅滞なく」へと弾力化すべきである。 (* )他の法令:投資信託及び投資法人に関する法律第10条の3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等		投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を越すケースもある。かかる場合には、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届の提出は、実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではない。 投資顧問業者登録簿を公衆縦覧する趣旨は、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにある。かかる趣旨を踏まえ、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が真に投資者保護上不可欠なものといえるのかについて再考する必要がある。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号	金融庁	認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、2週間以内に変更の届出を行う必要がある。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057152	(社)日本経済団体 連合会	152	A	有価証券購入代金のクレジット カード決済[新規]	顧客が証券を購入する際の窓口(対面、販売、ネット販売、仲介事業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードの導入を認めるべきである(その際は、「親子法人等」の関係におけるクレジットカード決済についても、同様の扱いとする)。		本件に関しては、平成17年のあじさい月間で、「クレジットカード会社による支払いは、カード会社から顧客に対する金銭の貸付と同様の経済効果をもたらすことから、証券取引法第44条第3号および、第66条の13項第1号ホの規制する「金銭を貸し付けること」に該当するおそれが高いと考える。なお、制度面における検討は平成17年度を目途に行う予定」との回答を得ている。 クレジットカード決済は、金銭の貸付(金銭貸借契約)ではなく、顧客に関する債権譲渡又は立替払いを基本とした契約であるため、当該条項に抵触することなく、証券の販売にクレジットカードを決済手段とすることに問題はない。 同様にクレジットカード決済は「信用の供与」には該当しないこと、また、クレジットカード決済を導入した場合、親会社がクレジットカードによる有価証券取引を顧客等に強要することも考えにくいことから、親子法人間でのクレジットカードの導入についても、併せて認めるべきである。	証券取引法第44条第3号、第66条の13第1号、第32条5項、第45条第2号、第56条第1項第3号	金融庁監督局 証券課または 同庁総務企画 局市場課	証券取引法では、「金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為」の禁止(第44条)、また、証券仲介業をなすものは、「金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為」の禁止(第66条)が規定されている。 証券会社とクレジットカード会社が証券取引法上の「親子法人等」の関係に立つ場合、「親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で契約を締結すること」が禁止(第45条2)されている。 当該条項に触れた場合は、証券会社は、業務停止などの行政処分を受けることになる(第56条)。
5057	5057153	(社)日本経済団体 連合会	153	A	有価証券届出書および有価証券 通知書提出時間の延長あるいは 時間外の受付[新規]	有価証券届出書及び有価証券通知書の受付時間を午後8時頃まで延長すべきである。 また、緊急時等、特段の事情がある場合については、訂正書類の時間外受理を可能とすべきである。 さらにインターネットによる提出については24時間認めるべきである。		提出書類の内容等に誤りがあった場合、訂正書類の受理が翌日以降になり募集活動に支障をきたすことがある。 また、募集活動の開始が遅れることにより、当初の申込期間が短縮されることになるため、発行企業だけでなく投資家に対しても不都合が発生する可能性がある。受付時間の延長または訂正等の場合の時間外受付により、当日受理を可能にするべきである。	電子開示手続等 ガイドライン	金融庁	有価証券届出書および有価証券通知書、それらに関する訂正書類の提出時限は原則として午後5時とされている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057154	(社)日本経済団体 連合会	154	A	証券取引所への提出物に関する 手続き簡素化[新規]	Tdnetなどによる電子データでの提出を認めるべきである。		「株式取扱規則」の原本証明の取得手続き、および郵送の手間を省く事が出来るとともに、郵送中の紛失などの事故も防止することができるようになる。	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則	各証券取引所	「株式取扱規則」の改訂があるたびに、各証券取引所へ原本を提出することが求められている。
5057	5057155	(社)日本経済団体 連合会	155	A	社員持株会の強化[新規]	社員持株会の会員資格について、関連会社まで拡大すべきである。		「社員持株会」は、社員の福利厚生施策、安定株主の維持・拡大、の2つの側面から実施しているが、近年日本企業においては、事業の選択・集中を図るため、事業再編により分社化(関連会社化)するケースが増えており、今後「社員持株会」は大幅に縮小化される見込みである。したがって、右記の規則の見直しは不可欠である。	証券業協会規則	金融庁	社員持株会の会員資格は、証券業協会規則により、「自社及び子会社従業員」に限定されており、関連会社の社員は加入できない状況になっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)	
5057	5057156	(社)日本経済団体 連合会	156	A	振替社債等の供託制度の規定整備【新規】	振替社債等について、弁済の場合でも供託が認められるよう、規定を整備すべきである。また、振替株式についての規定を整備すべきである。		振替社債等について、その口座名義人等の死亡等により相続が発生した場合、相続人等の事情によっては、振替社債等の払い出し先が確定せず、場合によっては証券会社等に対し相続確定の訴え等が提起されることがある。こうした相続人等の争いに巻き込まれないためには、振替社債等を弁済供託することが一つの方法であるが、社債振替法には供託の規定が整備されていないため、振替社債について供託が認められない。	社債等の振替に関する法律第129条	法務省 金融庁	振替社債等の供託については、担保もしくは保証、または公職選挙法の規定によって供託する場合の規定はあるものの、弁済供託については定めがない。	
5057	5057157	(社)日本経済団体 連合会	157	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和【新規】	敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。		信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。 信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっているため、発行体および株主に大きな不利益が生じる可能性がある。 信託型ライツ・プランは、受託者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形状を変えることなく、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ金銭の授受が行われない。このような信託は「モノ」の信託に類似しているともいえ、敢えてこのような形態を利用したマネー・ローンダリングの可能性は存在しないと考える。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。 他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。 信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づく本人確認手続きが必要となる。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条 外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	金融庁 法務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057158	(社)日本経済団体 連合会	158	A	特殊車両の通行許可期間の延長	特殊車両の通行許可期間を延長すべきである。		一旦許可を得ても、許可期間(6ヵ月～1年)の更新が生じた場合は更新申請が、また、申請者及び申請経路等の変更が生じた場合は変更申請が、それぞれ必要となり、申請費用も別途必要となる。上記要望の実現により、申請事業者および行政事務に係る事務負担とコストを軽減できる。	道路法第47条の2 車両の通行許可の 手続き等を定める 省令第6条	国土交通省道 路局道路交通 管理課	一般的制限値を超える車両が道路を通行する場合には、車両の構造または車両に積載する貨物が特殊であるため、道路管理者がやむを得ないと認めるときには当該車両を通行させようとする者の申請に基づき通行を許可することとなっている。 2004年3月から特殊車両通行許可の「オンライン申請システム」が導入されたことにより、申請手続の簡素化が図られたほか、申請手数料についても、同年6月の規制改革・民間開放集中受付月間の回答において示された方針に基づき見直しが見直した。
5057	5057159	(社)日本経済団体 連合会	159	A	レンタカー事業における「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件緩和【新規】	レンタカー事業に供する車両に限り、「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件を現行の2kmから15kmへ緩和すべきである。		レンタカー事業においては、空港前、駅前などの立地に店舗を設置する必要がある。しかし、そういった立地は有効的利用が強く求められる土地であり、事業展開する際の足かせとなっている。レンタカー事業用車の保管場所を15km(車による移動時間で約30分程度の距離を想定)以内に緩和すれば、駅前等の土地の有効的利用を図ることが可能となるうえ、コストダウン相当分を利用者に還元できる。特に、都心部等においては、2km規制がネックとなり、必要な店舗またはレンタカー事業用車の台数確保ができず、利用者の利便性を大きく損ねている。	自動車の保管場所 の確保等に関する 法律施行令第1条	警察庁	「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令」1条の「保管場所の要件」における、「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件は、現行2kmとなっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057160	(社)日本経済団体 連合会	160	A	運行管理者制度に係る規制の緩和	運航管理者の一般講習受講間隔を、2年度に1回から4年度に1回とすべきである。		<p>運行管理者の一般講習受講日には業務代行者を充てる必要がある。受講頻度を減らす事により業務代行者の手配や業務への負荷軽減を図るべきである。</p> <p>なお、一般講習の内容は、行政動向等の周知や運転者の健康管理等であり、受講期間延長に伴う弊害は少ない。法令の措置等は、現在インターネット等でも十分代用されており、また、運転者の健康管理に関する講習内容については受講のたびに変わる性質のものではない。</p> <p>受講間隔の延長により以下の効果が期待される。                      運行管理者が受講に係る拘束時間が減少する。                      (現状、平日昼間8時間/回/2年)                      運行管理者受講時における業務代行者の手配軽減                      受講費用の軽減 (一般講習費用 3,000円/回/人)</p>	<p>貨物自動車運送事業法第18条第1項                      貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条                      独立法人自動車事故対策機構法第13条</p>	国土交通省自動車交通局総務課	<p>運行管理者は、2年度に1回、自動車事故対策機構(旧、自動車事故対策センター)が開催する一般講習を受講することが義務付けられている。</p>
5057	5057161	(社)日本経済団体 連合会	161	A	同サイズ以下の代替車両における自動車保管場所証明書の交付の迅速化[新規]	新規取得の場合と異なり、同一保管場所における車両代替の場合、全長、全幅、全高などが旧所有車と同等もしくはそれ以下であることを要件とし、これが満たされれば保管場所が確保されていることが明確であることから、現地調査を省略し、自動車保管場所証明書の交付期間を短縮すべきである。		<p>自動車登録申請手続のワンストップサービス化により、行政手続の迅速化が図られる中、保管場所証明書の処理日数の短縮は必須の要件であり、保管場所が確保されていることが明らかである代替車両についてまで現地調査を実施した場合、ワンストップサービスのメリットを十分享受できない。</p>	<p>自動車の保管場所の確保に関する法律および同施行令(交付期間を具体的に規定はしていない。各警察署の慣習による)</p>	警察庁都市交通対策課	<p>自動車保管場所証明書の申請から交付までは、その全数につき現地調査を実施しているため、3日~5日ほど必要としている。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057162	(社)日本経済団体 連合会	162	B	自動車保管場所標章の代理交付	自動車販売会社が自動車保管場所標章を代理交付できるように認めるべきである。		2005年12月26日より自動車の保有手続手続のワンストップサービス(OSS)の運用が開始され、自動車登録に必要な車庫証明申請については、既に一部の都道府県で電子化が行われ、順次、全国展開される予定となっている。こうした電子化に伴う利用者利便のさらなる向上を図る観点から、自動車保管場所標章の代理交付が認められれば、申請者あるいは申請代理者が直接所轄警察署に出向く手間が省けることは無論のこと、ひいてはユーザーの経費削減につながることを期待できる。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条	警察庁都市交通対策課	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示(後部ガラスに貼付)しなければならない。この自動車保管場所標章については、自動車保管場所申請の申請者あるいは申請代理者である自動車販売業者等が直接所轄警察署に出頭し、受領することとされている。
5057	5057163	(社)日本経済団体 連合会	163	B	車検証及び自動車検査標章の代理交付[新規]	自動車販売会社が車検証及び自動車検査標章を交付できるようにすべきである。		国土交通省では、「社会経済の変化、情報通信技術の進展等に対応した登録制度等の見直しに関する検討会」において、車検証の記載事項の見直し(省令改正)を検討しており、2008年までに継続検査についてもワンストップサービス(OSS)による電子申請手続きが可能になる見込みである。将来的には車検証の電子化も検討されているが、OSSによる手続きが可能になった際は、車検証及び自動車検査標章の代理交付を認め、申請者の利便向上を図るべきである。	道路運送車両法第18条2項、31項、第60条、第62条、第66条	国土交通省自動車交通局技術安全部管理課	車検を受けた際は、その都度所轄の陸運支局におもむき、車検証及び自動車検査標章の交付を受けなければならない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057164	(社)日本経済団体 連合会	164	A	トラック・トレーラの車検期間の延長	トラック・トレーラの車検期間の見直しについて、その可能性を科学的・技術的な面から実証実験をするなど検討すべきである。 具体的には、車両総重量8トン以上のトラック・トレーラについて初回車検の期間を2年に延長、8トン未満のトラックについて2回目以降について2年に延長することを求めたい。		技術革新による自動車の安全性、耐久性が大幅に向上しており、車検期間の延長に十分対応可能にもかかわらず車検期間が短いため、物流コスト削減の妨げとなっている。車検費用の削減、車検による休車期間の削減が求められる。	道路運送車両法第48条、第61条	国土交通省自動車交通局	車検制度については、2000年5月より車両総重量8トン未満のトラックについては、新車初回に限り車検有効期間が1年から2年に延長された。その結果、現在、新車登録後の車検は車両総重量8トン未満車については、2年、8トン以上車については1年となっている。
5057	5057165	(社)日本経済団体 連合会	165	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。 税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	(*)インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売上の主体が見えにくいシステムである。そういったことから、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加していくことが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないよう管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須である。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物競りあわせ業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。	コンテナを利用した不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床となかねず、コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となる。しかし、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向地や輸出業者による絞込みを行ったうえで、コンテナX線検査装置が配備されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナについては施封後は開封ができないことから、施封前にコンテナ内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向地、輸出業者などを限定して、積み込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導することで、大幅な改善が図られる。インターネットオークションに、車検証が備わっていなかったり、車台番号のない自動車が出品されていることがある。 (*)	関税法基本通達67-1-20 古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	道路運送車両法の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取れば確認することとなった。 古物営業法第21条の3では、古物競りあわせ業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは直ちに警察官にその旨を申告しなければならないとされている。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057166	(社)日本経済団体 連合会	166	A	内航海運暫定措置事業の早期 解消	「海上運送活性化3法案」の付帯決議の中で、「暫定措置事業の円滑かつ着実な実施」が謳われているが、このままでは抜本的な解決にならない。 暫定措置事業の現状に対応し早期解消に向けた施策を講ずるべきである。	(*) 国交省の見解は、事業スキーム上、先行きに問題があるとは考えていないとのことであるが、新規参入・リプレースに係る建造時の納付金負担は船主の意欲を低下させる要因であり、如何に早期に本事業から脱却出来るかが問題の本質である。 本事業下において、2004年度の新規建造数は、46隻とバブル期から激減しており、船齢14年以上の老朽船比率は55%となっている。この比率は、2008年度では75%まで高まると言われており、代替建造が進捗しているとは言い難い。	同事業をそのまま実施すると全船リプレースした場合は余剰金発生が見込まれるが、実際はリプレース建造費が確保できずに廃業する船主が多数発生し、輸送能力不足に陥る懸念が強い。 <参考(試算)> 事業解消時の収支試算 現時点で全権利船をリプレースした場合 H10～H18.1解撤交付金額 1,216億円(1,829千DWT) 797億円 547億円余剰金 " 建造納付金額 419億円(640千DWT) が見込まれる H17.9時点の全船(5478千DWT)リプレース時納付金額(試算) 1,344億円 *H17FY平均納交付金差額(推定)2.5万円/DWTで試算 それは、リプレース時に支払う納交付金差額が2002年以降漸増し、船主の建造時の負担が大きくなるためである。 <参考(試算)> 新造船建造コスト 499総トノ船 4.5～5.0億円/隻 新規参入時納付金 1.6億円 船価に対して 32%～36% 割増 リプレース時納交付金差額 0.48億円 " 10%～11% 割増 (*)	内航海運組合法第8条、第12条、第57条 内航海運暫定措置事業規程	国土交通省海 事局	船腹調整事業の解消に伴い、1998年5月に暫定措置事業が認可された。これにより内航総連は船舶を解撤する船主に解撤交付金を支払い、新規に建造する船主は内航総連に建造納付金を納付することとなった。 同事業は納交付金の収支が相償った時点で解消することとなっているが、多数の解撤に対して建造が少なく、事業解消時期の目処が立っていない。 問題点としては、計算上は納交付金の収支の目処は立つものの、今後の建造状況の如何によっては、同事業の解消が出来ないことが想定されること、新規参入時に多額の納付金が必要なため、コストが高くなり参入の障害となっていること、既存業者のリプレース時も納交付金の差額の納付が必要で、リプレースの障害となっていることから、コスト競争力のある事業者が生まれにくくなっている。
5057	5057167	(社)日本経済団体 連合会	167	A	船舶の検査内容の簡素化	船舶安全法施行規則に定められた夥しい数の定期検査項目を見直し、簡素化を検討すべきである。特に検査コストがかかる開放検査を削減すべきである。 開放検査は、定期検査ごとに実施するのではなく、「中間検査等他の検査とあわせて 年以内に実施する」といった弾力的な運用を検討すべきである。		検査項目について現状にそぐわないものもあり、物流コスト削減の妨げとなっている。例えば、「プロペラ軸および船尾管軸の検査」では3日間程度、船舶をドライドックに入れる必要があり、多大なコスト負担になっている。造船技術の向上、船舶機器の改善による船舶の耐久性向上を考慮すると、期間延長は可能である。	船舶安全法第5条第1項、第10条第1項	国土交通省海 事局検査測度 課	船舶は5年に1回定期検査を、また定期検査と定期検査の間に中間検査を受けなければならない。船舶安全法施行規則に定められた検査項目の項目数は多く、現状にそぐわないものも含まれている。 (参考)これまでの検査内容の見直し、簡素化について推進用機関及び発電用機関については、1997年6月より、中間検査における開放検査に代えて、保守整備記録及び効力試験によることとなった。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057168	(社)日本経済団体 連合会	168	A	休祭日における危険物荷役許可 の変更手続き受付[新規]	危険物荷役許可に係わるパス、船名及び数量の変更 について、休祭日でも変更手続きの受付を可能とすべきで ある。		港湾の24時間フル稼働化に向けて、各所轄官庁では整備 が進められおり、本件についても、同様の対応が求められ る。特に、年末年始等、長期休暇においては、長期スケ ジュールの確定の困難さに加え、気象等の影響によっては 計画通りの配船が出来ない状況もあり、実運用面で支障をか たしている。	港則法第4条 港則法第35条の3	国土交通省海 上保安庁航行 安全課	危険物荷役許可に係わるパス、船名及び数量の変更におい て、平日は変更可能となっているが、休祭日に於いては変更手 続きが受付られず変更できな い。
5057	5057169	(社)日本経済団体 連合会	169	A	限定近海区域における内航船の 航行基準の緩和	科学的な実証実験を行った上で、限定近海区域において も、一定の基準を満たした沿海資格船の航行を認めるよう 検討すべきである。		現行の規制では、海岸から20海里以内の沿海に沿って航 行せざるを得ないことから、多くの時間と燃料が費消されてお り、物流効率化が阻害されている。通信設備のインフラ整備 が進むなど、航海機器の発達と船舶の堪航能力の向上によ り、沿海資格船においても近海区域の航海は十分可能と判 断されるため、早期に実証実験を行い、要件緩和を図るべき である。	船舶安全法 船舶安全法施行規 則 船舶設備規程 他	国土交通省海 事局安全基準 課	船舶はその船舶が保有する資 格により航海できる海域が制限 されており、「沿海資格船」は沿 海岸から20海里までを線で囲ん だ海域より遠い海域を航海する ことはできない。ただし、96年12 月に 内浦湾沖、石巻湾沖、 伊勢湾沖、紀伊水道、土 佐湾沖、豊後水道沖、若狭 湾沖の7沿海区域の境界につい ては規制が緩和され、20海里を 超える海域を含めて直線で航行 することが可能となっている。し かし、本州～沖縄間の一部の海 域については、「近海」区域が存 在することから、沿海船での航 海はできない。 また、国際航海に従事しない船 舶として96年7月に「限界近海 船」が導入され、沖縄、八丈島、 宮古～襟裳岬間(青森県東岸 沖)については内航船による運 行が可能となっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057170	(社)日本経済団体連合会	170	A	船舶職員法と船員法における定員基準の緩和	機関部自動化設備の設置を条件として、推進機関の出力750KW～2000KWの場合、機関部の職員に関する定員基準の緩和に関する可能性について科学的に実証実験を行い、検証すべきである。		750KW未満(G/T199クラス)と750以上2000KW未満(G/T499・699クラス)では機関操作上差異が無い。機関部員の作業能率向上、安全航行を目的とした機関部自動化設備は、次のようなものがあり、広く設置努力をしており、実勢(支援技術)を反映すべきである。 <機関部自動化設備> 操舵室からの主機回転数・逆転制御 主機関の重大異常時の自動停止装置(過速度、潤滑油圧力低下) 主機関の操舵室からの非常停止装置 機関室監視警報盤 各部位自動温度調節弁(主機冷却清水出口、主機潤滑油入口、発電機冷却清水出口等) 断続運転を要する補機の自動発停装置(主空気圧縮機、A重油移送ポンプ) 以上のような設備を備えるよう条件付けることで、定員基準の緩和を図れば、物流コストの削減につながると思われる。	船舶職員法 施行令別表 船員法69条、70条 (航海当直基準含む)	国土交通省海事局	機関部の職員は推進機関の出力750KW～1500KWの場合、5級及び6級海技士(機関)2名の乗員が義務付けられている。
5057	5057171	(社)日本経済団体連合会	171	A	リースエンジンのエンジンログ記載方法の簡素化	短期間で返却するエンジンの場合は、ログブックは英文ログを継続使用し、英文で記載しながら、エンジン返却まで使用できるようにすべきである。本件について規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)では、「リースエンジンに係る航空日誌への整備記録の記載について、英文のみの記載とすることが可能かどうかの検討を行い、平成18年度に結論を得る」とされていることから、早期の実現を求めたい。		リースエンジン入手時、英文ログから日本語ログに翻訳転記し、リースエンジンを返却する場合には、その逆を行わなければならない。転記する時間と労力が負担となっている。	航空法第58条 航空法施行規則第142条	航空局航空機安全課	航空機及び発動機については、航空法施行規則第142条に従って、航空日誌に整備等を行った記録を記載する必要がある。短期間のリースエンジンでも、日本語ログブックを作成し、既に記載された英文ログの内容を翻訳して転記しなければならない。リースエンジンを返却するときも、英文ログブックに、リース期間中の日本語ログの内容を翻訳して転記しなければならない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057172	(社)日本経済団体 連合会	172	A	耐空証明書の発行場所の拡充	耐空証明書を地方の航空機検査官室でも発行できるようにすべきである。本件について規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)では、「現在東京と大阪の本局に発行場所が限定されている地方航空局管轄分の滞空証明書について、検査官が駐在する空港においても現地発行が可能かどうか検討を行い、平成18年度中に結論を得る」とさていていることから、早期に実現すべきである。		耐空証明書発行の手続きは、現在、郵送が担当者による持込みで行なう。郵送の場合、1ヵ月前からの受付が可能であるが、申請後、耐空証明書が届くまで数日を要するほか、持込みの場合でも担当者による1日仕事となり、効率が悪い。例えば、名古屋圏は、大阪航空局管轄であることから、大阪まで出向くこととなる。検査後、できるだけ早く当該機を運航に復帰させる必要があり、現行の方法では、ビジネスニーズに対応できない。	航空法第10条、第137条 航空法施行規則第240条、第241条、第242条	国土交通省航空局技術部航空機安全課	認定事業場が検査を行った航空機の耐空証明書は、東京航空局及び大阪航空局本局においてのみ発行している。
5057	5057173	(社)日本経済団体 連合会	173	A	耐空証明「基準適合証」の拡大適用【新規】	「耐空証明書を受領し搭載しないと飛行できない」現行条件の摘要除外(車両で言う「保安基準適合標章」に相当する手段)を策定すべきである。		道路運送車両法では、「保安基準適合証等」の規定で、発行後即、運行できる(車検証を搭載しなくても「保安基準適合証等」があれば「道路運送車両法第94条5の7項」の摘要で運行できる)。航空機の場合、「基準適合証」発行しても耐空証明書を受領し搭載しないと飛行できない。車両で言う「保安基準適合標章」に相当する手段を講じ、航空機についても法的に同等或いは積極的な規制緩和策を講じるべきである。	航空法第10条、第59条 航空法施行規則第35条、第40条、第41条	国土交通省航空局技術部航空機安全課	航空機の場合、「基準適合証」が発行されても、耐空証明書を受領し搭載しないと飛行できない。 (「耐空証明書発行機関」は東京と大阪の2ヵ所のみで、北海道や九州の遠隔地の機体所有者は、「基準適合証」発行と「耐空証明書」の受領までにタイムラグが生じ、その間飛行できない)

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057174	(社)日本経済団体 連合会	174	A	航空機装備品の予備品証明申請 【新規】	受検申請場所、日程および受検場所を拡大すべきである。		航空機装備品の予備品証明受検の申請は東京および大阪の航空局で行わなければならないが航空機関連の部品は成田空港など主要な空港で輸入通関されるのがほとんどであり、輸入通関後の貨物の移動を考えると成田空港での受検は緊急時には対応可能であるが申請は九段の航空局に限定されている。 各輸出国からの耐空性を証明する書類を準備して受検することから予備品証明の制度自体の廃止が希望されるが、予備品証明の受検場所の拡大と緊急性を鑑み土曜および祝祭日などの休日にも受検可能とすべきである。	航空法第17条	航空局航空機 安全課	予備品証明の申請場所は東京航空局および大阪航空局の2カ所のみである。東京においては通常の受検場所は九段下にある東京航空局検査課のみであり、緊急などの場合を除き成田空港などでの受検は難しい。
5057	5057175	(社)日本経済団体 連合会	175	A	特定輸出申告制度の改善【新規】	特定輸出申告制度により多くの荷主が参加できるよう、次の点を要望する。 特定輸出申告は、貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に申告を行うとされているが、積込港を管轄する税関官署への申告も可能すべきである。 特定輸出者となるための条件として、財務省が提示する社内コンプライアンスプログラムの整備を求めているが、同様のコンプライアンスプログラムは既に経済産業省から求められている。一本化を図るべきである。 特定輸出申告制度の施行を受けて、包括事前審査制度は今後3年間かけてその存廃を含めて検討を行うとなっているが、特定輸出申告制度ではカバーすることは難しい。包括事前審査制度は現状通り残り、特定輸出申告制度は独立して制度内容の検討を進めるべきである。 リターンブルコンテナを利用する場合など、輸出申告の際に関税の減免又は払戻しに関する手続を要する貨物は特定輸出申告制度の適用除外となっているが、一律に除外するのはなく可能な限り特定輸出申告制度の対象とすべきである。	(*)その前提で特定輸出申告制度の目的を実現できるようあるべき姿を官民協力して検討するべきである。 環境に配慮した物流実現のため、使い捨てとなる段ボールやパレットに替ってプラスチック製リターンブルコンテナ(通い箱)の導入が推進されているが、これらの利用に際しては輸出申告時に免税手続を要するため、現状では特定輸出申告制度の対象外となる。	特定輸出申告において、書類審査または貨物検査になった場合には、現状では貨物の蔵置場所を管轄する税関官署へ書類を提出または貨物を持ち込む必要が生じる。実際にそのような状況が発生する可能性は低いと考えられるが、特定輸出者としてはそのことも想定した通関会社の選定や対応を考慮する必要があり、また何らかの理由で港への貨物搬入後に輸出を取り止める場合にも申告した税関官署に輸出許可の取り消しを求めることになり、これらが新たな制約となる。 企業によっては、既に輸出入管理規則を制定し、経済産業省へ届出している。特定輸出申告制度に参加するためには、経済産業省に加えて財務省が求めるコンプライアンスプログラムの内容を検討し、両方をカバーできるよう現行の管理規則を修正しなければならないが、そのような重管理は回避すべきである。 特定輸出申告制度は、その目的から考えて適用除外とせざるを得ない貨物が多く発生する可能性が高く、輸出貨物を広くカバーしている包括事前審査制度に取って代わる制度となることは難しい。早い段階で包括事前審査制度の存続を確認し、(*)	関税法第67条3～ 11 同施行令第59条の 6 同施行規則第9条	財務省関税局	2006年3月より特定輸出申告制度が措置された。この制度は、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成することを目的としており、コンプライアンスの確保等を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者(特定輸出者)については、保税地域に貨物を入れずに輸出申告を行い、輸出の許可を受けることを可能にすると共に、輸出者のコンプライアンスを審査及び検査に反映させようとするものである。制度の普及を推進している財務省関税局は、特定輸出申告については輸出手続にかかるリードタイムの短縮や仕入書等の輸出申告書類の簡素化といったメリットを強調しているが、現実には利用しやすい条件が整えられていないため、企業にとって参加するメリットが期待できない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057176	(社)日本経済団体 連合会	176	A	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入	輸出通関の保税搬入原則を廃止し、輸出通関を許可制から届出制にすべきである。		<p>輸出貨物の保税搬入原則があるため、輸出のリードタイムが延び、グローバルSCMオペレーションの効率性が上がり、わが国輸出企業の国際競争力向上にとって障害となっている。</p> <p>輸出の届出制導入による手続簡素化により、使い勝手の良い貿易手続電子システム、物流システムの構築に道を拓くことになる。</p> <p>欧米先進国、韓国、香港、シンガポールなど主要アジア諸国では、輸出通関は許可制ではなく届出制となっており、輸出貨物の保税搬入原則はない。すなわちわが国輸出通関制度は諸外国に例を見ない特異な内容となっている。貿易立国を標榜するわが国の輸出通関制度もグローバル・スタンダードに沿うものにする必要がある。</p> <p>なお、9.11同時多発テロ事件を契機として、米国の24時間事前申告ルールを導入などサプライチェーン・セキュリティ強化プログラムが実施されているが、諸外国では届出制のままセキュリティ管理プログラムを実施していることから、わが国においても輸出通関の届出制の下で、セキュリティ強化と貿易手続・物流の効率化を両立することは可能である。</p>	関税法第67条、第67条の2	財務省関税局 業務課	わが国の輸出通関申告制度は下記の内容となっている。税関長の許可を得て船積・出荷(輸出)する。輸出通関申告は、保税地域に輸出貨物を搬入しなければ申告できない。
5057	5057177	(社)日本経済団体 連合会	177	A	税関通関業務の24時間365日体制の実施 (臨時開庁手続き・手数料の廃止)	税関業務の24時間365日体制を実施(臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃)すべきである。		<p>企業にとっては、サプライチェーンマネジメントの観点から、物流の効率化が不可欠となっている。現状では、臨時開庁手続きを経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続きや費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコスト増となってしまう。通関の原則24時間365日体制により、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産、物流の整備が促進され、日本国内に立地する工場の競争力が強化される。最近では、東アジアの工場との生産品目による棲み分けが日本の産業の生き残りの手段となっているが、時間単位の調達、生産スケジュールが可能になる。通関需要に応じた臨時開庁という現在の政府の対応では、企業が生産、物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながりにくい。24時間・365日体制へ移行することにより、日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要である。</p>	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	財務省関税局	<p>港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっている。</p> <p>上記時間外に輸出入通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。</p> <p>いまだ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁手数料は半額(特区は格段に安くなっている)となり、以前よりは緩和されている。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057178	(社)日本経済団体 連合会	178	A	税関申告官署の自由化 通関手続きの簡素化、電子化	同一税関申告官署については、蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすべきである。また、輸出入関連書類の電子ファイル化により、簡素化すべきである。		同一税関申告官署が複数存在するため、申告書類の提出や申告書に対する対応などに人手や車などの諸経費等のコストがかかる。また、ペーパーレスによる輸出入業務の簡素化、書類保管の効率化を促進する必要がある。	関税法第67条 通関業法第9条	財務省関税局 税関業務部 経済産業省	税関への輸出入申告に当たっての申告官署は、申告貨物を蔵地している蔵地場所を管轄する税関官署となっている。また、輸出入申告書、輸出入許可書、納税証明書、インボイス、パッキングリスト、保険証書、原産地証明書、経済産業省の個別許可書などの書類が電子化されておらず、書類保管の効率化が進んでいない。
5057	5057179	(社)日本経済団体 連合会	179	A	税関検査に係る料金の一部公費 負担の導入【新規】	税関検査目的における密輸防止、麻薬、覚せい剤等の防犯取り締まり目的による検査費用は、輸出入者の申告貨物の税の確定などの為のものとは異なるため税関当局の負担すべきである。		コンテナ貨物全量取り出し検査や、大型X線検査、指定検査場への持込検査など輸送費、開梱包等多大の費用がかかるため。	関税法67条	財務省関税局 税関業務部	輸出入貨物に関しての税関検査に係る、輸送費、開梱包費などのすべてが輸出入者負担となっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057180	(社)日本経済団体連合会	180	A	通関士登録制度における登録の一元化(自由化) [新規]	通関士の確認登録を一つの税関にて受けた者が、他税関管轄の通関営業所の勤務になった場合には、通関士の確認登録申請を免除し、従業者等の異動(変更)届を提出することにより、引き続き、通関士として業務に従事できることを認めるべきである。		複数の税関管轄に通関営業所がある場合、定期的な人事異動などで複数の者が通関士登録の解任、新規登録を行うことになり、業務上煩雑な手続きとなっているため。	通関業法第30条1項 通関業法基本通達31-1、32-1	財務省関税局 税関通関業監督官室	現在、通関士の確認登録は一税関ごとに行われる。一税関で確認を受け登録した後、会社の人事異動などで他税関管轄にて業務を行う場合、確認を受けた税関には異動(解任)届を提出し、新たな税関には確認登録申請を提出し確認を受けなければならない。
5057	5057181	(社)日本経済団体連合会	181	A	原子力発電所の科学的かつ合理的運営に係る規制の改革	プラント停止間隔を一律13ヵ月に固定した検査制度の抜本的見直しを行うべきである。 定期検査、保安検査、定期安全管理審査の一本化およびそれまでの間の運用面での検査・審査の重複を排除すべきである。	*「要望理由続き」 定期検査、保安検査、定期安全管理審査の一本化およびそれまでの間の運用面での検査・審査の重複の排除 原子力安全・保安院は、2005年6月、「実務上の調整が十分行うことができないまま制度が開始されたことから、各検査における項目が一部重複しているところがある。現在、事業者、原子力安全基盤機構、保安院の3者による「検査制度運用改善プロジェクトチーム」において、本件について検討を進めているところ」と回答しており、また、本内容については再開された「検査の在り方に関する検討会」でも問題提起されている。「検査制度運用改善プロジェクトチーム」、「検査の在り方に関する検討会」における検討を通じて、着実に重複排除につながる抜本的な解決策が導入されるよう要望する。	エネルギーの安定供給確保および地球温暖化対策の観点から、基幹電源としての原子力発電を最大限に活用することは、国民にとって大きな利益につながる。原子力発電の一層科学的かつ合理的な運営を実現する観点から以下の通り要望する。 プラント停止間隔を一律13ヵ月に固定した検査制度の抜本的見直し 2005年6月の集中受付月間において原子力安全・保安院は、「規制当局として、事業者から、公開の場で、当該評価内容及び、安全性が維持されること等について説明を求め、原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を検討することが必要と考えている」と回答しており、その後、2005年11月から原子力安全・保安院の下部機関である「検査の在り方に関する検討会」が再開され、検査制度の更なる改善について議論が進められている。また、2005年10月に閣議決定された原子力政策大綱においても「電気事業者は(中略)安全確保に係る性能指標においても世界最高水準を達成することを目標に掲げて保守管理技術の高度化にも取り組み、安全性と安定性に優れた原子力発電を実現していくことを期待する」とされている。 電気事業者においては、信頼性重視保全の考え方を取り入れて保守管理の一層の体系化を進めたり、状態監視保全の導入などにより運転中保守の充実を図るなど、運転中、停止中の保守管理を総合的に行なうプログラムを充実させていく方向としている。このような電気事業者の創意工夫を促す観点から、プラント停止間隔を一律13ヵ月に固定した検査制度から脱却し、運転中、停止中を通じて事業者の保安活動を随時確認する検査制度に抜本的に見直すべきである。また、このような見直しにより、事業者の活動に対するホールドポイントとなる官庁立会い検査も最低限必要なものに限定するべきである。*	電気事業法 第54、55条 電気事業法施行規則 第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16条の2	原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課	発電用原子炉及びその付属設備は13ヵ月を越えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(2003年10月より新規追加)を受けなければならない。定期検査時に経済産業省の直接立会い検査が実施されていないが、休日及び夜間の受検ができず、連続作業のホールドポイントとなっている。 供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査および定期安全管理審査を受けている。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057182	(社)日本経済団体 連合会	182	A	核物質防護に関する二重規制の 排除[新規]	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第7条の2を削除し、核物質防護に関する規制を一元化すべきである。		二重規制を排除するために、PP設備に対する規制を原子炉等規制法の下で一元化することが望ましい。 また、今般、原子炉等規制法の改正により、原子力発電所の核物質防護検査制度が新たに導入されたが、PP設備に対して保安検査と核物質防護検査の二重の検査を受ける可能性が生じる。検査の重複を避けるために、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第7条の2を削除し、PP設備を保安検査の対象から明確に切り分けることが合理的である。	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第7条の2 実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則 第15条の3	原子力安全・保安院原子力発電検査課 原子力防災課	原子力発電所防護設備(PP設備)は、電気事業法に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第7条の2においてその技術基準が定められているため、「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2003)」に基づく(原子炉施設の保安規定の保守管理計画の対象設備として維持管理する必要がある。そのため、同設備は原子炉等規制法に基づく保安検査の対象となる。 一方、原子力発電所防護に関しては、原子炉等規制法に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則」第15条の3において防護措置が詳細に定められており、防護設備についても具体的な要求事項が定められている。 さらに、この防護措置については、原子炉等規制法に基づく核物質防護検査の対象となる。
5057	5057183	(社)日本経済団体 連合会	183	A	放射線取扱主任者の選任規定の 緩和	第二種放射線取扱主任者に10メガベクレル以下の電子加速器を扱うことを認めるべきである。		近年の技術発展により、小型加速器については、第二種放射線取扱主任者でも問題なく活用できるようになっている。つまり、X線発生装置の場合は装置自身が中性子で放射化してしまう為に装置自身の法規制が必要であるが、電子線の場合は、電子線発生装置単独では中性子を発生しないので法規制の対象とする必要は低く、二種主任者が問題なく取り扱うことができる。 電子加速器については、工業分野、医療分野、環境分野など様々な利用が進んでいる。 電子線については材料の改質、食品照射、医療器具の滅菌、X線ラジオグラフィ、非破壊検査、がん治療などの医療分野、排煙中の窒素酸化物や硫酸酸化物の除去などでの利用が広がっている。また、放射光については、物性の研究、たんぱく質の構造解析、微量元素分析などで用いられる。 わが国の放射線利用の経済規模は約8.8兆円であり、今後も様々な応用が期待されている。中でも利用目的に最適化した小型加速器については、近年その利用が拡大しつつあり、第二種放射線取扱主任者がこれを取り扱うことが出来るようにすることによって利用に弾みがつくことが期待されている。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室	放射性同位元素又は放射線発生装置の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条に定める区分に従い、放射線取扱主任者を選任しなければならない。(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条)

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057184	(社)日本経済団体連合会	184	A	委託契約する電気主任技術者が保安管理業務を実施する事業場の算定方法に係る緩和【新規】	信頼性が高く点検頻度が少ない火力発電所には、太陽電池発電所、需要設備等と同様に、換算係数を低減できるような緩和措置を設けるべきである。		信頼性が高く点検頻度が少ない発電所、需要設備の場合は、換算係数に0.6や0.25等の数値を乗じて、小さな数値になるよう緩和されている(2003年7月1日経済産業省令告示第249号)。 2005年11月1日付経済産業省告示第283号によって、内燃機又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、ある一定の要件が備わったものは、点検頻度を減らすことが可能となった。(3か月に1回以上あるいは6か月に1回以上)これに伴い換算係数の見直しを行い、信頼性が高く点検頻度の少ない火力発電所についても、同様に係数を乗じる措置等により数値(換算係数)を小さくするよう緩和すべきである。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条の2 平成15年7月1日 経済産業省告示第249号 平成17年11月1日 経済産業省告示第283号	原子力安全・保安院電力安全課	委託契約する電気主任技術者には、持ち点(33)がある。一方発電所や需要設備等の事業場の種類、設備容量、対象設備の信頼性にて個別に規定された数値(換算係数)があり、複数の事業場を管理する場合、その数値(換算係数)の合計が持ち点未満でなければならない。
5057	5057185	(社)日本経済団体連合会	185	A	常時監視をしない発電所で遠隔監視制御するケースの施設基準の緩和【新規】	ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電所について、必要な措置が施設され、技術員が常時駐在かつ遠隔監視制御所から常時監視している場合には、出力に限らず常時駐在監視を行わないことを認めるべきである。		ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電所は、運転が自動化されているため、自動停止する保護回路増強及び遠隔監視制御所から常時駐在している技術員への連絡体制を確立することにより、発電所内で常時監視する必要はない。	電気設備に関する技術基準を定める省令第46条 電気設備の技術基準の解釈第51条	原子力安全・保安院電力安全課	電気設備の技術基準の解釈第51条(常時監視をしない発電所の施設)では、必要な措置が施設され、遠隔監視制御する制御所に技術員が常時駐在することで常時監視しないことを認められているケースの中から、ガスタービン発電所は除外されている。 また、必要な措置が施設され、発電所には技術員が常時駐在していれば常時監視をしないことが認められているのは、ガスタービン発電所のうち、出力が10,000kW未満のものだけである。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057186	(社)日本経済団体 連合会	186	A	発電用ボイラータービン構造規格 の性能基準としての運用徹底【新規】	関連規定に基づき、法令で求められている性能を満たしている外国基準等に適合する構造の蒸気タービン等の輸入及び使用を認めるべきである。		蒸気タービンの構造については、「解釈」の第19～23条で規定されているが、「省令に定める技術的要件を満たすべき技術内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断する」とされているにも拘わらず、実際の運用においては、法令で定める性能規定を具体的に満足する基準として例示されている構造規格を持つものではない限り、認められないことが多い。 例えば、ボイラー構造規格の主要材料等について、JISの材料規定に定められた適用範囲、製造方法、化学成分、機械的性質、試験等に適合した材料が列挙されている一方、外国規格等については、ASME(米国)、BS(英国)、DIN(ドイツ)等の様々な規格が存在するが、これらについては例示がないことから認められないことが多いため、外国規格等に基づくボイラーの輸入ができない。	電気事業法 第39条、第40条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 第13条 発電用火力設備に関する技術基準の解釈について 第19～23条 発電用火力設備の技術基準 省令・告示及び解釈(解説) (原子力安全・保安院 電力安全課監修)	原子力安全・保安院電力安全課	発電用蒸気タービンを設置する場合、その蒸気タービンは電気事業法第39条に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合することが求められており、輸入品を用いる場合も同様の技術基準を満たしていなければならない。 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の第13条で蒸気タービンの構造について性能基準が定められ、その技術基準の具体的な解釈については「発電用火力設備の技術基準の解釈について」(以下「解釈」)第19～23条で規定されている。この「解釈」では、「省令に定める技術的要件を満たすべき技術内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断する」とされている。また、「発電用火力設備の技術基準省令・告示及び解釈(解説)」では、解釈別表において性能規定を具体的に満足する基準がJIS規格、API規格及びASME規格により例示されている。しかし、「解釈」では、限定されないといながら、実際の運用では、例示されている規格以外の外国規格等に基づく部品等を輸入して用いようとしても、認められないことが多い。
5057	5057187	(社)日本経済団体 連合会	187	A	ボイラー技士免許試験の受験規制の緩和【新規】	ボイラー技士免許試験の受験については、直下位級の有資格者でなくとも受験できるようにすべきである。		ボイラー技士免許試験の受験については、高度な知識を持つ上位級の資格者をできるだけ早く育成するニーズがあるにも関わらず、直下位級の有資格者でなければ上位級の免許試験を受験できないことにより、技術者育成の妨げになっている。 例えば、高圧ガス製造保安責任者、危険物取扱者、冷凍機械責任者などについて、同様に3段階の資格制度になっているが、これらについては、直下位級の資格を取得してなくても、上位級の資格試験を受験することが認められている。 できるだけ多くの技術者に早い段階でより広範により深く勉強する機会を与えることは、技術水準の向上につながり、大きなメリットがある。	ボイラー及び圧力容器安全規則第101条	厚生労働省労働基準局安全衛生部	ボイラー技士資格は特級、一級、二級の3分類があり、それぞれの級に応じた業務範囲が定められている。 ボイラー及び圧力容器安全規則第101条により、ボイラー技士免許試験の受験に関して、特級を受けるものは一級資格者、一級を受けるものは二級資格者に限定されており、二級から順番に受験することが定められている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057188	(社)日本経済団体 連合会	188	A	高圧ガス導管の道路占用に係る 規制緩和[新規]	以下の各法律の適用を受ける送ガスパイプライン(自噴線を含む)について、道路法第36条による道路占用の特例措置を認めるべきである。 ガス事業法におけるガス導管事業の用に供するガス導管 鉱山保安法、または高圧ガス保安法の適用を受けるガスを供給する事業者(ガス事業を除く)の用に供する導管の範囲に属するものを除く、ガスを供給する事業(ガス事業法・準用事業)の用に供するガス導管		～ 項の送ガスパイプラインは、いずれもガスを供給する事業を営む他の者に対してガスを供給する(いわゆる卸供給用)ガス導管であり、特に、 のガス導管事業の用に供するガス導管はガス事業法により託送供給が義務付けされているなど、公共の利益に資する設備となっており、今後、わが国がエネルギー供給においてガスシフトを進めていくうえでガスインフラの整備、拡充に不可欠な設備であるため、道路法第36条による水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例措置と同等とすべきである。2004年4月の改正ガス事業法施行に際して、当該導管の道路占用においては当該特例措置の適用が認められない代わりに、事前に経済産業省を通じて国土交通省に対し工事計画の情報提供を行い、同省の事務連絡文書をして各道路管理者に対し当該導管の設置を促進せしめる方法が認められた(いわゆる「特別スキーム」)。しかし道路管理者によっては、飽くまで道路法上の法的位置づけには従前との何ら変更がないとして、その受け止め、取り扱いには大きな温度差が依然存在しており、当該特例措置と同等の効果が得られない状況にある。	道路法第32条、第36条 ガス事業法第42条	国土交通省道路局路政課 資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課	ガス事業法におけるガス導管事業等は、道路法第36条の道路占用の特例措置の適用外となっている。
5057	5057189	(社)日本経済団体 連合会	189	A	電気事業法における埋設ガス導管非破壊検査方法の明確化[新規]	「発電用火力設備の技術基準」第72条に定める非破壊試験についての規定において、検査対象箇所は第163条に記載されている内容である旨を明らかにすべきである。		「発電用火力設備の技術基準」第72条第1項第2号二では、非破壊検査の範囲が明記されておらず、かつ第163条との関係も示されていないため、実際の施工において検査対象範囲の解釈が異なる場合が生じている。 例えば、第72条の検査対象について、第163条に基づく検査対象と同じ運用をする場合もあるが、一方、検査対象を拡大解釈し、使用する直管等の工場製作時の長手継手、及び工事現場での直管同士もしくは直管と曲管を接合する周継手全数を検査対象とする場合がある。 なお、ガス事業法では、「ガス工作物技術基準の解釈」第58条において、「発電用火力設備の技術基準」第163条と同等の規定がなされている。 同様のガス導管についての技術基準間での整合性を図る必要がある。	「発電用火力設備の技術基準」第72条第1項第2号二、第163条別表第24の3. 液化ガス設備5	原子力安全・保安院電力安全課	液化ガス設備に関する埋設(気化)ガス導管について、非破壊検査の要件として、次の二つが規定されている。 「発電用火力設備の技術基準」第72条 第1項 第2号 二 「埋設する導管にあっては埋設する前に放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験(以下、非破壊検査)のうちいずれかの試験を行い、これに合格するものであること」 「発電用火力設備の技術基準」第163条 別表第24 3. 液化ガス設備 5 「周継手のうち、地盤面下の曲管の両端及び1/20の抜き取り箇所」

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057190	(社)日本経済団体 連合会	190	A	軽油取引税の免税手続の緩和 【新規】	以下の3点を措置すべきである。 免税軽油使用者証の有効期間(現行:2年間)の延長 免税証の有効期間の延長 免税証の元売会社への提出単位の緩和(少なくとも 月単位)		発電所で使用する軽油は用途が限定されており、また公益性の高い事業という性格から、長期的かつ継続的な稼働となるため、有効期限を設定する必要はないと考える。 現在、免税証の有効期間は最長1年間の範囲内で各道府県が期間を設定しているが、発電事業は電力需給に応じて発電所の稼働状況が大きく変動するため、軽油の使用量も大きく変動する。そのため、現行の免税証の有効期限では、電力会社のみならず、道府県税事務所の事務効率も向上しない。 電力会社から免税証を元売会社へ提出する単位は、集計提出単位が1ヵ月より短い場合において、商取引上の月締めより短く、事務負担が増加する。特に、取引の都度、免税証を提出することを求められる場合もあり、事務が非常に煩雑であり負担が大きい。提出は1ヵ月を最小単位とし、業務上の月締めと整合的に処理できるようにすべきである。	地方税法第700条の15 地方税法施行令第56条の7	総務省自治税務局 各道府県税務課	火力発電所で使用する助燃用軽油は、当該発電所が所在する道府県税事務所へ申請し、「免税軽油使用者証」の交付を受けた後、同じく道府県税事務所へ申請、「免税証」の交付を受け、交付を受けた免税証を軽油購入の際、購入先の登録特別徴収義務者である「元売会社に提出」することで免税となる。現状、軽油を購入する電力会社は軽油納入量を月単位、短い場合は日単位で集計の上、元売会社へ免税証を提出している(提出単位は、各道府県税事務所の行政指導により異なる)。取引の都度、提出を求められる場合もあり、非常に事務が煩雑になっている。 免税軽油使用者は、免税軽油引き取り報告の義務を負うとともに、使用しなかった免税証は返納しなければならない。
5057	5057191	(社)日本経済団体 連合会	191	A	自家消費を目的とする重油の備蓄義務の軽減・免除	自家消費を目的とする需要家の石油製品等の輸入に関して、備蓄義務を軽減・免除すべきである。		エネルギーの安定供給の観点から、有事の際に一般消費者の生活に影響を与えないことをベースに考えることが必要であるが、一般工業用で企業が自家消費することを目的に重油を輸入するようなケースについては、その安定供給は企業が自己責任で解決すべき問題であり、制度として、他の供給業者等と同等の水準の備蓄義務を課す必要性は低い。 自家消費のための輸入にまで備蓄義務が課されている現在、輸入量をベースに換算される備蓄義務が課されていることが、海外の事業者と較べて高コスト構造の要因となっている。 総合資源エネルギー調査会石油分科会においても、国際競争が激化する中で民間企業が「国家に代わって(備蓄の)コスト負担していることに鑑み、その水準は可能な限り引き下げ(70日→60～65日)が検討されているところであり、民間の一層の負担軽減を図る観点から、特に需要家自身による輸入に関しては備蓄義務を軽減・免除すべきである。	石油備蓄法第5条、第6条 石油備蓄法施行規則第9条	資源エネルギー庁 燃料部石油精製備蓄課	石油備蓄の確保等に関する法律第5条ならびに第6条により、石油精製業者等は、前12ヵ月の石油生産量、販売量、輸入量などの70日分を基準備蓄量とする備蓄義務が課されている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057192	(社)日本経済団体連合会	192	A	ナトリウム・硫黄電池の保管における規制緩和	<p>ナトリウム・硫黄電池は、密閉した単電池を複数組み合わせたもの(以下モジュール電池)であり、危険物保安技術協会が型式認定され、高い安全性を有することが確認されている。</p> <p>この型式認定されたモジュール電池を保管する場合には、上記の危険物屋内貯蔵所の規制内容のうち、「保有空地の確保」「消火設備の設置」について、以下のように規制を緩和すべきである。</p> <p>保有空地：(現行「最低10m」) 「最低3m」に 消火設備：(現行「第3種消火設備」) 「第5種消火設備」に</p>	(*)その安全性は同等であるため、「保管」についても規制を緩和すべきである。	<p>2010年に向けたCO2削減目標達成のための有効な手段として、風力発電等の自然エネルギー発電にナトリウム・硫黄電池の併設が計画されるなど、同電池に期待される役割は大きくなっている。</p> <p>今後、大規模の電池設置案件(20MW～50MW規模)が増え、短期間に設置工事を完了するためには、設置場所の近傍にナトリウム・硫黄電池の保管場所を確保することが必要となる。</p> <p>ところが現状、危険物屋内貯蔵所の規制を満足する保有空地や消火設備等を有する既存倉庫は極端に少なく、保管場所の確保が難しい状況にある。今後の普及促進に向け、ナトリウム・硫黄電池の保管に既存倉庫を有効活用することは、大規模案件の円滑な建設および経済性の面から、不可欠の条件となってくる。</p> <p>危険物保安技術協会により型式認定されたナトリウム・硫黄電池の「設置」に関しては、既に、消防法上の危険物一般取扱所規制について以下の緩和の特例が認められている(消防法第53号)。</p> <p>保有空地：(現行「最低5m」) 「最低3m」に 消火設備：(現行「第3種消火設備」) 「第5種消火設備」に</p> <p>型式認定されているナトリウム・硫黄電池であれば、(*)</p>	<p>消防法第10条 危険物の規制に関する政令第10条 平成11年6月2日 消防庁通知第53号</p>	総務省消防庁 危険物保安室	<p>ナトリウム・硫黄電池は、消防法で規定された危険物(ナトリウム：第3類、硫黄：第2類)を用いているため、これを保管する場合は消防法の「危険物屋内貯蔵所」として規制を受ける。</p> <p>主な規制内容は以下の通り。</p> <p>保有空地の確保：貯蔵所の周囲に最低10mの保有空地が必要 (「指定数量の倍数」が200以上の場合) 消火設備の設置：第3種固定消火設備(CO2消火設備等)が必要 建屋構造、床面積等… 内容略</p>
5057	5057193	(社)日本経済団体連合会	193	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	<p>当面、介護業務に関する専門性を有するとされている介護福祉士については、介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識および技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得後、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。</p> <p>将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。</p>		<p>介護は、少子・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。右記の日比大筋合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できるが、わが国の介護サービスの維持・充実の観点からも、経済連携協定交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第7条1項 第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法</p>	法務省出入国 管理局 厚生労働省	<p>日比経済連携協定(2004年11月大筋合意)に係る基本的枠組みの下で、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める(滞在期間の上限4年)とともに、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組みも設けられることとなったが、具体的な受入れ人数については、両国政府間で最終合意に達しておらず、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。</p> <p>また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていないが、現行、日本・インドネシア経済連携協定交渉(政府目標では、2006年夏頃までに交渉の主要点について実質的な妥結を目指す)においても、インドネシア側から看護・介護等に係る人材の受け入れなどについて要望が出されている。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057194	(社)日本経済団体連合会	194	A	「高度人材」に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸張すべきである。		専門的・技術的分野の中でも、右記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題が発生することを防止できる。その一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性が大いに高まることで、優秀な人材を海外から受け入れるための環境が改善されるものと期待される。 なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づく在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、引き続き2006年度中に結論を得るために検討すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	法務省入国管理局	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 『第三次出入国管理基本計画』(2005年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材」に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている。として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。 また、2006年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においても、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについて、「(中略)高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、(*)
5057	5057195	(社)日本経済団体連合会	195	A	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	現状、専門的・技術的分野に該当するとは評価されない分野の外国人労働者の受入れについて、政府は、徒に結論を先送りすることのないよう、期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めるべきである。 当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第1の2に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して基準省令を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受け入れを推進すべきである。具体的には、高校卒業若しくはこれと同等程度中等教育を修了していること、一定以上の実務経験等を有すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上や研修・技能実習で3年修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。 同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しに合せて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、(*)	(*)「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。	わが国では労働人口減少や2007年問題の顕在化を受け、一部の製造業、サービス業などの現場において、熟練技術・技能労働者不足が深刻化している。このため、現在は専門的・技術的のみならずとみなされていない分野についても、質の高い技術・技能を有する外国人材を受け入れるよう、その範囲の見直しを検討することが喫緊の課題である。とりわけ、わが国産業の国際競争力の源泉である生産現場に不可欠な技術・技能、知識・ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性が高まっている。 こうした中、日本・インドネシア経済連携協定交渉においては、インドネシア側より、看護・介護や旅行・ホテル業に係る人材の受入れ、さらには、わが国が実施する外国人研修・技能実習制度の見直しについて要望が出されている。 よって、わが国としては、研修・技能実習受入れ対象職種を拡大するとともに、現行の外国人研修・技能実習制度の期間の見直しや研修・技能実習修了後の就労の許可、さらには、ODA活用による送り出し国での日本語教育など人材育成面の経済協力について、積極的に対応すべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令	法務省出入国管理局	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法(入管法)上、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格(「外交」、「公用」を除く)が定められており、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて規定されている。 『第三次出入国管理基本計画』(2005年3月29日策定)では、「専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的・技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく」と指摘するとともに、「現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」としている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057196	(社)日本経済団体連合会	196	A	輸出管理における暗号装置の除外の見直し	省令第8条第9号チ「暗号装置であって、銀行業務又は金融決済業務に使用するように設計したもの」を、駅務システムにおける暗号装置を含むものとして定義すること、又は同号に駅務システムにおける暗号装置を規制対象から除外する旨の規定を追加すべきである。		駅務システムにおいて暗号化演算処理を行う装置は、決済上の安全化を強化することを目的としたものであり、同じ目的を持つ銀行業務又は金融決済業務における暗号装置が既に省令で規制対象から除外されていることに鑑みれば、規制対象から除外されてしかるべきである。	「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(経済産業省令)第8条第9号、第21条第1項第1、7、9号	経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課	「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(以下、「省令」)の第8条第9号で、暗号装置が輸出管理規制の対象となっており、輸出に際して経済産業省の個別許可が必要とされている。同号ではホから又に記載される暗号装置は規制対象から除外されているが、駅務システムにおける暗号装置(改札機、券売機、集計装置、データ管理装置など)はこれに含まれていない。
5057	5057197	(社)日本経済団体連合会	197	A	輸出管理における一般包括許可の適用可能な輸出先国・地域の拡大	携帯電話システムの無線基地局制御装置について、一般包括許可の適用対象となる輸出先国・地域を拡大すべきである。		海外の携帯電話システム市場は拡大の一途をたどっているが、現在、その機器供給は欧州メーカーがシェアの多くを握っている。携帯電話事業者からは短期間でのインフラシステム構築が求められるため、機器の注文から出荷までの納期短縮が競争力の大きな鍵であり、短納期対応力がビジネスの成否を左右する主要因となっている。 こうしたなか、わが国企業が諸外国の企業に比べてより広い範囲で個別輸出許可申請を求められていることは、わが国企業の競争力の制約要因のひとつとなっている。一般包括許可の適用対象の拡大が図られれば、海外の携帯電話システム市場におけるわが国企業の優位性を向上させることが可能となる。	外国為替及び外国貿易法第25条、第48条	経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課	W-CDMA方式の携帯電話システムの無線基地局制御装置は、暗号機能を有しているため、国際的な合意に基づき特定国・地域への輸出に政府の個別輸出許可が必要となっているが、一部の国・地域に関しては個別の許可申請を必要としない一般包括許可を適用して輸出できる。 しかしわが国の制度では、諸外国と比べて一般包括許可の適用対象となる輸出先国・地域が少なく、鍵長64bit超の暗号機能を持つ貨物の輸出もしくは役務の取引に於いて、日本の場合は26ヵ国のみが一般包括許可の適用対象となるが、たとえばドイツの場合、個別輸出許可の必要な27ヵ国・地域以外すべての国・地域について一般包括許可が適用される。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057198	(社)日本経済団体連合会	198	A	WTO政府調達協定の適用対象機関からのJR3社の除外	完全な民間企業となっているJR東日本、JR東海、JR西日本の3社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置を講じるべきである。		JR東日本、JR西日本、JR東海の3社は完全な民間会社であるにもかかわらず、「政府調達に関する協定」の適用により一定基準額以上の物品・サービスの調達は一般競争入札が義務付けられており、経営の自主性・迅速性の観点から大きな制約となっている。	政府調達に関する協定(1996年)	国土交通省鉄道局総務課	JR東日本、JR東海、JR西日本の3社は、完全民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続きを進めることが義務付けられている。
5057	5057199	(社)日本経済団体連合会	199	A	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、中でも完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置を講じるべきである。		NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中で機動的な事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうした状況において、NTTグループ各社は民間企業であるにもかかわらず、政府調達協定の対象機関として、画一的な調達手続きの運用が義務付けられている他、規定された調達状況報告のための集計作業に多大な業務が必要になるなど大きな負担を強いられている。	政府調達に関する協定(1996年)	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手続きを進めることが義務付けられている。また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細かつ対象範囲が広い調達手続きが求められている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057200	(社)日本経済団体 連合会	200	A	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。		株式会社形態で農業経営を行なうことにより、農業にマネジメントの概念を導入し、資金調達や人材確保等様々な面で株式会社のメリットを活かすことが可能になる。 2005年の農業経営基盤強化法改正により、農業生産法人以外の株式会社等の法人によるリース方式での農業参入が実現したが、参入可能区域は条件の悪い農地、耕作放棄地に限られており、参入の阻害要因となっている。	農地法	農林水産省	農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成等に関して厳しい要件が課されている。
5057	5057201	(社)日本経済団体 連合会	201	A	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ	国が決定している外国産小麦のマークアップについて、計画的かつ継続的な引下げを要望する。		小麦には60～70%の関税が課せられているのと同様であるのに対し、小麦加工品(小麦粉調製品・スパゲティ・ビスケット等)の関税率は20%前後となっている。原料と製品の国境措置が不均衡なため、わが国の小麦加工品の市場において国産小麦加工品が輸入小麦加工品に比べ著しく不利な競争条件に置かれている。外国産小麦のマークアップの引下げにより、原料小麦と小麦加工品との輸入国境措置の整合性を図ることが必要である。	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第13条	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	わが国の小麦総需要量の約9割は外国産小麦が占めているが、この輸入は実質的に国(農林水産省)が一元的に行っている。国は輸入価格の1.6～1.7倍の価格で製粉企業へ小麦を売り渡しているため、小麦には60～70%の関税が課せられているのと同じことになっている。 なお、2007年度より政府売渡価格については標準売渡価格を廃止し、輸入価格を反映した変動制へ移行する予定となっているが、マークアップ水準については未定である。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057202	(社)日本経済団体 連合会	202	A	糖価調整制度の見直し	輸入糖に係る調整金制度を見直すべきである。		菓子業界は調整金制度により割高な原料購入を余儀なくされている。一方、少子高齢化に伴い菓子の需要は低迷しており、今後FTA・EPAの進展により海外から安価な菓子が輸入されることになれば、国内菓子業界は国際競争力を失うことになる。	砂糖の価格調整に関する法律	農林水産省	政府は砂糖の輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。
5057	5057203	(社)日本経済団体 連合会	203	A	輸入麦芽の二次関税撤廃	輸入麦芽の二次関税を撤廃すべきである。		ウルグアイラウンド合意によりビール関税が撤廃(2002年)されたことを踏まえ、平成19年以降、国産ビール大麦の契約方法が生産団体と各社別での新交渉方法に移行すること、WTO・FTA交渉の進展、国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れなどグローバル化が進展する中で、国内農業の競争力向上を図る新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた施策が進行中であること、ビール大麦・麦芽は国際取引市場において完全自由交渉品目となっていること、以上3点を踏まえ、将来的にも国産ビール大麦の契約栽培は農業団体とビール業界各社間で継続できる状況にあることから、輸入麦芽の二次関税撤廃を要望する。	関稅定率法(第9条の2 関稅割當制度別表第11類 麦芽 11.07) 関稅暫定措置法(第2条 暫定稅率 - 別表第1、第8条の6 定率法9条の2規定を準用) 関稅割當制度に関する政令(第1条(物品・數量)別表第1、第2条(割當方法))	農林水産省	ビール原料である麦芽については、関稅割當制度がとられており、国内需要見込み數量から国内生産見込み數量を控除した數量の輸入に対して、1次稅率が適用されて関稅が無稅となる。 本制度の運用に当たっては、契約栽培に基づく国産ビール大麦の購入が前提とされている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057204	(社)日本経済団体 連合会	204	A	肥料取締法における畜産加工物 残渣等の使用範囲の拡大[新規]	畜産加工物残渣を普通肥料の原料として使用できるようにすべきである。醗酵豚糞の普通肥料登録を認めるべきである。普通肥料への特殊肥料(豚骨粉・鶏糞焼却灰等)の混合・配合を認めるべきである。特殊肥料の含有成分規制を前後20%程度とすべきである。 家畜糞を炭化した資材を日本農林規格肥料及び土壌改良資材として使用可能とすべきである。		・特殊肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業・食肉事業から発生する廃棄物の資源利用率が高まり、資源循環型社会の促進につながる。 ・現行の前後10%及び0.3%での成分管理は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。 ・有機質肥料の利用促進につながる。	肥料取締法	農林水産省	畜産加工物残渣(死鳥・食品残渣・煮骨・卵殻等)は普通肥料の原料として使用できない。醗酵豚糞は現行では特殊肥料としての登録のみが許可されており、普通肥料登録はできない。普通肥料に特殊肥料(豚骨粉・鶏糞焼却灰等)を単体で混合又は配合することができない。 特殊肥料の現行の含有成分規制は肥料成分が3%以上の場合には前後10%、3%以下の場合には前後0.3%の範囲となっている。 家畜糞を炭化した資材が、有機農産物の日本農林規格肥料、土壌改良資材から除外されている。
5057	5057205	(社)日本経済団体 連合会	205	A	独占禁止法第9条「一般集中規制」の見直し[新規]	独占禁止法第9条の一般集中規制を廃止し、企業結合規制で対応すべきである。 やむを得ず存続する場合でも、少なくとも同ガイドラインについて、以下の項目を改正すべきである。 ア.「事業支配力が過度に集中することとならない会社」である「分社化の場合」の範囲を拡大すべきである。 イ.「主要な事業分野」については、原則として、日本標準産業分類3桁分類から2桁分類に変更すべきである。 ウ.第一類型の「総資産基準」(持株会社グループの総資産合計額15兆円、単体総資産額3,000億円を、大幅に引上げるべきである。	(*)イ.日本標準産業分類2桁分類が同一であれば実質的に同一の事業分野とみなせる場合が多いと考えられる。 また、3桁分類の場合、日本標準産業分類の改正がなされることにより、事業実体は何ら変更がないにもかかわらず、形式的には事業分野数が増加してしまうといった問題が生じる可能性が高い。 ウ.単体総資産の規模は業界ごとに異なり、業界で上位の会社ではなくても、「大規模な会社」となる場合があることから、単体総資産の基準(3,000億円)を引き上げるべきである。	企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す一般集中規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。また、このような規制は、政府が進めている構造改革の基本理念である「事前規制」型から「事後規制」型への移行に反するものである。したがって、一般集中規制は廃止し、必要があれば、企業結合規制によって個別具体的に対応すべきである。 <要望内容 について> ア.元々一つの会社を分社化し、細分化しているだけである以下のような場合については、他の資本関係のない会社を買収する場合とは異なり、独禁法上特段の問題はないことから、分社化と同様に例外とすべきである(分社化は議決権比率100%に限らなくてもよい)。 a. 100%分社化後、上場等により議決権比率が低下する場合(親会社の議決権比率が減少することから、独禁法9条の観点からはむしろ望ましい)。 b. (独禁法15条に抵触しない)合併に伴い、議決権比率が低下する場合(*)	独占禁止法第9条	公正取引委員会	独禁法第9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立・転化が禁止されている。 「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の具体的な考え方については、公取委によってガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」が示されており、ガイドラインには、以下の通り事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される3類型が挙げられている。 第1類型 会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合 第2類型 大規模金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合 第3類型 相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057206	(社)日本経済団体連合会	206	A	企業結合規制における届出制度の見直し[新規]	親子会社、兄弟会社間の企業結合に限らず、直接的又は間接的に総議決権の過半数を有する会社やその経営を実質的に支配している会社(例えば、叔父甥会社間)、同会社間(例えば孫会社間)など、実質的に同一企業と認められる会社間の企業結合についても、届出の対象外とすべきである。		企業結合審査に要する提出資料は膨大であり、届出側・審査側双方にとって煩雑な手続きとなっている。また、「競争状態に影響を及ぼすおそれが低い」との理由から、届出対象外の企業結合を親子会社間及び兄弟会社間に限定する必要はなく、実質的に競争制限となるおそれがない合併については、事前届出を不要とすべきである。	独占禁止法第15条、第15条の2、第16条	公正取引委員会	現行独占禁止法においては、親子会社或いは兄弟会社間の合併或いは営業譲渡などの企業結合以外については、小規模の物を除き公正取引委員会に対し該当行為に関する届出を該当行為期日の30日前までに行なう必要がある。
5057	5057207	(社)日本経済団体連合会	207	A	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁	以下の3種類のサービスを有償で行うことができるよう、法を改正すべきである。 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供		近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。 しかし、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されている。 経営資源の適切な集中によって企業経営の効率化を図るために、グループ内企業に対する有償での法務サービスを解禁すべきである。	弁護士法第72条、第77条第3号	法務省	弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条によれば、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止されていると解釈されている。 この点については、2003年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあたらぬこと、また、「法律事務」の要件について、いわゆる事件性必要説を採るべきとの方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。 しかし、完全子会社であっても、法人格を別に以上あくまでも「他人」であることが明確にされ、また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057208	(社)日本経済団体 連合会	208	A	電子申請開始登記所から登記完了後に交付される書類の記載内容の改善[新規]	電子申請を開始している登記所から登記完了後に交付される書類において、公簿地積、権利設定登記における目的・範囲・乙区の順位番号が確認できるよう記載内容を改善するべきである。		不動産登記法改正前は、全て書面申請であり、登記完了後は登記所から登記済証が交付されていたことから、登記内容の確認が可能であったとともに、権利設定登記における乙区の順位番号も記載されていた。 しかし、同法改正により電子申請を開始した登記所から登記完了後に交付される登記完了証および登記識別情報通知書では公簿地積等、登記内容の確認できない項目がある。 特に権利設定登記における乙区の順位番号については、登記完了後に当該地の全部事項証明書等の交付を受けなければ確認できない状況にあり、全部事項証明書等の交付を受けるには手数料(全部事項証明書1筆1,000円、登記事項要約書1筆500円)が必要となる。	不動産登記法 不動産登記規則 不動産登記令	法務省	不動産登記法改正(2005年3月施行)により、登記申請の方法として、従来の「書面申請」に加え「電子申請」による方法が認められ、登記所ごとに法務大臣が指定した日からその運用が順次開始されている。 電子申請を開始した登記所から登記完了後に交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず、以下のとおりとなっている。 登記完了証 申請受付番号、受付年月日、登記の目的、不動産の表示 登記識別情報通知書(表示登記・地役権設定登記に関しては交付されない) 不動産、不動産番号、受付年月日・受付番号、登記の目的、登記名義人、 登記識別情報
5057	5057209	(社)日本経済団体 連合会	209	A	民事訴訟手続における申立て等の全面的なオンライン化[一部新規]	民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンラインによる提出を可能とすべきである。 また、訴訟手続において発生する添付書類の電磁的記録による提出についても容認すべきである。 なお、現在FAXを利用した申立ても併行して存在しているが、オンライン化の加速化と業務分散を回避するために、利用者の簡便性向上に配慮しつつ、申立て方法をオンライン申立てに一歩化するべきである。		司法制度改革(2001年審議会意見)を契機として、裁判迅速化、裁判員制度の導入、法曹人口の増加、司法支援センターの開設など、より身近で、素早く、公正な司法を目指す政策が進められているが、一層の迅速化、事務処理のコスト削減及び効率化、広く国民からの訴訟へのアクセスを可能とする観点から、さらなるオンライン化を進めるべきである。 現在の対象範囲では、オンライン化に伴う便益が十分には享受されないばかりか、書面への出力による追加的コストや業務の煩雑さが発生している。	民事訴訟法第132条の10(電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則、及び、同規則施行細則) 民事訴訟規則第1条、第55条、第79-83条、第137条、第219条	最高裁判所 法務省民事局	民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の実施は、一部の申立て(期日の指定の申立て等9つ)、及び、一部の裁判所(札幌地方裁判所(本庁))に限定されている。またオンラインで申立てたものであっても、その内容を書面(紙媒体)に出力することが義務付けられているほか、提出を要求される添付書類についても、書面での提出が求められている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057210	(社)日本経済団体連合会	210	B	指定管理者制度に関する運用の改善	<p>指定管理者制度の運用改善を図るため、総務省は地方公共団体に対し以下の点を周知徹底するとともに、必要に応じて技術的助言を行うべきである。</p> <p>原則として公募制を採用すべきであり、非公募の場合でも、指定された事業者が当該施設の指定管理者として最適である理由を公表すべきである。</p> <p>公募にあたっては、十分な募集期間を確保すべきである(最低1か月程度)。また、施設の概要や、人件費、施設管理運営費、事業収入等の経理に関する事項等について可能な限り具体的に公表すべきである。</p> <p>選定委員会は、外部有識者を主体として構成すべきである。また、審議経過や評価結果を公表すべきである。</p> <p>指定管理者による施設の管理・運営の評価方法を確立すべきである(利用者評価、外部評価等)。</p>		<p>多様な民間事業者に参入機会を与えるためには、公募制の採用が望ましい。</p> <p>募集期間が短く、公表される情報が少ないと、事前に十分な検討が行えない。</p> <p>選定プロセスの透明性を確保するため、選定委員会は外部の有識者を主体として構成すべきである。さらに、昨今の情報公開の流れを踏まえ、審査の透明性を高めていくべきである。</p> <p>指定管理者による施設の管理・運営の評価を行うにあたっては、十分な評価手法が確立しているとはいえない。指定期間中のモニタリングや、指定の継続の判断にあたっては、指定管理者による施設の運営状況の評価が必要であり、利用者アンケートや評価委員会による外部評価等の手法を確立すべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、2006年度中に「指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明度の高い手続を行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる」とされているが、上記の点も含め、早期に具体的な措置を講ずるべきである。</p>	<p>地方自治法第244条の2 地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)(平成15年7月17日総行第87号)</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>	<p>指定管理者の指定の手続は条例で定めなければならないとされている。「地方自治の一部を改正する法律の公布について(通知)」(2003年7月17日 総行第87号)では、条例で規定すべき事項について、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」とされているが、実際の運用では、公募制が採用されていない事例や、公募は実施されたが情報公開が不十分であったり、選定委員会における選定プロセスの透明性が低い事例が散見される。</p>
5057	5057211	(社)日本経済団体連合会	211	B	コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施	<p>コンビニエンスストアの多機能コピー機による住民票発行サービスを実施できるようにすべきである。本人確認を行なう手段として、住民基本台帳カード以外に、本人特定の信頼度が高いカード(クレジットカードや今後ICカード化される運転免許証)を認めるべきである。</p>		<p>発行枚数が多いクレジットカード等を利用して、コンビニエンスストアの多機能コピー機から住民票を入手することができれば、住民の利便性が格段に向上する。また、既に備え付けである多機能コピー機を住民票発行サービスに活用することにより、地方公共団体は、自動交付機の設置、窓口時間の延長、週末開庁等のコストを負担せずに済む。</p> <p>なお、多機能コピー機とコンビニエンスストアのセンター間及びセンターと住基ネット間を専用回線で結ぶことにより、セキュリティが確保されたネットワークを構築できる。</p>	<p>住民基本台帳法第3条、第36条の2 「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」(平成17年3月28日 総行市第249号)</p>	<p>総務省自治行政区市町村課</p>	<p>2005年3月の総務省通達「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策について」により、公共施設以外においても住民票の写しの交付を申請できるが、設置する機器は一定のセキュリティ対策を講じた自動交付機、本人確認の方法は公的個人認証サービスが利用できる住民基本台帳カードに限られている。</p> <p>2005年8月末時点で、自動交付機を設置した団体は76、住民基本台帳カードの発行枚数は約68万枚にとどまっている。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057212	(社)日本経済団体 連合会	212	B	固定資産税の課税における土地、 家屋、償却資産の調査、 評価業務の民間開放[新規]	固定資産税の調査業務ならびに評価業務について包括 的な民間委託を可能とするとともに、固定資産評価員並び に固定資産評価補助員の選任にあたり、積極的に民間人 を登用すべきである。		固定資産税の客体である土地、家屋、償却資産の調査、 評価業務については、建設コンサルタント等、民間には多 方面にわたる専門家が存在している。業務の民間開放を行 うことで評価精度やアカウントビリティの向上が期待される だけでなく、アウトソーシングにより効率的な業務遂行が可 能となる。	地方税法第353条、 第404条、第405 条、第408条	総務省自治税 務局固定資産 税課	固定資産税の課税にあたり、 固定資産評価員及び固定資産 評価補助員が実地調査を行って 評価調書を作成し、これに基づ いて市町村長が価額を決定する ことになっている。これらの調 査、評価業務において、一部の 資料や各種地図の作成及び業 務アプリケーションの導入など については民間事業者に委託さ れているが、包括的な業務委託 はなされていない。さらに、固 定資産評価員並びに固定資産 評価補助員のほとんどは地方公 務員が務めており、民間への 開放が進んでいない。
5057	5057213	(社)日本経済団体 連合会	213	A	特定健康診査等の委託における 複数年度契約の容認[新規]	特定健康診査等による医療費削減の効果を単年度で示 すことは困難であることから、同一事業者が中長期的に事 業に取り組めるよう、複数年度契約を認めるべきである。		医療費削減の効果は、複数年度にわたって同一事業者が 特定健康診査等を実施した方が把握しやすいため、複数年 度契約を認めるべきである。	地方自治法第214 条、第234条の3 高齢者の医療の確 保に関する法律第 28条 健康保険法第63条 第3項各号	総務省自治行 政局行政課 厚生労働省保 険局国民健康 保険課	地方公共団体の予算には単 年度主義が採用されているた め、原則として単年度契約しか 結べない。複数年度契約を結ぶ ことができるのは、債務負担行 為による場合や、電気、ガス若 しくは水の供給等について長期 継続契約を結ぶ場合に限定され ている。 2009年度から健康保険(医療 保険)の運営主体に、40歳以上 の加入者などへの生活習慣病 向け健康診断(特定健康診査) と特定保健指導の実施が義務 づけられる。保険者は、特定健 康診査等について、健康保険法 第63条第3項各号に掲げる病院 又は診療所その他適当と認めら れるものに対し、その実施を委 託することができることにな るが、制度の詳細は今後定めら れる。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057214	(社)日本経済団体 連合会	214	A	海外への土産用電気製品に対する 例外承認申請の撤廃	海外への土産用電気用品に対する例外承認申請手続を不要とし、自己管理とすべきである。なお、早期に撤廃が困難な場合には、現行の例外承認申請で要求されている「製造、輸入又は販売を予定する数量」について、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。		海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出品同様の安全性を有している。国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者にこうした承認申請を求めることは行われていない。 海外への土産用電気用品の審査基準は、外国旅行者や外国人観光客のみやげ用モデル(ツーリストモデル)であって、外国の規格に適合しており、外国で使用することを前提に国内で販売される場合の3点が明示されているのみであり、審査の対象外である製造・輸入・販売予定の数量を求めることは過度な負担である。	電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条 「電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(2003年3月29日商第1号)	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続により例外承認を受けることが必要とされている。
5057	5057215	(社)日本経済団体 連合会	215	A	再輸入される電気用品に係る手続 の見直し[新規]	国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行しPSEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者の責務を免除すべきである。		国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく手続が求められることは、同じ手続の反復である。経済産業省は、国内の製造事業者が予め輸入事業者名を表示することを認めているが、海外で製造される逆輸入品の流通ルートは多岐にわたっており、国内の製造段階で輸入事業者を特定して表示を付すことは実務上困難である。	電気用品安全法第10条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	国内で製造され、電気用品安全法に基づく対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器に同梱して国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。 こうした二重の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたACアダプターを使わなければならないケースでは、当該部材以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部材を同梱しなければならない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057216	(社)日本経済団体 連合会	216	A	機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外への移行	機器と一体的に使用される直流電源装置については、特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品目)に移行させるべきである。		機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器の殆どは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行すべきである。 直流電源装置が単体で流通しているという実態を踏まえ、特定電気用品以外の電気用品へ移行させることは困難であるとの指摘もある。しかし、直流電源装置のみでは用をなさず、製造事業者が想定する機器以外と偶然に接続しうる装置を使用した場合には安全性の確保が難しいので、直流電源装置そのものだけを適合性検査の対象としても安全性の確保を担保することにはつながらない。 諸外国の事例をみても、直流電源装置の危険度や障害の発生等に着目して特別の要求を課しているケースはなく、オーディオ・ビデオ機器と同じ技術基準を用いていることから同様の取扱とすべきである。	電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条の2	経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課 原子力安全・ 保安院電力安全課	直流電源装置は特定電気用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。
5057	5057217	(社)日本経済団体 連合会	217	A	製品と同梱するACアダプターにかかる輸入事業者表示義務の撤廃【新規】	電気製品と同梱するACアダプターに限っては、輸入事業者の表示義務を免除すべきである。特に携帯電話については、早期に措置すべきである。		経済のグローバル化に伴い、電気製品の製造拠点や同梱ACアダプターの製造事業者、製造拠点が国内外を含めて多様化しており、同一型式のACアダプターを同梱するモデルにおいても商流・物流経路が複雑化してきている。こうした中、海外製品については、輸入事業者名の表示義務が課せられているため、同一型式のACアダプターでありながら、輸入事業者が異なる場合は、複数のラベルを作成せざるを得ず、製造事業者の負担が増している。 機器と一体で使用されかつ汎用性のない同梱ACアダプターについては、こうした表示義務を免除し、製造事業者の負担軽減を図るべきである。	電気用品安全法第10条	経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課 原子力安全・ 保安院電力安全課	電気用品安全法第8条に規定する技術基準の適合義務を果たした場合には、当該電気用品に製造事業者名あるいは輸入事業者名を表示しなければならない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057218	(社)日本経済団体 連合会	218	A	電気用品にかかる型式区分の撤 廃	電気用品の型式区分に関する規定を撤廃すべきである。 電気用品の製造、輸入に係る業の届出は電気用品の区 分にすべきである。 技術基準の適合確認、検査記録の保存、表示禁止命令 の発動単位は製造事業者による機種名(モデル)単位とす べきである。	(*)また、2006年3月22日付の「中古販売事業者等が 電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱につ いて」では、特定電気用品以外の電気用品は型式区分 を廃した検査記録の保存を認めていることから、早期 に型式区分の撤廃に向けた検討を行うべきである。	電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが 設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、 当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求 められている。 型式区分は国に対する届出の最小単位となるとともに、販 売後における表示禁止命令の発動単位となるものであるが、 同一型式区分の中には、異なる電気回路を有する製品が存 在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるも のが存在するなど、実態に即したものとなっていない。また、 仮に事故が発生した際の公告時において、製品に表示され ている機種名は公表されるが、型式の区分は使用されていな い。さらに型式区分は海外に例がないことから非関税障壁と 見なされるおそれもある。 経済産業省は2006年3月20日付の「電気用品安全法第3条 第2号の事項に係る届出について」において、製造業に属す る事業を主たる事業として営む者以外の者が事業の届出を 行う際、特定電気用品以外の電気用品に係る電気用品の区 分及び電気用品の型式の区分として「全ての電気用品の区 分について全ての電気用品の型式区分」と記載することで足 りとした。(*)	電気用品安全法第 3条2号 「電気用品安全法 第3条第2号の事項 に係る届出につい て」(2006年3月20 日) 「中古販売事業者 等が電気用品安全 法に基づき行う自 主検査記録の取扱 について」(2006年3 月22日)	経済産業省商 務情報政策局 消費経済部製 品安全課 原子力安全・ 保安院電力安 全課	電気用品取締法では甲種電気 用品のみに規定されていた型式 区分が、電気用品安全法では全 ての電気用品に対して適用され ている。この型式区分について は、2004年8月に簡素化されたも のの依然として存置されており、 国際的に見ても他に例を見ない 特異な届出の区分が存在してい る。
5057	5057219	(社)日本経済団体 連合会	219	A	電気用品安全法にかかる対象・非 対象の判断基準の明確化	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準につ いては、現行のポジティブリスト方式からネガティブリス ト方式への移行を図るべきである。 仮にネガティブリスト化が困難な場合については、少なく とも製品の特性(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な規 準で対象・非対象が判別できる環境を早急に整備すべきで ある。 また、こうした規準を設定する際には、解釈通達を発出す るなど、広く事業者周知するべきである。		急激な技術革新の進展や消費者ニーズの多様化に伴い、 電気用品安全法の対象となるAVカテゴリーと対象外となるIT カテゴリーの融合が進んでおり、現行の法令による電気用品 名の区分による判定が難しくなっている。 また、現状の解釈については、単なるHP上における情報提 供にとどまっているが、法令順守に関わる運用基準を示す際 には、行政運営の透明性向上の観点からも解釈通達を発出 すべきである。	電気用品安全法第 2条	経済産業省商 務情報政策局 消費経済部製 品安全課 原子力安全・ 保安院電力安 全課	電気用品安全法の規制対象と なる電気用品の品目とその解釈 については、電気用品安全法施 行規則やHP上で公表されている が、記述内容に抽象的な表現が あることや、製品が多様多様化 していることから、同法の対象と なるか否かについて判別が付き にくい。実際に市場に流通してい る同じような機器であっても、販 売形態、使用用途、時期等によ って、法の対象、非対象が混 在している。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057220	(社)日本経済団体 連合会	220	A	電気用品の技術適合検査項目に かかる自主管理の導入	電気用品に関する自主検査の項目、内容、時期・頻度については、届出事業者の自主的判断に委ねるべきである。		省令では、「外観」、「絶縁耐力」、「通電検査」について検査を行い、その記録を作成・保存することが義務付けられている。しかし、量産品における技術基準の適合性を確認・保証するためには、当該項目のみの検査では十分とはいえず、実際には「破壊検査」等の検査を行うことにより、製品の安全性を担保している。 また、適合性の保証は、品質保証体制や製造体制によっても大きく異なるため、検査項目やその内容、検査の時期・頻度については、届出事業者の自主性に任せるべきである。	電気用品安全法第8条第2項 電気用品安全法施行規則第11条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	電気用品安全法により届出事業者は、電気用品の技術基準への適合性を確認するため、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る電気用品について、自主検査を行い、その検査記録を作成し、検査の日から3年間、これを保存しなければならない。
5057	5057221	(社)日本経済団体 連合会	221	A	電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化〔新規〕	技術基準の判断基準や技術的解釈を定めた上で公表すべきである。特に技術基準の2項にかかる解釈については、早期に公表を行うべきである。また、新たに判断基準や解釈を定める場合には、パブリックコメント手続を実施し、広く一般からの意見を求めるべきである。		技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的な相互認証制度)については、CLT(Committee of Testing Laboratories)ディンジョンという解釈集が公表されている。例えば、IEC-60065(オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器の安全要求事項)では20以上の解釈が、IEC-60950(情報処理機器の安全性要求事項)では50以上の解釈が公表されるなど、各試験所で自主的な運用がなされている。一方で、わが国の技術基準については、こうした解釈集が存在しないため、事業者は必要に応じてその都度、経済産業省に確認しなければならない。また、製造事業者は自己責任に基づき自主検査を行っていることから、技術基準の判断基準やその解釈を定める際には、事業者の意見を踏まえる必要がある。	電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	電気用品技術基準にかかる判断基準や技術的解釈は、経済産業省が行うこととされているが、その内容は、広く一般に公表されていない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057222	(社)日本経済団体 連合会	222	A	公共工事にかかる地域要件設定 の運用改善	公共工事の入札参加資格にかかわる地域要件の設定については、入札参加者を過度に制限することがないよう、運用の改善を図るべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは受注実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。こうした運用を是正することにより、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急を実施するよう要請する」とされているが、実際には運用の改善が図られていない。	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2、第167条の11	総務省自治行政局自治政策課	公共工事の入札参加資格については、地元の中小事業者を優先する政策目的などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名に当たり考慮するなど地域要件の設定が広く行われている。
5057	5057223	(社)日本経済団体 連合会	223	A	公共工事等のコスト削減に向けた 官公需法等の見直し	VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、中小企業者向け契約目標比率を段階的に適正化すべきである。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象に限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、2次以下の請負業者の受注実績も対象に加えるべきである。		中小企業者の受注機会の増大を図るための措置として広く行われている分離・分割発注は、公共工事等のコストアップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれが強い。分離・分割発注の是正により、中小建設業者は、大手建設業者の下で比較的難易度の高い工事を下請施工して技術力を向上させることができ、国や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備が可能になる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会中間とりまとめ～今後の官公需施策の在り方について～」(2004年6月17日)を取りまとめ、結論を得たとされている。 しかし、「中間とりまとめ」は課題を提起したに過ぎないため、官公需契約種別(物件、工事、役務)について具体的な改善方策を検討し、公共工事の非効率性を改善する観点から中小企業者向けの官公需契約の目標額を再考すべきである。	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業者に関する国等の契約の方針	経済産業省中小企業庁事業環境部取引課	官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している。中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時(1966年度)の27%弱から、2005年度には46.7%に上昇しており、契約目標額は約4兆3441億円となっている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057224	(社)日本経済団体 連合会	224	A	化審法と労働安全衛生法における 新規化学物質に関する重複届出 の簡素化[新規]	新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の 結果について、化審法に基づいて届出をした場合は、労働 安全衛生法の届出を不要とすべきである。		新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の結果について、化審法に基づく届出と労働安全衛生法に基づく届出の内容は同一であるため、届出業務の簡素化により事業者の負担を軽減することができる。	化学物質の審査 及び製造等の規制 に関する法律第4条 第21項 新規化学物質に 係る試験並びに第1 種監視化学物質及 び第2種監視化学 物質に係る有害性 の調査の項目等を 定める省令第2条 第3項 労働安全衛生法 第57条の3 労働安全衛生規 則第34条の3	経済産業省製 造産業局化学 物質管理課 厚生労働省医 薬食品局審査 管理課、労働 基準局安全衛 生部化学物質 対策課	化審法において、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、新規化学物質の名称等を経済産業省に届け出ることが義務づけられている。その際、人の健康を損なうおそれ(有害性)があるものについては、変異原性試験や、がん原性試験等を実施することとされている。 労働安全衛生法では、新規化学物質を製造し、輸入しようとする者は、有害性の調査の結果を厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。有害性の調査では、変異原性試験、化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を行うこととされている。
5057	5057225	(社)日本経済団体 連合会	225	A	化審法における不純物規制の見 直し[新規]	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、労働安全衛生法の運用上の含有割合である10重量%へ引き上げるべきである。		不純物を1重量%以上含んだ化合物が新規化学物質と扱われると、不純物全てについて衛生性試験を行うことになるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物の全体をチェックすることで安全性を担保できる。 また、衛生性試験では8~9種類の試験を行う必要があり、1つの新規化学物質あたり最大2000万円程度の費用と、7~8か月程度の期間がかかり、事業者には負担が生じている。 この点、労働安全衛生法では、不純物の含有割合を10重量%以上として運用することで新規化学物質の安全性が担保されており、見直しにあたり参考とすべきである。 なお、諸外国(米国、EU、カナダ等)では不純物に関する届出は不要とされており、衛生性試験により化学物質の製造販売時期が遅れると、国際競争の観点から不利である。	化学物質の審査及 び製造等の規制に 関する法律第3条、 第4条 化学物質の審査及 び製造等の規制に 関する法律の運用 について(2004年3 月25日 薬食発第 0325001号、2004年 3月19日第3号、環 保企発第 040325001) 有害性情報の報告 に関する運用につ いて(2004年3月25 日 薬食発第 0325002号、2004年 3月19日製局第5 号、環保企発第 040325003)	経済産業省製 造産業局化学 物質管理課 厚生労働省医 薬食品局審査 管理課 環境省総合環 境政策局環境 保健部企画課 化学物質審査 室	不純物として含まれる化合物については、その含有割合が1重量%以上の場合は、当該化合物は新規化学物質として取り扱われる。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057226	(社)日本経済団体 連合会	226	A	屋外広告物の定義に関する運用 の改善[新規]	地方公共団体が屋外広告物の認定をする際には、過度に対象範囲を広げることのないよう、運用の適正化を図るべきである。具体的には、法令の規定により表示または設置するものや、文字の表示がないもの(カラーフィルム、塗装等)、工業専用地域内における社名広告物のうち一定の基準を満たすもの、については許可申請の適用除外とすべきである。		ロードサイドビジネスにおける多くの表示が屋外広告物と判断されており、地方公共団体による指導を受けたり、納付金を払うことが義務づけられている。例えば、ロードサイドビジネスの代表例であるガソリンスタンドでは、サインポールのセルフ表示やプライスサイン、キャノピーのセルフ表示や看板ブランドカラー、防火塀、フィールドサイン等が屋外広告物に該当すると判断されている。しかし、セルフ表示など、消防法により表示が義務付けられているものは屋外広告物には該当しないと解される。また、文字の表示がない単なるカラーフィルムや塗装部分は広告物ではなく、景観に与える影響も小さいことから、屋外広告物として認定すべきではない。 工業専用地域の工場内に設置する社名広告物は、社名により目印を表示することが目的であり、環境美化にも反するものではなく、工業専用地域以外と同様の規制をかけるのは妥当でない。	屋外広告物法第2条第1項 地方公共団体の屋外広告物条例等	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課 各地方公共団体	屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と規定され、その設置にあたっては、都道府県知事等に対し許可の申請を行い、許可手数料を納付することとされている。しかし、地方公共団体によっては、屋外広告物の定義を拡大解釈する運用が見られ、事業者の負担が増加しているケースがある。
5057	5057227	(社)日本経済団体 連合会	227	A	信書(特にダイレクトメール)規制 の見直し[新規]	独占範囲(リザーブエリア)の定義について信書/非信書の別で規定するのでなく、重量や価格などの客観的基準を用いて対象範囲の明確化を図るべきである。 リザーブエリアの客観的基準として、「重量50g未満または基本書状料金の2.5倍未満」を独占範囲とし、それ以外については民間事業者の参入を認めることが考えられる。		信書に該当する文書に関する指針において、信書/非信書の区別が例示されているが、外形的基準ではないため、信書か否かの判断に困ることがある。企業ではその場合、コスト面で優位なメール便を利用したいところ、コンプライアンスを確保する観点から(仮に非信書と判断した書状が信書だった場合のリスクを考慮して)、郵便を用いて配送せざるを得ず、無駄なコスト増を強いられている。 一方で、Eメールなどの電子的媒体を用いて、信書にカテゴライズされる文書を送信する場合には信書便規制の対象外となり自由に送達が可能である。同じ文書を送達するにも関わらず、送達手段の差異によって、片方にだけ過度な規制が課されることは不合理であり、制度としての整合性があるとはいえない。 信書概念で参入規制を課しているのは主要国では日本のみである。国際的な整合性を確保する観点から、欧米諸国と同様に、「書状:letter」全体を規律の対象とした上で、リザーブエリアの類型として、EU型の客観的で明確な基準を用いる制度が望ましい。	郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条、第3条 信書に該当する文書に関する指針(ガイドライン)(総務省告示 2003年4月1日)	総務省郵政行政局	信書とは、郵便法第5条第2項において、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書をいう」と規定されている。さらに、信書に該当する文書に関する指針において、ダイレクトメールは、街頭配布や新聞折込を前提とするチラシ、店頭配布を前提とするパンフレットやリーフレットを除き、信書に該当するとされている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057228	(社)日本経済団体 連合会	228	A	公益性が高いとされる都市計画事業区域内における 国有財産の処分方法の改善[新規]	公益性の高い都市計画事業の促進を図るため、随意契約することができる基準を明確化したうえで、明文化し公表すべきである。		国の財政状態の改善に向けて国有地等の売却が進められようとする中で、防災・景観等、まちづくりの観点から一体的な開発・整備が求められる都市計画事業区域内の国有財産の処分について、他の区域と同様に指名競争入札に付されることにより、土地価格高騰や転売目的の業者の参入によるスケジュール遅延が発生する等、一体的なまちづくりが阻害されるおそれが生じる。 まちづくりの機運が高まっている都市計画事業区域内等、優良なまちづくりに関連する物件に関しては、明確な基準を定めた上で、随意契約によるものとしていく必要がある。	会計法 第29条の3 4項 予算決算及び会計令 第99条 21項 「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(2001年10月29日 財理第3660号) 第一 (二)(11)	財務省理財局 国有財産業務課	「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(2001年10月29日 財理第3660号) 第4条第15項)に規定する都市計画事業の用に供する場合については、国有財産を指名競争入札ではなく随意契約により直接公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託することができる。しかし、その要件が明確でないため、実際には適用が難しいものとなっている。
5057	5057229	(社)日本経済団体 連合会	229	A	千葉県立自然公園の特別地域内における 行為許可申請手続きの簡素化[新規]	県道・市道あるいは両総用水の申請と同様に5年ごとの更新申請を可能とすべきである。		排水管理のように設備がある限り定期的に作業が必要な場合であっても、毎年同じ煩雑な手続きを求められている。	千葉県立自然公園条例 12条 1項、5項 千葉県立自然公園条例施行規則 16条 1項、2項	千葉県長生地 域整備センター管理課	千葉県立九十九里自然公園内の特別区域内において重機を搬入するなどの行為を行う場合には県知事の許可を得ることが必要であるが、1年ごとに更新申請が必要となっている。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057230	(社)日本経済団体 連合会	230	A	IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付けの明確化(新規)	電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送の位置付けを早期に明確化すべきである。IPマルチキャストの事業としては、地上波とBS放送の同時再送信のみならず、制度上は自主放送と扱われる多チャンネル放送の同時送信や自主制作番組等の送信も挙げて議論すべきである。	(*)電気通信役務利用放送のうち、衛星放送と有線テレビジョン放送については「有線放送」とすることで運用上、特に問題は生じていない。 IPマルチキャスト放送は、通信・放送の融合による多様なサービスの提供、デジタルデパイド是正、地上デジタル放送の整備において重要な役割を担うものであり、技術中立性、他の電気通信役務利用放送との公正な競争条件確保の観点から、同放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化すべきである。	IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いて大量の情報を安全に送信することを可能とし、有線テレビジョン放送とほぼ同様の内容のサービスを提供できる。特に2011年7月には地上アナログ放送が停波し、全面的にデジタル放送に移行することとされており、2005年7月の総務省情報通信審議会の第2次中間答申では、難視聴地域の伝送路として、ケーブルテレビに加えIPマルチキャスト技術による地上波デジタル放送の再送信を有効な手段として挙げている。また、本年6月に公表された「知的財産推進計画2006」においても、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取り扱いを早期に明確化し、2006年度中のできるだけ早い国会に、著作権法等の改正案を提出する予定としている。 IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスであるが、著作権法上の位置付けが明確でないことから「自動公衆送信」と解釈される。そのため、番組の「放送」に当たっては権利者の許諾を求める範囲が「有線放送」に比べ広がることから権利処理が複雑になり、事実上、地上放送の同時再送信が実現できない。(*)	有線テレビジョン放送法 電気通信役務利用放送法 著作権法	文化庁著作権課 総務省情報通信政策局地域放送課コンテンツ流通室、総合通信局放送部有線放送課	電気通信役務利用放送法により、通信回線を用いた放送が事業として認められ、いわゆるIPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスと位置づけられている。他方、有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送と解されるには、有線電気通信設備により受信者に対し一斉に送信が行われること、送信された番組を受信者が実際に視聴しているかどうかにかかわらず、受信者の受信装置まで常時、当該番組が届いていることが必要であると考えられている。この点、電気通信役務放送利用放送事業者が行ういわゆるIPマルチキャスト放送は、その実態として、利用者の求めに応じて初めて当該利用者に送信されることから、当時の立法趣旨等に照らし、有線放送には当たらないとの解釈があるものの、制度上の取り扱いが明確化されていない。
5058	5058001	(株)都市問題経営 研究所	1	A	既存建物のリニューアルへ多数決原理と権利変換手法の導入	区分所有建物や共有の既存建物について4/5以上の多数の合意により、リニューアルができるよう、法整備が必要である。		既存の区分所有建物は、4/5以上の多数の合意により建替えを行うことが可能であるが、建替えを行わずにリニューアルを行う場合には、共用部分の変更は3/4以上の合意が可能であるが、専有部分は当該所有者全員の合意が必要となる。その結果、専有部分を含む大規模リニューアルは、全員合意による以外方法がなく、現実的にはリニューアルが極めて困難となる。中心市街地には、リニューアルを必要とする区分所有建物が数多く存在し、円滑なリニューアルの実施は、中心市街地活性化のために必要であり、そのための多数原理の導入と所有権等の権利移動を行う権利変換手法の導入が不可欠である。	建物の区分所有等に関する法律第17条(共用部分の変更)	法務省	マンションの場合は、建替えについての法整備が行われましたが、商業のみの区分所有建物について、同様に権利変換手法の導入と、大規模リニューアルの場合の法整備が必要で、中心市街地の活性化にとって重要な課題です。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5059	5059001	(社)全日本トラック協会	1	A	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車両のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。	道路交通法施行令第27条の2第1項	警察庁	
5059	5059002	(社)全日本トラック協会	2	A	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直し	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を車両総重量11トン以上とし、同じく5トンから11トンを「中型免許」として創設されましたが、運転免許制度の基準と同様にその他の規制及び有料道路の通行料金区分等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直しをされたい。	国土交通省 道路運送車両法61条、同法施行規則第11条-第1号様式、道路運送車両の保安基準第8条-第18条の2-第41条-第44条-第48条の2、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条-第9条、道路整備特別措置法第2条の4、警察庁・国土交通省 道路標識、区画線及び道路標識に関する命令第2条(別表1-305・305の2・327の2)、第9条(別表5-109の4)	国土交通省 警察庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5059	5059003	(社)全日本トラック協会	3	A	特殊車両の通行許可期間の延長について	特殊車両の通行許可期間の延長について	特殊車両の通行許可期間の延長について	一般的制限値を超える車両が道路を通行する場合には、車両の構造または車両に積載する貨物が特殊であるため道路管理者がやむを得ないと認める時は、申請に基づいて車両の通行許可を受ける事となっているが、一旦許可を得ても、許可期間の更新が生じた場合は更新申請が、また、申請者及び申請経路等の変更が生じた場合は変更申請がそれぞれ必要となり申請費用も別途必要となることから、申請事業者の申請に係る事務負担とコストを軽減するため許可期間の延長を図られたい。	道路法第47条の2、車両の通行の許可の手続等を定める省令第6条	国土交通省	
5059	5059004	(社)全日本トラック協会	4	A	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(ダンプ規制法)」等に基づく以下の規制について、物流コストの軽減等を図る観点から、早期に緩和されたい。 (1)道路運送法において営業用貨物自動車には、使用者の名称等の表示が義務付けられており、さらに、ダンプ規制法による「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」の表示番号制度の義務がなされており二重規制となり、これの車体への表示に1台約数万円の費用負担が必要となる。また、表示番号制度は運転者・使用者の無謀な運転に対する自戒自粛を促すことが主旨とされているが営業用ダンプカーについては、貨物自動車運送事業輸送安全規則等による運行管理等が義務付けられ遵守をしていることから、営業用ダンプカーについては「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」義務について廃止されたい。仮に廃止が不可能であるならば明解な理由を示されたい。 (2)ダンプカーへの「積載重量の自重計」の取付け義務について、営業用については貨物自動車運送事業輸送安全規則等による過積載の防止など運行管理等の規程を遵守しており、また、物流コストの低減を図る観点からも積載重量の自重計取付け義務を早期に廃止されたい。国土交通省よりダンプカーの過積載義務違反の多さが指摘されているが、営業用、自家用別に義務違反件数等を公表されたい。	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第2項・第4条、6条	国土交通省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5059	5059005	(社)全日本トラック協会	5	A	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長については、以前より1年から2年に延長していただきたい旨要望を行っている。それに対して、一昨年、平成16年7月の調査データによると、新車使用後1年目であっても約9割の検査車両で不良箇所が見出されていると回答を受け、メーカー名、不良箇所名、検査実施機関を早急に公表するよう要望しているが、無回答である。速やかに、公表するよう、再度、要望いたします。	労働安全衛生法第45条、労働安全衛生規則第151条の21	厚生労働省	
5059	5059006	(社)全日本トラック協会	6	A	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	当業界としても、障害者雇用については、法制度の主旨を十分に理解し、会員事業者に対して、啓発活動を行っているところである。しかしながら、トラック運送事業者の約8割は現場作業員で労働負担が多く、多数の過労死認定者を生じており、その対策に苦慮しているような現状であります。今後も障害者雇用については、努力してまいります。除外率については、バス・タクシーと同等にしていただきたい。また、平成16年以降、国、地方自治体等においても、除外職員の見直しが行われたが、現在の障害者雇用実態について公表されたい。	障害者の雇用の促進等に関する法律第14条	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5060	5060001	有限会社ベクトル	1	A	小出力蒸気タービン発電設備の規制の緩和	出力1000kW未満のガスタービン並に事前届出を不要として頂きたい。	焼却炉等の廃熱有効利用を目的としたボイラで発生した蒸気で発電するに当たり、小出力でわずらわしい手続きや時間、経費が掛かると実施されにくい。規制緩和により実施し易くなります。	設置事前届出は、ガスタービン1000kW以上、内燃エンジンは1万kW以上は事前届出を要求されている。それに比べ蒸気タービンについては出力に関係なくすべてに要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳し過ぎる。せめてガスタービン並に頂きたい。	電気事業法施工規則第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5061	5061001	株日本教育クリエイト名古屋支社	1	A	介護福祉士の資格取得する際の実務経験に看護助手経験を含めてほしい。	急性期医療機関でも、ほぼ療養型医療機関に近い介護業務を要する患者がいるため、当該医療機関(急性期病院)も看護責任者(看護師長等)もしくは院長が認めた場合に限り、実務経験として認めて欲しい。	急性期医療機関の看護助手の募集に必要な資格の1つとして2級ヘルパー以上の資格になってくるが、ヘルパー資格を保持しながら、長年業務に従事していても将来性がとても低いため定着率が非常に低いかたちになる。また、将来性が低いために募集も大変困難を極めている。そこで、規制を緩和することで、現在急性期医療機関で大変不足している看護助手の募集活動が現状より容易になり、さらに定着率が向上すると思われる。また、今後の介護福祉士が現状より多くなり、福祉業界の人材不足を解消するきっかけになる。	福祉・介護の利用者ニーズが高くなっていくなかで、介護福祉士の人材不足はま逃れない事実。そのなかで、急性期・及び療養型病院の病棟看護助手業務は、入院患者さんの介助業務が中心にもかかわらず、対象業務になっていない。よって、今後は、対象職種に病棟看護助手をいれる事によって、介護福祉士の対象人口がふえる。看護助手業務はステップアップしやすい職種であったが、将来性が高い職種となる。比較的若い世代(20~30代)でも、助手を経験し、将来が更なるステップアップする事で、将来より安定的な介護福祉士として就業することができる。	社会福祉士及び介護福祉士法	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5062	5062001	三木 常照	1	A	法律関連士業の業務制限条項を士業間でのみ緩和、若しくは隣接法律専門職資格の一元化を講ずる措置。	法律関連隣接専門職種の行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士等は各士法でそれぞれ主たる業務が定められているが、主たる業務受託の際に他士法で制限されている業務を付随業務として各士業の相互乗り入れや垣根を低くし容認すること。但し他士法で制限されている「付随業務」のみの受託はこれを認めない。税理士法第51条の2に定められている行政書士も特定の租税に関しては税務書類の作成を可としているのが良い例である。	例えば法人設立し許認可事業を営もうとする場合。会社定款は行政書士、設立登記は司法書士、許認可手続は行政書士、設立届・税務申告は税理士、社員の社会保険手続は社会保険労務士と一連の手続であるにも関わらず様々な資格者が関与しているが各士法で許容される範囲の「付随業務」を他士業にも認めるようにする。その際、当然のことながら、能力担保が要求されるが、それは各担当省が法定講習の受講義務、効果測定を課す等して検討すれば解決される。また法務省は行政書士への商業・法人登記の解放を能力面の問題で反対しているがそれならば、他士業が商業・法人登記を行い得るか否かの実証実験を実施しその実績(却下率、補正率)を元に判断する方法もある。	わが国の法律関連資格はあまりにも細分化され過ぎ依頼者である国民は利用し辛い。これは行政の割拠主義がもたらしたもので省益優先の既得権益に他ならない。また諸外国に目を向けても細分化された資格者を有するのはわが国の特徴である。国の推し進めている規制改革に正に逆行している。一方では業務に必要な資格を取得すれば良いとの議論もあるが国民にとっては依頼した業務が確実、迅速、廉価であればその目的は達成される。各士業にそれぞれ依頼するのはコストとベネフィットの観点からものはるかにコストが上回り国民負担の軽減にはなっていないからである。	行政書士法第19条、司法書士法第73条、税理士法第52条、社会保険労務士法第27条	総務省、法務省、財務省、厚生労働省	
5063	5063001	佐藤貿易	1	A	火薬類の輸入業者制度の新設	火薬類を反復して輸入する場合は、輸入営業の許可が受けられるようにして頂きたい。		火薬類の製造には製造営業の許可が、販売には販売営業の許可が与えられる。これらは事業の許可のため、1度許可を受けると反復・継続してその事業・行為が行える。火薬類の輸入は、輸入営業の許可がないため同じ商品を同じように販売する場合でも、行政機関に出頭して費用を支払い許可申請を行い、災害が防止されているか、公共の安全が確保されているかについて7日間に渡る審査を毎回反復して受けなければ輸入の許可が得られない。輸入業者に対しても国内の製造業者と同じように輸入営業の許可として出して頂きたい。	火薬類取締法	経済産業省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5063	5063002	佐藤貿易	2	A	火薬類の譲受・消費許可の申請基準の設定	模型ロケットに使用する火薬(噴射推進器)を購入して使用する際、法令に定められた内容で消費する場合は、甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付しなくても、譲受・消費の許可申請が行え、許可が得られるようにしていただきたい。		模型ロケットに使用する火薬(噴射推進器)を購入して使用する際、法令に定められた内容で消費する場合でも、甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付しなければ、行政機関で譲受・消費の許可申請が行えず、許可が得られない。法令では、特に甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付することが定められてはいない。	火薬類取締法	経済産業省	
5064	5064001	民間企業	1	A	汽力を原動力とする小型の容積型膨張機による発電設備の工事届出の不要化	発電所出力が1000kwまたは500kw未満と小出力の場合、ガスタービン、内燃機、燃料電池は工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届けすべてに規制が緩和されている一方、汽力に関しては小出力であっても規制緩和されておらず、大型と同様の扱いとなっている。小型の容積型スクリュウ式膨張機においては、暴走などの危険性がなく安全であるため、300kw未満の汽力を原動力とする容積型スクリュウ式膨張機による発電設備の場合、工事計画の届出を不要とすることを願いたい。	少量の蒸気を有効利用した容積型スクリュウ式蒸気発電装置	地球温暖化防止を主とした環境対策が重視される昨今、風力や太陽光といった自然エネルギーが脚光を浴びている一方で、従来からエネルギー利用している蒸気については、その「少量」の有効活用についてほとんど着目されていない。しかし、蒸気の使用ユーザーは多数あり、かつ減圧ラインの「少量」蒸気を有効に活用していないケースが非常に多いのが実情である。この「少量」蒸気の有効利用することにより、CO2削減、省エネに大きく貢献できるが、本規制のために普及の障害になっている。	電気事業法第62条、65条 別表第2	経済産業省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5064	5064002	民間企業	2	A	ボイラーを電気工作物として取り扱わない範囲の見直し	最高使用圧力 2MPa以下のボイラーを使用して発電する場合、当該ボイラーは電気工作物として取り扱わないでほしい。	少量の蒸気を有効利用した容積型スクリュウ式蒸気発電装置	既存の小規模(2MPa以下)なボイラー設置ユーザが、省エネ目的で減圧弁代替として小型の蒸気発電装置を導入する場合、蒸発量の1/2以上を流さないで経済的に成り立たないケースが多い。現行法規では、労働安全法のボイラー設置ユーザは蒸気流量の1/2以上を発電に供すると、ボイラー蒸気の主な使用目的が従来どおりであっても、ボイラーの取扱いは電気事業法対応となる。このボイラーの届け出変更の手続きは大変多大であり、省エネ推進の妨げになっている。ボイラーの使用条件に変更がない場合、当該ボイラーは労働安全法のみで良いとしてほしい。	電気事業法 通達 平成15・01・21原院 第3号	経済産業省	
5065	5065001	社団法人日本コンビニエンス協会連合会・JNB総合研究所	1	A	コンビニエンスストア(例:病院施設内)の食品販売許可に係る要件の緩和と統一	食品衛生法第52条によって乳類販売業では食品等販売業の営業許可が必要である。フタが紙の栓になっていた時代の名残で手洗器の設置が必要で配管、排水工事によるコストアップで困っている。現在、乳類はパック入りで販売されており、手洗器不要と考える。また、都道府県、保健所毎に許可条件が違っており、手洗器は店外でもよいとか、不要としている保険所もある。この許可条件の統一を図ってほしい。	食品衛生法第52条によって乳類販売業では食品等販売業の営業許可が必要である。フタが紙の栓になっていた時代の名残で手洗器の設置が必要で配管、排水工事によるコストアップで困っている。現在、乳類はパック入りで販売されており、手洗器不要と考える。また、都道府県、保健所毎に許可条件が違っており、手洗器は店外でもよいとか、不要としている保険所もある。この許可条件の統一を図ってほしい。	食品衛生法第52条によって乳類販売業では食品等販売業の営業許可が必要である。フタが紙の栓になっていた時代の名残で手洗器の設置が必要で配管、排水工事によるコストアップで困っている。現在、乳類はパック入りで販売されており、手洗器不要と考える。また、都道府県、保健所毎に許可条件が違っており、手洗器は店外でもよいとか、不要としている保険所もある。この許可条件の統一を図ってほしい。	食品衛生法第52条	厚生労働省	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5065	5065002	社団法人日本コンビニエンス協議会連合会・JNB総合研究所	2	A	コンビニエンスストアのたばこ特定小売販売許可に係る審査の緩和と期間短縮	たばこ事業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要綱によるとJTが申請から1ヶ月以内に調査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をするところがあるが、現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニを開業する場合、計画後1ヶ月以内に開業できるよう関係者から求められている。民間の事業実態に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願う。	たばこ事業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要綱によるとJTが申請から1ヶ月以内に調査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をするところがあるが、現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニを開業する場合、計画後1ヶ月以内に開業できるよう関係者から求められている。民間の事業実態に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願う。	たばこ事業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要綱によるとJTが申請から1ヶ月以内に調査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をするところがあるが、現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニを開業する場合、計画後1ヶ月以内に開業できるよう関係者から求められている。民間の事業実態に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願う。	たばこ事業法第22条	財務省	
5065	5065003	社団法人日本コンビニエンス協議会連合会・JNB総合研究所	3	A	市町村の学校給食の民間委託における入札制度の適正化	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は単年度で、いくら給食の受託で高い成績を納めても、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性がある。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導を御願う。	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は単年度で、いくら給食の受託で高い成績を納めても、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性がある。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導を御願う。	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は単年度で、いくら給食の受託で高い成績を納めても、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性がある。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導を御願う。	文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」(1985年)	文部科学省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)	
5065	5065004	社団法人日本コンピュータビジネス協議会連合会・JNB総合研究所	4	A	飲食店営業許可申請書の自治体の様式統一の要望	例えば、東京都では62の市町村の数の申請書のフォームが存在する。また、申請書は保険所に直接、出向いて届けなければならない。Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。	例えば、東京都では62の市町村の数の申請書のフォームが存在する。また、申請書は保険所に直接、出向いて届けなければならない。Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。	例えば、東京都では62の市町村の数の申請書のフォームが存在する。また、申請書は保険所に直接、出向いて届けなければならない。Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。	食品衛生法	厚生労働省		
5065	5065005	社団法人日本コンピュータビジネス協議会連合会・JNB総合研究所	5	A	公的医療機関における給食委託先の勤務者資格要件の緩和の要望	給食委託の入札において委託先に対して勤務者の資格を制限している。例えば、受託業務責任者は、病院給食7年以上経験の管理栄養士1名、栄養担当責任者は同5年以上の経験の管理栄養士1名、調理担当責任者にも指定がある。元来病院側は入院時食事療養の特別管理加算のため管理栄養士を配置している。病院側だけでなく、更に給食の委託先に厳しく資格者配置を要求している。(財)医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度要綱では受託業務責任者には栄養士の場合、病院給食の経験は不要としている。過剰な資格を要求しないよう厚生労働者より公的医療機関に指導してほしい。	給食委託の入札において委託先に対して勤務者の資格を制限している。例えば、受託業務責任者は、病院給食7年以上経験の管理栄養士1名、栄養担当責任者は同5年以上の経験の管理栄養士1名、調理担当責任者にも指定がある。元来病院側は入院時食事療養の特別管理加算のため管理栄養士を配置している。病院側だけでなく、更に給食の委託先に厳しく資格者配置を要求している。(財)医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度要綱では受託業務責任者には栄養士の場合、病院給食の経験は不要としている。過剰な資格を要求しないよう厚生労働者より公的医療機関に指導してほしい。	給食委託の入札において委託先に対して勤務者の資格を制限している。例えば、受託業務責任者は、病院給食7年以上経験の管理栄養士1名、栄養担当責任者は同5年以上の経験の管理栄養士1名、調理担当責任者にも指定がある。元来病院側は入院時食事療養の特別管理加算のため管理栄養士を配置している。病院側だけでなく、更に給食の委託先に厳しく資格者配置を要求している。(財)医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度要綱では受託業務責任者には栄養士の場合、病院給食の経験は不要としている。過剰な資格を要求しないよう厚生労働者より公的医療機関に指導してほしい。	業務委託に関する規定(平成5年健政発第98号)「第3 業務委託に関する事項」に病院側の業務として献立の確認、食材の点検など多数の業務が規定されている。		厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5065	5065006	社団法人日本コーポ ビジネス協議会連合会・ JNB総合研究所	6	A	公立小中学校の民間委託入札に おける資格審査申請書の様式統 一	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直接、出向いて届けなければならない、Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直接、出向いて届けなければならない、Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直接、出向いて届けなければならない、Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	文部省体育局長通知「学校給食業務の合理化について」 (昭和60年1月21日)	文部科学省	
5065	5065007	社団法人日本コーポ ビジネス協議会連合会・ JNB総合研究所	7	A	医療 / 健康保険制度における東 洋医学導入の拡大	現在、健康保険が適用される範囲として、東洋医学の診療が保険対象になっている範囲が狭く、例えば、ほとんどの針灸治療が保険対象になっていない。また、東洋医学による医薬品も健康保険の対象はごく一部に限られている。従って、東洋医学の診療収入が低く、専門の東洋医学の病院経営は成り立たない。薬価についても薬局の調剤における労務が正当に評価されていない。西洋医学の治療効果の限界が指摘されるなかで、東洋医学の治療効果に対する期待が高まっており、医療制度における東洋医学の導入の拡大を検討してほしい。	現在、健康保険が適用される範囲として、東洋医学の診療が保険対象になっている範囲が狭く、例えば、ほとんどの針灸治療が保険対象になっていない。また、東洋医学による医薬品も健康保険の対象はごく一部に限られている。従って、東洋医学の診療収入が低く、専門の東洋医学の病院経営は成り立たない。薬価についても薬局の調剤における労務が正当に評価されていない。西洋医学の治療効果の限界が指摘されるなかで、東洋医学の治療効果に対する期待が高まっており、医療制度における東洋医学の導入の拡大を検討してほしい。	現在、健康保険が適用される範囲として、東洋医学の診療が保険対象になっている範囲が狭く、例えば、ほとんどの針灸治療が保険対象になっていない。また、東洋医学による医薬品も健康保険の対象はごく一部に限られている。従って、東洋医学の診療収入が低く、専門の東洋医学の病院経営は成り立たない。薬価についても薬局の調剤における労務が正当に評価されていない。西洋医学の治療効果の限界が指摘されるなかで、東洋医学の治療効果に対する期待が高まっており、医療制度における東洋医学の導入の拡大を検討してほしい。	医療 / 保険制度	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)	
5065	5065008	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会・JNB総合研究所	8	A	自治法 / 指定管理者制度の執行充実	当制度が制定されて2年以上経ったが、公募化の比率は全体事業の半分、更に、公募化されても9割が自治体の外郭団体に発注されている。いわば、執行不全ともいえる状況と見えます。また、公募を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願いたい。	当制度が制定されて2年以上経ったが、公募化の比率は全体事業の半分、更に、公募化されても9割が自治体の外郭団体に発注されている。いわば、執行不全ともいえる状況と見えます。また、公募を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願いたい。	当制度が制定されて2年以上経ったが、公募化の比率は全体事業の半分、更に、公募化されても9割が自治体の外郭団体に発注されている。いわば、執行不全ともいえる状況と見えます。また、公募を行う旨の告知や公募結果の公開が、東京都などの一部の自治体以外では広く、大規模に行われていない。安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導してほしい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁から自治体への指導を御願いたい。	自治法	総務省		
5065	5065009	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、トータルケア・システム株式会社	9	A	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を産廃である廃プラスチック類とすること	病院・高齢者福祉施設等から排出される非感染性使用済み紙おむつは、産廃である廃プラスチックと一廃の混合物であることから、その取扱いが「事業系一廃、産廃、適正処理であれば一廃・産廃どちらでも構わない」と地域によって異なる。 2005年、産学官共同研究開発を基に使用済み紙おむつを焼却せずに水溶化処理で、廃プラスチック、パルプ、汚泥を分離回収し、再生利用する紙おむつリサイクル施設が完成した。この施設では、非感染性使用済み紙おむつを産廃処理しており、産廃と認められている地域から集めている。それ以外の地域からも紙おむつをリサイクルしたいとの要望があるが、お断りせざるを得ない状況である。 紙おむつは今後も増加し、事業系一廃として焼却処理している市町村での受け入れや貴重な資源の再生利用は難しいと思われる。一方、紙おむつリサイクルを事業とするには、ある程度まとまった量を広域から集める必要がある。従って、事業活動から排出される非感染性使用済み紙おむつの廃棄物区分を、産廃である廃プラスチック類と位置づけ、一律、産廃処理できるように要望するものである。	地域の収集運搬事業者が回収した非感染性使用済み紙おむつを、リサイクル施設で破袋・分離・殺菌・洗浄・脱水工程を経て廃プラスチック、パルプ、汚泥を分離回収する。回収された廃プラスチックはRPFの燃料として熱回収し、パルプはさらに180度の熱処理を加え安全性を確実にして再生紙おむつ、モールド、防火板などの原料として再利用する。汚泥は土壌改良材として緑農地に還元する。 紙おむつに特化した資源リサイクル事業として、年間6000トン処理し、約300トンのプラスチックと約1000トンのパルプを再資源化する。この紙おむつリサイクルは、回収素材の全てを資源として再生利用でき、焼却処理に比べ二酸化炭素の排出が削減され焼却残物も生じない、環境負荷を軽減する資源循環型の理想的な排泄ケアリサイクルシステムである。 2005年の紙おむつ生産枚数は100億枚を超え、さらに増加する勢いであり、紙おむつリサイクル事業の必要性が高まっている。本事業に賛同する事業者に対しリサイクルに関する技術やノウハウを提供し、その開業及び事業支援を行い普及展開を進めている。	乳幼児用の「使い捨ておむつ」として使われてきた紙おむつは、急激な高齢化で病院・高齢者福祉施設等での使用が増した。2005年、紙おむつの生産枚数は100億枚を超え、生産重量も約48万トンに達した。 大量に排出する病院・高齢者福祉施設等では、糞便・し尿のついた貸布おむつをクリーニングして再使用しており、使用済み紙おむつもゴミとして焼却するだけでなく、リサイクルによって再生利用すべきとの意向が強い。事業系一廃に区分されている地域では、処理責任は市町村にあり、排出者が再生利用を望んでも現状では難しい。一方、産廃に区分されている地域では、同一性状の廃棄物でも排出者の意思で再生利用でき、効率的に再資源化できる。 また、リサイクルを事業として実施していくには、採算に合う処理量が必要であるが、非感染性使用済み紙おむつを産廃に区分している地域は限られ、ある程度の量を集めるには市町村単位ではなく、もっと広域的な処理を進める必要がある。 こうした課題に対応するため、事業系使用済み紙おむつを産廃に区分することで、一層のリサイクル推進が図れる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条2項・4項 第2条の3 第3条2項 第4条2項・3項	環境省	参考資料 平成17年度 型社会白書 全国エコタウン事業の承認地域マップ 平成17年版福岡県環境白書 新聞、雑誌記事等 ホームページアドレス <a href="http://www.totalcare-system.co.jp/">http://www.totalcare-system.co.jp/</a>	平 循環

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5065	5065010	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、JNB総合研究所	10	A	育児休業中の社会保険料免除の拡大	同一の子について、法定の育児休業を複数回に分けて取得する場合、当該休業中においてその都度、社会保険料を免除する	同左	育児に係る多様な働き方を促進するためには、法定の育児休業を複数回に分けて取得することも可能とし、その場合、その都度、当該期間中の社会保険料の徴収を行わないこととする。	育児・介護休業法第5条2項、健康保険法第159条、厚生年金保険法第61条の4	厚生労働省	少子社会対策の一環として本措置の実現を望みます
5065	5065011	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、株式会社ジェイ・リライツ、	11	A	廃棄物排出事業者取扱い(範囲)の緩和について	使用済みとなった蛍光灯のリサイクルについては、少量排出事業者の場合は運搬コスト(委託した場合少量のため割高)・手間(処理契約・長期保管・マニフェスト発行)等の問題から、その推進に理解が得にくいのが現状である。このため、使用済蛍光灯リサイクルの一層の促進を図るため、組合と一体となってその促進に取り組む場合は、「組合員が所有する使用済蛍光灯の排出事業者は組合と見なす」といった廃棄物処理法の弾力的運用を検討願いたい。	廃棄物処理法では「事業者はその廃棄物を自ら処理しなければならない」とし、基本的には政令に基づいて委託する場合を除き、他人で処理(運搬・処分)することは認められていない。しかし、電気工事組合・商店街組合・工業団地等の組合が組織的に蛍光灯リサイクル促進に取り組む場合は、組合員が所有する使用済蛍光灯は組合の所有物と見なし、処理契約(運搬・処分)・保管管理等を一括代表して組合が行うこととする。	提案理由： 左記のとおり、特に少量排出事業者の場合、コスト・手間の問題が蛍光灯リサイクルを促進する上での阻害要因の一つとなっている。懸念事項への対応策： 組合員と組合が一体となって取り組む活動(一方的な組合への処理責任の転嫁ではないこと)の証として、「排出事業者変更届出書(仮称)、参加組合員リスト、処分委託契約書写し」を市等監督官庁への提出を義務付ける。また、蛍光灯の場合、性状・構造的にも一般廃棄物と同等であり、通常の産業廃棄物とは内容を異にしていると考えます。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条、第12条	環境省	[運用のイメージ] ・組合員(店舗・工場等)は組合での会合等を利用し、数本・数十本程度の単位で組合へ持参。 ・組合で適正に保管管理し、一定の保管量となった時点で、一括してマニフェストを発行し、リサイクル事業者へ処理を委託。(組合はリサイクル事業者とは予め処分契約を締結) ・運搬は許可を取得した運搬会社となるが、近郊の場合は組合が自ら運搬することも可能。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5065	5065012	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、社団法人福岡県高齢者能力活用センター	12	A	有料職業紹介事業の導入許可	<p>社団法人福岡県高齢者能力活用センターは、長年に渡る職業経験を通じて得られた知識・技能を持つ60歳以上の高齢者に対し、その就業ニーズに即した就業機会の確保・提供を図るため、一般労働者派遣事業および無料職業紹介事業を展開して参りました。</p> <p>しかしながら、高齢者の就業ニーズの多様化と併せて企業の雇用ニーズも変化し続けており、そのニーズに対応すべく就業形態の一つとして企業の直接雇用が前提の紹介予定派遣ができるよう、有料職業紹介事業の許可を再度要望致します。</p> <p>(平成17年11月受付分に要望書提出)</p>		<p>この数年、高齢者雇用に対する企業の意識は高まり、派遣を通じた就業機会は急増して参りました。</p> <p>高齢者の就業ニーズの多様化が進み、加速する少子高齢化や労働力不足を背景に、ここに来て企業もまた高齢者の能力を見直し始め、高齢者に対する企業ニーズも変化しております。</p> <p>そして、これまで派遣を高齢者の単なる活用手段としていた企業が、昨年来より本人の能力次第では直接雇用に切り替える傾向にあり、当センターに対する紹介予定派遣の要望は日増しに強くなっております。</p> <p>前回、この要望が却下された理由は「公益法人として有料職業紹介事業を追加することは適当でない」とのことでしたが、当センターが雇用状況の変化に対応出来ないままでは、今後、公益法人としての役割を担うことが出来ないと危惧しております。</p> <p>また、団塊の世代の大量定年を来年に控え、これからの高齢社会を勘案すると、紹介予定派遣の対応出来る有料職業紹介事業の導入は高齢者の就労意欲向上と企業の雇用意識改革を促すところであり、当センターの公益性をなんら損なうものではなく、当センターの健全な発展に大いに寄与するものと確信致しております。</p>	職業安定法第30条、第33条	厚生労働省	
5065	5065013	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13	A	医療機器の許認可制度の簡略化	<p>医療機器は薬事法上4つに分類され、それぞれ承認・認証の手順が異なりますが、簡素な機器でない限り、許可が下りるまでには多くの時間がかかります。</p> <p>医療現場が抱える課題の早期解決を図るためには、この承認・認証にかかる期間を短縮し、市場に出るまでの時間のスピードをアップさせることが重要となります。</p> <p>そのためには、審査事務処理期間の短縮が不可欠と言えます。医薬品の標準的な審査期間は原則として12か月とされているものの、医療機器についてはそのような定めもなく、審査期間が2年以上かかる場合もまれではありません。</p> <p>また、同じ医療機器を海外で申請した場合に日本の半分以下の期間で許可が下りるといったデータもあります。</p> <p>審査期間を短縮することにより、許認可制度の簡素化を図ることが必要であると考えます。</p>	<p>医療機器は、直接人間の生命に関わるものであるため、審査期間を一定にするなど一概に簡略化することができないのは理解できますが、医療機器の審査期間を短縮することにより、市場に出るまでのスピードも短縮され、これまで救えなかった生命が救われる可能性も増えると考えています。</p> <p>生命に害を及ぼすか否かを判断するような臨床試験の実施などにかかる期間の短縮は困難であると考えますので、機器の審査期間を短縮するための手法として申請の電子化を提案します。</p> <p>電子化をすることにより、申請時の書類やデータの不備をなくし、申請者と審査機関の照会・回答などのタイムロスが発生しないような質の高い申請書の提出が可能になり、申請者・審査機関両者の負担が軽減され、結果審査期間の短縮に繋がると考えます。</p>	<p>現在、当社では、医療現場での投薬過誤の撲滅を目指し、市場への流通を最終目的として、自動薬液調合システムの開発を進めております。</p> <p>投薬過誤は医療現場での最重要課題となっており、早期解決が求められていますが、市場化までのプロセスが複雑であるため、市場に出るまでに長い時間を費やすことが予想されます。</p> <p>これは、当社に限った問題ではなく、医療機器の開発を行う企業の多くが抱える問題です。</p> <p>医療機器の分類によって承認・認証の手順が異なるものの、申請の電子化をすることにより、審査期間の短縮が可能となると考えますので、市場化を早め、医療現場での課題をより早く解決するために、医療機器の許認可制度の簡略化を求めます。</p>	薬事法第14条、23条の2	厚生労働省	<p>近年、医療過誤は大きな社会問題の1つとなっており、中でも投薬過誤の占める割合が最も多いために、今や、これらをなくすことは、医療現場での最重要課題の1つといえます。</p> <p>当社が研究開発中の自動薬液調合システムにより、医療現場において、高い精度とスピードアップが図れることは、医療過誤撲滅の有効な手段となり得ます。</p> <p>また、過重役務が改善されることにより、医療従事者の負担の軽減と当該機器による二重の医療過誤対策を行うことが可能となるため、早期の市場化が待たれています。</p> <p>医療機器の許認可制度が簡略化することにより、医療現場における重要課題をより早く解決することができると考えております。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066001	社団法人リース事業協会	1	A	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。		現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的(17年度中に9件予定)であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強めている。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	財務省	
5066	5066002	社団法人リース事業協会	2	A	ノンバンク社債法による規制の撤廃又は緩和	社債・CPの発行代わり金を貸付業務に充当するためにはノンバンク社債法の登録が必要とされているが、本規制の撤廃又は緩和(例えば、機関投資家(券面1億円以上)への販売については規制の対象から外すなど)を行うこと。	法に束縛されない自由な資金調達が可能となる。	ノンバンク社債法の廃止の要望については、金融庁より「社債の購入者等の保護に資する観点から、法律を廃止することは困難。」との回答を受けている。しかし、法の主旨(一般大衆が銀行預金と誤認するのを防ぐこと及び広く多数の者から資金を集め貸し付ける業務の公共性からノンバンクに規制を課すこと)を鑑みると、機関投資家への販売にまで規制を課すのは妥当でない。特に、CP・社債の投資家のほとんどが機関投資家である現状においては、ごく一部の一般個人からの調達のためにすべてが規制対象になってしまう当規制は過剰といわざるを得ない。廃止することを要望するが、廃止は困難としても、規制の対象を限定するよう再考願いたい。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066003	社団法人リース事業協会	3	A	貸金業規制法の抜本の見直し	貸金業規制法の抜本的な見直しに際して、法人に対する貸付については、個人に対する貸付と異なる取扱いを検討すべきである。		例えば、銀行がシンジケートローンのエージェンシーとなり、貸金業者が貸付人と参加する場合において、貸金業法で定める規制を課す必要はないと考えられる。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	
5066	5066004	社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066005	社団法人リース事業協会	5	A	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	機械類信用保険は、平成14年12月、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保険契約の引受けが停止し、廃止が決定したが、廃止が決定しているにも拘らず、(1)回収業務についての期限の明示がない、(2)機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡が容認されていない。	左記の規制により、業務効率化、不良債権処理の進捗が阻害されているものと思われる。機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡を容認すること。	規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)では、「平成18年度中に措置を行う」とされているが、不良債権処理及び財務健全化を早期に実現する為に、早急の対応を希望する。債権の譲渡が容認されていないことは、リース会社の不良債権処理促進の大きな阻害要因となっている。この取扱いはサービサー法等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有力な手段となっている現実にも合致しないものと考えられる。	・中小企業金融公庫法附則第7項・中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項・機械類信用保険法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条	経済産業省	
5066	5066006	社団法人リース事業協会	6	A	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の撤廃	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められている。	銀行からの収入条項を廃止して業務の自由度を高め、銀行持株会社の子会社等の事務受託業務、福利厚生業務本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。	銀行持株会社の子会社等にとっても、子会社を活用した業務効率化及び経営効率化が求められている。金融関連業務等、銀行法上認められた業務を分担するにもかかわらず、銀行持株会社の子銀行からの収入を義務付けられていることから、経営効率化が阻害されている。子会社として認められている業務に付、グループとして積極的に展開することを検討している。については、検討期間、結論時期等を明確にした上で、検討を行うことを強く希望する。	金融庁告示第34号	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066007	社団法人リース事業協会	7	A	銀行等の子会社が営む保証業務の規制撤廃	銀行等の子会社が営むことができる保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係る保証とされ、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証は取扱うことができない。	本規制を撤廃し、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証の取扱いを認める。	銀行等の子会社は、リース会社等それぞれの会社が独自のノウハウを持っている。それらを「保証」という形態にて有効に活用することで、グループ内において信用補完、リスク分散を簡易かつ明解に行うことが可能となり、新たな金融サービスの提供が可能となる。延いては、中小零細企業及び個人事業者の設備投資に積極的に応えることが可能となる。また、金融庁からの回答に、「銀行経営の健全性の観点やグループとしてのリスク管理の適切性の観点」とあるが、本業務は銀行本体にて営むことが認められた業務であること、グループ内の検査基準統一により事後的な是正が可能であること等から、健全性や適切性は保たれるものとする。	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1(3)	金融庁	
5066	5066008	社団法人リース事業協会	8	A	銀行の子会社等の業務範囲拡大 (中古物件販売業務の容認)	現在、銀行の子会社、関連会社等には物件の販売・斡旋業が認められていないが、銀行の子会社もしくは、関連会社等になっているリース会社に、これを容認して欲しい。	機械・装置等の中古物件の斡旋・販売業務	リース会社では、機械・装置等のリース満了物件の販売を行っているが、銀行関連会社等になっているリース会社では、リース満了物件の販売が自社リース物件のみに限定されている。リース会社を始めとした銀行の関連会社等に幅広く中古物件の販売・斡旋を容認しても、銀行法の本来的な主旨・目的を行うことは無く、むしろ中古市場の育成とリユースの促進に効果が見込められると思われる。	・銀行法 ・同施行規則 ・主要行向等向けの総合的な監督指針V-3-3-1	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066009	社団法人リース事業協会	9	A	銀行の子会社等の業務範囲拡大 (銀行法施行規則第17条の3第2項第11号の要件撤廃等)	現在、銀行の子会社、関連会社等が不動産を対象としたリース契約を行うに当たっては、所謂ファイナンスリースに限るとされているが、不動産のオペレーティングリースの取扱いを可能にして欲しい。また、「使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する定めがないこと」等が要件とされている。	不動産のオペレーティングリース等柔軟な商品設計が可能となる。	現在、銀行の子会社、関連会社等では、ファイナンスリース業務が「動産」「不動産」の両方に認められているが、オペレーティングリース業務は、動産のみに限定されている。リース会計基準の見直しが議論されている中、オペレーティングリースの需要は高まっている一方で、銀行の子会社等であるが為に不動産のオペレーティングリースができないというのは、リース会計基準や市場の方向性とは逆行しているものと思われる。	・銀行法 ・同施行規則 ・主要行向等向けの総合的名監督指針V-3-3-1	金融庁	
5066	5066010	社団法人リース事業協会	10	A	処分型不動産信託とそれに関連する業務について、一定の要件を備えた「信託業務を兼営する金融機関」に参入を認めること。	「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条」及び「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条」において金融機関が営むことができない業務が定められているが、一定の要件を備えた「信託業務を兼営する金融機関」については、これらの業務を行うことができることとされたい。	「処分型の不動産信託」及びそれに関わる不動産関連業務の一体的サービス提供は、REITや不動産ファンド等市場の拡大によって顧客のニーズが高まっているが、一部の「信託業務を兼営する金融機関」のみに受託が制限されている。既に「管理型」不動産信託の取扱実績があり、不動産に関する業務経験・リスク管理等の能力及び預金者保護のための財務・業務の健全性を確保した「信託業務を兼営する金融機関」については、一定の要件を設定することにより、これらの業務を解禁していただきたい。過去の回答において、参入の可否については慎重な検討を要するとされているが、ニーズの高まりを踏まえ、すみやかな検討を要望する。	土地等の処分を信託の目的の全部または一部とする、いわゆる「処分型不動産信託」及びそれに関連する「不動産の売買及び賃借の代理及び媒介」等の業務は、平成13年の「銀行法等の一部を改正する法律」附則により経過措置として認められた一部の「信託業務を兼営する金融機関」のみに認められている。そのため、その他の「信託業務を兼営する金融機関」においては処分型不動産信託への新たな参入が制限されており、信託業務における競争を不当に制限することとなっている。新たな参入により、競争が促進され、不動産信託に関わる一体的サービス提供による顧客の利便性が向上し、不動産信託市場の拡大が期待される。	「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条」「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条」「銀行法等の一部を改正する法律(法律第117号)附則第10条、第11条」	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066011	社団法人リース事業協会	11	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目標に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を十分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手続きを行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体	
5066	5066012	社団法人リース事業協会	12	A	自動車登録情報の電子的提供について	自動車登録情報について、利用者にとって利便性の高い方法で電子的に提供すること。	リース会社が自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策・安全対策等の公益の増進に資する。	提供される自動車登録情報の有効活用を図るためには、当該情報の利用者にとって利便性の高い方法で情報が提供される必要がある。	道路運送車両法	国土交通省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066013	社団法人リース事業協会	13	A	自賠責保険の契約変更手続きの簡素化	自賠責の名義などに変更があった場合に、自賠責の証明書に直接変更内容を記入するのではなく、別途、保険会社から変更内容を記した書類を交付するという方式の手続きを認めて欲しい。		リース会社の社名変更が行われた場合は、リースカーの自賠責の名義変更の手続きが必要となる。現行方式では、その際に自動車に備え付けている自賠責証明書を全ユーザーから回収する必要があるが、自賠責証明書は備え付け義務があるためその間は自動車を運行することが出来なくなり手続きには多大な困難が伴う。従来、自動車検査証の所有者名変更にも同様の問題が生じていたが、自動車検査証については道路運送車両法の政令変更が予定されており(所有者と使用者が異なる場合は、車検証上に最新の所有者が表示されなくても可となる)、自賠責の手続きについても簡素化を求めるものである。	自動車損害賠償保障法第7条第2項、第31項、第20条の2第1項第3号	国土交通省	
5066	5066014	社団法人リース事業協会	14	A	自賠責証明書の備え付け義務の廃止	自賠責証明書を備え付けなくても、自動車を運行出来るようにして欲しい。		現行法令では自動車検査証と自賠責証明書の両方の備え付け義務があるが、登録自動車の自賠責は車検制度とリンクしているため自動車検査証の有無と自賠責の加入は同軌しており、自動車検査証の確認により自賠責の加入についても確認が出来る。また、自賠責には契約条件にバリエーションがなく、自動車検査証のなかに自賠責加入保険会社、証券番号などに関する項目を設ければ、より確実、詳細な確認が可能である。	自動車損害賠償保障法第8条	国土交通省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066015	社団法人リース事業協会	15	A	薬事法の販売業規制に関するリース会社の特例措置	リース会社のリース終了物件売却、割賦販売について、販売業の許可を得て行う必要があるが、規制内容が取引実態からみて過重な負担となっている。		リース会社のリース終了物件売却、割賦販売について、販売業の許可を得て行う必要があるが、規制内容が取引実態からみて過重な負担となっている。特に中古品として売却する場合の製造販売業者に対する通知について、リースのユーザーに売却する場合、あるいは、業者間で売買する場合も必要であり、過重な負担を軽減するための特例措置が必要。	薬事法	厚生労働省	
5066	5066016	社団法人リース事業協会	16	A	電気用品安全法規制対象物件の範囲見直し	リース満了物件を借主へ販売する場合には、電気用品安全法の規制対象外として欲しい。	リース終了物件のリース使用者(借主)への売却による3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進が図れる。	リース取引では、リース物件を借主に物件を販売するケースもあるが、電気用品安全法の施行により、この販売が一部不能となった。本ケースでは売却前後の使用が不変であるにも拘らず、リース物件を販売すると法の規制により、販売できなくなるというものであり、是正願いたい。また、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を妨げるものでもある。	電気用品安全法	経済産業省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5066	5066017	社団法人リース事業協会	17	A	指定業者登録様式の統一化	指定業者登録様式については、各地方自治体ごとに異なっており、作成者の負担となっている。		各地方自治体とも登録様式の記載事項のほとんどが同一の事項であり、様式・記載内容の統一は可能であると考える。		総務省、地方自治体	
5067	5067001	社団法人日本船主協会	1	A	建造許可に当たっての手続きの一層	船舶の建造許可申請手続きの簡素化については、現在検討が進められているOECD造船協定が発効した際に、臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行うとのことであるので、同協定発効後速やかな見直しをお願いしたい。		当該規制は、「我が国の国際海運の健全な発展に資することを目的とした臨時船舶建造調整法(昭和28年)法に基づき、造船事業者が総トン数 2,500トン以上又は長さ90m以上で、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする鋼製の船舶を建造しようとするときは、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。」とされているものである。本法制定時には意義があったものと思われるが、近年の近隣諸国の造船所の発展もあり、わが国においてのみ本法に基づき需給調整を行うことの意義は、もはやないものと思われる。	建造調整法第2条及	国土交通省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5067	5067002	社団法人日本船主協会	2	A	送用トレーラー・シャーシの車検制度	モーダルシフトに資する海上輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検の点検項目および車検証の有効期限を見直す。		モーダルシフトに資する海上輸送用のトレーラー・シャーシに対する自動車検査証の有効期限は、毎日陸上輸送している一般のトラック同様1年である。主に海上輸送用であるトレーラー・シャーシは、本船船内または港頭地区駐車場に停車している状態が長く、陸上走行距離が短いものとなっている。また、シャーシ自体は動力を持たず、トレーラー(ヘッド)に牽引されるだけである。本年2月、国土交通省が発表した「シャーシに係る物流効率化等に関する検討会・中間報告」において、シャーシの走行距離が乗用車と比較すると1.8倍となっており、車検証の有効期間の見直しを妥当とするほどではないとの指摘等があった。しかし、自主点検の体制等から事業用貨物車と比較するべきであり、それとの比較では1/3.5である。京都議定書批准国であるわが国が、モーダルシフトを推進していく上で、海陸を利用した複合一環輸送体制の法的整備という観点から、対象とするシャーシを海上輸送専用とし、欧州で導入事例のある海上輸送用のトレーラー・シャーシをナンバープレート等により陸上輸送用と区別した上で、車検の点検項目及び車検証の有効期限を見直すべきである。	路運送車両法第61	国土交通省	
5068	5068001	情報通信ネットワーク産業協会	1	A	建設業「経営管理者」資格要件の緩和	1. 資本金や過去の実績が一定以上の企業における「執行役員」など実質的な経営責任者を建設業法第7条に定めた「常勤役員」として認めて欲しい。 2. 既に建設業の許可を受けている法人又は個人がその免許を更新する場合においては、経営業務の経験年数の要件を短縮して欲しい。		1. 昨今、上場企業はいわゆる「執行役員」制を採るケースが多く、従前と比べ役員の数も少なく且つ社外を含めた非常勤役員がその過半数を占めている。こうした中で、いわゆる「執行役員」は実質的に経営責任者として位置づけられており、建設業法上の「常勤役員」と同等の扱いをして欲しい。 2. 既に建設業免許を取得している法人又は個人が、その免許を更新する場合においては、資本金などの企業規模や、過去の実績を勘案し、役員がその経験年数を積んでいなくとも組織として5年以上の事業経験を積んでいる場合、建設業免許の更新に限り経験年数の緩和をお願いしたい。	「建設業法7条第1号」及び「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)」	国土交通省 総合政策局 建設業課	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5068	5068002	情報通信ネットワーク産業協会	2	A	許可基準の営業所専任技術者の配置に関する規制緩和	営業所毎の専任技術者配置は、特定の営業所に常駐を求めるのではなく、営業しようとする工事種類ごとに営業しようとする営業所の数に応じた技術者を登録し、発注者へのサービス向上に有効な弾力的業務遂行を可能とする様、許可要件を拡大する。		IT関連分野では急激な技術革新とともに、製品やサービスも高度化かつ多様化・複雑化してきている。さらに、ほとんどの製品やシステムにはソフトウェアが関連したり、内蔵されるようになってきた。これにともない各企業における顧客対応も技術・製品毎に、専門の技術者が対応し、顧客サービスの充実を図っている。 一方、各企業における営業所は顧客ニーズへの対応などから細分化して設置することも必要であり、その拠点ごとに技術者を固定的に配置することが顧客サービス低下につながる業務効率の低下などデメリットが顕在化してきている。 電子メールなど情報伝達ツールが広く普及、且つ、交通手段も飛躍的に整備が進んだ今日において、技術者が特定の営業所に常駐する意義は極めて薄くなってきている。むしろ顧客サービスを優先に考える場合、多様化した技術領域を確実に指導できる高度に専門化された複数の技術者が、ニーズに応じて対応する方が充実したサービスを提供できる。 請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、その責任を負う専任技術者を配置することは必要であるものの、営業所毎に専任とするのではなく、今日の通信技術、移動手段の発展を考慮すれば専任の範囲をより広くする規制緩和が求められる。特に全国規模でサービスを提供する企業においては営業所を取りまとめる地域単位でのマネジメント体制等が整備されている現状を考えると、カバーする営業所の数に相当する技術者を登録した上で、個々の請負契約をどの技術者が担当するかについては、顧客要望案件毎に臨機応変に対応することが高度なサービス提供に有意義である。 尚、悪質な許可申請事業者を排除する観点からは、技術者は専任登録する営業所までの移動時間を2時間以内(通勤時間レベル)とするなど要件を加味。	建設業法第七条、同第十五条、同第三条、同第二条、「建設業許可事務ガイドラインについて」H13.4.3日国総建第九七号、「営業所における専任の技術者の取扱いについて」H15.4.21日国総建第十八号	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5068	5068003	情報通信ネットワーク産業協会	3	A	営業所ごとの特定ノ一般建設業の選択制化	特定建設業を営もうとするものであって複数の営業所を設けようとする者については、それぞれの営業所における契約規模などにより、その業者自身が営業所ごとに特定建設業又は一般建設業の営業を選択可能とする制度を導入する。 尚、このうち一般建設業の営業を選択した営業所については、一般建設業としての営業のみが可能であり、営業所の専任技術者は一般建設業としての資格要件で足りるとする。		特定建設業者であっても、全国的に見ると、地域の経済規模によってその請負う建設工事の規模には大きな格差があるのが実態である。しかしながら、現行の制度では、特定建設業の許可を得ようとする者は全国どの地域に営業所を設けようとする場合であっても全て特定建設業の営業所の専任技術者としての資格要件を満たすものを置く事とされており、以下のような不都合が生じている。  1.電気通信工事や機械器具設置工事などのように特定建設業の営業所の専任技術者の資格要件として、技術士法の一定科目に合格するか、一定以上の大規模工事において指導監督的な実務経験を有する者しか許容していない場合などで、指導監督的な実務経験で資格要件を満たそうとするケースでは、一定以上の大規模工事のない地域では、実質的に営業所を設ける(継続する)事が困難な状況にある。特に、昨今は設置の目的物である製品のダウンサイズ化などにより工事単価が減少しており、地方における一定以上の大規模工事は極稀にしかない実態である。  2.また、首都圏等において指導監督的な実務経験を積んだ者を地方等の営業所の専任技術者として置いた場合でも、当該地方の営業所に一定以上の大規模工事の取扱いがない場合、施工技術の発展が目覚ましい昨今において営業所の専任技術者としての適正な技術の維持が困難である。この事は、請負契約の履行を確保するという営業所の専任技術者の本来の役割を果たせない事となる可能性が高く、制度として不都合が生ずる。 一方、首都圏の営業所でもって地方の全ての工事件件についても見積り、入札、契約を行なうという方法についても、国の出先機関や地方自治体等では、当該地方に営業所を置かない者は入札又は落札要件から除外する発注者も多く、規模の違いはあれ全国一定のサービスを提供するという観点から特定建設業者としては、例え大規模工事の請負のない地域であっても一定の地域には営業所を設けざるを得ない。	建設業法第三条、建設業法第十五条、H13.4.3日国総建第九七号「建設業許可事務ガイドライン」、S63.6.6建設省告示第1317号「建設業法第十五条二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」	国土交通省 総合政策局 建設業課	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5068	5068004	情報通信ネットワーク産業協会	4	A	主任技術者 / 監理技術者への出向者の就任要件の緩和	親会社・子会社が共に経営事項審査を受けている場合でも、当該親会社・子会社が一定の条件を満たす場合には、監理技術者・主任技術者について連結親子会社間での出向について認めるよう規制緩和していただきたい。(一定の条件とは当該会社がペーパーカンパニーまたは不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかなる場合を言う)		産業界では、国際競争力の強化、意思決定の迅速化、機動的な経営を目的に、事業分野ごとの分社化を積極的に進め、事業の専門性を高めると共に、企業グループとしての連結経営力の重視、強化に取り組んでいる。こうした産業界の取り組みに対して、政府でも企業組織の再編にかかわる会社法(商法)の改正、連結経営に対応した企業会計制度の整備、労働法の改正による雇用の流動化への対応等々、必要な措置、制度の整備に取り組んでいただいている。建設業法の分野においても連結親子会社の関係にある企業間において、技術者の流動化が認められている。しかし、本制度の趣旨は建設業界の再編統合を促進するために設けられたものであるとされ、本制度の適用を受けるには親会社、子会社のどちらか一方だけが経営事項審査を受けているケースに限られており、親会社、子会社の双方が経営事項審査を受けている場合には本制度は適用されない。しかるに、国際競争力強化や経営のスピードアップを目的とした分社化の場合、子会社も自立的に建設業を営むため経営事項審査を受けるケースが多い。また、連結経営力を強化の観点から、出向等親会社、子会社間の人材交流は蝦大圧に行われている。しかし、現状ではこの場合企業集団として認められず、分社化、連結経営強化を進めるにあたっての新たな規制ともなっている。企業が競争力のある組織形態を選択できるよう見直しをお願いしたい。もとより企業集団の名の下に不良・不適格事業者が契約に参加するようなことがあってはならない。技術者の直接雇用、恒常的雇用の原則は保持しながら、連結子会社であってペーパーカンパニーや不良・不適格事業者でないことが客観的に明らかなる子会社と親会社の間については、出向者であっても出向先と直接的、恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うようにすべきである。	建設業法第26条・国総建第335号 (「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係わる主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」)	国土交通省総合政策局建設課	
5068	5068005	情報通信ネットワーク産業協会	5	A	電気通信工事を伴わない「IT設備関連案件」の適用除外事例取扱要望	建設業法の対象である電気通信工事に該当するか否か、通達や告知等ガイドラインのさらなる整備		IT関連分野は、急速な技術革新と共に、機器やサービスの多様化、機器の小型化、ソフト化が著しく進展している。それに伴い工事、作業の内容も多様化し、大きく変化しつつある。従来とは異なる工事、案件も多くなり、現場では建設業法の適用を受ける工事か否か、技術者の専任期間等について、議論になるケースも多い。最終的には発注者の意思が尊重されることにならざるを得ないが、建設業法における工事の定義(含む原理原則論)が必ずしも明確でないこと、工事の内容や例示の告示、通達が実際の作業の多様化、変化に必ずしも対応していないこともあり、発注者としては結果として品質の担保を優先する立場から、議論の多い案件について工事として発注されることが多い。工品質の確保を優先する建設業法の趣旨に配慮したものとはいえ、建設業者の立場からすれば「過剰規制」となることがないよう、発注者との日常的な話し合いを続けているところである。最終的にはそれぞれの判断にゆだねられるべき事項だが、現実の問題として合意に至るまである程度時間も要し、ケースによっては結果としてコスト高につながりかねない。発注者、建設業者双方にとってより円滑に取り組むことができるよう、ガイドラインを整備することは工事全体のコストダウンにもつながるものである。	建設業法第2条第1項、同法別表第1「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」(昭和47年建設省告示第350号) 「建設業許可事務ガイドラインについて」(平成13年国総建第97号)	国土交通省総合政策局建設課	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5069	5069001	情報通信ネットワーク産業協会、(社)情報通信設備協会、(社)電気通信協会、(社)電子情報技術産業協会、(社)電信電話工事協会、(財)日本データ通信協会 (幹事団体は50音順とした。)	1	A	電気通信工事監理技術者要件に国家資格「電気通信主任技術者」を追加	電気通信工事における建設業法による監理技術者資格要件として、国家資格「電気通信主任技術者」の取得者を認めること。		e-Japan戦略、IT新改革戦略の推進等によって、日本のIT化は大きく進展しつつあり、IT技術者の必要性が高まりつつある。しかし、電気通信分野の技術者が監理技術者となるためには、技術士(電気電子)資格を取得するか、実務経験によるかの道筋がなく電気工事など他の分野と比較して育成ルートが限定的であるといわざるを得ない。発注工事の小規模化、IT関連機器の価格低下の進展等によって、実務経験の対象となる工事が減少しており、限られた要件の工事の実務経験を要件とする現状の監理技術者確保方式では監理技術者不足により情報通信工事への障害をきたすことになる。情報通信環境、とりわけ、インフラ整備は我が国の喫緊の課題であり、これに携わる適切かつ有能な人材を必要数確保するため、下記に述べる規制緩和策が早急に講じられる必要がある。主任技術者については、一定の条件を満たす電気通信主任技術者に対して門戸を開く措置がとられたが、電気通信工事分野の監理技術者についても電気通信主任技術者など既存資格の取得者について、監理技術者として認めるなど、監理技術者育成ルートの拡充を図るべきである。	建設業法第15条の二 建設業法第26条第2項 建設業法第27条の二 建設業法施行令第27条の三 昭和63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省 総合政策局 建設業課	
5070	5070001	社団法人 日本自動車工業会	1	A	週休2日制の場合のフレックスタイム制度の適用について	完全週休2日制を実施し、年所定労働時間協定において週平均40時間を下回る協定を結んでいる場合においては、清算期間1ヵ月の所定労働時間を「1日の所定労働時間(8時間)×清算期間の所定労働日数」としても、ご懸念の不当な長時間労働を助長することにはならないと考えられる。通達4要件のうち、特に「29日目を起算日とする1週間における実際の労働時間の和が週法定労働時間を超えるものではないこと」との要件の緩和を要望する。	フレックスタイム制の清算期間内における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働とするが、清算期間を1箇月としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがある。このような問題に対応するため、行政解釈により、 清算期間が1箇月であること 清算期間を通じて毎週必ず2日以上休日が確保されていること 当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(特定期間)における労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間を超えるものでないこと 清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること の4条件を満たす場合には、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均した1週間当たりの労働時間について、「(清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間) = (清算期間における最初の4週間の労働時間) + (特定期間における労働時間) ÷ 5」としても差し支えないとしている。	通達で、時間外労働として扱わなくても差し支えないとされている要件は、特定期間については実際の労働時間の和が、週法定時間(40時間)を超えるものではないなど、厳しいものとなっている。このため、実際問題としては、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定などの対応が必要になってくる。	労働基準法第32条の3 労働基準法施行規則第12条の3 平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省	・平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5070	5070002	社団法人 日本自動車工業会	2	A	有期労働契約に係る規制の緩和	働き方・雇い方の選択肢を広げ、新たな雇用の創出と企業活動の活性化を図るため、有期雇用契約期間については、全ての職種で最長5年の締結が可能となるよう要望する。	期間の定めのある労働契約については、契約期間の上限を原則3年(一定の場合には5年)に制限されている。	働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。	労働基準法第14条	厚生労働省	・平成17年10月度の再要望
5070	5070003	社団法人 日本自動車工業会	3	A	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(通常派遣)	多様な働き方が論じられ、「長期雇用慣行を前提とした雇用の安定」という考え方が見直され、個々の就業意識がますます多様化し、仕事と生活のバランスの取れたライフスタイルの選択が認められる方向にある中において、派遣期間の規制は、派遣労働を選択した者にとってもその選択の自由を阻害されるものと考えられることから、規制をなくすことを要望する。	平成16年3月から、専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限について、最長3年とされたところである。	業務量の変化に対して、フレキシブルに対応出来ない。また、短期のみならず、中長期の派遣社員を活用するニーズに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	・平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5070	5070004	社団法人 日本自動車工業会	4	A	1年単位の変形労働時間制の規制緩和	経営環境が激変する中においては、業務の繁閑に対し柔軟に対応することが求められる。そのような中、1年変形労働時間制は、年間を通じた業務の繁閑に対応するためには大変有効な制度である。しかしながら、現行の厳格な要件が急激な変動に対応できない場合が出てきている。突発的な事情等への対応のために、例外措置を設けるなど、現行の要件の緩和を要望する。	1年単位の変形労働時間制にかかる要件は次のとおりである。 対象期間を1か月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該各期間の初日の少なくとも30日前までに厚生労働省令で定めるところにより、当該各期間における労働日ごとの労働時間を定めなければならない。 対象期間において連続して労働させる日数の限度は6日(特定期間においては1週間に1日の休日が確保できる日数)。 1日の労働時間の限度は10時間、1週間の労働時間の限度は52時間。 対象期間が3か月を超える場合、48時間を超える週の制限は連続3週以内、かつ、対象期間をその初日から3か月ごとに区分した各期間中に48時間を超える週の初日は3以内。 等	経営環境の変化が急速な中では、30日前に翌月の負荷を正確に予測することは困難である。 また就労環境・作業負荷の軽減が進む中で、現行の規制は、業務の繁閑への柔軟な対応が妨げられている。	労働基準法第32条の4 労働基準法施行規則第12条の4	厚生労働省	平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目
5070	5070005	社団法人 日本自動車工業会	5	A	労働者派遣事業と請負により行われる事業区分の見直し	請負元会社での常駐委託時の場合等、「自己の責任・負担で調達した機械、設備、材料等で業務を処理すること」が規定され、賃貸借契約による確保が求められており、これにより賃貸借する機械・設備等の分割・金額評価が求められるが、これらの算定は極めて難しく、実務的な負担が大きい。このようなことから、請負元会社の機械・設備を使用するにあたっては、その使用するための賃貸契約のみとし、分割・金額評価に関する事項の撤廃を要望する。	労働者派遣事業は、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行った場合を除き、禁止されている。 請負により行われる事業と労働者派遣事業との判断を的確に行うため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」を定め、この基準(業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること等自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること)に該当しないものは、契約の形式が請負契約であっても、労働者派遣事業であると判断している。	請負元会社での常駐委託時の場合等、「自己の責任・負担で調達した機械、設備、材料等で業務を処理すること」が規定され、賃貸借契約による確保まで求められているが、賃貸借する機械・設備等の分割・金額評価が極めて困難であり、実務的な負担が大きい。 また、この条件が、労働者派遣事業と請負の事業区分と示されているが、これは労働者派遣と請負事業の区分基準としての本質的な要素ではない。	労働者派遣法第2条第1号、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(昭和61年労働省告示第37号)	厚生労働省	平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5070	5070006	社団法人 日本自動車工業会	6	A	二輪独自の高速道路通行料金設定	<p>二輪車と四輪車とを車両占有面積や道路損傷度の面から比較し、その結果を反映した二輪独自の通行料金を設定されることを要望。</p> <p>前回答では軽自動車との差異はほとんどないとの事であるが、四輪車と比較して道路損傷度が小さいという観点からの指摘について、見直しの可否について改めて検討され、示されたい。</p> <p>上記要望内容に加え、今秋運用開始予定の二輪車ETCの普及促進の為に、二輪車の料金区分を設定し、二輪車ユーザーが高速道路を利用しやすい環境を整備する必要がある。</p>	<p>高速道路料金の車種区分については、より負担の公平を図る観点から、昭和63年の道路審議会答申を受けて、平成元年の料金改定において、それまで二輪車からマイクロバスや8トン未満の貨物自動車までが含まれていた普通車の区分を「中型車」、「普通車」、「軽自動車等」の3車種に分け、自動二輪車については、「軽自動車等」に区分している。</p>	<p>四輪車と比較して、占有面積・道路損傷度の小さい二輪車が、高速道路通行料金の根拠である「車種区分」ならびに「車種間料金比較」に二輪車区分がないため、二輪車専用料金の設定がない。この為、二輪車ユーザーは必要以上の経済的負担を強いられていることに強い不公平感を持っている。</p>	<p>道路整備特別措置法第3条、第23条 道路整備特別措置法施行令第5条、第8条</p>	<p>国土交通省(道路公団)</p>	<p>平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目</p>
5071	5071001	社団法人全国信用組合中央協会	1	A	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げること	<p>貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。</p>		<p>貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。</p> <p>貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。</p>	<p>大蔵省告示第192号(平9.7.31)</p>	<p>金融庁</p>	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5071	5071002	社団法人全国信用組合中央協会	2	A	脱退組合員の出資持分を一時取得できるようにすること	信用組合においても組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。		組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。信用組合においても、組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。信用組合では、日常的に出資加入・脱退が発生しており、その金額も組合財産と比べると極めて僅少であることから、随時脱退を実施しても法の目的とする組合事業の遂行への影響はなく、また、脱退組合員の希望する払戻しの早期化とともに、信用組合にとっても処理の迅速化・合理化に繋がるものである。	中小企業等協同組合法第61条	金融庁	
5071	5071003	社団法人全国信用組合中央協会	3	A	定款への「従たる事務所」の記載の廃止、又は総会の議決事項(定款の変更)から「従たる事務所」の新設・統廃合に伴う変更を除くこと	定款上における「従たる事務所」の記載のあり方については、会社法第27条と同様に「主たる事務所」のみの記載に見直すこと、又は、店舗の新設・統廃合に係る「従たる事務所」の変更(定款の変更)については、総会の議決事項から除き、理事会等の議決をもって対応できるようにすること。		協同組織金融機関においては、主として渉外活動を中心とした営業活動を通じて、組合員にマッチした商品やサービスの提供を行っている。昨今では、インターネット、モバイル、ATMなど店舗以外のチャネルの拡大により、組合員がサービスを受ける方法・場所等の選択肢も広がっている。こうした実態を踏まえると、定款上において、「従たる事務所」を記載する必要性も薄れてきており、地域の拠点としての「主たる事務所」のみの記載であっても、組合員が不利益になるような事態は生じないと考える。さらに現状のままでは、「従たる事務所」が定款記載事項とされ総会の議決が必要となるため、組合員に対する利便性の提供において機動的な対応ができない事態が生じている。このような実情を踏まえ、定款上における「従たる事務所」の記載のあり方については、会社法第27条と同様に「主たる事務所」のみの記載に見直すこと、又は、店舗の新設・統廃合に係る「従たる事務所」の変更(定款の変更)については、総会の議決事項から除き、理事会等の議決をもって対応できるようにすることを要望する。	中小企業等協同組合法第33条、中小企業等協同組合法第51条	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5071	5071004	社団法人全国信用 組合中央協会	4	A	業務方法書を廃止すること	金融機関の経営の健全性の確保の観点から個別の業務実態を把握する必要があることは理解できるが、個別の業務実態については、当該業務に係る認可申請、届出手続きやオンサイト・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握されており、適切な監督が行われているものとする。よって、協同組織金融機関に限り設けられている「業務方法書」を廃止すること。		金融機関の経営の健全性の確保の観点から個別の業務実態を把握する必要があることは理解できるが、個別の業務実態については、当該業務に係る認可申請、届出手続きやオンサイト・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握されており、適切な監督が行われているものとする。よって、協同組織金融機関に限り設けられている「業務方法書」を廃止することを要望する。	中小企業等協同組 合法第27条の2第 2項、 協同組合による金 融事業に関する法 律第3条第3項	金融庁	
5071	5071005	社団法人全国信用 組合中央協会	5	A	コミットメントライン契約の適用対 象企業を拡大すること	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。		信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	特定融資枠契約に 関する法律第2条	金融庁	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5071	5071006	社団法人全国信用組合中央協会	6	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にか かる規定を変更すること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限 度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定か ら削除すること。		全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸 出限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規 定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中 央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である 信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法 書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わ せ定められている。 全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限 度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から 削除すること。	中小企業等協同組 合法第9条の9、中 小企業等協同組 法施行令第8条	金融庁	
5071	5071007	社団法人全国信用組合中央協会	7	A	全国信用協同組合連合会の会員 以外の者に対する債務保証又は 手形の引受けをできるようにす ること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保 証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法に よる信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関す る内閣府令」の規定に追加すること。		中小企業等協同組合法において、全国信用協同組合連 合会の会員以外の者に対する資金の貸付、手形の割引につ いては、会員に対する資金の貸付等を妨げない限度にお いて行わなければならない、また、これを行う場合、当局の認可が 必要であり、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対 する貸付先は、国、公共法人、公益法人、証券取引所に上場 されている株式会社などが認可されている。債務の保証、 手形の引受けは、会員のためやその他内閣府令(国民生活 金融公庫等の業務の代理として行う債務の保証、外国為替 取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け、子会社に 対する債務の保証又は手形の引受け、会員である信用協同 組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け) で定められているものの、会員以外の者に対する貸付として 認可されている先への債務の保証又は手形の引受けは認め られていない。 これに対して、他の系統中央機関である信金中央金庫にお いては、会員以外の者に対する貸付として認可されている先 に対しても債務保証等が可能となっている。	中小企業等協同組 合法第9条の9、中 小企業等協同組 合法による信用協 同組合及び信用協 同組合連合会の事 業に関する内閣府 令第1条の2	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5071	5071008	社団法人全国信用組合中央協会	8	A	農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること	農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。		信用組合では、農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができないため、顧客の期待するサービスや情報提供が満足に果たせず、顧客の利便性が阻害されている。また、他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	農林漁業金融公庫法第19条第1項、農林漁業金融公庫法施行規則第1条	農林水産省	
5071	5071009	社団法人全国信用組合中央協会	9	A	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること(農業信用保証保険法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること。		信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる農業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該農業関係者の利益が阻害されている。また、他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、融資機関に信用組合を追加すること。	農業信用保証保険法第2条第2項第5号、農業信用保証保険法施行令第2条	農林水産省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5071	5071010	社団法人全国信用 組合中央協会	10	A	独立行政法人農林漁業信用基金 の保証保険制度による融資の取 扱金融機関に信用組合を追加す ること(中小漁業融資保証法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融 資の取扱金融機関に信用組合を追加すること		信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる中 小漁業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないこと により当該中小漁業関係者の利益が阻害されている。また、 他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることか ら、融資機関に信用組合を追加すること。	中小漁業融資保証 法第2条第2項	農林水産省	
5071	5071011	社団法人全国信用 組合中央協会	11	A	生命保険の構成員契約規制を廃 止すること	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業 員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の 役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約 規制)を廃止すること。		法人募集代理店として生命保険の募集を行う際の障害となっ ているため、生命保険の募集においては、法人募集代理店 の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有 する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構 成員契約規制)を廃止すること。本規制が廃止されることによ り、組合員の利便性向上や組合の収益機会の拡大等を図る ことができる。	保険業法第300条 第1項第9号、保険 業法施行規則第2 34条第1項第2号	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5071	5071012	社団法人全国信用組合中央協会	12	A	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を信用組合の窓口で取扱いができるようにすること	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。		中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。火災共済協同組合が行う火災共済や協同組合等が行う生命共済等の共済事業において、これと類似する保険が、保険業法により信用組合において販売できるにも拘らず、信用組合が火災共済、生命共済等共済商品を窓口で取扱うことができないため。		金融庁	
5071	5071013	社団法人全国信用組合中央協会	13	A	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止を撤廃すること	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。本規制が撤廃されることにより、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで一担当が一貫して行うことが可能となり、利便性の向上に資することとなる。また、人的余力に乏しい信用組合においては、規模・特性に応じた組織運営、業務展開が可能となり、収益機会の拡大等を図ることができる。	確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5071	5071014	社団法人全国信用組合中央協会	14	A	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化すること	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること。		協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。	協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2～第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条～第6条	金融庁	
5072	5072001	山形県長井市	1	A	人事委員会の設置基準の緩和	人口15万人未満の市町村は、地方公務員法第7条第3項の規定により、公平委員会を設置するものとされ、人事委員会の設置が認められていない。 人口15万人未満の市町村においても市町村の選択により市町村職員の給与に関する研究、報告及び勧告の権限のみを有する人事委員会の設置を可能とし、当該団体内の民間事業者の従業員の給与を調査し、当該市町村職員の給与と比較して決定することを可能とする。		市町村職員の給与は、行政区域内の一定規模の民間事業者の相当職種の給与等を参考に適正な水準に決定することが地方自治の本旨に合うものであるが、現状では、大規模な市以外の市町村にあっては、当該民間事業者の給与等を把握できていない。市民との協働によるまちづくりが一層求められている中で、市町村職員の適正な処遇を決定するに当たり、人事委員会による給与に関する調査、報告及び勧告の権限を大規模な市以外の市町村も有することが必要である。	地方公務員法第7条第3項	総務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5073	5073001	日本ボイラー 圧力容器工業組合	1	A	分散型発電設備の促進のための	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	(1)発電装置をともなうボイラーについて電気工作物として取扱わない条件が緩和されたといえ、(平成15.01.21原院第3号)最高使用圧力1Mpaというしほりがあるため、一般の中小汎用ボイラーにとっては、実際には排気条件、採算面等を考慮すると、この緩和条件では対象にならない。最高使用圧力2Mpa前後まで緩和いただきたい。 (2)系統連携については、系統から解列する機能について分散型電源系統連係技術指針により必要な事項が規定されているが、システム全体の設備経費に比し、費用負担が大きい。簡略の方策をお願いしたい。 (3)事業用電気工作物の設置又は変更工事については認可が必要であるが、発電設備についてガスタービンを原動力とするものは出力1,000kwまで、内燃力を原動力とするものは出力10,000kwまでは対象外となっている。蒸気を原動力とするものはすべて届出が必要となっているが、せめて500kw以下の場合には届出不要に緩和をお願いしたい。	以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省	
5074	5074001	地方公共団体	1	A	産業廃棄物処理施設の立地に関する	工業専用地域又は工業地域内に立地する一般(産業)廃棄物処理施設のうち、リサイクルを目的とした施設に対する建築基準法第51条但し書きに基づく立地許可制度の緩和(不適用)	製造業者が原料として廃棄物を用いる場合の手続きの負担	工業専用地域等に廃棄物処理施設を設置する場合には、本手続きが必要とされている一方、同等以上の都市計画上の影響が発生するおそれのある製造施設の設置については対象とされていない(不公平)。特に製品の製造に用いる施設については、原料が廃棄物か有価物かという法的扱いのみで本手続きの要・不要が変わっている(不合理)。このように工業専用地域等で廃棄物処理施設を設置する場合は、一般的な製造業者に比べ過大な負担が生じている。	建築基準法第51条	国土交通省	これまでの事例 (1)古紙リサイクル施設 工業専用地域内で、古紙問屋から購入した古紙に併せ、一部にオフィス等の古紙(一般廃棄物)を原料として受け入れてトイレットペーパーを製造する施設を整備することとなった。当該施設が一般廃棄物処理施設に該当するため、建築基準法第51条の手続きが必要となった。しかし、廃棄物の受入れの有無で施設内容に違いはない。 (2)空き缶リサイクル施設 工業専用地域内で産業廃棄物の空き缶から金属資源を回収する施設を設けていたが、事業拡大に伴い一般廃棄物の空き缶も対象とすることとなった。このため、一般廃棄物処理施設に該当することとなり、既に適切に稼働している施設について、改めて建築基準法第51条の手続きを行うこととなった。廃棄物の法的な区分が違っても、処理能力等にはなんら変わりがなく、特に都市計画との整合性の問題や生活環境保全への影響はない。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5075	5075001	セコムアルファ(株)	1	A	フード等用簡易自動消火装置点検の法的整備	フード等用簡易自動消火装置点検実施の義務を法的に明文化して頂きたい		<p>設置者が消火装置そのものの存在を把握していない</p> <p>・新築時に他の設備(空調・衛生・防災設備等)一括で納入されている。</p> <p>・常時使用される設備ではない。</p> <p>・設置場所が厨房の一角(目立たない場所)である。</p> <p>設置者が点検の重要性を理解していない</p> <p>・火災時に消火装置が起動することを理解していない。</p> <p>・点検を実施しなくても装置が起動すると思いついでいる。</p> <p>点検実施が法的に整備されていない</p> <p>・点検を実施せずとも罰せられない。</p> <p>等の理由で火災が起きた時点で正常に機能しない可能性があり、設置義務化はされていても、実際には意味をなさないことになる。設置者の点検の重要性を認識してもらおう観点からも何らかの対策を講じるべきである。</p>	消防法	総務省	
5076	5076001	日本製薬工業協会	1	A	総合機構に対する要員数等の制限の撤廃による承認審査の迅速化	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構(総合機構と略す)の中期計画による要員数の上限、参議院厚生労働委員会決議に基づく企業からの就業制限規定、閣議決定による公務員人件費5%削減の総合機構への適用等により、現状でも大幅な遅れが出ている新薬の承認審査、治験相談が今後さらに悪化することが懸念されている。</p> <p>これらの規制を撤廃して、申請の実情にあった要員を確保すべきである。</p> <p>なお、要員の増加にかかる費用は、申請者である製薬企業の手数料でまかなわれるため、国費の負担は増加しない。</p>	<p>総合機構の中期計画(平成16年度～20年度)による要員数は346人であるが、このうち、新薬承認審査及び治験相談に当たる要員は本年4月1日現在92人に過ぎない。平成17年度の治験相談における実施数は申込数の6～7割に留まっている。また、2004年における通常品目の新薬承認審査期間は21.9ヶ月で、FDAの1.7倍を要している。これらを新薬開発が可能な先進国並にするためには、当面要員を増強する必要がある。このため、そもそも、申請者の手数料でまかなっている承認審査、治験相談業務への要員は、中期計画を速やかに見直し、その上限を撤廃すること、総合機構設立時の参議院決議に基づく、企業から採用された人は過去5年間に従事した業務について2年間は同じ職種での就業を認めない、との就業規則を廃止して、優秀な人材の確保の道を開くこと(企業との癒着の弊害は、厳しい制裁規定を別途設ければすむ。)、国費のかからない要員については、公務員並みの削減の必要は一切ないのであるから、総合機構については公務員人件費5%削減の対象からははずすこと、等により、世界の趨勢、日本の実態に合った新薬承認審査の迅速化を図る。</p>	<p>総合機構の要員不足による審査の遅れにより、世界ですでに開発、使用されている新薬のうち日本では未承認の薬が多数存在している。このことは、日本国民は、世界の最先端の科学技術の結晶である画期的新薬の恩恵を十分に受けていないことを意味している。また、多大な研究開発費のかかる新薬の承認が遅れることは、その企業の国際競争力を著しく弱めることとなる。この結果、現在では、わが国の製薬産業は、その担税力は機械に次いで4位であるが、グローバルな競争が激化するなか、このままで行けば、衰退せざるを得ない。これは、ひとつの産業が駄目になることだけでなく、日本国民に対し良質な医薬品を安定的に供給することが出来なくなるとともに、わが国の先端的な科学技術の基盤が崩れることをも意味する。</p> <p>独立行政法人化の目的は、硬直的になりがちな行政から、出来るだけ柔軟な業務遂行を目指して行われたものであるはずであるにも拘らず、一律に様々な規制をかけることは、その趣旨にそぐわないだけでなく、上記のような弊害を招いている。費用は申請者側が負担するのであるから、一日も早く、実態に合った業務が行える体制が出来ることが必要である。</p>	<p>中期計画(平成16-20年度)における要員数346人。</p> <p>閣議決定された公務員人件費一律5%削減策の総合機構への適用</p> <p>総合機構が設立された際の参議院厚生労働委員会決議</p>	厚生省 内閣府 総務省	<p>・米国FDAの新薬審査部門CDERの職員数は約2,200人。</p> <p>・欧州医薬品審査庁EMAの職員数は248人(2002年)。但し、実質的な審査を行う外部専門家が2,100人程度存在し、加盟各国に300 - 500人程度の要員を有する審査機関がある。</p> <p>・添付資料:製薬協医薬産業政策研究所リサーチペーパーN0.25「日米の新医薬品の承認審査に関する比較」、N0.30「日本における新医薬品の承認審査期間と臨床開発期間」、N0.31「医薬品の世界上市から各国における上市までの期間」</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5077	5077001	新座市	1	A	育児休業取得方法の柔軟化	<p>現状の制度下で育児休業を取得しようとした場合、どうしても長期間休まざるを得ないため、職業技能の低下やキャリア形成への影響を心配し、男性の取得者が伸び悩んでいる。また、男性の育休取得が進まない理由としては、「職場で男性が取得する雰囲気がない」という職場や社会の風潮が挙げられる。</p> <p>そこで、1週間という短期間を単位として夫婦が交互に取得できるようにすれば、男性もこれまでよりも気軽に育児休業を取得できるようになると考えられる。徐々にでも男性の育休取得者が増えていけば、依然として残る「育児は女性」という社会全体の意識を変えていくことができるのではないかと。</p> <p>また、育児休業の選択肢が増えることで、これまでの女性の育児負担が軽減され、出産退職を減らし、出産後の復職の可能性が向上することも考えられる。</p> <p>さらには、両親が自らの手で子どもを育てることで、保育所の需要が緩和され、待機児童の減少や自治体の逼迫した財政状況の改善につながるという効果もある。そして、何よりも親子の絆を深めるという効果も見込まれるとされており、少子化対策を考えた上でも大変重要である。</p>	<p>現状の制度下で育児休業を取得しようとした場合、どうしても長期間休まざるを得ないため、職業技能の低下やキャリア形成への影響を心配し、男性の取得者が伸び悩んでいる。また、男性の育休取得が進まない理由としては、「職場で男性が取得する雰囲気がない」という職場や社会の風潮が挙げられる。</p> <p>そこで、1週間という短期間を単位として夫婦が交互に取得できるようにすれば、男性もこれまでよりも気軽に育児休業を取得できるようになると考えられる。徐々にでも男性の育休取得者が増えていけば、依然として残る「育児は女性」という社会全体の意識を変えていくことができるのではないかと。</p> <p>また、育児休業の選択肢が増えることで、これまでの女性の育児負担が軽減され、出産退職を減らし、出産後の復職の可能性が向上することも考えられる。</p> <p>さらには、両親が自らの手で子どもを育てることで、保育所の需要が緩和され、待機児童の減少や自治体の逼迫した財政状況の改善につながるという効果もある。そして、何よりも親子の絆を深めるという効果も見込まれるとされており、少子化対策を考えた上でも大変重要である。</p>	<p>本市は、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主」として、特定事業主行動計画を策定し、「男性職員の育児休業、部分休業の取得率を平成21年度までに5%以上とする。」ことを目標に掲げているが、これまで男性職員の育児休業取得者は1人もいないのが現状である。また、全国的に見ても男性の育休取得率は0.5%にとどまっている(平成16年度厚生労働省調べ)。</p> <p>この原因として、「育児は女性」という意識を持つ男性が依然として多いこと、長期間の育児休業により職場を離れることへの抵抗感があると考えられる。</p> <p>新聞報道等では、育児に当たっては利用しやすい労働環境の整備を望む声が高いこと、また取得単位を短くするなど利用しやすい制度が整備されていけば男性でも育児休業の取得が進むことが明らかになっている。</p> <p>そこで、1週間を単位として夫婦が交互に育児休業を取得できるよう育児休業の取得方法の柔軟化、選択肢の拡大をお願いするものだが、制度の改善に当たっては、夫婦の勤務先により利用できる制度に差があっては結局のところ利用の促進にはつながらないため、民間事業者・公務員の別なく全国的な制度改善を要望するものである。</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条、第7条</p> <p>国家公務員の育児休業等に関する法律第3条、第4条</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項、第3条第2項</p>	<p>厚生労働省 人事院 総務省</p>	<p>〔添付資料〕 平成18年6月21日付け日経新聞 平成18年6月25日付け毎日新聞</p> <p>本市では、市役所職員が1週間以上の単位で交互に育児休業を取得できるよう条例改正等を行う方向で検討を進めている。(平成18年9月定例会市議会に上程予定)</p>
5078	5078001	株式会社ワイズギア	1	A	道路交通法における車椅子同乗 介助者補助車両の基準策定と条件付走行許可の緩和	<p>現在の道路交通法施行規則の総則第1条には(原動機を用いる歩行補助車等の基準)として下記の内容が定められている。一車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。イ長さ百二十センチメートル、口幅七十センチメートル、ハ高さ百九センチメートル となっている。この規定は乗員が操縦する補助車両として規定されているものであり、今後、車椅子を同乗させ介助者が運転をする車両では、この大きさの基準内に収まることができない為、車椅子同乗型介助者補助車両の設定基準を新たに設けて頂きたい。また、設定基準の見直しに伴い、道路交通法施行令の第六条の(通行を禁止されている道路における通行の許可)において届け出を出すことにより、区域、時間等により走行が可能とすることを定めることとする。</p>	<p>今後、高齢化社会の進む中において高齢者が高齢者を介助するという社会になってくると推測する。そのような社会環境の変化の中で、高齢者の外出機会を創出する為には、高齢者を補助する車両の普及はもちろんであるが、介助者としての高齢者を補助する機器の拡大が非常に重要になってくる。現状の施行規則では、車椅子を同乗させることができる機器の大きさを満足することはできず、最低でも車椅子利用者が車椅子にて同乗するスペースと操縦者が同乗するスペースを検討すると、長さ二百センチメートル、幅百二十センチメートルは必要になってくる。また、道路交通法施行令第六条の緩和により高齢者の補助車両等を使用した場合の行動範囲は格段に拡大すると考える。バリアフリー推進要綱の中にあるように年齢や障害の有無等に係わらず、すべての人が「安全で快適な社会生活をおくれる。」ようハード、ソフトの取組みが重要とされている。道路交通法施行規則に新基準を設定すること、道路交通法施行令の緩和により実現できるものとなる。</p>	<p>道路交通法施行規則 総則第一条 道路交通法施行令 第六条</p>	<p>警察庁</p>	<p>商品リリース ・道路交通法施行規則 総則第一条抜粋 ・道路交通法施行令 第六条抜粋</p>	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5079	5079001	株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	A	地方公共団体における歳入の納入通知書のeメール化	現状、地方自治法において、地方公共団体の歳入の納入通知は、必要事項を記載した納入通知書でなければならない、とされているが、納入通知書の代替としてeメールによる納入通知を可能とする為の法令上の措置をお願いしたい。		地方自治法施行令第154条第3項において「納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれを行わなければならない。」とされている。一方、e-Japan戦略のもと、一部地方公共団体ではマルチペイメントネットワークに対応したインターネットによる納付を開始しており、また藤沢市においても全国の自治体に先駆け、インターネットによるクレジットカード納付の実証研究を本年度実施したところである。インターネットによる納付を行う際、eメール等に納入の通知に必要な事項を記載すれば、紙の通知書は実務上、不要である。尚、本件実施する際の懸念点として、eメールの不着の問題や個人情報保護上の問題が挙げられるが、eメール上は個人を特定する情報は記載せず、事前に登録された認証記号等による納入義務者の本人認証を行った上で、インターネット経由で納入通知に係る情報を地方公共団体のサーバー等から取得する方法等を併用することにより解決できるものと思われる。インターネットによる納付の実現は、地方公共団体においては、住民サービス向上とともに、収納業務の効率化・コスト削減に寄与するものであるが、現状の納付書による通知ではその効果を十分に享受することができないものと思われる。	地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条	総務省	
5079	5079002	株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	2	A	クレジットカード取引データを活用した医療費控除手続きのオンライン利用促進	現状、医療費控除を受ける為の確定申告には医療機関等が発行した領収書の提出が必要であるが、オンライン申請の場合にはクレジットカード取引データの添付による代替が可能とするための法令上の措置をお願いしたい。		クレジットカード会社では、会員の取引データ(利用店名・利用日・利用金額等)を保有しており、医療機関における取引も例外ではない。したがって、利用者が一年間に利用した対象取引を抽出・集計し、利用者に電子的な形式で送信すれば、利用者はオンライン申請時にそのまま添付し、申請を完結させることが可能となる。(対象データを国税庁や第三者機関が保有し、税務署から対象データにアクセスする方法も考えられる。)従来、利用者は一年分の領収書を保管・管理し、申告の際はそれらを集計する必要があったが、これらの作業が不要となり、オンライン申請の利用率向上が期待できる。また、医療機関側にとっても、クレジットカードの利用が増えることにより、現金のハンドリングコストの削減、医療機関内の現金紛失事故防止等の効果が期待できる。さらには、税務署等の行政機関にとっても、領収書の内容確認、集計等の作業が削減され、業務効率化に寄与するものである。本件実施する際の懸念点として、利用者等によるデータ改竄等の不正利用が挙げられるが、改竄防止のための技術的対策やデータ提供者の基準等を設けることにより担保できるものと思われる。また、現状法令上の制約等により全ての医療機関においてクレジットカードの取扱いができるわけではないが、第164回通常国会に提出されている地方自治法の一部を改正する法律案が成立しており、施行後は法令上の制約は無くなり、あとはクレジットカード会社の営業努力で解決可能である。尚、本件のみならず、クレジットカードの取引データの活用により、あらゆる場面で現状領収書を必要としている手続きの簡素化も期待できるものであり、合わせてご検討をお願いしたい。	所得税法第73条・第120条、所得税法施行令第262条	財務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5080	5080001	三井トラスト・ホールディングス株式会社	1	A	投資一任契約に係る資産を合同運用する場合の報告書記載内容の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年の投資顧問業法施行規則の改正により、投資一任勘定における合同運用が解禁された。</li> <li>合同運用を実施した場合、「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について3-12(1)」により、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を記載した報告書を各投資一任契約の顧客に交付することとされている。</li> <li>当該報告書について、投資信託における取扱と平仄を合わせ、合同運用全体の開示を実施することにより、顧客の持分に相当する金額の記載を不要とすることについて要望するもの。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>合同運用を実施した場合における報告書について、保有している各資産毎に持分を記載する必要があるが、斯かる持分の記載は、投資顧問業者にとって極めて負担が重く、合同運用の活用を阻害する大きな要因となっている。</li> <li>合同運用全体の開示が別途に実施されれば、各投資一任契約の顧客に交付する報告書について持分割合のみを記載する取扱いとしても、顧客を害する惧れはないと考えられることから、投資一任勘定における合同運用について、親投資信託及び子投資信託における開示方法と同水準とするよう要望するもの。</li> </ul>	投資顧問業法第32条第1項 投資顧問業法施行規則第31条第2号 証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について3-12(1)	金融庁	
5081	5081001	個人	1	A	臓器移植提供者の年齢制限撤廃	<p>人向けの臓器売買が行われているとの噂も絶えず、日本人は</p>		<p>社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、平成18年5月31日現在で心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓・小腸の移植を希望して同ネットワークに登録されている者数は1万2268人である一方、毎年5～6千人の脳死者が存在するにもかかわらず、実際の臓器移植の総件数はわずか175件で、圧倒的にその数が不足している。その結果、上記に示したような事例が見られるが、例えば日本国内での脳死体からの肝臓移植に要する平均的費用が800万であるのに対し、外国で移植を受ける場合は3200万も要するとされる。他方、平成16年8月内閣府世論調査によると、15歳未満の者からの臓器移植を「できるようにすべきだ」とする者の割合が60.7%であり、また、提供者の意思の尊重については、「15歳未満の者の判断であっても、本人の意思を尊重すべき」と答えた者の割合が26.0%、「15歳未満の者は適正な判断を出来ないため、他の者(家族を含む)が代わって判断すればいい」が36.2%だった。つまり、国民の過半数は、15歳未満であっても本人の意思が示されている場合や本人の意思が不明な場合に遺族の判断で臓器提供をすることに賛成している。</p> <p>なお、15歳未満の者からの臓器提供を可能とすることへの反対論として、子供の人権侵害を主張する意見があるが、児童の権利条約第13条と14条において、子どもも自己を主張する権利を有していることが明示されている。また、そもそも脳死は人の死ではないとの考えを有する本人および家族を有する者に対しては、(例えば、上記世論調査でも、脳死下でも臓器提供したくないという者が32.8%、本人の意思の表示がない場合は、本人の意思が確認できないので臓器移植するべきでないという者が35.4%存在する)、上記要望により、法改正が行われた場合でも、脳死下での臓器提供を拒否する意思を書面で表示することによって、または家族が臓器の摘出を拒否することによって、個々人の死生観について対応することが出来る、と考えられる。</p>	臓器移植法 第六条	厚生労働省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5082	5082001	日立キャピタル信託株式会社	1	A	信託会社への貸金業法の適用を除外すること	信託業務として貸出を行う信託会社は、現状において信託業法に加えて貸金業法の規制を受けることとなるため、信託会社が行う貸出につき貸金業法の適用を除外していただきたい、それが困難であるなら、少なくとも信用保証協会の保証につき貸金業法第24条の2第2項の適用を除外していただきたい。	信託会社が信託財産の運用として中小企業等向け貸出を行う場合、貸金業法第17条第1項の書面交付及び弁済受領の都度18条1項の受取証交付が必要であるほか、信用保証協会が当該貸出につき保証を行った場合で保証実行により求償権を取得した場合には、今度は信用保証協会が第17条第1項の書面交付及び18条1項の受取証交付を行う必要がでてくる(24条の2第2項)ため、信用保証協会がその煩雑さから保証を敬遠することにもなりかねず、中小企業向け融資の推進にとってマイナスとなりかねない。	信託会社は信託業の免許取得にあたって、取り扱う信託業務の内容及びその実施体制等につき厳しい審査を受けているとともに、その業務は信託業法に基づき監督を受けていることから、更に貸金業法を適用する必要性はない。また、信用保証協会が行う保証業務は、その業務の性格からしても貸金業法第24条の2第2項を適用すべき保証業者と同一視すべきでないと考えられる。	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条の2	金融庁	
5083	5083001	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	1	A	未成年者喫煙防止のためICカード式タバコ自販機に指紋認証機能付加を義務づける	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入である。しかし本カードは転売されたり、なりすまし・代理購入等が可能で、未成年者が、自販機でタバコを買う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。ICカードと自販機に指紋識別機能を付加することにより、未成年の自販機によるタバコ購入をほぼ完全に防止する。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、タバコ自販機による未成年者のアクセス防止(電子ロックによる購入阻止)がほぼ完全にできることが期待される。 ICカードの導入だけでは、未成年者の転売買や未成年者間の強要購入などで、新たな犯罪やネット購入が誘発され、未成年者が巻き込まれる闇ルートが出来るであろうことが懸念・憂慮される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を越える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機導入費用に充てることとで、指紋識別機能の付加も同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	ICカード導入 = 成人識別機能とタバコ業界と財務省は表現しているが、これは間違いで、年齢確認身分証明と写真を予め郵送で申し込んで作成し二重には登録できないICカード導入に過ぎず、自販機でこれを用いてタバコを購入する人が成人かどうかまでは確認できない。指紋認証機能も付加すれば、登録した成人本人しか自販機にアクセス出来ないことになり、未成年者の自販機によるタバコ購入を完全にロックできることになる。この指紋認証は既に実用化されていて、ICカード発行にあわせて義務化・制度化すれば、経費はそれ程多くはかからない。 なおICカードの不法転売は、ドイツで開催されているワールドカップサッカーでも横行したことが報道され、また偽造されるケースの事例が報道されている。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす(2001.12追加) ・たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき。	警察庁, 財務省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5083	5083002	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	2	A	未成年者喫煙防止のためICカードと指紋認証によるタバコの店頭販売を義務づける	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしていて、成人識別のためにICカードを導入するとしているが、店頭においても、未成年者のタバコ購入をシャットアウトするために、ICカードと指紋認証識別による販売を義務づける。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を越える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機導入費用に充てるとのこと、店頭におけるICカードと指紋認証機能による購入システムも同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止(購入のシャットアウト)のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	未成年者の7～8割は自販機でタバコを購入しているとされているが(厚生労働省の研究班の調査結果)、2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示要請を行っているが、周知が必ずしもされていないし、未成年と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され、報道もされている実態がある。 これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売においても、ICカードと指紋認証機能による販売を義務づける必要がある。この指紋認証は既に実用化されていて、ICカード発行にあわせて義務化・制度化すれば、経費はそれ程多くはかからない。	たばこ規制枠組条約(第16条他) 未成年者喫煙禁止法 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする(2001.12追加) たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があつたとき。	警察庁,財務省	
5083	5083003	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	3	A	監査委員は行政・議会から独立した人を選任すべき	監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置されている執行機関とされ、知事や市長から独立した立場で監査する、とされている。しかしその監査委員は、識見を有する者から選任される他、その自治体のOB(退職者)や議員が選任され、特に事務局担当監査委員はOBになるケースが多い。これは監査の目的からして独立しているとは到底いい難いので、OBや議員など自治体関係者は外すべきである。	自治体の透明性が高まり、効率的な自治体運営が期待されるようになる。	例えば住民監査請求をしても、監査委員が自治体と議会関係者である場合が多く、自治体寄りの結果が出されるケースが大半である。しかも監査委員のうち、見識を有する委員も多忙で、監査責任を十分に果たしていないケースのあることが懸念される。監査事務局も自治体の職員であることから、自治体とは独立した監査責務を果たせていない懸念がある。少なくとも監査委員は、自治体(行政)及び議会とは独立した立場の人の選任を制度化すべきである。 本会で、大阪市や堺市に、携帯灰皿配布や議会喫煙所の設置について、税金の不当支出であるとして、住民監査請求をしたことがあるが、市の言い分のみ容れた裁定結果であった。	地方自治法第195条他	総務省,内閣府,他	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5083	5083004	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会后、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保証し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	
5084	5084001	(社)不動産証券化協会	1	A	特定資産の譲受けの契約要件緩和	有価証券の発行対象が、適格機関投資家のみ、あるいは私募(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけたいこととされたい。	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けなくてはならないとされている。	有価証券の発行対象が適格機関投資家のみ、あるいは私募の場合には、本来、有価証券届出書および通知書は作成されないため、当該告知義務も不要であるはずである。また、本来必要ではない告知義務を定めた条項があると、譲渡人が違和感を持つ場合があり、円滑な不動産取引を阻害している。とりわけ、国や地方公共団体の保有土地売却に係る入札実務においては、不動産売買契約書が定型化されており、当該告知義務を契約書に盛り込むことは不可能であり、特定目的会社が入札に参加できなくなっている。	資産の流動化に関する法律199条	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開でお願いします。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5084	5084002	(社)不動産証券化協会	2	A	特定目的会社の業務開始の届出に係る添付書類の簡素化	資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得や特定目的借入を行う場合、業務開始届出において省略可能な添付書類に、不動産売買契約書を追加されたい。	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となっており、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。	資産の流動化に関する法律第7条には、資産対応証券(優先出資、特定社債、特定約束手形)発行に先立って特定資産の取得及び借入を行う場合は、業務開始届出において添付書類の一部を省略できるとされている。これは、投資家を募る前であれば、届出義務規定を簡素化しても、投資家保護上問題がないとの趣旨で設けられたものである。しかしながら、現状、業務開始届出の添付書類のうち省略できるのは、特定資産管理処分に係る信託契約書及び委託契約書のみにとどまっており、依然として不動産売買契約書の添付が義務づけられている。そのため、不動産の売買契約成立前に特定目的借入を行うことは不可能であり、特定目的会社が国や地方公共団体の保有土地売却入札に参加する上での大きな障害となっている。 従って、業務開始届出において、不動産売買契約書の添付が不要となれば、特定目的借入によって入札保証金を調達して応札し、売買契約締結後に業務開始届出を行い、優先出資払込を行うことによって残金を支払い、当該不動産の引渡しを受けることが可能となる。	資産の流動化に関する法律第7条・同法施行規則規則第20条第3項	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開でお願いします。
5084	5084003	(社)不動産証券化協会	3	A	投資法人登録簿の登録事項変更に係る手続きの緩和	登録法人登録簿の登録事項変更に関して、一般事務受託者等の相手方の事由における単なる名称や住所変更等があった場合、これを投資法人が常時確認することは難しいことより、届出期日の2週間以内を緩和されたい。	投資法人登録簿における登録事項に変更が生じた場合、登録事項に関して2週間以内に変更の届出が必要となっている。	施行規則第214条第6号払込取扱機関及び第7号一般事務受託者が単なる名称及び住所の変更並びに第7号一般事務受託者の沿革に変更があった場合、相手方から速やかに変更通知を受理できるとは言えず、また、投資法人自身が相手方の変更等発生を常時確認することは難しい。従って、このような相手方の事由による軽微な登録事項の変更については、届出期日を2週間以内とせず、ある一定の期日(例えば決算期末後3ヶ月以内)にまとめて届出を行うなど実務的な対応が出来るようにされたい。 但し、一般事務受託者や払込取扱機関に関して、投資法人が相手方を変更する場合は、この限りではない。	投資信託及び投資法人に関する法律第191条	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開でお願いします。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5085	5085001	KDDI株式会社	1	A	NTTの在り方	<p>「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)において、「NTTの組織問題については、2010年の時点で検討を行い、その後、速やかに結論を得る」とし、公正競争の根幹に関わるNTT組織問題の検討時期を明示したことは、大きな意味がある。</p> <p>ただし、公正競争の実現に向けた当社の基本的な認識・要望は以下のとおり。</p> <p>・NTT組織問題の検討にあたっては、NTT各社を完全資本分離することによりドミナンス性を排除し、また、NTT東・西のアクセス部門を分離することによりボトルネック性を排除することで、公正競争を徹底し、お客様利便の向上を実現して頂きたい。</p> <p>・また、「ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る」との政府与党合意を踏まえ、抜本的措置により問題を解消するまでの間についても、NTT東・西のネットワークの一層のオープン化を実現するための必要な措置を行政において着実に実行して頂きたい。</p>	<p>(ドミナンスへの対応)</p> <p>特殊会社である持株会社が統轄するNTTグループは、傘下の事業会社の経営一体化により、グループ市場支配力を維持(統一ブランドの継続利用、グループ内の人事/情報の共有等)。</p> <p>特に、同じく特殊会社であり、公社時代に構築したボトルネック設備及び営業面での顧客基盤を継承するNTT東西と、過半のシェアを有するNTTドコモの間で、強固な連携を推進中。</p> <p>(ボトルネックへの対応)</p> <p>ボトルネック設備を有するNTTは、競合する他の中継事業者との接続に消極的であったため、他事業者との接続を必要とする事業形態に再編成。</p> <p>しかしながら、NTT東西の設備管理部門から見て、設備利用部門と他事業者との同等性を確保するルールが不十分なため、固定通信分野ではNTT東西の市場支配力が圧倒的。</p>	<p>(ドミナンスへの対応)</p> <p>持株会社統制下での経営一体化によるグループ市場支配力により、グループ内外での全事業者との公正な競争が阻害され、市場が活性化されない。</p> <p>(ボトルネックへの対応)</p> <p>IP時代に更に強まるボトルネック独占性の弊害により、アクセス領域での真の公正競争を実現できない。近年のIP化の進展により、競争領域が中継からアクセス領域に移行しつつあり、NTT東西の設備管理部門からみた同等性が強く望まれる。</p>	<p>日本電信電話株式会社等に関する法律</p> <p>電気通信事業法</p> <p>総務省電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について」</p> <p>日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針</p> <p>規制改革推進3カ年計画</p> <p>規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申</p>	総務省内閣府	
5085	5085002	KDDI株式会社	2	A	電気通信役務利用放送事業者が行う光ファイバを用いたIPマルチキャスト放送(以下、「IPマルチキャスト放送」)による地上放送等の同時再送信に関する著作権上の位置付け	<p>IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信を著作権法第2条第1項第9号の2の「有線放送」と同じ位置づけにして頂きたい。</p>	<p>IPマルチキャスト放送事業者は、電気通信役務利用放送法により、総務大臣からの登録を受け放送業務を行うことが認められている。</p> <p>IPマルチキャスト放送により、地上放送等の同時再送信を実現するためには、IPマルチキャスト放送が、著作権法上の「有線放送」と位置づけられる必要があるが、現時点では、「有線放送」と位置づけられていない。</p>	<p>IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラの活用を円滑に行うために、IPマルチキャスト放送での地上放送等の同時再送信を実現するには、現行著作権法上の「有線放送」と位置づける必要がある。</p> <p>IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信が、「有線放送」と扱われれば、権利者団体等との包括的な権利処理が可能となる。しかしながら、現状の「自動公衆送信」の扱いのままでは、すべての権利者から個々に事前許諾を得る必要があり、事実上、地上放送等の同時再送信が実現できない。</p> <p>なお、米国、英国、フランス、イタリア等の諸外国においても、既にIPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は実施されている。</p>	<p>著作権法</p> <p>電気通信役務利用放送法</p>	文化庁長官官房、総務省地域情報通信政策局、情報通信政策局内閣官房(知的財産戦略本部、IT戦略本部)	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5086	5086001	損害保険労働組合 連合会	1	B	生命保険の構成員契約規制の撤 廃	構成員契約規制は、過剰な事前販売規制と言わざるを得ないことから、早期に規制を撤廃して頂きたい。	自由化・規制緩和の進展は、生損保の相互参入を実現し、クロスマーケティングを通じた競争の促進、消費者の期待に応える商品・サービス提供を目指してきた。また一方で、銀行窓販の解禁をはじめ、多様な販売チャネルの実現は、購入窓口の拡大といった消費者利便の拡充の観点から、着実にその進展が見られているところにある。 しかしながら構成員契約規制によって、企業の役職員は、一部商品に限って当該企業代理店を通じた契約締結が認められていない。これら企業代理店は、ニーズに適った多種多様な商品を取り扱うなど、役職員の福利厚生サービスの一翼も担っているなか、本規制の存在は選択肢の制限に他ならない。商品や購入ルートなど、消費者の選択肢を十分に確保すべく、規制緩和の進展が図られてきている状況においては、本規制は、職制を通じた圧力募集の懸念を過大に評価しているものといわざるを得ない。	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集が生じかねないとの観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き制限されている。しかしながら、そもそも圧力募集は、保険業法において禁止行為と規定されていること。行政においては事前規制から事後チェック型への転換が進み、不適切な募集に対する措置策も講じられているなかで、圧力募集への虞を前提として一切の販売禁止を措置することは、もはや過剰な規制であること。第二分野(損保商品)、及び第三分野(生保・損保商品)については既に販売可能とされているなか、第一分野商品のみ販売規制とすることについて、合理的な理由が存在しないこと。銀行における保険窓販においては、本規制の存在によって顧客に勤務先等の質問を行わざるを得ないが、プライバシーに関わるなど顧客対応上も好ましい措置とは言えず、さらに円滑な募集実務を却って阻害している虞があること、などの理由から、本規制を見直す必要性は一層高まっている。 より着目すべきは、販売者による説明責任の着実な履行と、不適切な募集に対する苦情対応等も含めた適切な事後措置を講ずることである。よって今日的な取引ルールの整備といった観点から、懸念される圧力募集に対する弊害防止策など、消費者保護に留意したうえで、本規制を早期に撤廃する必要があるものと考えらる。	保険業法第300条 1項9号 同施行規則第234 号1項2号	金融庁	
5086	5086002	損害保険労働組合 連合会	2	B	保険会社本体の業務範囲の拡大	保険会社本体における「付随業務」「その他付随業務」についての現行規定を見直し、対象業務の拡大を図って頂きたい。 信託契約代理業務 投資信託委託会社が行う投資商品の商品提案等の業務の代理	保険商品に関連する信託業サービスを提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。 保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士の需要と供給をマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。	保険会社は、顧客の様々なリスクを軽減するといった観点から、既に顧客の資産運用、管理等に係っており、以下の業務との強い関連性・親近性を有している。については、保険会社の有するノウハウ等の活用による、より高度な顧客サービスの実現や顧客の利便性向上といった観点も踏まえ、保険会社本体における業務範囲の拡大を図って頂きたい。	保険業法98条1項1 号 同法施行規則51条	金融庁	



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5086	5086003	損害保険労働組合 連合会	3	B	保険子会社対象会社の業務範囲 の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、 身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、ある いは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利 用者が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の 取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。		来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関す るコンサルティング(ロスコントロール・ロスプリベンション業 務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福 祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社では行ってい るが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿っ た形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必 要となることがある。こうしたサービスの提供や業務の実施の 一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売 の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観 点から望ましいと考える。	保険業法第106条 第2項第2号 保険業法施行規則 第56条の2第2項第 8号および第9号	金融庁	
5086	5086004	損害保険労働組合 連合会	4	B	交通事故証明書の交付の電子発 行	交通事故証明書を電子的に発行、ないしは記載内容を電 子的に確認できるよう、検討を進めてほしい。	損害保険業の事故処理現場においては、交通事故証明 書の取り付けに時間がかかることによって、迅速な保険 金の支払いに悪影響を与えているケースがある。発行 を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転 センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービス の向上に繋がる。	交通事故証明書の取得については、書面による申請・交付と されており、その一連の手續に相当の事務ロードがかかり、 非効率な実態にある。ついては、行政手續の電子化を一層 進め、交通事故証明書の電子的発行を可能にする、ないしは 記載内容を電子的に確認し得るよう、検討を進めて頂きた い。	自動車安全運転セ ンター法	警察庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5086	5086005	損害保険労働組合 連合会	5	B	民間保険会社による診療報酬明 細書の電子的取り付け	診療報酬明細書の電子化を早期に実現するとともに、本人 同意に基づき、保険会社等第三者による電子的取り付けを 促進するよう検討を進めて頂きたい。	同右	自賠責保険の支払いに際しては、診療報酬明細書を徴求し、 これを確認しているが、その殆どが紙ベースでの取り付けで あるとともに、取り付けには一定の時間を要することから、保 険金の迅速な支払いにも影響を及ぼしている。医療分野にお けるIT化推進の一環として、カルテ・診療報酬明細書発行等 の電子化が行われることになっており、医療関係機関、審査 支払機関、保険者については、原則全てのレセプトをオンライ ンで提出・受領することが検討されているが、民間保険会社 による電子的取り付けが促進されるよう、その対策について 検討を進めて頂きたい。	療養の給付、老人 医療及び公費負担 医療に関する費用 の請求に関する省 令第3条 等	厚生労働省	
5086	5086006	損害保険労働組合 連合会	6	B	自賠責保険の実務に関する各種 規制の緩和	異動手続き申し込みを受けた場合、証明書に直接異動 事項を記載するのではなく、後日、異動承認書を発行する 事務処理を可能とするようにして頂きたい。 検査対象車種について、当該契約の終期にかかわら ず、他の契約が車検期間を満たしている場合は、当該契約 を解約できることとして頂きたい。	異動手続きの利便性向上により、迅速な異動手続きが 可能となり、結果、契約者の利便性向上につながる。	自賠責保険の異動手続きは証明書に直接異動事項を記 載することとなっているが、異動承認書の発行により、契約者 が異動手続き期間中でも車両運行が可能となるなど、異動手 続きの利便性が向上し、迅速な異動手続きが可能となる。効 率的な事務処理を可能とするよう検討して頂きたい。 検査対象車種については、解約されない自賠責が車検期 間を満たしていることを前提とすれば無保険車が発生するこ とは考えられず、重複契約の解消と契約者の利便性も向上 することから、当該事務処理を可能とするよう検討して頂き たい。	自賠法第7条第 2項 自賠法第20条 の2第1第三号	国土交通省 金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5086	5086007	損害保険労働組合 連合会	7	B	確定拠出年金の制度拡充	確定拠出年金制度について、以下の制度拡充を検討して頂きたい。 専業主婦・公務員を加入対象とし転職時のポータビリティを向上させる 一定の要件を満たす場合は、別途課税等の対処を講じたうえで年金資産の取り崩しを認める 企業拠出に対する個人の上乗せ拠出を認める 拠出限度額のさらなる引き上げをはかる 10年間の通算加入者期間による受給開始年齢の制限を撤廃し、確定拠出年金の老齢給付金の支給要件を緩和する	確定拠出年金の制度普及が図られる。従業員の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	新たな企業年金制度として導入された確定拠出型年金制度については、当該導入企業退職時のポータビリティが不十分であるほか、年金資産の中途引き出しが60歳までは高度障害時を除き不可とされているなど、老後の生活保障の確保の手段として、また資産形成の手段の一つとしては、不十分な点が多く存在する。ついては、制度面の拡充をはかるべく、検討を進めていただきたい。	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第19条、第20条、確定拠出年金法施行令第11条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第33条	厚生労働省 財務省 金融庁	
5086	5086008	損害保険労働組合 連合会	8	B	盗難自動車の不正輸出防止策の 強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、輸出通関時のチェックを強化する。コンテナ詰込み時におけるチェックを強化する。インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止などの対策を講じて頂きたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う。不正輸出を防御するため、輸出貨物積み込み時に、公認検数検定機関による厳正な現物確認・施封を実施する。罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築することをお願いしたい。	道路運送車両法第15条の2 関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5086	5086009	損害保険労働組合 連合会	9	B	事故発生時の飲酒事実調査の強化、ならびに、飲酒の事実の交通事故証明書への記載	飲酒運転による交通事故防止の観点から、夜間発生事故等での飲酒事実調査を一層強化するとともに、不正・不当請求を排除する観点から、飲酒の事実を事故証明書に記載して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな牽制効果が働き、ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。 また、飲酒の事実の交通事故証明書の記載によって、不当・不正な保険金の受け取りといった保険犯罪の防止に繋がるとともに、飲酒運転に対する抑制効果が高まるものと考えられる。	飲酒運転事故は、政府・警察等の積極的な防止策(広報や取り締まりの強化)の実施により着実に減少しているが、依然として死亡事故を含めた重大な交通事故を引き起こすなど社会問題化している実態にある。交通事故発生時における飲酒事実の調査・確認は法的に規定されていないものの、特に夜間発生事故に際して調査を強化することは、飲酒運転への大きな牽制効果が働くほか、結果として死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がるものと考えられる。また、個人情報保護法の施行の影響などによって、保険会社による飲酒の事実調査が困難になる局面が生じている。飲酒の事実を偽って車両保険金を受け取るなどの保険犯罪を防止し、飲酒運転の抑制効果を高めるためにも、飲酒の事実の交通事故証明書への記載を検討していただきたい。	道路交通法	警察庁	
5086	5086010	損害保険労働組合 連合会	10	B	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険業法において、保険会社は、資産(株式・外貨建資産・不動産等)毎に総資産等に対する保有比率が定められているが、この資産別運用比率規制を撤廃して頂きたい。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	資産運用規制は、保険契約者の利益を損なわない目的を有する一方で、金融システムや市場の変化等に対する機動性に欠けるとともに、契約者の利益にも繋がる収益性の追求といった面からは運用の選択肢を狭めていると言わざるを得ない。資産運用は保険会社の自主ルール等によるリスク管理によって行われるべきものであり、かつオフサイト・モニタリングも導入されているなか、もはや一律の事前規制は適当ではないものと考えることから、資産別運用比率規制については早期に撤廃して頂きたい。	保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	金融庁	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5087	5087001	今治造船株式会社	1	A	工場立地法における工場等の立地に関する準則による緑地面積率等の緩和	工場立地に際しては、緑地面積率10%以上、環境施設面積率15%以上に改正されたい。		工業用地として埋立てられた地域については、住宅と分離しており、周辺環境への影響が比較的少ないと考えられることから、緑地面積率の緩和が全国的に実現できるような改正内容としてほしい。	工場立地法第4条、第4条の2	経済産業省	
5088	5088001	個人	1	A	納税猶予農地等の無償譲渡を行った場合の税免除	農地等について、農業を引き継ぐ推定相続人が贈与を受けた場合には贈与者が死亡または20年経過のいずれか早い日まで当該相続税の納税がそれぞれ猶予され、猶予期限まで経過した贈与税は免除されることとなっているが、猶予期限経過以前に農地等を譲渡した場合には贈与税又は相続税が賦課される。 納税猶予農地等が公共用地として無償譲渡(ただし全筆提供は除く)した場合の贈与税、相続税及び利子税の免除を措置する。		農地所有者として、農地を無償提供し土地改良事業を行ないたいが、当該地のような税法上問題の土地があれば、どうしても協力できないという所有者が生じ、道路整備を断念しなければならぬ。本提案が実現すれば、周辺の農地所有者が協力して土地改良事業の道路整備(農道)を進めることが出来る。残地があれば猶予額が当該残地に対するものと考えられる。	租税特別措置法第70条の4第1項 租税特別措置法第70条の6第1項 租税特別措置法第70条の7第1項～第4項	財務省 農林水産省	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089001	生命保険協会	1	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		<p>・保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>・生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。</p> <p>・なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>	保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。
5089	5089002	生命保険協会	2	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		<p>・顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である</p> <p>・現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。</p> <p>また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。</p>	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条  金融商品取引法	金融庁総務企画局市場課・企画課	<p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、媒介)を行うことはできない。</p> <p>投資顧問契約等の締結の代理・媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089003	生命保険協会	3	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		<p>・年金基金等を中心とする投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化しており、不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待も高まっている。</p> <p>・保険会社が本来業務である資産運用の一環として行う不動産投資は、一般的にオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであるが、予定利率をカバーするための収益性を追求する必要があることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を勘案のうえ、投資判断を行っている。その判断において必要とされる不動産価値の分析能力は、まさしく不動産投資顧問業登録規程に定められる「投資判断」に必要な能力と同様であると考えられる。</p> <p>・また、生命保険会社においては、不動産投資を行うにあたり、社内のリスク管理規程等に基づいたリスク管理体制を構築しており、収益状況を適切に管理している。その運用方針は長期安定性が原則であるが、ポートフォリオ全体の質の向上を目的に適宜、個々の保有不動産について、投資対象としての採算性・適格性を十分に勘案したうえで入替えを行っているため、キャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも十分有している。</p> <p>・最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づく不動産投資を行っており、このような判断は、まさに不動産投資顧問業務の根幹を成すものと言える。従って、保険会社の本業との親近性においても問題はない。</p> <p>・また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投資はいずれも保険会社の本来業務としての資産運用業務の一環であり、蓄積された運用ノウハウとその活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務の本業との親近性は同等と考えられる。</p> <p>・さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために不</p>	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7、保険会社向けの総合的な監督指針-2-3-1(2)	金融庁総務企画局企画課	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。
5089	5089004	生命保険協会	4	A	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。		<p>・昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピノフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。</p> <p>・また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。</p> <p>・保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。</p> <p>・なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。</p>	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定的であり、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。</p> <p>また、投資時点ではその対象であって、10%超の投資を行った企業についても、その後の企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089005	生命保険協会	5	A	共済事業にかかる契約者保護 ルールの整備	消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済計理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と統合的な規制を整備する。 また、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定する。		<p>・「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待が変わりはなく、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、左記の消費者保護のための規制は必要不可欠である。</p> <p>・現行、通知に規定されている規制は、法的実効性に欠けるうえ、改正の際にパブリックコメント手続に付されないなど、行政の透明性に欠けている。</p> <p>・18年4月施行の改正保険業法により、根拠法のない共済については、特定・不特定を相手方とするかどうかに関わらず、消費者保護ルールの抜本的な整備が図られることを踏まえれば、少なくともこれらの制度の整備状況と平仄を合わせ、消費生活協同組合法についても抜本的な改正を検討する必要がある。</p> <p>・なお、金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」においても、農業協同組合法、中小企業等協同組合法以外の制度共済について「特に幅広く募集を行っているものについては、利用者保護のための適切な措置(販売・勧誘ルールの整備など)を講ずることが望ましい。」と指摘されている。</p>	消費生活協同組合法等	厚生労働省社会援護局地域福祉課等	根拠法のある共済は、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っているが、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性が取れていない。特に消費生活協同組合法については、保険業法、農業協同組合法及び今国会に提出された中小企業等協同組合法改正案と比較し、健全性規制、募集規制等の契約者保護ルールが不十分な内容となっている。また、具体的なルールは法令ではなく通達に規定されている。なお、保険業法、農業協同組合法等と異なり、消費生活協同組合法に基づく共済は今国会に提出されている金融商品取引法における利用者保護規制内容横断化の対象ともされていない。
5089	5089006	生命保険協会	6	A	保険会社本体による信託業務の 実施	保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。		<p>・保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。</p> <p>・なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。</p>	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条	金融庁総務企画局企画課	本体での信託業務は保険金信託に限定されており、幅広く信託業務を行うことができない。



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089007	生命保険協会	7	A	保険会社又はその子会社による株式又は持分の取得制限の例外取扱いの範囲の拡大	<p>保険業法施行規則第57条、58条の2に列挙される事由に以下を追加いただきたい。</p> <p>「保険会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得又は保有であって、当該会社が現に行う業務に関連する業務を新たに行うことにより当該株式又は持分の価値の増加が見込めるもの」</p>		<p>・左記の事由を追加すれば、保険会社と取引関係にある保険会社の子会社等を対象とする保険会社グループの再編成にあたって、あらかじめ(原則1年以内)当該子会社等が現に行っている保険業法第106条第1項各号の子会社対象会社の業務に加えて「これに該当しないが関連する業務(当該子会社等が蓄積してきたノウハウを活用できる業務)」を営むことにより企業価値を高めたうえで、その株式等をグループ外に譲渡する等の対応が可能となり、保険会社グループの柔軟な再編成に資する。</p> <p>・なお、保険会社の子会社等の業務範囲等については、「保険会社の経営の健全性を確保するため、グループ全体としてのリスク管理を行う必要があること」、「のリスク管理を遂行するためには、財務のディスクロージャーによる市場規律の働(範囲と監督当局の規制対象を整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止の観点も踏まえ業務範囲規制を課す必要があること」との考え方にに基づき、「保険会社向けの総合的な監督指針」に規定されている。</p> <p>平成10年1月、金融制度調査会において取りまとめられた「銀行グループのリスクの管理等に関する懇談会報告書」においては、上記「と趣旨の内容が謳われているとともに、「銀行持株会社グループについては、既に法制化されており、(中略)親子会社グループについても、銀行子会社を含め同様の業務範囲とすることが適当である」旨を提言しており、親子会社グループに係る業務範囲規制については、上記「の要請を充足するために、持株会社グループに係る規制と同様の規制とすることが適当としている。</p> <p>現在、保険持株会社は、内閣総理大臣の承認を条件に法第271条の22第1項各号所定の業務以外の会社についても子会社とすることができることとされていることから、少なくとも親子会社グループにおいて業務範囲規制の一部適用除外を認めることは上記「の趣旨にも整合的である。</p>	<p>保険業法第106条、第107条 保険業法施行規則第57条、第58条の2</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>	<p>保険業法第106条第3項及び第107条2項は、保険会社又はその子会社が子会社対象会社以外の会社を子会社とできる事由及び国内の会社の基準議決権数を超過して株式又は持分を取得できる事由を、「保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由」に限定している。この規定を受けて、保険業法施行規則第57条及び第58条の2第3号は、それぞれ当該事由を列挙している。</p>
5089	5089008	生命保険協会	8	A	確定拠出年金制度における支給要件の緩和	<p>・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく、支給要件を緩和する。</p> <p>・かかる要望が実現しない間であっても、企業型から個人型に移行した者であって、第3号被保険者等個人型に拠出できない者について、中途脱退の要件である資産にかかる基準を現行の50万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げていただきたい。</p> <p>・また、退職時の企業型で中途脱退の要件である資産にかかる基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げていただきたい。</p>		<p>・昨今の雇用の流動化を背景に退職時の資金ニーズは今後より一層高まることが予想され、特に退職金規定からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる制度普及を促進するためにも、支給要件の緩和は非常に有効である。</p> <p>・企業年金制度は一般的に退職金制度からの移行となっているのが現状であり、厚生年金基金、確定給付企業年金等の企業年金制度では中途脱退に伴う給付が認められている。これらの制度との整合性の欠如から、円滑な制度間移行および制度普及の障害となっている。</p> <p>・なお、中途脱退の要件については、平成17年10月に、資産が少額の場合は運営管理手数料等で資産が減少する状況にあることを理由として一定の緩和が図られたが、現行の基準では、なおその趣旨を実現するのに不十分であり、更なる緩和が必要である。</p> <p>・また、企業型から個人型に移行後、掛金拠出を認められている者が掛金を拠出するかは任意であるから、個人型での掛金拠出が認められているか否かによって、中途脱退の要件である資産にかかる基準に差異を設けるのは合理的でない。</p>	<p>確定拠出年金法第28条、第33条 確定拠出年金法附則第2条の2、第3条</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・企業型において、退職しても60歳に到達するまで受給できない。</p> <p>・企業型から個人型に移行した者であって、第3号被保険者等個人型に拠出できない者については、資産が少額の場合(50万円以下)に脱退が認められている。また、資産が極めて少額(1.5万円以下)の者は、個人型に移行することなく退職時に企業型で脱退を認められている。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089009	生命保険協会	9	A	確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給要件等の緩和	<p>65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能としていただきたい。</p> <p>60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能としていただきたい。</p> <p>50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能としていただきたい。</p> <p>加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能としていただきたい。</p> <p>老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額について、老齢給付金の受給権者になったときに支給する給付の現価相当額と支給開始時点で比較する取扱いを認めてほしい。</p>		<p>既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金支給を制限されることは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者について、50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。</p> <p>年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができる。</p> <p>加入期間が20年以上の場合であっても、年金受給の資格を付与しないで、一時金だけの設定をしたいニーズが強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。</p> <p>老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金を繰下げる際に、付利は要件とされていないため、取扱いの緩和により適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。</p>	<p>確定給付企業年金法第36条、第41条</p>	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	<p>&lt;支給年齢要件&gt; 老齢給付金の支給開始は60歳～65歳の到達日(50歳以上で退職した場合は退職から年金受給が可能) 年齢50歳0ヶ月で退職した場合は即座に年金開始が可能であるが、年齢49歳11ヶ月で退職した場合は年齢60歳まで年金開始をすることができない。 企業の定年年齢が65歳を超える場合は、在職中の年金開始とせざるを得ない。 企業の定年が、例えば年齢満60歳の誕生日以降に到来する3月末日であるような場合、年金開始は在職中の60歳に達した時またはそれ以降65歳までの年齢に達した時となり、定年退職直後から年金開始を行うことができない。</p> <p>&lt;加入期間要件&gt; 老齢給付金は少なくとも加入20年のものには年金の受給資格を付与しなければならないため、加入20年以上であれば中途脱退者にも年金受給の資格を付与しなければならない。(一時金のみ設定したいというニーズが高い)</p> <p>&lt;脱退一時金の額&gt; ・老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額は、その者が老齢給付金の受給権者になったときに支給する給付の現価相当</p>
5089	5089010	生命保険協会	10	A	中小企業退職金共済制度からの確定給付企業年金への移行の弾力適用	<p>中小企業者が確定給付企業年金制度を実施する場合にも、中小企業退職金制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金に充当することを認めていただきたい。</p>		<p>企業のアライアンスが活発化している現状において、中小企業者が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。中小企業退職金共済契約を実施している中小事業者が確定給付企業年金を実施している中小事業者と合併するなど、確定給付企業年金に解約手当金を充当したいとするニーズがある。</p>	<p>中小企業退職金共済法第17条</p>	厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課 年金局企業年金国民年金基金課	<p>現在、中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行は中小企業退職金共済制度実施事業主が中小企業者に該当しなくなったときのみ認められている。</p>



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089013	生命保険協会	13	A	確定拠出年金制度の加入者資格喪失年齢の引上げ	確定拠出年金の加入者資格喪失年齢について、労使合意に基づく柔軟な設定を認め、現行の資格喪失年齢(60歳)からの引上げが可能となるようにしていただきたい。		公的年金の支給開始年齢の引上げや高齢者雇用安定法改正等により、60歳以降の就労機会は拡大しているにもかかわらず、確定拠出年金については60歳到達により一律に加入者資格を喪失することとなっている。	確定拠出年金法第11条第6号	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	確定拠出年金の加入者は60歳に達したときに資格を喪失することとなっている。
5089	5089014	生命保険協会	14	A	確定拠出年金制度の企業型における掛金の納付期限の弾力化	特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の納付期限の弾力化を図っていただきたい。		・システムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により、当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できなかった場合、当月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、納付期限が翌月末に限定され、何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であると考えられる。	確定拠出年金法第21条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089015	生命保険協会	15	A	確定拠出年金制度の企業型における掛金の払込方法の弾力化	確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払込むことが可能となるよう払込方法の弾力化を図っていただきたい。		・収納事務の効率化により、運営コストの削減に資する。 ・また、確定給付企業年金では、事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められており、他の年金制度との整合性を図る必要がある。	確定拠出年金法第19条、20条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型では、事業主は、一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で、各月につき掛金を拠出することとされている。
5089	5089016	生命保険協会	16	A	確定拠出年金の規約変更手続きの簡素化	平成17年10月の確定拠出年金法改正により脱退一時金相当額等の移換に関する事項(法第54条の2第1項)について、新たに規約に定めることとなったが、このような関係法令の改正により義務付けられる規約の変更については、届出による変更を認めていただきたい。		平成18年3月に、事業主等の増加・減少を伴わない事業主の名称・住所の変更等について労働組合等の同意を不要とする取扱いが認められ、規約変更手続きの簡素化が一定程度図られたが、現在届出による規約変更が認められている軽微な変更以外の変更について、全て厚生労働省の承認を要することは、事業主等にとって大きな負担であり、更なる手続きの簡素化を図る必要がある。	確定拠出年金法第3条・第5条・第6条 確定拠出年金法施行令第3条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	企業型の規約の変更には、確定拠出年金法施行規則に定める軽微な変更の場合を除き、厚生労働省の承認が必要である。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089017	生命保険協会	17	A	確定拠出年金制度における企業型年金加入者の資格喪失時の取扱いの弾力化	企業再編に伴う厚生年金適用事業所の統廃合等の場合、消滅事業所の加入者や実施事業所が変更となる加入者は加入者資格を喪失することとなるが、退職給与規定の改正・廃止により資産管理機関に移換する資産のうち、これらの加入者に係る未移換分については、当該加入者が同一規約内に留まる等実質的な変更がないと考えられる場合には、一括移換の対象外とし、従前の分割移換を継続できるようにしていただきたい。		退職給与規定の改正・廃止により資産管理機関に移換する資産のうち、これらの加入者に係る未移換分について一括移換が必要となると、企業の資金繰りに影響が及ぶことがあり、会社再編等の障害となることがある。	確定拠出年金法第11条 確定拠出年金法施行令第22条第1項第5号	厚生労働省年金局企業年金課 国民年金基金課	退職給与規定の改正・廃止により資産管理機関に資産を分割移管することが可能とされているが、その分割移管中に企業再編に伴う厚生年金適用事業所の統廃合等が生じた場合、消滅事業所の加入者や実施事業所が変更となる加入者は、加入者資格を喪失することとなるため、これらの加入者に係る未移換分を一括して移換しなければならない。
5089	5089018	生命保険協会	18	A	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。</li> <li>・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。</li> <li>・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。</li> <li>・信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。</li> </ul>	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	金融庁総務企画局企画課	保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5089	5089019	生命保険協会	19	A	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の確保	株式譲渡制限会社が、株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受領した日から買取の請求締切日まで)を1週間程度確保して頂きたい。		特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の原則5日前までに請求しなければならないため、当該判断を極めて短期間に行わなければならない、郵送の状況によっては、権利を行使できないケースも起き得る。 会社法施行規則において、定款で5日間を下回る期間を定めることができる旨が規定されているものの、機関投資家サイド等から買い取り請求期間が確保された定款とするように促し実現させることは困難である。このため、その他株主が買取を求められることができるとする制度の趣旨が活かされない場面が生じる。	会社法第160条第2項、同第3項、同法施行規則第29条	法務省	会社法において、株式譲渡制限会社においては、株主総会の招集通知の発送期限は、総会開催日の原則1週間までとなっている。一方、株式会社が株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際、他の株主は総会開催日の原則5日前までに自らも買取対象に含めることを請求できる。
5090	5090001	電子申請研究センター	1	B	商業法人登記手続・オンライン手続に行政書士用電子証明書が利用できるよう認めてもらいたい	オンライン商業・法人登記手続で利用できる電子証明書に行政書士用電子証明書を認めていただきたい。特に代理人として手続できる者の電子証明書として認めていただきたい。登記手続でのいわゆる出頭主義は廃止され、オンラインや郵送での手続が可能となっています。登記法上も代理人を特定する規定はありません。どなたも代理人になることができます。行政書士が代理で手続すると「違法」であり、一般人が代理で手続すると適法という規制が極めて解りにくいシステムとなっています。	現行のオンライン商業法人・登記手続で利用できる民間認証事業における特定認証業務の電子証明書では、日本認証サービスの証明書、司法書士電子証明書が認められている。これの電子証明書を利用することで代理人として手続が可能である。そこで、民間認証事業での特定認証業務の電子証明書である「行政書士用電子証明書」も利用できるようにすれば、オンライン登記手続の普及に寄与するのみならず、申請人本人の利便性に資することとなります。既に行政書士は会社設立での電子定款に発起人の代理人として行政書士用電子証明書を利用して電子署名しています。電子公証サービスで利用できるとして法務省告示されています。	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)では、商業法人登記手続の行政書士への開放について「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討する。」とあります。この検討の前段において、オンライン商業法人・登記手続では行政書士用電子証明書の利用を認めても、現行法上なら不都合も無いと考えられ、早急に結論をいただきたい。	司法書士法	法務省	平成17年法務省告示第二百九十二号にて、「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成十三年法務省令第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件(平成十三年法務省告示第五百六十五号)の一部を次のように改正する。」とされビジネス認証サービスタイプ1-G(平成15年総務省・法務省・経済産業省告示第6号)行政書士用電子証明書が規定された。

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5091	5091001	個人	1	B	民間事業者による一般信書便事業参入の許可の基準の緩和等	<p>中央省庁等改革の一環として、「民間事業者による信書便等の配達に関する法律(信書便法)」が制定・施行され、それまで国(現郵政公社)に独占されていた信書の送達について、一定の基準を満たせば民間事業者も参入できるようになった。しかしながら、約10万本のポスト設置をはじめその他の高い参入障壁からいまだに一般信書便事業への参入が申請・許可された例はない。このため、小泉総理の指示を受け竹中総務相の私的懇談会「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」が参入規制の緩和の検討を開始し、6月20日に報告書案を公表した。</p> <p>ここでは、一般信書便事業について、ポストに変わる対面による引き受け方法等を認める、事業者によるポスト等の郵便網の利用を可能とする、複数の事業者による全国サービスを認める、等が当面の規制緩和策として提言され、これを受け、総務省は来年の通常国会にも信書便法の改正法案を国会に提出すると報じられている。</p> <p>政府においては、速やかに上記提言に基づき改正法案の立案を急ぐべきであり、その際には、例えば対面引き受け方法を認める条件として一定の資格者等の設置を義務付けることなど、上記提言による規制緩和措置の効果を減じさせようとするようなことは厳に慎むべきである。また、上記煮より新規参入事業者が誕生した際に当該事業者による環境の変化に対応した迅速かつ柔軟な事業展開の阻害となりうる恐れのある事業計画の変更認可制(信書便法第12条)、信書便約款の変更認可制(同法第17条)、信書敏感利規定の変更認可制(同法第22条)やこれらの変更認可の際の審議会への付議(同法第37条)等についても改めてその内容等を検討すべきである。</p>		<p>現在、ヤマト運輸は全国29万箇所取扱店、日本通運は同様のものを全国17万箇所設けている。どちらも過去に一般信書便事業への参入に興味を示したが、総務省令が信書便差出箱以外の引き受け方法を認めていないため参入にはいたっていない。両社とも信書便差出箱は所有していないものの、基準(10万本の差出箱)を上回る取扱店のネットワークを保持しており、それを生かして一般信書便事業への参入は可能である。これら事業者の参入が可能となれば、一般消費者が期待する価格の低下とサービスの質の向上が図られるであろう。また、ヤマト運輸、日本通運のような全国に十分なネットワークを持たない業者に対しても、電気通信事業等の例と同様に、郵政公社の差出箱、集配ネットワークにアクセスチャージを支払い利用することを認めること、ならびに業者間の水平協力に対する認可を緩和することにより、参入業者が増え、業者間競争が活発になり、前述の価格の低下とサービスの質の向上が一層図られることが期待される。これらが、国民の福利厚生・便益となることは言うまでもなく、上記研究会の提言は尊重されるべきである。なお、上記研究会報告書では、「通信の秘密や個人情報の保護...など、利用者が安心して利用できる制度を新規参入業者に義務付けるべきである。」との指摘があるが、これらは新聞報道等にもあるとおり事業者等に守秘義務を課せば足りると考えており、対面式で集荷する場合はその集荷人(コンビニエンスストアの店員等)に何らかの資格取得等を義務付けることは、現在、信書を取り扱う特定信書便事業者にそのような義務を課していないこと、また、それによって信書の秘密が侵されたとの問題が生じていないことから、許されない。</p> <p>また、事業活動の変更認可制、信書便約款の変更認可制、信書便管理規定の変更認可制、これら変更認可の際の審議会への付議については、対面引き受け等の容認に併せた新たな事業形態を考慮すべく、参入に関心を示す事業者の声を聞きながら改めて検討する必要がある。例えば、事業計画の記載事項は、「信書便物の引き受けの方法(信書便差出箱の構造および概観、設置の方針ならびに信書便物の取り集めの方法)等」とされているが、対面引き受けを行う取次ぎ所を「信書便差出箱」同様とみなして、「圏構造および概観、設置の方針が」変更認可の対象とすること、あるいは、信書便管理規定では、「信書便の業務を管理するものの事業場ごとの選任」が対面引き受けのための取次ぎ所を「事業場」とみなしてそれぞれに管理</p>	「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成十四年七月三十一日法律第九十九号)「民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則」(平成十五年一月二十四日総務省令第二十七号)	総務省	
5092	5092001	行政書士法人日本行政手続連絡協議会	1	A	行政書士会への強制入会の撤廃	<p>行政書士法第15条第1項を見直し、都道府県に複数の行政書士団体の設立を認め、行政書士に入会団体の選択権を付与し、憲法21条に掲げる結社の自由に即したものとすることを要する必要がある。</p>	<p>現在の行政書士会の構成員は資格付与の面から見た場合、行政経験に基づく者と、試験に合格した者とに大きく区別される。業務的には兼業者が圧倒的多数を占め専業者は少数派である。役員も多くは兼業者と行政経験で資格付与を得た者であり、共に職域の確保拡大には然程の熱意は感じられない。</p> <p>兼業者と専業者との間及び役員と会員の間には、その意識に大きなギャップがある。行政書士会を複数認めることにより、個々の会員の環境、経験、知識等々に見合った組織を結成しそれぞれの切磋琢磨により、より質の高い組織の発展が望める。</p>	<p>群馬県行政書士会前橋支部において、要望者が職域の確保と拡大の提言をしたら7年間に亘り支部総会の案内状を故意に送付してこなかった。</p> <p>平成15年5月に行われた会長選挙において、立候補した現職会長は、一人住まいの女性会員の住居に押入り投票用紙を持ち去り自身の名前を記入し投票した。</p> <p>会長は、身分関係を伏せて実の娘を職員に採用し、半年近く隠していた。</p> <p>係る一連の不祥事を内部的に解決せず、すべて有耶無耶にしてしまう行為は、強制入会であるが故に役員は現行制度の上に胡坐を掻き綱紀委員会も開かず会員は法律上脱会することもできない。</p> <p>鹿児島県行政書士会は、会長が業務に関し傷害事件を起こし書類送検され、総会は紛糾混乱した。</p>	行政書士法第15条第1項	総務省	<p>平成18年4月8日付け「朝日新聞」鹿児島版26ページ「鹿児島県行政書士会会長、書類送検」</p> <p>平成18年5月26日付け「南日本新聞」第27面「鹿児島県行政書士会総会混乱」</p>



全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革A/民間開放B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5092	5092002	行政書士法人日本 行政手続連絡協議 会	2	A	商業・法人登記の業務を行政書士 に開放を	商業・法人の登記申請は現行において司法書士に与えられた業務であるが、その前提となる定款の認証は、公証人の業務であるが、公証人が席を置く公証人役場は、司法書士法第3条第1項第2号に言う法務局又は地方法務局に該当せず、行政書士法に言う官公署に属する。定款が電磁的記録であっても其の認証は公証人の業務であるが、法務省は告示をもって電子認証は司法書士もできるとの見解を示したが、かように行政書士の業務と司法書士の業務は定かでない	商業・法人登記申請を行う国民の利便性を考慮すれば、その低廉性から来るワンストップサービスの効率性を十分に考慮する必要がある。	商業・法人登記申請の前提条件となる定款作成の業務は本来行政書士の業務であるが、利用者である国民の目から見れば、定款作成には申請業務の知識なくしては十分な定款は作成できず定款の作成知識なくしては申請業務に遺漏が発生する恐れがあるとおり、何故合理性の無い業務負担を維持する必要があるのが可哀しいと思っている。結果的に国民に余分な負担を負わせているものであり改善の必要は充分にある。	司法書士法第3条 第1項第2号	法務省	

x x x x x x x x x x x x x x x